

令和5年度  
包括外部監査の結果報告書

令和6年3月

宮崎県包括外部監査人  
公認会計士 中原 義博



## (本報告書における記載内容等の注意事項)

### 1. 端数処理等

本報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

また、公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。

### 2. 報告書の数値等の出所

報告書の数値等は、原則として宮崎県が公表している資料、あるいは監査対象とした部局や団体から入手した資料を用いている。その場合には数値等の出所は明示しない。但し、これらの数値を使いデータ等を算出し、監査人が分析等を行っている場合はその旨記載している。

報告書の数値等のうち、宮崎県以外が公表している資料あるいは監査対象とした部局から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出所を明示している。

### 3. 指摘事項及び意見

本報告書では、監査の結論を「指摘事項」と「意見」に分けて記載する。

「指摘事項」は、財務に関する事務の執行等において、適当でない事務処理があったと判断された事項(法規等準拠性)に該当するものである。これらは、県として速やかに措置する必要があると判断した内容である。

また、「意見」は、法規等準拠性の問題は認められないものの、最少の経費で最大の効果を上げる努力の面で検討が望まれる事項や組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれる事項等(経済性、効率性及び有効性に関する事項)に該当するものである。ただし、経済性、効率性及び有効性に関する事項についても、重要性が高いと監査人が判断した場合には「指摘事項」としている。

# 目次

第1 包括外部監査の概要 .....	1
1. 外部監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件.....	1
3. 特定の事件として選定した理由 .....	1
4. 外部監査の視点と方法.....	2
5. 外部監査の実施期間 .....	2
6. 監査実施者.....	2
7. 利害関係 .....	2
第2 監査対象の概要.....	3
1. 宮崎県における災害の概要.....	3
2. 県における防災関連計画の概要.....	5
3. 県における防災事業の概要.....	22
4. 監査対象とした事業等 .....	27
第3 宮崎県地域防災計画に関する監査の結果及び意見.....	32
1. 宮崎県地域防災計画の概要.....	32
2. 監査の結果.....	34
第4 個別防災事業に関する監査の結果及び意見 .....	37
1. 防災情報システムのデジタル強靱化事業(危機管理課).....	37
2. 災害対応車両整備事業(危機管理課) .....	40
3. 県庁 BCP 推進事業(危機管理課) .....	43
4. 大規模災害に備えた減災・応急体制強化支援事業(危機管理課) .....	46
5. 大規模災害に備えた燃料備蓄・供給体制整備事業(危機管理課) .....	48
6. 霧島山警戒避難体制整備事業(危機管理課) .....	51
7. 減災力強化推進事業(危機管理課).....	56
8. 自助・共助・公助で命を守ろう！防災力強化事業(危機管理課).....	59
9. 災害対策本部運用体制整備事業(危機管理課).....	70
10. 総合防災訓練強化事業(危機管理課).....	73
11. みやざき消防力強化・支援事業(消防保安課).....	77
12. 消防学校運営費(消防保安課).....	79

13. 災害時健康危機管理・福祉支援体制整備事業(DWAT 分)(福祉保健課).....	82
14. 災害拠点病院等人材強化事業(医療政策課).....	84
15. 災害医療人材育成事業(医療政策課).....	88
16. 人とペットの防災力パワーアップ事業(衛生管理課).....	91
17. 企業の災害対応力強化・ゼロカーボン化促進事業(環境森林課).....	93
18. 災害時アスベスト飛散防止対策事業(環境管理課).....	96
19. 硫黄山河川白濁対策推進事業(環境管理課).....	98
20. 盛土防災総合推進事業(技術企画課、自然環境課).....	100
21. 宮崎県森林整備事業(造林)(森林経営課).....	102
22. 外国人材受入環境整備事業 防災・防犯メールの多言語化(国際・経済交流課).....	104
23. 県営ため池等整備事業(国富町加藍尾上下池地区)(農村整備課).....	107
24. 県営ため池等整備事業(高千穂町押方地区)(農村整備課).....	109
25. 県営水質保全対策事業(農村整備課).....	111
26. 水産基盤(漁港)整備事業費(漁港施設機能強化事業・門川漁港)(漁業管理課).....	113
27. 水産基盤(漁港)整備事業費(漁港施設機能強化事業・宮之浦漁港)(漁業管理課).....	115
28. 土砂災害対策道路事業(国道 268 号宮崎市浦之名)(道路保全課).....	117
29. 土砂災害対策道路事業(国道 265 号西米良村上米良)(道路保全課).....	120
30. 大規模特定河川事業(広渡川)(河川課).....	122
31. 広域河川改修事業(広渡川)(河川課).....	125
32. 公共砂防事業費(火山噴火緊急減災対策事業)(砂防課).....	129
33. 公共砂防事業費(城屋敷川)(砂防課).....	131
34. 公共砂防事業費(桑水流川3)(砂防課).....	134
35. 公共砂防事業費(なが迫谷)(砂防課).....	136
36. 公共砂防事業費(大藪 2 地区)(砂防課).....	138
37. 公共海岸保全港湾事業(防災・安全交付金 外浦港海岸)(港湾課).....	141
38. 公共海岸保全港湾事業(津波対策緊急事業 古江港海岸)(港湾課).....	143
39. 木造建築物等地震対策加速化支援事業(建築住宅課).....	145
40. 学校と地域がつながる安全教育推進事業(人権同和教育課).....	148
<b>第5 令和 4 年度に発生した災害対応に関する監査の結果及び意見.....</b>	<b>151</b>
1. 令和 4 年台風第 14 号による被害の概要.....	151
2. 令和 4 年台風第 14 号に関する災害応急対策.....	152
3. 令和 4 年台風第 14 号に関する災害復旧・復興対策に係る個別事業に対する監査の結果及び意見.....	158

台 1. 県有施設災害復旧費(財産総合管理課、農業普及技術課) .....	158
台 2. 災害弔慰金(福祉保健課) .....	162
台 3. 商工業者再建支援補助金(商工政策課) .....	164
台 4. 農林水産業共同利用施設災害復旧事業(農政企画課) .....	166
台 5. 災害復旧予算(国費)(農村整備課) .....	169
台 6. 被災産地営農継続緊急支援事業(農産園芸課) .....	171
台 7. 漁業経営継続緊急支援事業(水産政策課) .....	173
台 8. 畜産経営再開緊急支援事業(畜産振興課) .....	176
台 9. 海岸保全事業(海岸漂着物等地域対策推進事業)【延岡港 東海海岸】(河川課) ...	178
台 10. 令和 4 年度 4 河川災第 518-1 号石氷川河川災害復旧工事(河川課) .....	182
<b>第 6 備蓄倉庫に関する監査の結果及び意見</b> .....	<b>184</b>
1. 備蓄倉庫の概況 .....	184
2. 監査の結果 .....	187
<b>第 7 防災庁舎に関する監査の結果及び意見</b> .....	<b>193</b>
1. 防災庁舎の概要 .....	193
2. 防災庁舎の防災上の機能及び設備 .....	193
3. 総合対策部室 .....	196
4. 監査の結果 .....	199
<b>第 8 宮崎県大規模災害対策基金に関する監査の結果及び意見</b> .....	<b>200</b>
1. 宮崎県大規模災害対策基金の概要 .....	200
2. 宮崎県大規模災害対策基金振替一覧(令和4年度)及び監査対象 .....	202
3. 監査の結果 .....	205
<b>第 9 監査の総括</b> .....	<b>206</b>
1. 指摘事項及び意見の全体像 .....	206
2. 指摘事項及び意見一覧 .....	208

## 第1 包括外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく監査

### 2. 選定した特定の事件

#### (1) 監査テーマ

防災事業に関する財務事務の執行について

#### (2) 監査の対象期間

原則として令和 4 年度(令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで)  
ただし、必要に応じて過年度分についても監査対象とした。

#### (3) 監査対象部局

防災事業に関係する部局等

### 3. 特定の事件として選定した理由

政府の中央防災会議は、科学的に想定される最大クラスの南海トラフ地震が発生した際の被害想定を実施している。この被害想定によれば、南海トラフ巨大地震がひとたび発生すると、静岡県から宮崎県にかけての一部では震度7となる可能性があるほか、それに隣接する周辺の広い地域では震度 6 強から 6 弱の強い揺れになると想定されている。また、関東地方から九州地方にかけての太平洋沿岸の広い地域に 10m を超える大津波の襲来が想定されている。さらに、昨今の異常気象等により、全国各地で豪雨災害が発生しており、宮崎県(以下「県」という。)でもこれまで以上に災害に対する警戒が必要になっている。

こうした中、県は、本県の地域及び地域住民の生命、身体・財産を災害から保護するため、「宮崎県地域防災計画」を策定しており、本計画に基づき様々な防災に関する事業に取り組んでいる。令和 4 年度の予算編成においても、昨今の状況に鑑み、自然災害への備えの緊急性の高さから、防災に関する事業へは積極的な予算計上が行われている。

この事業が適切、かつ効果的に実施されているかについて検証することは、県民にとっても関心が高いところであると考え、防災事業に関する財務事務の執行を本年度監査のテーマに選定した。

## 4. 外部監査の視点と方法

### (1) 監査の視点

- ① 防災事業に係る財務事務の執行や手続き等が、関連する法律、条例、規則及び指針等に準拠して適正に処理されているか。
- ② 防災事業に係る財務事務の執行や手続き等が、いわゆる 3E(経済性・効率性・有効性)という観点から適正に実施されているか。

### (2) 監査の方法

- ① 各所管課への質問書に対する回答の確認、ヒアリング及び入手資料の閲覧等を行った。
- ② 備蓄倉庫の現地調査(担当者へのヒアリング、関係書類・データの閲覧及び照合並びに資産の管理状況の確認等)を行った。
- ③ 防災庁舎の現地調査(担当者へのヒアリング及び入手資料の閲覧等)を行った。
- ④ その他監査人が必要と判断した手続を実施した。

## 5. 外部監査の実施期間

令和5年7月1日から令和6年3月18日まで

## 6. 監査実施者

包括外部監査人	中原 義博	公認会計士
補助者	新井 貴博	弁護士
同	塩塚 正康	公認会計士
同	三浦 洋司	公認会計士
同	矢野 智洋	会計士補

## 7. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。



## 第2 監査対象の概要

### 1. 宮崎県における災害の概要

宮崎県国土強靱化地域計画第2章「本県における災害リスク」において地域の特性や過去の災害発生状況及び将来に発生が懸念される災害等について以下のとおり示されている。

#### (1) 台風及び風水害による災害

本県は、年間を通して温暖な気候に恵まれているが、地理的・自然的条件等から風水害や土砂災害、地震災害、火山災害等の自然災害の影響を受けやすい。特に台風は、ほぼ毎年のように接近・通過しており、平成17年の台風第14号では死者13名及び令和4年台風第14号では死者3名を含む甚大な被害が生じている。地球温暖化の影響等により時間雨量が50mmを上回る豪雨が全国的に増加している等、近年、雨の降り方が局地化・集中化・激甚化する中、県内でも想像を超える被害が発生することも考えられる。

#### <平成17年台風14号による被害>

平成17年9月4日～6日にかけて本県に接近した台風14号は、最大風速約50メートルで暴風域が直径560km、強風域も直径1,550kmと非常に強い勢力をもち、さらに、速度も時速10～20kmとゆっくりとした移動をしたため、多大なる雨をもたらし、美郷町神門では降り始めからの総雨量が1,321mmにも及んだ。この大雨による影響で、宮崎市や延岡市をはじめとする平野部が浸水等による家屋全壊等の被害を受け、山間部では土砂崩れ等が発生し、高千穂町、椎葉村等で死者が発生した。避難指示は12市町村で約12万人に出され、自衛隊の災害派遣も宮崎市をはじめとする8市町村に延べ3,040名が派遣され捜索・救助活動等に従事。宮崎市をはじめ13市町村に災害救助法が適用された。

人的被害 死者13名 重傷者5名 住居被害 全壊1,136棟 半壊3,381棟

被害総額 約1,288億円



河川氾濫(日向市)



土砂災害(宮崎市)

※出所:宮崎県国土強靱化地域計画を監査人が一部加工

## (2) 地震による災害

本県は、東部が太平洋(日向灘)に面しており、延岡市から串間市まで 10 市町にまたがる総延長約 438 kmの海岸を有している。日向灘沿岸は、北部が日豊海岸国立公園に、南部が日南海岸国立公園にそれぞれ指定されており、アカウミガメをはじめとする野生動物の生息・産卵が見られるほか、天然記念物の樹林帯等が分布する等、美しい海岸景観となっている。

一方で、日向灘から薩南・南西諸島東方沖にかけての領域は、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込む境界に位置しており、過去十数年から数十年間隔で、マグニチュード7クラスの地震が発生しており、地震活動が活発な地域となっている。この領域を震源とする日向灘地震は、今後 30 年以内にマグニチュード 7.6 前後の地震が 10%程度、マグニチュード 7.1 前後の地震が 70~80%で発生するとされており、本県に大きな被害を及ぼす可能性がある。

さらには、静岡県駿河湾から日向灘まで延びる南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上たびたび大きな地震が発生しており、東日本大震災を踏まえ、南海トラフで科学的に考えられる最大クラス(M9)の地震である「南海トラフ巨大地震」が発生した場合の震度分布や津波高とそれに伴う被害想定では、沿岸部を中心に東日本大震災を越える甚大な被害が想定されている。なお、平成 25 年 12 月施行の「南海トラフ地震対策特別措置法」に基づき、県内の全市町村が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されており、さらに沿岸の 10 市町は、特に深刻な津波被害が予想される「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されている。

### <宮崎県に被害を与えた主な地震>

地震名(通称)	発生年月日	地震規模	県内最大震度
慶長南海大地震	1605 年 2 月 3 日	M7.9	—
外所地震	1662 年 10 月 31 日	M7.6	6
宝永地震	1707 年 10 月 28 日	M8.4	7
安政南海地震	1854 年 12 月 24 日	M8.4	7
昭和南海地震	1946 年 12 月 21 日	M8.0	4
えびの地震	1968 年 2 月 21 日	M6.1	6

※出所:宮崎県国土強靱化地域計画

## 2. 県における防災関連計画の概要

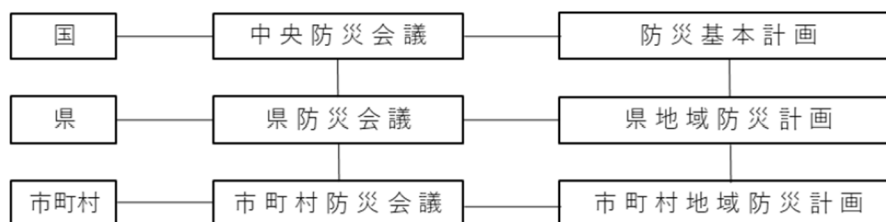
### (1) 宮崎県地域防災計画

#### ① 宮崎県地域防災計画の目的

この計画は、災害対策基本法第 40 条の規定に基づき、宮崎県防災会議が本県の地域における自然災害等の防災対策全般に関して、総合的かつ具体的な防災対策計画として策定するものである。この計画は、県民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため県、市町村、指定公共機関及び指定地方行政機関等が、それぞれの有する全機能を有効に発揮して、本県の各地域における自然災害等に関する予防、災害応急対策及び災害復旧等を効果的に実施することを目的とするものである。

#### ② 県の組織体制整備

県は、防災会議を設置して、地域防災計画を作成し、それに基づき、市町村及び防災関係機関との協力体制の整備を図っている。災害対策基本法によって定められている国、県及び市町村の防災会議と防災計画の体系は次のとおりである。



※出所:宮崎県地域防災計画

上図の県防災会議について県は、災害対策基本法第 14 条に基づき宮崎県防災会議を設置し、地域防災計画の作成及びその実施促進等を行っている。県防災会議は、知事を会長とし、指定地方行政機関の長等の法定委員や指定公共機関の役員及び自主防災組織を構成する者等のうち知事から任命された委員をもって組織し、委員の属する機関の職員のうちから幹事を任命し、委員を補佐するものとされている。

令和 4 年度に開催された宮崎県防災会議の結果等は、以下のとおりである。

#### <宮崎県防災会議の結果等>

令和 4 年度宮崎県防災会議

日時:令和 5 年 2 月 13 日(月)午後 2 時～午後 3 時半

場所:宮崎県防災庁舎 4 階防 43 会議室

審議事項

<p>宮崎県地域防災計画の修正について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度に発生した災害を踏まえた修正</li> <li>・国の「防災基本計画」の修正を踏まえた修正</li> <li>・その他(最近の取組を踏まえた修正)</li> </ul>
<p>報告事項</p> <p>(1) 事務局から</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①物資拠点整備部会における審議結果について</li> <li>②令和4年度の主な災害状況等について</li> <li>③令和4年度防災啓発の取組について</li> <li>④災害救助法の救助に係る事務委任の事前調整について</li> <li>⑤令和4年度防災訓練等の実績について</li> <li>⑥消防団の現況について</li> </ul> <p>(2) 宮崎県警察本部 台風第14号に伴う警察措置等について</p> <p>(3) 宮崎地方気象台 最近の防災気象について</p>

※出所: 県ホームページ

### ③ 宮崎県地域防災計画の構成

宮崎県地域防災計画の策定に当たっては、国土強靱化基本計画及び宮崎県国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえ、国、県、市町村及び関係機関が、それぞれの果たすべき役割を的確に実施するとともに、相互に密接な連携を図ることが基本とされている。

ここで国土強靱化地域計画と地域防災計画とは、災害への対応対策という観点では共通している。しかし、国土強靱化地域計画ではあらゆるリスクに対応できるように災害発生前の平時を対象として「起きてはならない最悪の事態」を設定しこれを回避できるような仕組みをとりまとめたものであるが、地域防災計画では災害発生時から災害発生後の復旧・復興を対象として地震や風水害等の特定のリスクに関する対応策等を取りまとめたものであるという点で異なっている。

上記を踏まえて宮崎県地域防災計画は、防災関係機関の防災に関する業務の実施責任を明確にするとともに、各防災関係機関相互が緊密に連携して連絡調整を図るために必要な基本的大綱を定めており、以下の内容で構成されている。

#### < 宮崎県地域防災計画の構成 >

第1編 総論	
第2編 共通対策編	・基本的考え方
	・災害予防計画
	・災害応急対策計画
	・災害復旧・復興計画
第3編 地震災害対策編	・地震の想定と震災対策
	・地震災害予防計画

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震災害応急対策計画</li> <li>・地震災害復旧・復興計画</li> </ul>
第4編 津波災害対策編	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波の想定と震災対策</li> <li>・津波災害予防計画</li> <li>・津波災害応急対策計画</li> <li>・津波災害復旧・復興計画</li> </ul>
第5編 風水害等対策編	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害特性等</li> <li>・風水害予防対策計画</li> <li>・風水害応急対策計画</li> <li>・風水害復旧・復興計画</li> </ul>
第6編 火山災害対策編	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の概要等</li> <li>・火山災害予防計画</li> <li>・火山災害応急対策計画</li> <li>・火山災害復旧・復興計画</li> <li>・継続災害への対応方針</li> </ul>
第7編 海上災害対策編	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的考え方等</li> <li>・海上災害予防計画</li> <li>・海上災害応急対策計画</li> <li>・海上災害復旧計画</li> </ul>
第8編 航空災害対策編	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的考え方等</li> <li>・航空災害予防計画</li> <li>・航空災害応急対策計画</li> </ul>
第9編 鉄道災害対策編	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的考え方等</li> <li>・鉄道災害予防計画</li> <li>・鉄道災害応急対策計画</li> <li>・鉄道災害復旧・復興計画</li> </ul>
第10編 道路災害対策編	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的考え方等</li> <li>・道路災害予防計画</li> <li>・道路災害応急対策計画</li> </ul>
第11編 危険物等災害対策編	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的考え方等</li> <li>・危険物等災害予防計画</li> <li>・危険物等災害応急対策計画</li> </ul>
第12編 大規模な火事災害対策編	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的考え方等</li> <li>・大規模な火事災害予防計画</li> <li>・大規模な火事災害応急対策計画</li> <li>・大規模な火事災害復旧・復興計画</li> </ul>
第13編 林野火災対策編	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的考え方等</li> <li>・林野火災予防計画</li> <li>・林野火災応急対策計画</li> </ul>
第14編 原子力災害対策編	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的考え方等</li> <li>・原子力災害予防計画</li> <li>・原子力災害応急対策計画</li> <li>・原子力災害復旧・復興計画</li> </ul>

※出所:宮崎県地域防災計画

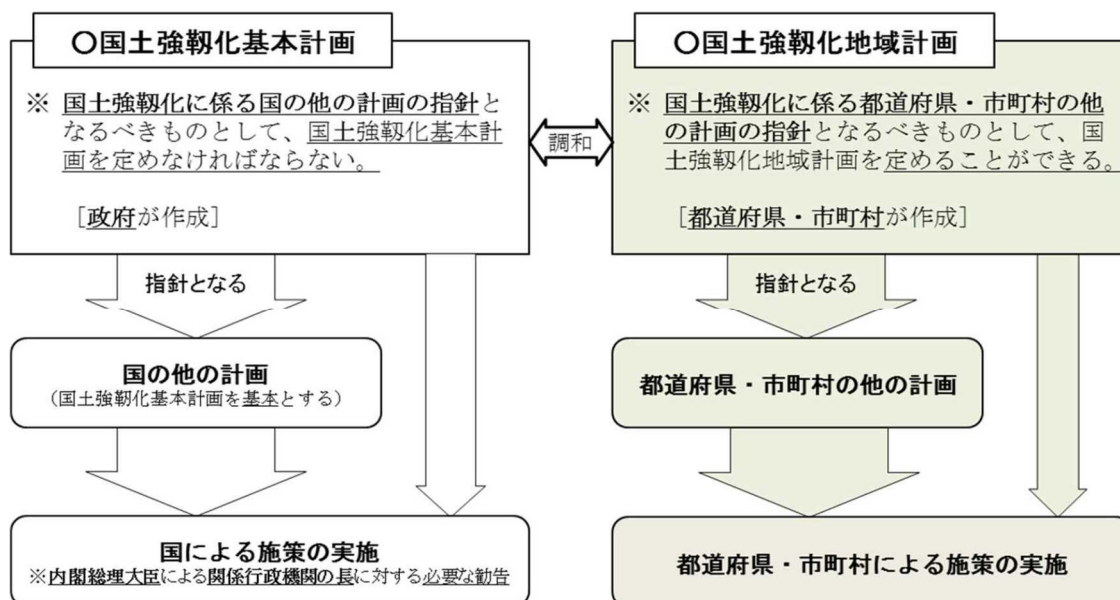
## (2) 宮崎県国土強靱化地域計画

### ① 概要

平成 25 年 12 月、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行され、この基本法に基づき、平成 26 年 6 月には、国土強靱化に係る国の他の計画の指針となる国土強靱化基本計画が策定された。

本県においても、南海トラフ地震による甚大な被害が想定される中、国土強靱化の理念や基本方針を踏まえ、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県の強靱化を推進する指針となる、宮崎県国土強靱化地域計画が策定されている。

<国の基本計画及び地域計画の関係>



※出所:宮崎県国土強靱化地域計画

国土強靱化地域計画が想定するリスクは、特定の災害リスクではなく、あらゆるリスクを想定し計画されている。また、国土強靱化地域計画が想定する災害の発生段階については、災害発生前すなわち平常時とされている。さらに施策を設定するにあたり脆弱性評価を行い重点化及び優先順位化を行っている。

これらを踏まえ、県は、宮崎県国土強靱化地域計画の構成を以下のとおり設定している。

<宮崎県国土強靱化地域計画の構成>

<b>計画の基本的考え方</b>
<p>1 基本目標</p> <p>(1) 人命の保護が最大限図られること</p> <p>(2) 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること</p> <p>(3) 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化</p> <p>(4) 迅速な復旧復興</p>
<p>2 強靱化を推進する上での基本的な方針</p> <p>(1) 強靱化の取組姿勢</p> <p>(2) 適切な施策の組み合わせ</p> <p>(3) 効率的な施策の推進</p> <p>(4) 地域の特性に応じた施策の推進</p>
<p>3 基本的な進め方</p> <p>基本計画を参考に PDCA サイクルによる強靱化の取組の推進</p> <p>(1) 目標の明確化、主たる災害リスクの特定・分析</p> <p>(2) 「起きてはならない最悪の事態」の設定と影響分析・評価、脆弱性の特定</p> <p>(3) 脆弱性の分析・評価、課題と対応方針の検討</p> <p>(4) 必要な施策の見直し、対応方針を計画的に実施</p> <p>(5) 結果の評価、全体の取組の見直し・改善</p>
<b>脆弱性の評価</b>
<p>1 評価の枠組み及び手順</p> <p>国の基本計画の策定手順等を参考に脆弱性の評価を実施。</p> <p>(1) 想定するリスク 南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模自然災害</p> <p>(2) 施策分野</p> <p>【個別施策分野】 ①行政機能／警察・消防等 ②住宅・都市 ③保健医療・福祉 ④エネルギー・情報通信 ⑤産業 ⑥交通・物流 ⑦農林水産、⑧国土保全、⑨環境</p> <p>【横断的分野】 ①リスクコミュニケーション ②老朽化対策 ③産学官民・広域連携 ④地域活性化</p> <p>(3) 事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) 基本計画を参考に、本県の地域特性等を踏まえ 8 つの目標及び 41 のリスクシナリオを設定。</p> <p>(4) 評価の実施手順</p>
<p>2 評価結果のポイント</p> <p>(1) ハード整備とソフト対策の適切な組合せが必要</p> <p>(2) 代替性、冗長性等の確保が必要</p> <p>(3) 国、市町村、民間等との連携が必要</p>
<b>地域強靱化の推進方針</b>
脆弱性評価の結果を踏まえ「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を回避

<p>するために必要な施策とその方向性について、施策分野ごとに推進方針として整理されている。</p>
<p>1 個別施策分野</p>
<p>(1) 行政機能／警察・消防等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び市町村の防災体制の充実・強化、広域応援・受援体制の構築</li> <li>・県民防災意識の向上、自主防災組織活性化</li> <li>・警察・消防の体制強化 など</li> </ul>
<p>(2) 住宅・都市</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅・建築物等の耐震化及び火災予防対策</li> <li>・上下水道等のインフラ施設の耐震化推進</li> <li>・津波避難施設の整備、津波避難場所確保</li> <li>・応急仮設住宅供給体制の充実 など</li> </ul>
<p>(3) 保健医療・福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療施設、社会福祉施設の耐震化、災害時の医療体制整備</li> <li>・要配慮者・避難行動要支援者対策の推進</li> <li>・災害ボランティアの体制強化 など</li> </ul>
<p>(4) エネルギー・情報通信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立・分散型エネルギーの導入促進</li> <li>・災害時の燃料調達、供給体制の整備</li> <li>・情報インフラの確保、避難施設における通信整備 など</li> </ul>
<p>(5) 産業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・BCP 策定をはじめとした企業防災の促進</li> <li>・被災中小企業、労働者への金融支援</li> <li>・旅行者等の防災対策 など</li> </ul>
<p>(6) 交通・物流</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急輸送等のための交通インフラ確保</li> <li>・高速道路ミッシングリンクの早期解消</li> <li>・東九州新幹線の整備計画路線格上げ など</li> </ul>
<p>(7) 農林水産</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地農業施設の保全</li> <li>・農業用ため池等の防災対策</li> <li>・漁港の防災対策、森林整備 など</li> </ul>
<p>(8) 国土保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川堤防、海岸保全施設等の地震津波対策</li> <li>・土砂災害危険箇所対策、山地災害の復旧や 土砂流出の防止</li> <li>・施設の長寿命化</li> <li>・水防災意識社会の構築 など</li> <li>・津波・洪水・土砂災害ハザードマップの整備</li> </ul>



<ul style="list-style-type: none"> <li>・地籍調査の推進 ・建設業の担い手育成 など</li> </ul>
<p>(9) 環境</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理対策</li> <li>・浄化槽の強靱化対策</li> <li>・有害物質拡散・流出の防止対策</li> </ul>
<p>2 横断的分野</p>
<p>(1) リスクコミュニケーション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備</li> <li>・人材育成、住民同士の助け合い</li> <li>・連携による災害対応能力の向上 など</li> </ul>
<p>(2) 老朽化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宮崎県公共施設等総合管理計画に基づく総合的・計画的な施設管理</li> <li>・建物系施設、インフラ施設の点検・診断・修繕の的確な実施 など</li> </ul>
<p>(3) 産学官民・広域連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県の資源を生かした防災関連製品等の開発</li> <li>・企業、NPO、ボランティア等の積極的な活用</li> <li>・九州、県内自治体等との広域連携体制構築 など</li> </ul>
<p>(4) 地域活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本県の特性や強みを生かした産業の創出</li> <li>・地域での生活機能の維持・充実</li> <li>・地域防災の中核となる人財の育成・確保 など</li> </ul>
<p><b>地域計画の推進と不断の見直し</b></p>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県の他の計画等の必要な見直し</li> <li>2 計画の進捗管理</li> <li>3 地域計画の不断の見直し</li> <li>4 市町村地域強靱化計画の策定支援</li> </ol>

※出所：宮崎県国土強靱化地域計画を基に監査人が一部加工

## ② 脆弱性評価及び起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

防災対策基本法第 14 条において国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされている。また、国土強靱化地域計画策定ガイドラインにおいて国土強靱化地域計画の目標は、原則として、基本方針における目標に即して設定することとされている。

このため宮崎県国土強靱化地域計画では、防災対策基本法の理念に基づき、4 つの基本目標を定めている。すなわち、いかなる大規模自然災害が発生しようとも①人命の保護が最大限図られること、②県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること、③県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化、④迅速な復興計画である。

県では国土強靱化地域計画は国の国土強靱化基本計画との調和を図る必要があることから、国土強靱化基本計画の策定手法及び国土強靱化地域計画策定ガイドラインを参考に、次の枠組み及び手順により大規模自然災害に対する脆弱性の評価を行っている。そこにおいて脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うこととされていることから、国土強靱化基本計画に掲げられている45の「起きてはならない最悪の事態」を参考に、本県の地域特性等を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして41の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を以下のとおり設定している。

<事前に備えるべき目標、起きてはならない最悪の事態及び災害発生段階>

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態		災害発生段階
大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	発生時
	1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	
	1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	
	1-4	台風・集中豪雨等の異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	
	1-5	大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態	
	1-6	情報伝達の不備や防災意識の不足等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	
大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	発生直後
	2-2	避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態	
	2-3	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	
	2-4	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
	2-5	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	
	2-6	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足	

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態		災害発生段階
	2-7	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	
	2-8	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	
大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下	発生直後
	3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	
	3-3	県・市町村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	発生直後
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	
大規模自然災害発生直後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下や金融サービス機能等の停止による県内経済の停滞	発生直後
	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	
	5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	
	5-4	広域交通ネットワークが分断する等、基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止	
	5-5	食糧等の安定供給の停滞	
大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や燃料、LPガスサプライチェーンの機能停止	発生直後・復旧
	6-2	上水道・農工業用水等の長期間にわたる供給停止	
	6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止	
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態		災害発生段階
確保するとともに、これらの早期復旧を図る			
制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生	発生直後・復旧
	7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生	
	7-3	沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺	
	7-4	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	
	7-5	有害物資の大規模拡散・流出	
	7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
	7-7	風評被害等による地域経済等への甚大な影響	
大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	復旧・復興
	8-2	道路啓開、家屋被害調査等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	8-4	高速道路・港湾・空港・鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生による復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	8-6	住居や就労の確保、事業再開等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態	

※出所:宮崎県国土強靱化地域計画を基に監査人が一部加工

### (3) 未来みやざき創造プラン(アクションプラン)工程表(令和4年度版)

未来みやざき創造プラン(アクションプラン)工程表とは、宮崎県総合計画アクションプランの重点施策(新しい「ゆたかさ」前進プログラム)に掲げた重点項目を着実に実施していくため、その実施工程を明らかにするものである。それぞれの重点項目ごとに取組の目

標を掲げ、その達成に向けて計画期間(令和元年度～令和4年度)での取組内容が記載されている。この工程表を踏まえた施策の実施内容について、政策評価(内部評価及び外部評価)による分析・検証を行い、次年度以降の施策展開に活用している。当該工程表のうち、防災に関連する主な取り組みと評価(業績指標)は、以下のとおりである。

＜未来みやぎ創造プラン(アクションプラン)工程表(令和4年度版)における業績指標＞

### プログラム5 危機管理強化プログラム

重点指標					実績値 / 目安値			
					R1	R2	R3	R4
指標1	県内の防災士の数		4,766人 (H30)	6,475人	5,304人	5,646人	6,147人	
					5,107人	5,566人	6,022人	6,475人
指標2	緊急輸送道路の防災対策進捗率	現況値	58.6% (H30)	R4 目標値 63.0%	59.7%	61.0%	62.6%	
					59.5%	61.0%	62.0%	63.0%
指標3	農場の飼養衛生管理基準の遵守状況		94.8% (H30)	100.0%	91.2%	94.7%	92.3%	
					95.0%	97.0%	99.0%	100.0%

取組方針
<p>国・県・市町村や防災関係機関等との連携を図り、様々な自然災害等の発生に備えるとともに、県民一人ひとりや企業、学校、地域などの様々な主体による危機対応能力の強化を図るなど、ソフト・ハード両面からの防災・減災対策を推進します。</p>
<p>災害時の円滑な緊急輸送や救急医療に不可欠な道路等の整備と維持管理、防災対策や耐震化の促進など、災害に強い県土づくりを進めるとともに、アセットマネジメントやファシリティマネジメントに民間の資本やノウハウの活用も検討しながら取り組み、安全・安心の基盤となるインフラの機能強化を図ります。</p>
<p>国内外で発生するおそれのある感染症に対し、関係機関が一体となった予防対策に取り組むとともに、大規模な流行に備えた危機管理体制の強化を図ります。</p>
<p>口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等のまん延が過去に多大な影響をもたらしたことを踏まえ、二度と同様の事態を招くことのないよう、飼養衛生管理基準の遵守徹底や、地域防疫体制の強化などを図ります。</p>

プログラムの構成
<p><b>重点項目1 ソフト・ハード両面からの防災・減災対策</b></p> <p>取組1-1 危機に対して的確に行動できる人づくり・地域づくり</p> <p>取組1-2 危機対応の機能強化</p> <p>取組1-3 災害に強い県土・まちづくりの推進</p>
<p><b>重点項目2 緊急輸送や救急医療の観点による社会資本整備と適正な維持管理</b></p> <p>取組2-1 地域に必要な道路等の整備・維持管理</p> <p>取組2-2 社会資本の適正なマネジメント</p>
<p><b>重点項目3 人への感染症に対する感染予防・流行対策強化</b></p> <p>取組3-1 関係機関が一体となった感染症予防対策の構築</p> <p>取組3-2 大規模な流行を想定した県民生活の維持</p>
<p><b>重点項目4 家畜伝染病に対する防疫体制の強化</b></p> <p>取組4-1 関係者が一体となった家畜防疫対策の強化</p>

プログラム5 危機管理強化プログラム  
重点項目1 ソフト・ハード両面からの防災・減災対策

取組事項					実績値 / 目安値				
実施内容			担当課		R1	R2	R3	R4	
<b>5-1-1 危機に対する確に行動できる人づくり・地域づくり</b>									
指標1	災害に対する備えをしている人の割合	現況値	43.7% (H31.2)	R4 目標値	55.0%	46.9%	52.8%	52.3%	
指標2	自主防災組織活動カバー率		86.8% (H30)		89.0%	47.0%	50.0%	53.0%	55.0%
指標3	県内の女性防災士の数		1,072人 (H30)		1,579人	87.3%	87.2%	87.0%	
指標4	避難タワー等設置箇所数		20箇所 (H30)		26箇所	87.5%	88.0%	88.5%	89.0%
					1,266人	1,353人	1,513人		
					1,168人	1,306人	1,443人	1,579人	
					25箇所	25箇所	26箇所		
					26箇所	26箇所	26箇所	26箇所	
地域における多様な主体が取り組む防災活動支援、企業BCP策定支援					総務部 危機管理課	防災知識の普及や防災意識の啓発の推進			
						地区防災計画の策定促進			
					商工観光労働部 商工政策課	企業におけるBCP（事業継続計画）策定への支援			
市町村が行う避難場所指定や避難訓練等の取組支援					総務部 危機管理課	避難場所・避難所・避難経路の確保や周知の支援			
						避難訓練の支援			
地域防災の中核となる人財の育成・確保					総務部 危機管理課 消防保安課	防災士の養成及び技能向上			
						自主防災組織の育成や活動カバー率の向上			
						市町村職員に対する防災研修の実施			
						消防団活動紹介及びイベント開催による加入・活性化促進			
						消防職員・消防団員等の表彰による士気高揚			
						消防学校における消防団員の教育訓練			
市町村の避難行動要支援者についての個別避難計画策定や避難訓練等の取組支援					総務部 危機管理課	個別避難計画の策定支援			
						個別避難計画に基づく避難訓練の実施支援			
防災教育の推進					教育庁 人権同和教育課	学校における避難訓練や安全点検の推進			
						避難訓練、安全点検の効果の検討、防災教育の啓発			
						家庭と連携した安全教育、防災教育の実施			
						専門家や関係機関との連携した地域防災の促進			
<b>5-1-2 危機対応の機能強化</b>									
指標1	市町村災害時受援計画の策定数	現況値	8市町村 (H30)	R4 目標値	26市町村	10市町村	12市町村	19市町村	
指標2	災害派遣医療チーム（DMAT）数		35チーム (H30)		37チーム	26市町村	26市町村	26市町村	26市町村
指標3	災害派遣福祉チーム（DWA T）登録者数		0人 (H30)		200人	33チーム	34チーム	33チーム	
					35チーム	36チーム	36チーム	37チーム	
					0人	62人	98人		
					50人	100人	150人	200人	

**プログラム5 危機管理強化プログラム**  
**重点項目1 ソフト・ハード両面からの防災・減災対策**

取組事項		実績値 / 目安値			
実施内容	担当課	R1	R2	R3	R4
総合的な防災力強化	総務部 危機管理課	知事をトップとする危機管理体制の充実・強化 ●	防災関係機関との「顔の見える関係」の構築・強化 ●	広域的連携体制の強化 ●	
職員及び組織の危機管理意識・能力の向上	総務部 危機管理課	職員等を対象とした危機管理研修の充実 ●	訓練の充実・強化 ●	業務継続計画（BCP）に基づく「事前の備え」の推進 ●	
海底地震・津波観測システムの早期整備及び段階的運用開始実現に向けての国への要望等	総務部 危機管理課	「みやぎの提案・要望」による要望活動の実施 ●	「10県知事会議」による政策提言活動の実施 ●		
受援体制の確立	総務部 危機管理課	マニュアルの整備 ●		訓練の実施 ●	
迅速かつ的確な災害医療活動が可能となる体制の整備	福祉保健部 医療政策課	災害拠点病院の機能強化の推進 ●	災害時医療活動訓練の実施及び支援 ●		
DMA T等の育成・確保、災害時の保健医療提供体制の確保	福祉保健部 福祉保健課 医療政策課	DMATチームの養成及び技能維持の支援 ●	災害医療コーディネーターの養成 ●		
災害時要配慮者に対する福祉支援体制の整備	福祉保健部 福祉保健課	災害福祉支援ネットワークの構築及び運営 ●	災害派遣福祉チーム（DWA T）の育成及び技能維持の支援 ●		
災害廃棄物への対応力を身に付けた人材の育成及び処理体制の整備	環境森林部 循環社会推進課	災害廃棄物処理に係る図上訓練等の実施 ●	県災害廃棄物処理ネットワーク会議を活用した災害廃棄物の処理体制の整備 ●	県と市町村との連携マニュアルの作成 ●	マニュアルに基づく連携の推進・強化 ●

**5-1-3 災害に強い県土・まちづくりの推進**

指標	現状値	R4 目標値	49.7%	49.9%	50.1%	50.3%
指標1 河川改修が必要な区間の河川整備率	49.5% (H30)	50.3%	49.5%	49.9%	50.1%	50.3%
指標2 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定率	77.1% (H30)	100.0%	79.5%	91.6%	100.0%	100.0%
指標3 不特定多数の者が利用する公共建築物の耐震化率	98.6% (H30)	100.0%	98.6%	98.8%	99.6%	100.0%
県民の生命及び財産を守るためのハード対策、ソフト対策の推進	県土整備部 河川課 砂防課	河川改修、土砂災害対策の推進 ●	防災情報提供、市町村の水防活動の支援 ●	避難場所や要配慮者利用施設等が位置する危険箇所の整備推進 ●	土砂災害警戒区域等の指定の推進 ●	

プログラム5 危機管理強化プログラム  
 重点項目1 ソフト・ハード両面からの防災・減災対策

取組事項		実績値 / 目安値			
実施内容	担当課	R1	R2	R3	R4
自然災害による農林地等の未然防止、早期復旧	農政水産部 農村整備課	ため池や用排水路の整備			
		防災重点ため池の対策実施計画を策定			
		防災重点ため池の浸水想定区域図作成			
		防災ため池の実施計画に沿ったハード対策の実施			
	環境森林部 自然環境課	山地災害危険地区の県民への周知			
		治山施設の適正な配置と森林整備の実施			
災害時の応急対策業務の迅速かつ円滑な推進	県土整備部 河川課	防災協定を締結した建設団体等と大規模災害発生を想定した訓練の実施			
公共建築物や民間建築物等の耐震化等の推進	県土整備部 河川課 建築住宅課	津波対策が必要な箇所における河川・海岸施設整備及び既存施設の耐震化等の推進			
		公共施設の耐震化の促進			
		大規模民間建築物の耐震化の促進			
		木造住宅の耐震化の促進			
	教育庁 財務福利課	公立学校の耐震化の推進			
県防災庁舎の整備	総務部 財産総合管理課	建設工事等	→ 移転		
火山防災対策の強化、降灰時の迅速な対策	総務部 危機管理課	霧島山火山防災協議会において警戒避難体制の整備を推進			
		硫黄山の火山ガス濃度の測定・監視			
	県土整備部 河川課 砂防課 道路保全課	国・市町村と連携した降灰に伴う土石流対策			
		緊急減災対策砂防計画に基づく備蓄ブロック等の事前準備			
		道路等における迅速な降灰除去			
霧島山（硫黄山）噴火活動に起因する河川白濁への対応	総務部 危機管理課 環境森林部 環境管理課 福祉保健部 衛生管理課 農政水産部 農村整備課	水質改善対策の検討			
		水質改善実証試験施設の運用			
		沈殿物処理対策の検討			
		水質の監視・緊急取水停止システムの整備			
		水質改善施設の整備			
		水質保全対策事業による代替水源の整備			



**プログラム5 危機管理強化プログラム**  
**重点項目2 緊急輸送や救急医療の観点による社会資本整備と適正な維持管理**

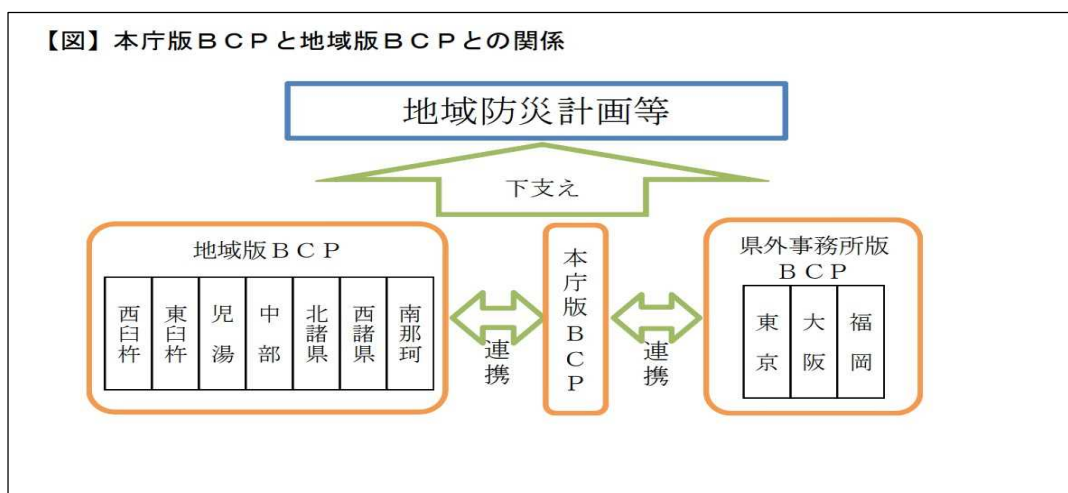
取組事項					実績値 / 目安値				
実施内容					担当課	R1	R2	R3	R4
<b>5-2-1 地域に必要な道路等の整備・維持管理</b>									
指標1	緊急輸送道路の改良率	現況値	83.6% (H30)	R4 目標値	85.0%	84.2%	84.6%	84.9%	
指標2	県内重要港湾における耐震強化岸壁整備箇所数		3箇所 (H30)		4箇所	84.2%	84.6%	84.8%	85.0%
高速道路ネットワークの早期整備促進				県土整備部 高速道対策局	九州各県や沿線自治体、経済団体等と連携した整備促進				
緊急輸送道路等の耐震・防災対策				県土整備部 道路建設課 道路保全課	緊急輸送道路等の整備推進 国道218号(特殊橋等)の耐震対策の推進 緊急輸送道路等の防災対策の推進 日常パトロールや定期点検の結果に基づく、維持・管理の実施				
日常生活の利便性の向上や地域間の交流を支える道路整備・維持管理				県土整備部 道路建設課 道路保全課	国県道の整備推進 日常パトロールや定期点検の結果に基づく維持・管理の実施				
港湾機能の維持・確保、津波避難施設の整備				県土整備部 港湾課	宮崎港一ツ葉地区避難高台の整備 油津港岸壁改良(耐震化)の整備				
<b>5-2-2 社会資本の適正なマネジメント</b>									
指標1	アセットマネジメントによる計画に基づき補修を講ずべき橋梁の対策率	現況値	56.8% (H30)	R4 目標値	79.0%	62.0%	65.0%	73.0%	
							58.0%	61.0%	64.0%
アセットマネジメントの取組の推進				県土整備部 道路保全課 河川課	施設ごとの長寿命化修繕計画に基づく補修・補強の実施 ダムや大規模な水門などのアセットマネジメントの推進				
ファシリティマネジメントの取組の推進				総務部 財産総合管理課	個別施設計画の策定 個別施設計画に基づく建物保全の実施 公共施設等総合管理計画の改訂				

※出所:未来みやざき創造プラン(アクションプラン)工程表(令和4年度版)

#### (4) 宮崎県業務継続計画(BCP)

BCPとは、Business Continuity Plan の略で業務継続計画を意味する。県では、大規模災害や深刻な感染症等が発生し、多くの人命が危険にさらされる等の非常時において、災害への対応や県民生活の安定確保等を図るため、県としての必要な業務が継続、あるいはいち早く再開できるよう、県庁の機能を維持、回復させるための方策を明らかにした本庁版 BCP として宮崎県業務継続計画が策定されている。また、各地方連絡協議会単位では地域版 BCP 並びに県外事務所単位では県外事務所版 BCP がそれぞれ策定されている。

<宮崎県地域防災計画等とBCPとの関係>



※出所:宮崎県業務継続計画(本庁版BCP)

この中で非常時においては、災害への対応や県民生活の安定確保等を図るための業務を優先し、迅速かつ円滑に実施できるよう、その内容を事前に選定し、全庁的な体制や具体的な実施要領等が定められている。また、県庁が閉庁している時間帯に大規模災害等が発生した場合には、職員が迅速に対応できるよう、情報伝達や参集方法等についても定められている。さらに、BCP の内容に沿って、平常時からの必要な備えや、研修・訓練を行うことにより、危機管理に関する職員の意識や能力、県庁全体としての対応力の向上が図られている。

本庁版 BCP は、それ単独で大規模災害や深刻な感染症に対応できるものではなく、地域版 BCP と連携していかなければならないものである。また、大規模な災害等が発生した際には、地域防災計画に基づく災害対策本部が本庁に設置されるとともに、各地域においても、災害対策本部地方支部が設置され、これらが連携して災害対応に当たることとされている。これらを踏まえ、地域版 BCP は、本庁版 BCP の地域計画として策定されている。

その策定に当たっては、県の出先機関として本庁版 BCP と連携して非常時に備える体制を構築する観点から、基本的な考え方は統一しているが、地域毎の体制や特性等を

踏まえた形でそれぞれ整理し策定されている。なお、県庁非常時体制における応急業務及び非常時優先業務については、以下のとおり整理されている。

< 県庁非常時体制における応急業務及び非常時優先業務 >

(表4.2.3) 県庁非常時体制における応急業務及び非常時優先業務

**【応急業務】**

**< 第1グループ > 直ちに実施する業務**

- ① 県庁内における死傷者の救護や搬送（福祉保健部、総務部）
- ② 県庁に緊急避難してきた県民や旅行者等への対応（総合政策部）
- ③ 職員の安否確認、初動体制の確立（BCP推進会議事務局）
- ④ 県庁舎における各種インフラや情報通信システムの復旧  
～業務の継続や再開に不可欠なこと（電力、上下水道、電話、無線、情報システム等：総務部、総合政策部、）

**< 第2グループ > 概ね2～3日中に実施する業務**

- ① 破損した庁舎や設備の応急修理に関すること（総務部）
- ② 燃料の確保に関すること（商工観光労働部）
- ③ 職員等の食料や飲料水の確保に関すること（農政水産部）

**< 第3グループ > 概ね1週間以内に実施する業務**

- ① 庁内の執務環境の回復、改善に関すること（環境森林部）

**【非常時優先業務】**

**< 第1グループ > 直ちに実施・再開する業務**

- ① 県民生活の安定に関することで優先度が極めて高く、停止することができないもの（各部局）

**< 第2グループ > 概ね2～3日中に実施・再開する業務**

- ① 県民生活の安定に関することで優先度が非常に高いもの（各部局）
- ② 各種支払いに関することで優先度が非常に高いもの（会計管理局）

**< 第3グループ > 概ね1週間以内に実施・再開する業務**

- ① 県民生活の安定に関することで優先度が高いもの（各部局）
- ② 各部各課の業務の中で優先度が高いもの（各部局）
- ③ 各種支払いに関することで優先度が高いもの（会計管理局）

\* 応急業務の（ ）内は責任部局。非常時優先業務の（ ）内は担当部局

\* 災对本部等で実施する「当該危機事象への対応」（地域防災計画や新型インフルエンザ等対策行動計画等に即した初動対応等の業務）については、当然ながら、所定の規程に沿った全庁体制で優先的に行うものとする。

※出所：宮崎県業務計測計画（本庁版BCP）

### 3. 県における防災事業の概要

#### (1) 県における防災に関する業務の概要

宮崎県地域防災計画によれば、防災に関し県が処理すべき業務は以下のとおりである。

< 県が処理すべき事務又は業務の大綱 >

(災害予防)

- (1) 防災会議に係る事務に関すること
- (2) 宮崎県災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること
- (3) 防災施設の整備に関すること
- (4) 防災に係る教育、訓練に関すること
- (5) 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること
- (6) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること
- (7) 食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄に関すること
- (8) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入り検査に関すること
- (9) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること
- (10) 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること
- (11) 防災知識の普及に関すること

(災害応急対策)

- (12) 災害予警報等情報の収集・伝達に関すること
- (13) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること
- (14) 被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関すること
- (15) 災害救助法の適用に関すること
- (16) 災害時の防疫その他保健衛生に関すること
- (17) 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関すること
- (18) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関すること
- (19) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること
- (20) 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関すること
- (21) 自衛隊の災害派遣要請に関すること
- (22) 県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関すること
- (23) 地域安全対策に関すること
- (24) 災害廃棄物の処理に関すること

(災害復旧)

- (25) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関すること
- (26) 物価の安定に関すること
- (27) 義援金品の受領、配分に関すること
- (28) 災害復旧資材の確保に関すること
- (29) 災害融資等に関すること

※出所:宮崎県地域防災計画

## (2) 令和4年度における防災事業の概要

監査の対象である令和4年度における県の重点施策のうち、防災に関連する主な事業は、以下のとおりである。

	予算額 (千円)
①防災情報システムのデジタル強靱化事業	24,107
①災害対応車両整備事業	52,598
①防災救急ヘリコプター機体更新調査事業	1,295
①災害時アスベスト飛散防止対策事業	8,085
○公共道路維持事業	6,905,107
○公共河川事業	3,525,000
○高速道路利活用促進・整備促進PR事業	3,364
①警察署建替調査事業	3,300

※出所:令和4年度当初予算案の概要

## (3) 県における防災訓練の概要

上記(1)で説明したとおり、県が処理すべき業務は多岐にわたるが、そのうちのひとつとして、県が毎年実施する「県総合防災訓練」について、ここで紹介する。

災害時の迅速かつ適確な行動のためには、日常からの訓練が重要である。関係機関は相互の連携のもと災害時の状況を想定した実践的な訓練を定期的、継続的に実施することとされている。

また、訓練を行うにあたっては、ハザードマップ等を活用して被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、性別及び年齢等にかかわらず、要配慮者等多様な住民が参加し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込み、大規模広域災害時の円滑な広域避難のため、関係機関と連携する等、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとされている。さらに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努め防災対策の充実強化を図るものとされている。

上記を踏まえて県においては、災害時の心構えと防災活動のあり方の確認、各防災関係機関の協力体制の確立及び地域防災計画等の検証、県民の防災意識の向上等を目的として、以下の要領により総合防災訓練を実施している。

① 実施時期

訓練効果を考慮し、毎年実施している。

② 実施場所

県内全ての市町村において、各地域において実施している。

③ 訓練種目

(ア) 災害対策本部設置、運営等活動体制の確立

(イ) 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(ウ) 広域応援活動

(エ) 救助・救急及び消火活動

(オ) 医療救護活動

(カ) 避難収容活動

(キ) 公共施設等の応急復旧活動

(ク) ライフライン施設の応急復旧

(ケ) 海上災害の応急復旧

(コ) 防災関係機関の連携

(サ) その他地震発生時に起こりうるあらゆる災害を想定し、震災応急対策に必要な種目について訓練を実施する。

④ 訓練参加機関

県内の市町村、防災関係機関のできるだけ多くの機関の参加を呼びかけ、県及び市町村が主催して実施することとされている。

実施に当たっては、自主防災組織、NPO・ボランティア、要配慮者も含めた地域住民等とも連携するとともに、応援の派遣、受入を中心とした他県等との合同の訓練も含め実施することが計画されている。

⑤ 防災訓練時の交通規制

警察本部は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、地域住民の協力を得て当該防災訓練の実施に必要な限度で区域または道路の区間を指定して、歩行者または車両の道路における通行を禁止または制限するものとされている。

そして、これに基づき令和 4 年度に実施された宮崎県総合防災訓練の概要等は、以下のとおりである。

<令和 4 年度宮崎県総合防災訓練の概要等>

・日時:令和 4 年 11 月 6 日(日曜)午前 9 時から午後 1 時
・場所:日南市、串間市の各会場
・参加機関等:県、市町村、自衛隊、警察、消防、指定地方行政機関(国の地方支分部局)、指定公共機関、指定地方公共機関、医療施設、協定締結団体・企業等
・訓練項目 (1)避難訓練 自治体と地域住民、自主防災組織等が連携した住民避難 (2)避難所開設・運営訓練 避難所の開設、避難者誘導、健康管理、保健衛生対策、炊き出し、ボランティア受入等 (3)情報伝達訓練(映像伝送含む) ヘリ等からの映像伝送等 (4)緊急輸送のための交通確保訓練 道路の被災状況調査、道路啓開 (5)救助・救急、消火活動訓練 警察、消防、自衛隊、関係機関等による模擬災害現場での実動 (6)災害医療活動訓練 DMAT 等の展開、トリアージ、救護活動等 (7)物資調達・輸送訓練 支援物資の地域内輸送拠点、避難所への輸送 (8)燃料供給訓練 緊急車両への優先給油、優先供給施設への給油 (9)その他の応急対応訓練 検視、緊急通行車両標章交付 (10)防災展示 防災資機材等の展示による啓発

※出所:県資料を基に監査人作成

＜令和4年度宮崎県総合防災訓練スケジュール＞

訓練時間		9:00				10:00				11:00				12:00							
		0	15	30	45	0	15	30	45	0	15	30	45	0	15	30	45				
訓練会場	訓練項目	開会式																閉会式			
日南市	大藤河川公園	映像伝送訓練	→																		
		医療活動訓練	→																		
		道路啓開訓練	→																		
		埋没車両救出訓練①	→																		
		車両撤去訓練	→																		
		埋没車両救出訓練②	→																		
		座屋倒壊建物救出訓練	→																		
		消火訓練	→																		
		航空自衛隊 (F15)	→																		
		航空自衛隊 (U-125A)	→																		
		宮崎県防災救急航空隊 (あおぞら)	→																		
		九州地方整備局 (はるかぜ)	→																		
		宮崎県警 (ひむか)	→																		
宮崎県ドクターヘリ	→																				
総合運動公園 多目的体育館	避難訓練	→ 多目的体育館へ																			
	避難所開設・運営訓練	→																			
	炊き出し訓練	→																			
	災害ボランティアセンター運営訓練	→																			
	検視・検案訓練	→																			
	支援物資受入れ訓練	→																			
	防災展示	→																			
県立日南病院	災害時医療訓練	→																			
	電力・燃料供給訓練	→																			
中核SS	緊急車両への優先給油訓練	→																			
串間市	市民総合体育館	避難訓練	→ 市民総合体育館へ																		
		避難所開設・運営訓練	→																		
		支援物資受入れ訓練	→																		
総合保健福祉センター	災害ボランティアセンター運営訓練	→																			

※出所: 県ホームページ



## 4. 監査対象とした事業等

### (1) 監査対象部署及び監査対象事業の選定

前述の「1. 宮崎県における災害の概要」、「2. 県における防災関連計画の概要」及び「3. 県における防災事業の概要」を踏まえ、監査対象部署及び監査対象事業の選定を行った。

#### 【全般的な監査の視点】

防災事業に対する監査について、県全体に関する全般的な監査の視点として、計画立案の重要性から宮崎県地域防災計画を監査対象とした。同様に、県全体で備蓄されている備蓄倉庫における管理状況等を監査対象とした。

次に、総合的な災害対応の体制や実際に発生した災害への対応状況という観点から、令和4年度に発生した災害対応及び令和2年度に竣工している県の防災庁舎を監査対象とした。

さらに、県が防災事業に備えるために管理している宮崎県大規模災害対策基金を監査対象とした。

以上を踏まえ、監査対象とした部署及び監査対象の内容は以下のとおりである。

<全般的な監査の視点から監査対象とした部署等>

目次	No.	担当部署		監査対象の内容
		部等	課	
第3	総1	総務部	危機管理課	宮崎県地域防災計画
第5	総2	総務部	危機管理課	令和4年度に発生した災害対応
第6	総3	総務部	危機管理課	備蓄倉庫(日本赤十字社宮崎県支部倉庫)
	総4			備蓄倉庫(小林市八幡原市民総合センター)
	総5			備蓄倉庫(都農高校)
	総6			備蓄倉庫(防災庁舎)
第7	総7	総務部	危機管理課 財産総管理課	防災庁舎
第8	総8	総務部	危機管理課	宮崎県大規模災害対策基金

#### 【個別事業に関する監査の視点】

県で実施されている個別の防災事業の全体像を俯瞰するため、県に対して防災事業が整理された一覧等の資料を依頼したが、防災事業という関連から網羅的に事業を整理した資料は存在しないとの回答を得た。

このため、監査人として可能な限り網羅的に防災事業を監査するため、予算資料から

防災関連事業を把握して監査対象事業に選定するとともに、県で策定されている各防災関連計画の内容を把握して監査対象事業の選定を行った。

具体的には、県が作成した予算資料である「令和4年度当初予算案の概要」の「安全・安心な県土づくり 1 防災・減災・国土強靱化対策」に記載されている事業のうち、金額的重要性及び質的重要性を総合的に勘案して、監査対象事業を選定した。

また、県が策定している宮崎県国土強靱化地域計画、宮崎県地域防災計画、未来みやざき創造プラン(アクションプラン)工程表等の内容を把握して、金額的重要性及び質的重要性を総合的に勘案して、監査対象事業を選定した。

さらに、令和4年度に発生した災害対応として、令和4年台風第14号に対する災害復旧等として実施された防災事業の内容を把握して、金額的重要性及び質的重要性を総合的に勘案して、監査対象事業を選定した。

以上を踏まえ、「予算資料及び各防災関連計画の内容から監査対象とした部署等」及び「令和4年度に発生した災害対応から監査対象とした部署等」の内容は以下のとおりである。なお、本報告書において、「予算資料及び各防災関連計画の内容から監査対象とした部署等」及び「令和4年度に発生した災害対応から監査対象とした部署等」の内容は、第4及び第5にそれぞれ記載している。

<予算資料及び各防災関連計画の内容から監査対象とした部署等> (単位:千円)

No.	担当部署		事業名	令和4年度 予算額	令和4年度 決算額
	部等	課			
1	総務部	危機管理課	防災情報システムのデジタル強靱化事業	21,607	21,138
2	総務部	危機管理課	災害対応車両整備事業	49,098	49,068
3	総務部	危機管理課	県庁BCP推進事業	4,321	3,660
4	総務部	危機管理課	大規模災害に備えた減災・応急体制強化支援事業	15,751	12,718
5	総務部	危機管理課	大規模災害に備えた燃料備蓄・供給体制整備事業	48,059	47,844
6	総務部	危機管理課	霧島山警戒避難体制整備事業	9,961	5,151
7	総務部	危機管理課	減災力強化推進事業	11,100	9,720
8	総務部	危機管理課	自助・共助・公助で命を守ろう!防災力強化事業	34,234	32,764
9	総務部	危機管理課	災害対策本部運用体制整備事業	15,682	15,521
10	総務部	危機管理課	総合防災訓練強化事業	6,677	6,676
11	総務部	消防保安課	みやざき消防力強化・支援事業	34,650	33,392
12	総務部	消防保安課	消防学校運営費	25,269	24,916
13	福祉保健部	福祉保健課	災害時健康危機管理・福祉支援体制整備事業	3,400	3,209

No.	担当部署		事業名	令和4年度 予算額	令和4年度 決算額
	部等	課			
			(DWAT分)		
14	福祉保健部	医療政策課	災害拠点病院等人材強化事業	4,963	4,348
15	福祉保健部	医療政策課	災害医療人材育成事業	3,060	1,954
16	福祉保健部	衛生管理課	人とペットの防災力パワーアップ事業	5,250	5,195
17	環境森林部	環境森林課	企業の災害対応力強化・ゼロカーボン化促進事業	20,000	13,824
18	環境森林部	環境管理課	災害時アスベスト飛散防止対策事業	7,700	7,700
19	環境森林部	環境管理課	硫黄山河川白濁対策推進事業	65,000	64,981
20	県土整備部・環境森林部	技術企画課 自然環境課	盛土防災総合推進事業	58,036	11,254
21	環境森林部	森林経営課	宮崎県森林整備事業(造林)	3,265,899	1,101,019
22	商工観光労働部	国際・経済交流課	外国人材受入環境整備事業 防災・防犯メールの多言語化	3,518	3,518
23	農政水産部	農村整備課	県営ため池等整備事業(国富町 加藍尾上下池地区)	46,334	46,334
24	農政水産部	農村整備課	県営ため池等整備事業(高千穂町 押方地区)	112,000	112,000
25	農政水産部	農村整備課	県営水質保全対策事業	87,800	87,800
26	農政水産部	漁業管理課	水産基盤(漁港)整備事業費(漁港施設機能強化事業・門川漁港)	100,000	100,000
27	農政水産部	漁業管理課	水産基盤(漁港)整備事業費(漁港施設機能強化事業・宮之浦漁港)	100,000	84,096
28	県土整備部	道路保全課	土砂災害対策道路事業(国道268号宮崎市浦之名)	328,000	60,457
29	県土整備部	道路保全課	土砂災害対策道路事業(国道265号西米良村上米良)	45,000	45,000

No.	担当部署		事業名	令和4年度 予算額	令和4年度 決算額
	部等	課			
30	県土整備部	河川課	大規模特定河川事業(広渡川)	150,000	150,000
31	県土整備部	河川課	広域河川改修工事(広瀬川)	123,500	99,134
32	県土整備部	砂防課	公共砂防事業費(火山噴火緊急減災対策事業)	20,000	20,000
33	県土整備部	砂防課	公共砂防事業費(城屋敷川)	114,000	13,529
34	県土整備部	砂防課	公共砂防事業費(桑水流川3)	32,000	11,247
35	県土整備部	砂防課	公共砂防事業費(なが迫谷)	48,000	5,704
36	県土整備部	砂防課	公共砂防事業費(大藪2地区)	150,000	17,043
37	県土整備部	港湾課	公共海岸保全港湾事業(防災・安全交付金 外浦港海岸)	200,000	16,742
38	県土整備部	港湾課	公共海岸保全港湾事業(津波対策緊急事業 古江港海岸)	500,000	31,500
39	県土整備部	建築住宅課	木造建築物等地震対策加速化支援事業	26,528	26,007
40	教育庁	人権同和教育課	学校と地域がつながる安全教育推進事業	3,567	1,410

<令和4年度に発生した災害対応から監査対象とした部署等>

(単位:千円)

No.	担当部署		事業名	令和4年度 予算額	令和4年度 決算額
	部等	課			
台1	総務部・農政水産部	財産総合管理課 農業普及技術課	県有施設災害復旧費	92,700	55,658
台2	福祉保健部	福祉保健課	災害弔慰金	11,250	11,250
台3	商工観光労働部	商工政策課	商工業者再建支援補助金	173,452	21,213
台4	農政水産部	農政企画課	農林水産業共同利用施設災害復旧事業	57,413	26,588
台5	農政水	農村整備課	災害復旧予算(国費)	33,951	33,951

No.	担当部署		事業名	令和4年度 予算額	令和4年度 決算額
	部等	課			
	産部				
台6	農政水産部	農産園芸課	被災産地営農継続緊急支援事業	205,700	145,012
台7	農政水産部	水産政策課	漁業経営継続緊急支援事業	62,793	58,907
台8	農政水産部	畜産振興課	畜産経営再開緊急支援事業	78,586	73,890
台9	県土整備部	河川課	海岸保全事業(海岸漂着物等地域対策推進事業) 【延岡港 東海海岸】	30,750	30,521
台10	県土整備部	河川課	令和4年度河川災第518-1号 石氷川 河川災害復旧工事	23,654	11,830

### 第3 宮崎県地域防災計画に関する監査の結果及び意見

#### 1. 宮崎県地域防災計画の概要

宮崎県地域防災計画の概要については、「第2 監査対象の概要 2.県における防災関連計画の概要」に記載したが、同計画に対する監査の結果及び意見を記載するため、同計画の概要を追加記載する。

##### (1)宮崎県地域防災計画の構成

宮崎県地域防災計画の構成は「第2 監査対象の概要 2.県における防災関連計画の概要」のとおりであり、現実の災害に即した構成である旨が記載されている。

第1編では総論として、宮崎県地域防災計画の目的、基本方針、各機関の実施責任等が記載されており、第2編では共通対策編として第3編から第13編までの各災害に関する共通事項が包括的に記載されている。また、第3編から第13編までは、各災害に係る具体的な対策等が記載されている。

第2編から第13編までにおける各編には、「予防計画」「災害応急対策計画」「災害復旧・復興計画」が記載されており、①予防→②災害発生時の応急対策→③災害発生後の復旧・復興というプロセスが確立され、このプロセスごとに、県、市町村、指定地方行政機関等が実施すべき内容や責任が明確に記載されている。

##### (2)県の実施責任、並びに県が処理すべき事務又は業務の大綱

宮崎県地域防災計画に記載されている県の実施責任は次のとおりであり、県は広域行政を司る観点から、市町村、国等との調整を図りながら、防災活動を実施する。

＜県の実施責任＞

県は、本県の地域及び地域住民の生命、身体・財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域をこえて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどの場合において、国との連絡調整を図るとともに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

※出所：宮崎県地域防災計画

宮崎県地域防災計画に記載されている県が処理すべき事務又は業務の大綱は「第2 監査対象の概要 3.県における防災事業の概要」のとおりであり、これらに従い、県の各部署は防災に関する事業を実施している。

### (3)第2編 共通対策編の記載事項

前述のとおり、宮崎県地域防災計画の第2編では共通対策編として第3編から第13編までの各災害に関する共通事項が包括的に記載されている。第2編の構成は下記のとおりである。

<宮崎県地域防災計画第2編の構成>

第1章 基本的考え方
第1節 基本的考え方
第2章 災害予防計画
第1節 災害に強い県土づくり、まちづくり
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え
第3節 県民の防災活動の促進
第3章 災害応急対策計画
第1節 活動体制の確立
第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
第3節 広域応援活動
第4節 救助・救急及び消火活動
第5節 医療救護活動
第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
第7節 燃料の確保活動
第8節 電力・ガスの臨時供給活動
第9節 避難収容活動
第10節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動
第11節 保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動
第12節 行方不明者等の捜索、遺体の検視、検案及び埋葬に関する活動
第13節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動
第14節 公共施設等の応急復旧活動
第15節 ライフライン施設の応急復旧
第16節 被災者等への的確な情報伝達活動
第17節 自発的支援の受入れ
第18節 災害救助法の適用
第19節 文教対策
第4章 災害復旧・復興計画
第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定
第2節 迅速な現状復旧の進め方
第3節 計画的復興の進め方
第4節 被災者の生活再建等の支援
第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援

※出所:宮崎県地域防災計画を基に監査人作成

## 2. 監査の結果

### (1)宮崎県地域防災計画の実施主体

#### ① 市町村等が実施すべき事項について【意見】

##### 【現状及び問題点】

宮崎県地域防災計画の各編には、県、市町村、指定地方行政機関等が実施すべき内容や責任が明確に記載されている

例えば、第 2 編共通対策編 第 2 章災害予防計画において、消防力の充実強化について市町村が実施すべき事項として次のような記載がある等、市町村等が実施すべき事項が多岐にわたって記載されている。

<市町村の実施事項の例>

#### (3) 常備消防力の充実・強化

##### 【市町村】

市町村は、火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助、災害応急対策その他の消防に関する事務を確実に遂行し、当該市町村の区域における消防の責任を十分に果たすため、「消防力の整備指針」(平成 12 年消防庁告示第 1 号)に基づき消防力の充実強化を図るものとする。

ア 市街地には、人口、地勢、道路事情等に応じて、消防署所を設置するものとする。

イ 消防署所の庁舎は、十分な耐震性を有し、かつ、浸水による被害に耐え得るよう整備し、災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、非常用電源設備等を設置するものとする。

ウ 消防署所には消防ポンプ自動車、救急自動車等の車両を配置し、地域の実情に応じて、はしご自動車、化学消防車等を配置するものとする。

エ 災害時の活動体制を確保するため、無線情報通信システム及び装備、活動資機材の整備並びに性能点検を実施し、即応体制の確立を期すものとする。

#### (4) 消防団員の充実強化

##### 【市町村】

ア 消防団は地域防災力の中核であるため、市町村は消防団員の加入促進に努めるとともに、団員の処遇・教育訓練の改善など、消防団活動の充実強化を図るものとする。

イ 消防団の車両及び防災資機材の格納庫、可搬式動力ポンプ等の施設、装備及び活動資機材の充実を図るものとする。

#### (5) 総合的な消防計画の策定

##### 【市町村】

市町村は、「市町村消防計画の基準」(昭和 41 年消防庁告示第 1 号)に基づき、災害に対応した消防計画を策定し、毎年検討を加え、必要に応じ修正するものとする。

#### (6) 消防職団員の教育訓練

(中略)

##### 【市町村】



市町村は、消防職員及び消防団員の知識及び技能の向上を図るため、県消防学校及び消防大学校に必要な応じ派遣するほか、一般教養訓練の計画を策定し、実施するものとする。

※出所:宮崎県地域防災計画

県に対して、宮崎県地域防災計画に記載されている市町村等が実施すべき事項について、県内の各市町村等における実際の対応状況を質問したところ、各市町村等が各自で実施しているとの認識であり、対応状況の把握までには至っていないとのことである。

宮崎県地域防災計画で市町村等が実施すべき事項が記載されていても実際に市町村等が対応していない限り、防災に対する備えにはならないと考える。

### 【改善提案】

宮崎県地域防災計画に記載されている内容は多岐にわたっており、そのすべてについて市町村等の対応状況を把握するのは現実的ではない。また、県が実施する各種の防災訓練等において市町村等の対応状況はある程度把握されていると考える。

しかし、市町村等の対応状況について、把握すべき事項や具体的内容が整理されている訳ではない。よって、県は、宮崎県地域防災計画に記載されている市町村等が実施すべき事項について、重要性等を踏まえ、対応状況の把握を定期的に行うことが望ましい。

## (2)宮崎県地域防災計画と県が実施する事業との関係

① 宮崎県地域防災計画と県事業との紐づけ、及び同計画と予算との関連について【意見】

### 【現状及び問題点】

宮崎県地域防災計画には、第1編総論において県が処理すべき事務及び業務の大綱が記載されているとともに、第2編以降で各項目において県が実施すべき事項が記載されている。

また、本監査を実施するに当たり、県に対して県が実施する防災事業が分かる資料を依頼したところ、防災事業という観点からは事業を整理していないため、当該内容に相当する資料は無い旨の回答を得た。

しかし、前述のとおり、宮崎県地域防災計画には県が実施すべき事項が記載されており、県の各部署は原則として各種の事業の実施を通じて当該事項を実施しているはずである。

このため、県に対して、宮崎県地域防災計画における県が実施すべき事項について、実際に県が実施する事業と紐づけは実施されているか、及び、同事項と県の事業予算の関連の把握はされているか、を質問したところ、特段の紐づけは行っておらず、地域防災計画に基づき実施される防災事業の予算額も把握していないとのことである。

宮崎県地域防災計画における県が実施すべき事項と実際に県が実施する事業との紐づけが実施されていないため、同事項は適切に実施されているのか、どの部署のどのような事業を通じて実施されているのかが不明瞭であるとともに、宮崎県地域防災計画の有効性にも影響が出かねない。

また、宮崎県地域防災計画における県が実施すべき事項と県の事業予算の関連の把握が

なされていないため、同事項に係る金額的規模が不明瞭となり、宮崎県地域防災計画における県事業の実施に係る効率性や経済性の検証が出来ないと考えられる。

#### 【改善提案】

県は、宮崎県地域防災計画の有効性、効率性及び経済性を高めるため、宮崎県地域防災計画における県が実施すべき事項と県が実施する事業との紐づけ、及び、同事項と県の事業予算の関連の把握を行うとともに、これらの内容を整理し、県ホームページで公表する等により、県の防災事業実施に係る透明性を担保することが望ましい。

### (3)宮崎県地域防災計画の策定に係る宮崎県防災会議

#### ① 宮崎県防災会議の開催結果の公表について【意見】

##### 【現状及び問題点】

県は、災害対策基本法第 14 条に基づき宮崎県防災会議を設置し、地域防災計画の策定及びその実施促進等を行っている。

過去の宮崎県防災会議の開催状況を県ホームページで確認したところ、平成 30 年度、令和 3 年度及び令和 4 年度の開催結果は公表されていた。

県に対して、令和元年度及び令和 2 年度の宮崎県防災会議の開催結果が県ホームページで公表されていない旨を質問したところ、掲載漏れとのことである。

#### 【改善提案】

宮崎県防災会議は、宮崎県地域防災計画の策定等を行う重要な会議体である。よって、県は、宮崎県防災会議の開催結果を適切に県ホームページで公表し、透明性を担保することが望ましい。

#### ② 宮崎県防災会議の出席状況について【意見】

##### 【現状及び問題点】

県が令和 4 年度に実施した宮崎県防災会議の資料を閲覧したところ、委員の出席状況は次のとおりであった。委員総数 55 名に対して、欠席 9 名、代理出席 16 名であり、本人出席は 30 名となっており、委員総数に対する本人出席の割合は、54.5%である。

宮崎県防災会議は、宮崎県地域防災計画の策定を行うとともに、国、県、市町村等の防災関係機関により防災に関する重要事項を審議するものであり、重要性が高い。しかし、本人出席の割合は十分とは言えないと考えられる。

#### 【改善提案】

県は、宮崎県防災会議の重要性に鑑み、可能な限り本人による出席を促すとともに、出席率を上げるように各防災関係機関に一層働きかけることが望ましい。

## 第4 個別防災事業に関する監査の結果及び意見

### 1. 防災情報システムのデジタル強靱化事業(危機管理課)

#### (1)事業概要

##### 1) 概要

(令和4年度実績)

事業名	防災情報システムのデジタル強靱化事業
事業目的	災害対応時に情報共有するシステムの強靱化を図るため、防災情報共有システムの機能や通信回線を強化するとともに、市町村の防災システムとのデータ連携機能を構築し、将来の防災情報システムの多様化に備える。
根拠法令等	—
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市町村が入力する住民発令等の情報を L アラートで発信する機能の構築及び通信回線の冗長化</li> <li>② 市町村が保有又は今後構築する防災システムと県の防災情報共有システム間の災害情報等のデータ連携機能を構築</li> <li>③ システムの運用を通じた改善・統合による防災情報共有システム機能強化</li> </ul>
開始事業年度	令和4年度
終了事業年度 ※予定含む	令和6年度
事業実施主体	宮崎県
関連する県の計画・施策等	宮崎県地域防災計画

##### 2) 事業費の推移

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	—	—	24,107
最終予算額	—	—	21,607
決算額	—	—	21,138
予算実績比率	0.0%	0.0%	97.8%

3) 事業費の内訳 (令和4年度決算額ベース)

(単位:千円)

項目	金額	主な内容
需用費	—	
委託料	21,138	防災情報共有システムの改修
使用料及び賃借料	—	
工事請負費	—	
備品購入費	—	
負担金、補助金及び交付金	—	
繰出金	—	
その他	—	
合計	21,138	

4) 事業費の財源 (令和4年度決算額ベース)

(単位:千円)

項目	金額	主な内容
財源区分	—	
国	—	
県	16,200	緊急防災基盤整備事業費
その他	4,938	大規模災害対策基金、宮崎市負担金
合計	21,138	

5) 事業の効果 (達成すべき指標)

指標の説明	—		
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—
達成率	0%	0%	0%

## (2) 監査の結果

### ① 業務委託契約書における契約の解除に関する記載について【意見】

#### 【現状及び問題点】

防災情報システムのデジタル強靱化事業では、委託事業であり県と受託者とは業務委託契約を締結している。宮崎県は、契約書の記載内容等に関して「契約書作成の手引」を作成しており当該手引において契約相手方が個人または民間団体等の場合、契約の解除に関する条項について、「宮崎県暴力団排除条例(平成 23 年宮崎県条例第 18 号)に基づき、県の締結する契約において暴力団を利することとならないようにするために必要な措置として、契約の解除に関する規定を設ける場合」の文例が記載されている。具体的な契約書の作成及びその記載すべき条項等に関しては、担当の所管課が当該手引きに基づき作成することとなっている。しかし、当該業務委託契約を閲覧したところ、反社会的勢力の排除に関する条項等の記載が無かった。

#### 【改善提案】

県を含む自治体においてもコンプライアンスが求められている。今後、契約の相手方が個人または民間団体である場合には、上記「契約書作成の手引」に基づき「宮崎県暴力団排除条例(平成 23 年宮崎県条例第 18 号)に基づき、県の締結する契約において暴力団を利することとならないようにするために必要な措置として、契約の解除に関する規定」を契約書に記載することを検討されたい。

### ② 防災情報システムのデジタル強靱化事業における指標の設定について【意見】

#### 【現状及び問題点】

上記「(1)事業概要」に記載のとおり、防災情報システムのデジタル強靱化事業については、事業の効果を把握するための特段の指標は設定されていない。

県によれば、本事業については指標の設定は馴染まないため、設定していないとのことである。しかし、事業を実施する以上、事業の効果を把握するとともに、有効性、効率性等の観点から、指標の検討は必要と考える。

#### 【改善提案】

確かに、防災事業においては、成果指標(アウトカム指標)の設定は難しいケースは想定される。その場合は、活動指標(アウトプット指標)の設定を検討することも考えられる。

よって、県は、成果指標(アウトカム指標)だけでなく、活動指標(アウトプット指標)も踏まえて、指標の設定を検討することが望ましい。

防災情報システムのデジタル強靱化事業については、「令和 4 年度から令和 6 年度にかけて行う事業」を行っていることを踏まえると、次のような指標が考えられる。

<考えられる指標(例)>

・各事業年度の当該事業全体に対する進捗状況(完了部分の割合)等
---------------------------------

※出所「監査人作成」

## 2. 災害対応車両整備事業(危機管理課)

### (1)事業概要

#### 1) 概要

(令和4年度実績)

事業名	災害対応車両整備事業
事業目的	大規模災害発生時における災害対応車両の運行を確保するため、ガソリンより入手しやすく、運搬や保管がしやすい軽油を燃料とするディーゼル車両を導入しリスク軽減に添えた車両の整備
根拠法令等	—
事業概要	災害対応車両(クリーンディーゼル車)の整備(現有車両の更新)
開始事業年度	令和4年度
終了事業年度 ※予定含む	令和5年度
事業実施主体	宮崎県
関連する県の計画・施策等	—

#### 2) 事業費の推移

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	—	—	52,598
最終予算額	—	—	49,098
決算額	—	—	49,068
予算実績比率	0.0%	0.0%	99.9%

3) 事業費の内訳（令和4年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	—	
委託料	—	硫黄山火山ガス測定委託
使用料及び賃借料	—	
工事請負費	—	
備品購入費	48,400	車両
負担金、補助金及び交付金	—	
繰出金	—	
その他	608	自賠責保険、重量税
合計	49,068	

4) 事業費の財源（令和4年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
財源区分	—	
国	—	
県	43,500	地域活性化事業
その他	5,568	宮崎県大規模災害対策基金
合計	49,068	

5) 事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	—		
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—
達成率	0%	0%	0%

## (2) 監査の結果

### ① 物品購入要求書の誤記入に対する訂正方法等について【指摘事項】

#### 【現状及び問題点】

物品購入要求書における納入期限及び購入理由等の訂正等が行われていた。この訂正方法について、誤った記載部分を鉛筆により二重線を引き、その右側に正しい日付が鉛筆書きで記載されていた。また、購入理由について鉛筆書きにより加筆されている箇所があった。これらの事象は、他の書類においても散見された。

本来、公文書の訂正方法としては、ボールペンや万年筆等で訂正箇所に二重線を引き、正しい文言等を記載し、訂正印を押すのが一般的である。また、鉛筆による加筆部分等については、訂正印を押し何文字加入等と記載することが一般的である。

#### 【指摘事項】

公文書の訂正方法として、上記の方法により適正に行うべきである。

### ② 「車両仕様条件書」、「公用車(災害対応車両:土木事務所)特記仕様書」及び「車両納車時の確認表」それぞれの記載事項の不整合について【指摘事項】

#### 【現状及び問題点】

「車両仕様条件書」のオプション装備の欄には「ETC」と、「公用車(災害対応車両:土木事務所)特記仕様書」の「2車両装備 (3) 装備等」の欄では「④ETC2.0」と、「車両納車時の確認表」のオプション装備の欄には「ETC(2.0 でないもの)」とそれぞれ記載されており不整合な状況にある。

#### 【指摘事項】

ETC と ETC2.0 では購入価格が異なるため、誤って購入装着した場合、経済性の観点から問題があることから「車両仕様条件書」、「公用車(災害対応車両:土木事務所)特記仕様書」及び「車両納車時の確認表」で整合性がとれた記載の修正を行うべきである。

### ③ 災害対応車両整備事業における指標の設定について【意見】

#### 【現状及び問題点】

(1) 事業概要に記載のとおり、災害対応車両整備事業については、事業の効果を把握するための特段の指標は設定されていない。

県によれば、本事業については指標の設定は馴染まないため、設定していないとのことである。

しかし、事業を実施する以上、事業の効果を把握するとともに、有効性、効率性等の観点から、指標の検討は必要と考える。



### 【改善提案】

確かに、防災事業においては、成果指標(アウトカム指標)の設定は難しいケースは想定される。その場合は、活動指標(アウトプット指標)の設定を検討することも考えられる。

よって、県は、成果指標(アウトカム指標)だけでなく、活動指標(アウトプット指標)も踏まえて、指標の設定を検討することが望ましい。

災害対応車両整備事業については、「災害対応車両を各拠点等に購入し配備すること」を行っていることを踏まえると、次のような指標が考えられる。

<考えられる指標(例)>

・災害対応車両を購入配備すべき各拠点等の内容に対する状況(購入配備済み拠点等の割合)等
---

※出所「監査人作成」

## 3. 県庁 BCP 推進事業(危機管理課)

### (1) 事業概要

#### 1) 概要

(令和4年度実績)

事業名	県庁 BCP 推進事業
事業目的	県業務継続計画(県庁 BCP)推進のための環境整備
根拠法令等	—
事業概要	災害時応急業務、非常時優先業務において必要な資機材の購入・メンテナンスなど。
開始事業年度	令和3年度
終了事業年度 ※予定含む	令和5年度
事業実施主体	宮崎県
関連する県の計画・施策等	宮崎県業務継続計画

#### 2) 事業費の推移

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	—	4,922	4,321
最終予算額	—	4,922	4,321
決算額	—	3,649	3,660
予算実績比率	0.0%	74.1%	84.7%

3) 事業費の内訳（令和4年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	3,168	備蓄物資の更新、資機材のメンテナンス
委託料	—	
使用料及び賃借料	216	BCP 推進会議事務局用パソコンのリース代
工事請負費	—	
備品購入費	276	ポータブル電源他
負担金、補助金及び交付金	—	
繰出金	—	
その他	—	
合計	3,660	

4) 事業費の財源（令和4年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
財源区分	—	
国	—	
県	776	
その他	2,884	大規模災害対策基金
合計	3,660	

5) 事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	—		
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—
達成率	0%	0%	0%

## (2) 監査の結果

### ① 県庁 BCP 推進事業における決算額の相違について【指摘事項】

#### 【現状及び問題点】

上記、「事業概要」の2)事業費の推移、3)事業費の内容(令和4年度決算額ベース)及び4)事業費の財源(令和4年度決算額ベース)には、令和4年度の決算額として3,660千円と記載されている。当該決算額の根拠資料である「BCP 予算執行状況(令和4年度)」によると危機管理課が各担当部署からの要求を取りまとめて令達予算を決定し各担当部署に配分している。「BCP 予算執行状況(令和4年度)」における危機管理課令達予算額は3,660千円であるが各担当部署の決算額合計は、3,670千円となっており相違が発見された。しかし、当該差額についての理由等の記載がなく管理上問題がある。

#### 【指摘事項】

根拠資料である「BCP 予算執行状況(令和4年度)」における危機管理課令達予算額と各担当部署の決算額に相違がある場合には、その理由等の記載を行うべきである。

### ② 県庁 BCP 推進事業における指標の設定について【意見】

#### 【現状及び問題点】

上記「事業概要」に記載のとおり、県庁 BCP 推進事業については、事業の効果を把握するための特段の指標は設定されていない。

県によれば、本事業については指標の設定は馴染まないため、設定していないとのことである。しかし、事業を実施する以上、事業の効果を把握するとともに、有効性、効率性等の観点から、指標の検討は必要と考える。

#### 【改善提案】

確かに、防災事業においては、成果指標(アウトカム指標)の設定は難しいケースは想定される。その場合は、活動指標(アウトプット指標)の設定を検討することも考えられる。

よって、県は、成果指標(アウトカム指標)だけでなく、活動指標(アウトプット指標)も踏まえて、指標の設定を検討することが望ましい。

県庁 BCP 推進事業については、「令和3年度から令和5年度にかけて行う事業」を行っていることを踏まえると、次のような指標が考えられる。

<考えられる指標(例)>

・各事業年度の当該事業全体に対する進捗状況(完了部分の割合)等
---------------------------------

※出所「監査人作成」

## 4. 大規模災害に備えた減災・応急体制強化支援事業(危機管理課)

### (1)事業概要

#### 1) 概要

(令和4年度実績)

事業名	大規模災害に備えた減災・応急体制強化支援事業
事業目的	大規模災害から県民の生命を守ることを最優先に、津波避難施設や指定緊急避難場所、避難経路等の整備を行う市町村への財政支援を行うとともに、被災者へ迅速かつ的確な支援ができるよう、国やその他の自治体等からの支援を円滑に受けるための市町村の受援体制を強化する。
根拠法令等	—
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が行う避難タワー整備等に対する補助(減災力強化推進事業)</li> <li>・市町村受援計画に定める受援体制構築に必要な資機材の整備</li> <li>・広域連携体制強化のための各種協議会等への参加</li> </ul>
開始事業年度	令和3年度
終了事業年度 ※予定含む	令和5年度
事業実施主体	宮崎県
関連する県の計画・施策等	—

#### 2) 事業費の推移

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	—	39,530	18,751
最終予算額	—	21,851	15,751
決算額	—	19,364	12,718
予算実績比率	0.0%	88.6%	80.7%

3) 事業費の内訳 (令和4年度決算額ベース)

(単位:千円)

項目	金額	主な内容
需用費	-	
委託料	-	
使用料及び賃借料	239	資機材リース
工事請負費	-	
備品購入費	-	
負担金、補助金及び交付金	11,399	減災力強化推進事業費補助金、応急対策受援体制構築支援補助金
繰出金	-	
その他	1,080	謝金、旅費
合計	12,718	

4) 事業費の財源 (令和4年度決算額ベース)

(単位:千円)

項目	金額	主な内容
財源区分	-	
国	-	
県	-	
その他	12,718	大規模災害対策基金
合計	12,718	

5) 事業の効果 (達成すべき指標)

指標の説明	-		
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指標の目標値	-	-	-
指標の実績値	-	-	-
達成率	0%	0%	0%

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、特段の指摘事項又は意見は発見されなかった。

## 5. 大規模災害に備えた燃料備蓄・供給体制整備事業(危機管理課)

### (1)事業概要

#### 1) 概要

(令和4年度実績)

事業名	大規模災害に備えた燃料備蓄・供給体制整備事業
事業目的	大規模災害時発生時における緊急通行車両等への燃料供給体制を整備し、災害対応能力の強化を図る。
根拠法令等	—
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時専用臨時設置給油設備(どこでもスタンド)の整備</li> <li>・防災ヘリコプター備蓄燃料庫の整備</li> <li>・災害時において緊急車両等へ優先供給する燃料の確保</li> </ul>
開始事業年度	令和3年度
終了事業年度 ※予定含む	令和4年度
事業実施主体	宮崎県
関連する県の計画・施策等	—

#### 2) 事業費の推移

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	—	29,575	52,059
最終予算額	—	29,575	48,059
決算額	—	28,981	47,844
予算実績比率	0.0%	98.0%	99.6%

3) 事業費の内訳（令和4年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	-	
委託料	817	災害時緊急車両への燃料供給体制構築業務委託
使用料及び賃借料	-	
工事請負費	8,252	災害時専用臨時設置給油設備保管庫設置工事（高鍋町、延岡市、日向市）
備品購入費	38,775	災害時専用臨時設置給油設備（高鍋町、延岡市、日向市）
負担金、補助金及び交付金	-	
繰出金	-	
その他	-	
合計	47,844	

4) 事業費の財源（令和4年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
財源区分	-	
国	38,775	石油製品販売事業環境保全対策事業
県	8,200	
その他	869	大規模災害対策基金
合計	47,844	

5) 事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	—		
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—
達成率	0%	0%	0%

## (2) 監査の結果

### ① 事業者選定の方法について【意見】

#### 【現状及び問題点】

県は、本事業の一つである「災害時専用臨時設置給油設備保管庫設置工事」(複数の市町村で実施されている。)では、事業者の選定について、各市町村に所在する事業者 3 者から参考見積書を徴収し、それを参考に設計書を作成していた。その上で、県は、実施設計金額が 250 万円を下回ったことから随意契約とすることとし、再度同じ事業者 3 者から見積書を徴収、最低価格を提出した業者を選定するという手続きを取っていた。

しかし、ある事案では、当初の参考見積を取った際に、ある事業者がかなり低額で参考見積単価を提出していたことから、県は予定価格を 932,800 円と低額に設定しており、県が正式な見積書を徴収した際には当該事業者は参考見積の時より高い単価で金額を出してきたため、結果として予定価格を上回る事態となり、契約には至らず、不調判断となった。

その後、県は、3 者の平均値を工事単価として予定価格を 1,369,500 円に再設定した。その上で、県は、再々度 3 者から見積書を提出させて事業者の決定に至っており、結局、参考時も含めると 3 事業者は 4 回もの見積書提出を強いられている。

この手続きにより、本来の納期は令和 5 年 1 月 26 日となっていたところ、1 月半遅れの同年 3 月 10 日に完成となっていた。

より公平な手続きで事業者を決定しようとする姿勢は評価できるし、結果的には 2 回目 3 回目の見積徴収時より低額での契約とすることができているものの、一方で、何度も見積書の提出を強いられた事業者の負担や予定された納期を大きく徒過した点は無視できない。

#### 【改善提案】

本件は、1 回目に 3 者から参考見積を徴収した段階での予定価格の設定に問題があったと考えられる。

よって、県は、公平性を重視するあまり予定された納期を遅れるようなことがないように配慮することも重要であるため、適切な予定価格の設定について慎重に検討することが望ましい。



## 6. 霧島山警戒避難体制整備事業(危機管理課)

### (1)事業概要

#### 1) 概要

(令和4年度実績)

事業名	霧島山警戒避難体制整備事業
事業目的	改正活動火山対策特別措置法の施行に伴い、鹿児島県や周辺市町と共同で設置した霧島山火山防災協議会において、噴火警戒レベルの設定など警戒避難体制の整備を推進し、関係機関との連携を強化するとともに、硫黄山の火山ガス濃度を測定・監視し、霧島山に係る火山防災対策の強化を図る。
根拠法令等	活動火山対策特別措置法
事業概要	① 霧島山火山防災協議会の運営等 ② えびの高原(硫黄山周辺)の火山ガスの測定
開始事業年度	平成28年度
終了事業年度 ※予定含む	令和5年度
事業実施主体	宮崎県
関連する県の計画・施策等	宮崎県地域防災計画

#### 2) 事業費の推移

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	9,961	9,961	9,961
最終予算額	9,961	9,961	9,961
決算額	2,430	5,236	5,151
予算実績比率	24.4%	52.6%	51.7%

3) 事業費の内訳 (令和4年度決算額ベース)

(単位:千円)

項目	金額	主な内容
需用費	0	
委託料	5,082	硫黄山火山ガス測定委託
使用料及び賃借料	0	
工事請負費	0	
備品購入費	0	
負担金、補助金及び交付金	0	
繰出金	0	
その他	69	火山防災協議会運営費
合計	5,151	

4) 事業費の財源 (令和4年度決算額ベース)

(単位:千円)

項目	金額	主な内容
財源区分	—	
国	—	
県	—	
その他	5,151	大規模災害対策基金
合計	5,151	

5) 事業の効果 (達成すべき指標)

指標の説明	—		
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—
達成率	0%	0%	0%

## (2) 監査の結果

- ① えびの高原硫黄山周辺の硫化水素ガス自動測定機保守業務委託における仕様書について【指摘事項】

### 【現状及び問題点】

県は、霧島山警戒避難体制整備事業として、えびの高原(硫黄山周辺)の火山ガスの測定を行うために、えびの高原硫黄山周辺の硫化水素ガス自動測定機保守業務を事業者へ委託している。

委託内容等は、県が定めた仕様書によれば、次のとおり明示されている。

#### <委託内容等>

##### 1 目的

この仕様書は、えびの高原硫黄山周辺の硫化水素ガス・自動測定機保守業務の委託について、その細則を定める。

##### 2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

##### 3 測定地点

えびの市のえびの高原(硫黄山)周辺とし、詳細については県が別途指示する。

##### 4 委託内容

自動測定機は、地表から100cm高さで硫化水素濃度を24時間測定し、測定値をサーバー上にデータ転送し、関係者が常時確認できるようにすること。

また、県が指定する測定値を超えて観測された場合には、県が指定する連絡先にメールが自動送信されるよう設定すること。

※出所「本業務委託仕様書」

これに対して、受託業者から提出された実績報告書には、次の記載がある。

#### <業者が実施した業務実績>

1 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

##### 2 委託内容

えびの高原硫黄山周辺の硫化水素ガス自動測定機保守業務

##### 3 実施内容

###### (1) 保守業務

下記の通りに定期メンテナンス(点検、センサー校正)を実施しました。

① 4月14日～15日

定期メンテナンス 1回目

異常はございませんでした。

- ② 7月7日～8日  
定期メンテナンス 2回目  
M23 OdaLog (S/N: 02701561) が動作不良のため、代替機(S/N: 07501273) を設置しました。  
データサーバーを海外から国内に移管しました。
- ③ 10月13日～14日  
定期メンテナンス 3回目  
異常はございませんでした。
- ④ 12月22日～23日  
定期メンテナンス 4回目  
M23 代替機 (S/N: 07501273) を引き上げ、OdaLog (S/N: 02701561) を復旧しました。

※出所「実績報告書」

上記のとおり、仕様書では硫化水素濃度の測定とその測定値のデータ転送及び県が指定する測定値を超えた場合にはメールを自動転送することが記載されているが、実績報告書では定期メンテナンスの実施結果が記載されている。このため、仕様書に記載された内容と実績報告書に記載された内容が整合していない。

その結果、県が仕様書で求めた委託内容が適切に実施されたのか、実績報告書を閲覧する限り把握できなかった。

#### 【指摘事項】

業務委託は、仕様書に記載された内容が適切に実施されるべきである。

よって、県は、仕様書記載内容の業務が実施されたのか適切に把握するとともに、実績報告書に仕様書に沿った記載を受託業者へ求めるべきである。

#### ② えびの高原硫黄山周辺の硫化水素ガス自動測定機保守業務委託における参考見積書の徴取について【意見】

##### 【現状及び問題点】

えびの高原硫黄山周辺の硫化水素ガス自動測定機保守業務委託について、受託業者の選定に当たっては、1者随意契約が実施されている。

契約額について、県は、相手方から事前に参考見積書を入手しており、この参考見積額を前提として予定価格を策定し、その後、相手方から正式見積書を入手した上で契約に至っている。

参考見積価格、予定価格及び契約額は全て同額の3,080千円となっている。

県へ、参考見積書の内訳明細を把握しているか、参考見積書の内容について金額の妥当

性を把握しているか質問したところ、特段の把握は行っていないとのことである。

本契約は1者随意契約であることから、参考見積額の内訳明細の把握、内容に係る金額の妥当性を検討しない場合、結果的に、業者の言い値で契約してしまうことになり、契約額の妥当性、経済性等に疑義が生じかねない。

#### 【改善提案】

1者随意契約は、競争性が働かない業者の選定方法であることから、契約額の妥当性及び経済性等には特に留意が必要である。

このため、県は、参考見積書を徴取した場合は、その内訳明細を把握し、見積り内容に係る金額の妥当性、及び経済性等を検討することが望ましい。

#### ③ 霧島山警戒避難体制整備事業における指標の設定について【意見】

##### 【現状及び問題点】

上記「(1)事業概要 5)事業の効果(達成すべき指標)」に記載のとおり、霧島山警戒避難体制整備事業については、事業の効果を把握するための特段の指標は設定されていない。

県によれば、火山災害の予防に関する事業であり、指標の設定にはなじまないとのことである。

しかし、事業を実施する以上、事業の効果を把握するとともに、有効性及び効率性等の観点から、指標の検討は必要と考える。

##### 【改善提案】

確かに、防災事業においては、成果指標(アウトカム指標)の設定は難しいケースは想定される。その場合は、活動指標(アウトプット指標)の設定を検討することも考えられる。

よって、県は、成果指標(アウトカム指標)だけでなく、活動指標(アウトプット指標)も踏まえて、指標の設定を検討することが望ましい。

霧島山警戒避難体制整備事業については、「①霧島山火山防災協議会の運営等、②えびの高原(硫黄山周辺)の火山ガスの測定」を行っていることを踏まえると、次のような指標が考えられる。

<考えられる指標(例)>

- |   |
|---|
| ① 霧島山火山防災協議会の運営等<br>・霧島山火山防災協議会の開催回数          |
| ② えびの高原(硫黄山周辺)の火山ガスの測定<br>・火山ガスの測定の測定回数、測定地点数 |

※出所「監査人作成」

## 7. 減災力強化推進事業(危機管理課)

### (1)事業概要

#### 1) 概要

(令和4年度実績)

事業名	減災力強化推進事業
事業目的	大規模災害から県民の生命を守ることを最優先に、津波避難施設や指定緊急避難場所、避難経路等の整備を行う市町村への財政支援を行う。
根拠法令等	—
事業概要	○市町村が行う以下の事業に対する補助 <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波避難タワーの整備</li> <li>・避難場所・指定避難所・避難経路等の整備</li> <li>・地域における避難訓練の実施</li> </ul>
開始事業年度	令和2年度
終了事業年度 ※予定含む	令和5年度
事業実施主体	宮崎県
関連する県の計画・施策等	—

#### 2) 事業費の推移

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	30,000	34,100	13,100
最終予算額	30,000	20,118	11,100
決算額	13,996	18,127	9,720
予算実績比率	46.7%	90.1%	87.6%

3) 事業費の内訳 (令和4年度決算額ベース)

(単位:千円)

項目	金額	主な内容
需用費	-	
委託料	-	
使用料及び賃借料	-	
工事請負費	-	
備品購入費	-	
負担金、補助金及び交付金	9,720	減災力強化推進事業費補助金(11市町)
繰出金	-	
その他	-	
合計	9,720	

4) 事業費の財源 (令和4年度決算額ベース)

(単位:千円)

項目	金額	主な内容
財源区分	-	
国	-	
県	-	
その他	9,720	大規模災害対策基金
合計	9,720	

5) 事業の効果 (達成すべき指標)

指標の説明	-		
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指標の目標値	-	-	-
指標の実績値	-	-	-
達成率	0%	0%	0%

## (2) 監査の結果

### ① 公文書の記載内容の訂正について【指摘事項】

#### 【現状及び問題点】

同事業における川南町の事業費補助については、県作成の決裁伺書の施行日欄につき「令和4年11月8日」とされ、その上部に「10」と「28」の記載があった。

このような訂正方法を認めると、事後の記載内容変更が自由になされうし、決裁権者の承認を得たものかの判別が困難となる。

#### 【指摘事項】

県は、公文書につき記載内容に訂正がある場合は、決裁権者の訂正印を押印する等、適切な対応を検討すべきである。

### ② 補助事業実績報告書の添付資料漏れについて【指摘事項】

#### 【現状及び問題点】

同事業における日向市の事業費補助については、提出を受けた実績報告書では添付資料として「検収調書の写し」が記載されているものの、同調書は添付されていなかった。

また、日南市の事業費補助についても、実績報告書では添付資料として「納品書」「検収調書の写し」が記載されているものの、同資料は見当たらなかった。

「減災力強化推進事業費補助金交付要綱」第8条では、補助事業実績報告書の添付資料として上記資料の添付することが義務づけられている。

#### 【指摘事項】

県は、市町村が提出する実績報告書の添付資料について、全て揃っているか確認の上、添付資料に漏れがある場合は適切に提出するよう指示すべきである。



## 8. 自助・共助・公助で命を守ろう！防災力強化事業(危機管理課)

### (1)事業概要

#### 1) 概要

(令和4年実績)

事業名	自助・共助・公助で命を守ろう！防災力強化事業
事業目的	大規模災害時において、自分の命は自分で守る「自助」、県民が互いに助け合う「共助」、そして、行政による支援の「公助」を十分に機能させることを目的としている。
根拠法令等	災害対策基本法等
事業概要	①減災行動(耐震化・早期避難・備蓄)の啓発により県民の防災意識向上を図る。 ②防災士養成研修や防災による出前講座、地区防災計画等の作成支援により共助力強化を図る。 ③ 市町村の自主防災組織の資機材整備補助の支援を行う。
開始事業年度	令和3年度
終了事業年度 ※予定含む	令和5年度
事業実施主体	宮崎県
関連する県の計画・施策等	宮崎県地域防災計画

#### 2) 事業費の推移

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	—	45,253	36,234
最終予算額	—	38,046	34,234
決算額	—	35,717	32,764
予算実績比率	0%	93.9%	95.7%

3) 事業費の内訳（令和4年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	194	啓発グッズ等
委託料	30,083	外部委託（防災士養成研修、啓発イベント運営等）
使用料及び賃借料	—	
工事請負費	—	
備品購入費	—	
負担金、補助金及び交付金	1,042	自主防災組織資機材整備補助(市町村対象)
繰出金	—	
その他	1,445	新聞広告(役務費)等
合計	32,764	

4) 事業費の財源（令和4年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
財源区分	—	
国	—	
県	—	
その他	32,764	大規模災害対策基金
合計	32,764	

5) 事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	県内の防災士の数		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
項目			
指標の目標値	6,475	6,475	6,475
指標の実績値	5,646	6,147	6,674
達成率	87.0%	95.0%	103.0%
指標の説明	災害に対する備えをしている人の割合		
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指標の目標値	55.0%	55.0%	55.0%
指標の実績値	52.8%	52.3%	57.5%
達成率	96.0%	95.1%	104.5%

指標の説明	自主防災組織活動カバー率		
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指標の目標値	89.0%	89.0%	89.0%
指標の実績値	87.2%	87.0%	87.6%
達成率	98.0%	97.8%	98.4%

## (2) 監査の結果

### ① 特定の事業者との契約に係る統制の強化について【意見】

#### 【現状及び問題点】

県は、自助・共助・公助で命を守ろう！防災力強化事業の実施について、特定非営利活動法人宮崎県防災士ネットワークと複数の契約を締結し、業務を委託している。

しかし、次項以降に示すとおり、契約方法は1者随意契約であり、契約額の決定プロセスや事業実施後の収支報告書の検査について、多数の問題点がある。

これは、県は、自助・共助・公助で命を守ろう！防災力強化事業の実施に当たり特定非営利活動法人宮崎県防災士ネットワークに対する依存度が高く、結果として、当該事業者との契約手続や検査手続に関する統制が弱くなっているためではないかと思料される。

#### 【改善提案】

各種事業を業務委託に則って実施する場合は、契約手続や検査手続を適切に実施すべきことは言うまでもない。このため、県は、特定非営利活動法人宮崎県防災士ネットワークとの業務委託契約については、特に、統制を強化し、適切に各種手続を実施することが望ましい。

### ② 地域の防災セミナーにおける契約額決定プロセスについて【指摘事項】

#### 【現状及び問題点】

県は、自助・共助・公助で命を守ろう！防災力強化事業として、地域の防災力向上を目的に地域の防災力向上セミナーを開催している。令和4年度における同セミナーの概要は次のとおりである。

#### <地域の防災力向上セミナーの概要>

- |            |                       |
|------------|-----------------------|
| 1 委託先      | 特定非営利活動法人宮崎県防災士ネットワーク |
| 2 契約方法     | 1者随意契約                |
| 3 委託額      | 607,000円              |
| 4 契約日      | 令和4年12月1日             |
| 5 セミナー開催地  | 都城市                   |
| 6 セミナー開催日程 | 令和5年2月24日             |

※出所「県資料」から監査人作成

契約額の決定について、資料を閲覧したところ、県の予算額、事業者からの見積額及び契約額は全て同額の 607,000 円であった。

事業者は、仕様書の内容に基づき見積額を積算したと考えられるが、仕様書の内容は次のとおりであり、業務内容は簡素な指示事項で、見積額の積算に必要と考えられる詳細かつ具体的な実施事項(講師の内容、開催地、必要なチラシ等の枚数、会場の規模等)は不明瞭である。

また、NPO 法人からの見積書にも詳細な記載は無い。

<委託仕様書の内容>

- |  |
|--|
| <p>1. 委託事業名<br/>令和 4 年度宮崎県地域の防災セミナー事業</p> <p>2. 委託内容<br/>自主防災組織長や自治会長等を対象として、県内外から講師を招聘した研修会を県内 1 箇所で実施する。</p> <p>①研修会開催周知及び参加者募集・取りまとめ」(チラシ等の作成含む)</p> <p>②市町村担当者、自主防災組織長等との連絡調整</p> <p>③講師との連絡調整、謝金及び旅費の支払い</p> <p>④研修会場との連絡調整、会場使用料の支払い</p> <p>⑤研修資料、必要機材・用品等の準備</p> <p>⑥研修会場の運営(受付、司会進行、会場設営等)</p> <p>⑦年 1 回、県内 1 会場で実施すること。</p> <p>3.委託期間<br/>契約の締結の日から令和 5 年 3 月 31 日まで</p> <p>4.成果報告等<br/>具体的な事業実施の内容がわかる資料(実績報告書・写真等)を提出すること。</p> <p>5.その他<br/>上記の委託仕様書に定めのない事項については、県と受託者で協議の上、決定するものとする。</p> |
|--|

※出所「委託仕様書」

また、県が事業者へ見積書提出を依頼した文書は保存されていない。さらに、事業者から提出された見積書には日付が記載されていない。

以上から、事業者は、県の予算額を前提に見積額を積算し、県はそのまま契約していると考えられる。結果として、契約時点において、事業者による具体的な積算が実施され、適切な金額で契約されているのか契約額決定のプロセスが不明瞭である。

**【指摘事項】**

1 者随意契約は、競争性が働かない業者の選定方法であることから、契約額の妥当性及び経済性等には特に留意が必要である。

このため、県は、本業務委託については、防災セミナー実施に係る具体的な内容を仕様書に記載した上で、事業者へ見積書の作成を依頼すべきである。また、事業者から提出のあった見積書の内容について金額の妥当性等を検討した上で、契約手続きを実施すべきである。

**③ 地域の防災セミナーにおける決算書の妥当性について【指摘事項】**

**【現状及び問題点】**

前述の地域の防災力向上セミナーについて、県は、事業実施前に概算払で契約額を事業者へ支払っている。また、事業実施後に、事業者から事業に係る収支報告書を入手して、当該内容を検査した上で、委託料の額を確定している。

収支報告書を閲覧したところ、本業務委託の契約日は12月1日であるにもかかわらず、4月からの賃借料や給与手当が計上されている。

結果として、収支報告書に計上されている支出額には、本事業実施には直接関係がないと考えられる不適切な金額が計上されており、支出額が過大であると考えられる。

**【指摘事項】**

本業務委託のように概算払で委託料を支出した場合、特に、収支報告書の内容の適切性の検査は重要であり、不適切な支出があれば契約額の変更等を検討する必要がある。

このため、県は、収支報告書の検査をより詳細に実施すべきである。また、本業務委託については、支出額が過大であることを踏まえ、収支報告書について再算定し、実績額より契約額が過多であれば委託料を返還することを検討すべきである。

**④ 防災士出前講座事業における契約額決定プロセスについて【指摘事項】**

**【現状及び問題点】**

県は、自助・共助・公助で命を守ろう！防災力強化事業として、防災士の活動を支援して地域における防災力向上を目的に防災士出前講座事業を実施している。令和4年度における同事業の概要は次のとおりである。

<防災士出前講座事業の概要>

- |                             |
|-----------------------------|
| 1 委託先 特定非営利活動法人宮崎県防災士ネットワーク |
| 2 契約方法 1 者随意契約              |
| 3 委託額 3,440,000 円           |
| 4 契約日 令和4年4月1日              |
| 5 出前講座実施回数 120 回程度(仕様書上の記載) |
| 6 委託期間 契約締結日から令和5年3月31日まで   |

※出所「県資料」から監査人作成

契約額の決定について、資料を閲覧したところ、県の予算額、事業者からの見積額及び契約額は全て同額の 3,440,000 円であった。

事業者は、仕様書の内容に基づき見積額を積算したと考えられるが、仕様書の内容は次のとおりであり、業務内容は簡素な指示事項で、見積額の積算に必要と考えられる詳細かつ具体的な実施事項(講師の謝金及び旅費の単価、開催地、必要なチラシ等の枚数等)は不明瞭である。

また、NPO 法人からの見積書にも詳細な記載は無い。

<委託仕様書の内容>

1.委託事業名

令和 4 年度宮崎県防災士出前講座事業

2.委託内容

以下の業務について委託する。

- ①事業の周知広報(チラシ等の作成含む)
- ②講師候補者の募集・名簿作成
- ③出前講座申込受付及び派遣する講師の選定・調整  
(出前講座実施回数:120 回程度)
- ④申込者との連絡調整
- ⑤講師との連絡調整、謝金及び旅費の支払い
- ⑥研修資料、必要機材・用品等の準備

3. 委託期間

契約の締結の日から令和 5 年 3 月 31 日まで

4.成果報告等

具体的な事業実施の内容がわかる資料(実績報告書・写真等)を提出すること。

5.その他

上記の委託内容が受託者の責めによらない事由により、業務を履行できない場合や、当該仕様書に定めのない事項については、県と受託者で協議の上、変更を行うものとする。

※出所「委託仕様書」

また、県が事業者へ見積書提出を依頼した文書は保存されていない。さらに、事業者から提出された見積書には日付が記載されていない。

以上から、事業者は、県の予算額を前提に見積額を積算し、県はそのまま契約していると考えられる。結果として、契約時点において、事業者による具体的な積算が実施され、適切な金額で契約されているのか契約額決定のプロセスが不明瞭である。

**【指摘事項】**

1 者随意契約は、競争性が働かない業者の選定方法であることから、契約額の妥当性及び経済性等には特に留意が必要である。

このため、県は、本業務委託については、防災士出前講座事業の実施に係る具体的な内容を仕様書に記載した上で、事業者へ見積書の作成を依頼すべきである。また、事業者から提出のあった見積書の内容について金額の妥当性等を検討した上で、契約手続きを実施すべきである。

⑤ 防災士養成研修事業における契約額決定プロセスについて**【指摘事項】**

**【現状及び問題点】**

県は、自助・共助・公助で命を守ろう！防災力強化事業として、防災士養成研修事業を実施している。令和4年度における同事業の概要は次のとおりである。

<防災士養成研修事業の概要>

- |                             |
|-----------------------------|
| 1 委託先 特定非営利活動法人宮崎県防災士ネットワーク |
| 2 契約方法 1 者随意契約              |
| 3 委託額 12,000,000 円          |
| 4 契約日 令和4年4月1日              |
| 5 委託内容 下記仕様書のとおり            |
| 6 委託期間 契約締結日から令和5年3月31日まで   |

※出所「県資料」から監査人作成

契約額の決定について、資料を閲覧したところ、県の予算額は12,009,000円、事業者からの見積額及び契約額は12,000,000円であり、全ての金額は近似していた。

事業者は、仕様書の内容に基づき見積額を積算したと考えられるが、仕様書の内容は次のとおりであり、業務内容は簡素な指示事項で、見積額の積算に必要と考えられる詳細かつ具体的な実施事項(規模、講義の内容、講師の内容、講師へ支払う謝金額等)は不明瞭である。

また、NPO 法人からの見積書にも詳細な記載は無い。

<委託仕様書の内容>

- |   |
|---|
| 1.委託事業名<br>令和4年度宮崎県防災士養成研修事業  |
| 2.委託内容<br>特定非営利活動法人日本防災士機構が定める防災士養成研修ガイドラインに沿って、防災士養成研修に係る以下の業務について委託する。<br>(1) 防災士養成研修募集事務<br>ア チラシの作成 |

- イ 市町村、自治会、関係機関等への配付
- (2) 防災士養成研修(基礎コース)(13 回程度)
  - ア 市町村担当者、基礎コース会場との連絡調整(研修を実施する市町村は別途指示する。)
  - イ 講師の選定、講師との連絡調整並びに謝金及び旅費の支払い
  - ウ 研修会場での研修運営(受付、司会進行等)
  - エ 講義資料の準備
  - カ DIG で使用する地図作成、その他必要な物品の準備
- (3) 課題レポート
  - ア 防災教本の購入・配付
  - イ 課題レポートの作成・配付
  - ウ 課題レポートの回答に対する添削及び送付
- (4) 救急救命講習(10 回程度)
  - ア 救急救命講習開催会場との連絡調整(講習を実施する市町村は別途指示する。)
  - イ 各消防本部等との講習に係る連絡調整
  - ウ 受講者のとりまとめ、連絡調整
- (5) 防災士養成研修(専門コース)(4 回程度)
  - ア 専門コース会場との連絡調整
  - イ 受講者との連絡調整
  - ウ 講師の選定、講師との連絡調整並びに謝金及び旅費の支払い
  - エ 研修会場での研修運営(受付、司会進行、受験料受付及び納付等)
  - オ 講義資料の準備
- (6) 認証状交付式(防災士活動事例発表会含む)
  - ア 出席者のとりまとめ(出欠確認、名簿作成、認証状交付準備等)
  - イ 式典会場の準備・運営(設営、受付、進行補助等)
  - ウ 活動事例発表者の選定、連絡調整並びに謝金及び旅費の支払い
- 3. 委託期間
  - 契約締結の日から令和 5 年 3 月 31 日まで
- 4. 成果報告等
  - 活動の実態の状況及び効果がわかる資料(実績報告書・写真等)を提出すること。
- 5. その他
  - 上記の委託仕様書に定めのない事項については、県と受託者で協議の上、決定するものとする。

※出所「委託仕様書」



また、県が事業者へ見積書提出を依頼した文書は保存されていない。さらに、事業者から提出された見積書には日付が記載されていない。

以上から、事業者は、県の予算額を前提に見積額を積算し、県はそのまま契約していると考えられる。結果として、契約時点において、事業者による具体的な積算が実施され、適切な金額で契約されているのか契約額決定のプロセスが不明瞭である。

#### 【指摘事項】

1 者随意契約は、競争性が働かない業者の選定方法であることから、契約額の妥当性及び経済性等には特に留意が必要である。

このため、県は、本業務委託については、防災士養成研修事業の実施に係る具体的な内容を仕様書に記載した上で、事業者へ見積書の作成を依頼すべきである。また、事業者から提出のあった見積書の内容について金額の妥当性等を検討した上で、契約手続きを実施すべきである。

#### ⑥ 防災士養成研修事業における決算書の妥当性について【意見】

##### 【現状及び問題点】

前述の地域の防災士養成研修事業について、県は、事業実施前に概算払で契約額を事業者へ支払っている。また、事業実施後に、事業者から事業に係る収支報告書を入手して、当該内容を検査した上で、委託料の額を確定している。

収支報告書を閲覧したところ、人件費、賃借料及びリース料等様々な費目が計上されている。県に対して、各支出内容の確認状況を質問したところ、収支報告書について現地調査は行っておらず、支出内容は当該事業のみに関するものか貸金台帳及び領収書等まで遡及した確認は実施していないとのことであった。

結果として、収支報告書に計上されている支出額には、本事業実施に直接関連のある内容のみが適切に計上されているか、不明瞭である。

##### 【改善提案】

本業務委託のように概算払で委託料を支出した場合、特に、収支報告書の内容の適切性の検査は重要である。

このため、県は、収支報告書の検査をより詳細に実施すべきである。また、本業務委託については、契約額が大きいことから現地調査等を行い、貸金台帳や領収書等を閲覧する等により、本業務委託に直接関連した支出内容のみが計上されているか具体的に検査することが望ましい。

⑦ 地域防災力向上事業における契約額決定プロセスについて【指摘事項】

【現状及び問題点】

県は、自助・共助・公助で命を守ろう！防災力強化事業として、地域防災力向上事業を実施している。令和4年度における同事業の概要は次のとおりである。

<地域防災力向上事業の概要>

- |        |                       |
|--------|-----------------------|
| 1 委託先  | 特定非営利活動法人宮崎県防災士ネットワーク |
| 2 契約方法 | 1者随意契約                |
| 3 委託額  | 1,770,000円            |
| 4 契約日  | 令和4年5月20日             |
| 5 委託内容 | 下記仕様書のとおり             |
| 6 委託期間 | 契約締結日から令和5年3月31日まで    |

※出所「県資料」から監査人作成

契約額の決定について、資料を閲覧したところ、県の予算額は1,774,000円、事業者からの見積額及び契約額は1,770,000円であり、全ての金額は近似していた。

事業者は、仕様書の内容に基づき見積額を積算したと考えられるが、仕様書の内容は次のとおりであり、業務内容は簡素な指示事項で、見積額の積算に必要と考えられる詳細かつ具体的な実施事項(市町村等との調整の内容、規模、防災士へ支払う金額等)は不明瞭である。また、【任意】との記載もあり、実施するか否かを定めていない曖昧な記載もある。

また、NPO法人からの見積書にも詳細な記載は無い。

<委託仕様書の内容>

- |  |
|--|
| 1.委託事業名  |
| 令和4年度地域防災力向上事業(防災士・市町村連携促進事業)                    |
| 2.委託内容   |
| 以下の業務について委託する。                                   |
| (1) 当該事業に係る市町村との調整                               |
| (2) 当該事業に係る地域(自治会・自主防災組織等)との調整                   |
| (3) 派遣する防災士の募集・名簿作成・選定・調整                        |
| (4) 派遣する防災士への事務作業料・旅費の支払い                        |
| (5) 事業実施に必要な地域向け講習会の開催【任意】                       |
| ( 会場確保、講師選定・連絡調整、謝金・旅費の支払い、参加案内、参加申込者との連絡調整を含む。) |
| (6) 当該事業を実施するための防災士向けスキルアップ研修会の開催                |
| ( 会場確保、講師選定・連絡調整、謝金・旅費の支払い、参加案内、参加申込者との連絡調整を含む。) |
| (7) 講習会・研修会資料、地域向け資料、必要機材・用品等の準備                 |

<p>3.委託期間  契約の締結の日から令和5年3月31日まで</p> <p>4.成果報告等  具体的な事業実施の内容がわかる資料(実績報告書・作成した計画やマニュアル(作成途中を含む。）・写真等)を提出すること。</p> <p>5.その他  (1) 上記の委託内容が受託者の責めによらない事由により、業務を履行できない場合や、当該仕様書に定めのない事項については、県と受託者で協議の上、変更を行うものとする。  (2) 事業の執行に当たっては、当該事業に係る地域が存する市町村における防災行政の方向性を確認するなど、市町村と連携しながら進めること。</p>
---

※出所「委託仕様書」

また、県が事業者へ見積書提出を依頼した文書は保存されていない。さらに、事業者から提出された見積書には日付が記載されていない。

以上から、事業者は、県の予算額を前提に見積額を積算し、県はそのまま契約していると考えられる。結果として、契約時点において、事業者による具体的な積算が実施され、適切な金額で契約されているのか契約額決定のプロセスが不明瞭である。

**【指摘事項】**

1 者随意契約は、競争性が働かない業者の選定方法であることから、契約額の妥当性及び経済性等には特に留意が必要である。

このため、県は、本業務委託については、地域防災力向上事業の実施に係る具体的な内容を仕様書に記載した上で、事業者へ見積書の作成を依頼すべきである。また、事業者から提出のあった見積書の内容について金額の妥当性等を検討した上で、契約手続きを実施すべきである。

## 9. 災害対策本部運用体制整備事業(危機管理課)

### (1)事業概要

#### 1) 概要

(令和4年度実績)

事業名	災害対策本部運用体制整備事業
事業目的	災害対策本部の円滑な運用のため必要となる体制を整備する。
根拠法令等	宮崎県災害対策本部条例
事業概要	災害対策本部(地方支部含む)の装備品・食糧の備蓄、防災情報共有システムの運用保守を行う。
開始事業年度	令和3年度
終了事業年度 ※予定含む	令和5年度
事業実施主体	宮崎県
関連する県の計画・施策等	宮崎県地域防災計画

#### 2) 事業費の推移

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	—	15,779	15,682
最終予算額	—	15,779	15,682
決算額	—	14,989	15,521
予算実績比率	0%	95.0%	99.0%

3) 事業費の内訳 (令和4年度決算額ベース)

(単位:千円)

項目	金額	主な内容
需用費	3,143	災害対策本部(地方支部含む)装備品・食糧
委託料	11,209	防災情報共有システムの運用保守
使用料及び賃借料	870	総合対策本部室パソコンのリース代
工事請負費	—	
備品購入費	—	
負担金、補助金及び交付金	—	
繰出金	—	
その他	299	旅費、クリーニング等
合計	15,521	

4) 事業費の財源 (令和4年度決算額ベース)

(単位:千円)

項目	金額	主な内容
財源区分	—	
国	—	
県	5,210	
その他	10,311	大規模災害対策基金
合計	15,521	

5) 事業の効果 (達成すべき指標)

指標の説明	—		
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—
達成率	0%	0%	0%

## (2) 監査の結果

- ① 宮崎県防災情報共有システム保守・運用支援業務委託における要望対応一覧表の記載について【意見】

### 【現状及び問題点】

県は、災害対策本部運用体制整備事業として、宮崎県防災情報共有システムを正常に運用するために、当該システムの保守業務、問い合わせ対応業務及び情報共有システムの最適化業務を事業者へ委託している。

業務が実施されたのち、事業者から業務報告書が提出されており、当該業務報告書には宮崎県防災情報共有システムに係る要望対応一覧表が添付されている。

要望対応一覧表には、県から事業者へ依頼した要望事項とそれに対する対応日や対応内容が記載されている。要望対応一覧表を閲覧したところ、複数の要望事項について、対応日や対応内容が未記載の箇所がある。また、要望対応一覧表に記載されている内容は番号が採番されているが、連番になっていない箇所がある。

結果として、県から事業者へ提出した要望事項が適切に対応されているか及び県から事業者へ提出した要望事項が網羅的に把握されているかが不明瞭である。

### 【改善提案】

情報システムに関する業務委託については、種々の問題に対応するために、上記のとおり要望対応一覧表が作成されることがある。業務委託の内容は仕様書で定められるため、要望事項に対してすべて実施する必要がある訳ではない。しかし、要望事項の中には、情報システムを運用する上で重要な事項も含まれる可能性もある。したがって、要望対応一覧表については全ての要望を網羅的に記載するとともに、対応内容を適切に記載することが重要である。

よって、県は、事業者から提出のあった要望対応一覧表については、網羅的かつ適切に記載されているかを受領時に審査するとともに、不明瞭な箇所があれば、事業者へ修正を求めることが望ましい。

- ② 災害対策本部運用体制整備事業における指標の設定について【意見】

### 【現状及び問題点】

上記「(1)事業概要 5)事業の効果(達成すべき指標)」に記載のとおり、災害対策本部運用体制整備事業については、事業の効果を把握するための特段の指標は設定されていない。県によれば、本事業については、指標の設定にはなじまないとのことである。

しかし、事業を実施する以上、事業の効果を把握するとともに、有効性及び効率性等の観点から、指標の検討は必要と考える。

### 【改善提案】

確かに、防災事業においては、成果指標(アウトカム指標)の設定は難しいケースは想定される。その場合は、活動指標(アウトプット指標)の設定を検討することも考えられる。

よって、県は、成果指標(アウトカム指標)だけでなく、活動指標(アウトプット指標)も踏まえて、指標の設定を検討することが望ましい。

災害対策本部運用体制整備事業については、「装備品・食糧の備蓄、防災情報共有システムの運用保守」を行っていることを踏まえると、次のような指標が考えられる。

<考えられる指標(例)>

装備品・食糧の備蓄
・装備品・食糧の計画値に対する充足状況や充足割合
防災情報共有システムの運用保守
・システム保守に関する計画に対する実施状況、正常稼働チェックの回数、問合せ対応業務の満足度

※出所「監査人作成」

## 10. 総合防災訓練強化事業(危機管理課)

### (1) 事業概要

#### 1) 概要

(令和4年度実績)

事業名	総合防災訓練強化事業
事業目的	南海トラフ地震をはじめとする様々な自然災害の発生に備え、年間を通じて実践的な訓練を実施することで災害対策本部の運営・対応力の向上及び防災関係機関との連携強化を図る。
根拠法令等	災害対策基本法第48条第1項
事業概要	・地震津波対策図上訓練の実施 ・実動訓練として県総合防災訓練の実施
始事業年度	令和2年度(※県総合防災訓練は昭和39年から)
終了事業年度 ※予定含む	令和4年度
事業実施主体	宮崎県
関連する県の計画・施策等	宮崎県地域防災計画

2) 事業費の推移

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	6,468	6,468	6,677
最終予算額	3,335	3,459	6,677
決算額	1,933	3,417	6,676
予算実績比率	58.0%	98.8%	100.0%

3) 事業費の内訳 (令和4年度決算額ベース)

(単位:千円)

項目	金額	主な内容
需用費	-	
委託料	6,082	地震津波対策図上訓練企画運営業務委託、県総合防災訓練会場設営・撤去委託
使用料及び賃借料	515	県総合防災訓練テント等リース料
工事請負費	-	
備品購入費	-	
負担金、補助金及び交付金	-	
繰出金	-	
その他	76	
合計	6,676	

4) 事業費の財源 (令和4年度決算額ベース)

(単位:千円)

項目	金額	主な内容
財源区分	-	
国	-	
県	6,676	
その他	-	
合計	6,676	



5) 事業の効果 達成すべき指標)

指標の説明			
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—
達成率	0%	0%	0%

## (2) 監査の結果

### ① 契約書の未作成について【指摘事項】

#### 【現状及び問題点】

本事業は南海トラフにおける地震津波対策図上訓練が含まれているところ、同訓練においては、企画コンペ方式によって1事業者が選定された後、契約書の締結が未了のまま事業が実施されて完了し、支出事務をしようとした際に契約書未作成が発覚した。

未作成となった理由については、契約書を準備し財務会計システムに支出負担行為を入力後、委託業者に契約書の修正を指示してその返送を受けていたものの、図上訓練の準備時期と重なってしまったため、支出負担行為の決裁を怠ってしまったというものであった。

なお、システムには入力済みであったため、その他の課職員も気づくことができなかったということである。

#### 【指摘事項】

明らかな違法行為であるため、県は、今後、契約書の未作成というだけでなく、支出負担行為という基本事務についても、二重三重のチェックを行い、漏れが無いよう対応されたい。

ただし、本件については、後付けで作成された契約書とともに「宮崎県防災訓練(地震津波対策図上訓練)企画運營業務委託契約書の未作成について」と題する顛末報告書が添付されており、未作成となった原因や再発防止への意欲が記されていた。この点は、評価できると考える。

### ② 事業者の選定及び評価について【意見】

#### 【現状及び問題点】

地震津波対策図上訓練では、事業者の選定について企画コンペ方式が採用されたものの、1事業者のみの応募しかなく、そのまま同事業者が選定されている。なお、同事業者は3年連続で本事業を担当している。

同事業者による当該事業が質の高いものであれば何ら問題はないが、事業者選定を行う審査委員会における企画書段階の評価では、ある委員は100点満点中60点という最低基準点

ぎりぎりの点数をつけている。

このため、1 事業者のみによる応募状況や事業者の質について、問題があるのではないかと  
の疑念が生じかねない。

#### 【改善提案】

災害訓練という性質上、マンネリ化を防止する観点から、委託事業者の質にもこだわるべき  
である。

このため、県は、単に県ホームページで募集するだけでなく、独自に情報収集も行うなど  
して同業の事業者を発掘し、コンペへの参加を促すことが望ましい。また、事業者の質につい  
ては、事業の実施後等の機会を捉え、県としても事業者の評価を実施し、評価結果を文書とし  
て保存しておき、次年度以降の事業者選定時に役立てること等を検討することが望ましい。

#### ③ 入札公告の時期について【指摘事項】

##### 【現状及び問題点】

「総合防災訓練に係る会場設営及び撤去業務委託」においては、事業者の選定につき一  
般競争入札が取られたものの、当該入札期日は、令和4年10月25日午後1時30分を予定  
され、その入札公告については同月17日に実施されている。

しかし、宮崎県財務規則第120条第1項では、「一般競争入札に付しようとするときは、入  
札期日の前日から起算して少なくとも10日前に、掲示その他の方法で公告しなければならない。  
ただし、工事の請負については、入札期日の前日から起算して建設業法施行令(昭和31  
年政令第273号)第6条に定める期間前にしなければならない。」とされており、当該事業は  
「工事の請負」ではないことから、同項に違反している。

##### 【指摘事項】

県は、入札公告の実施時期について、宮崎県財務規則に遵守すべきである。

## 11. みやざき消防力強化・支援事業(消防保安課)

### (1)事業概要

#### 1) 概要

(令和4年度実績)

事業名	みやざき消防力強化・支援事業
事業目的	大規模災害時の災害現場における消防職員の消防活動に係る技能向上を図るための訓練用施設及び訓練用資機材並びに災害現場で消防団職員が消防活動に必要とする資機材を整備する。
根拠法令等	消防組織法、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律
事業概要	<p>①【令和3年度のみ】訓練施設・資機材整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県消防学校にヒューム管、コンクリートブロック等を配置した「がれき救助訓練施設」を設置</li> <li>・がれき等の中から要救助者を検索・救助するための資機材(ファイバースコープ、エンジンカッター等)を整備</li> </ul> <p>②【令和3年度～】消防活動資機材整備事業(補助)</p> <p>消防職団員が使用する、災害現場での消防活動に必要な資機材整備への支援</p>
開始事業年度	令和3年度
終了事業年度 ※予定含む	令和5年度
事業実施主体	<p>① 県</p> <p>② 市町村・一部事務組合</p>
関連する県の計画・施策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県総合計画アクションプラン(消防団員等地域防災の中核となる人材の確保・要請)</li> <li>・県地震減災計画(消防力の充実・強化)</li> </ul>

#### 2) 事業費の推移

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	-	44,738	34,650
最終予算額	-	44,738	34,650
決算額	-	41,712	33,392
予算実績比率	0.0%	93.2%	96.4%

3) 事業費の内訳 (令和4年度決算額ベース)

(単位:千円)

項目	金額	主な内容
需用費	-	-
委託料	-	-
使用料及び賃借料	-	-
工事請負費	-	-
備品購入費	-	-
負担金、補助金及び交付金	33,392	市町村(消防本部)に対する補助
繰出金	-	-
その他	-	-
合計	33,392	-

4) 事業費の財源 (令和4年度決算額ベース)

(単位:千円)

項目	金額	主な内容
財源区分	-	-
国	-	-
県	8,291	-
その他	25,101	大規模災害対策基金
合計	33,392	-

5) 事業の効果 (達成すべき指標)

指標の説明	各市町村において「消防団の装備の基準」を充足できるよう必要な支援を行う。		
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指標の目標値	-	防火衣一式 50% 連絡用器具 200% 救助救急用器具 200%	防火衣一式 50% 連絡用器具 200% 救助救急用器具 200%
指標の実績値	-	防火衣一式 48% 連絡用器具 183% 救助救急用器具 201%	防火衣一式 49% 連絡用器具 177% 救助救急用器具 204%
達成率	0%	96.0%	96.2%

## (2) 監査の結果

### ① 消防活動資機材整備事業について【意見】

#### 【現状及び問題点】

本件事業は、消防職団員が使用する、災害現場での消防活動に必要となる資機材整備への支援事業であり、市町村からの申請に基づき地域消防防災活動支援事業費補助金として給付するものである。しかし、市町村の資機材の充足状況について一部しか確認が行われていない。

#### 【改善提案】

各市町村における補助の対象となる資機材の充足状況について確認することを検討されたい。

## 12. 消防学校運営費(消防保安課)

### (1) 事業概要

#### 1) 概要

(令和4年度実績)

事業名	消防学校運営費
事業目的	庁舎財産などの適正な維持管理に努めるとともに、関係機関などの連絡調整・協議を行うことにより、円滑な学校運営を進める。
根拠法令等	消防組織法、消防学校の施設・人員及び運営の基準
事業概要	学校運営に必要な庁舎・財産の維持管理並びに関係機関などとの協議・連絡などの事業を行う。
開始事業年度	不明(昭和34年に宮崎県消防講習所から宮崎県消防学校に改称)
終了事業年度 ※予定含む	-
事業実施主体	宮崎県(消防学校)
関連する県の計画・施策等	-

#### 2) 事業費の推移

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	24,137	24,087	24,830
最終予算額	24,137	24,087	25,269
決算額	23,123	23,584	24,916
予算実績比率	95.8%	97.9%	98.6%

3) 事業費の内訳 (令和4年度決算額ベース)

(単位:千円)

項目	金額	主な内容
需用費	9,474	燃料費、光熱水費、消耗品費等
委託料	13,051	庁舎管理(清掃・警備・給食等)業務委託
使用料及び賃借料	350	FAX、複写機賃借料等
工事請負費	-	
備品購入費	-	
負担金、補助金及び交付金	58	全国消防学校長会負担金、九州ブロック校長会負担金等
繰出金	-	
その他	1,983	会議出席等旅費、電話料、車重量税等
合計	24,916	

4) 事業費の財源 (令和4年度決算額ベース)

(単位:千円)

項目	金額	主な内容
財源区分	-	-
国	-	-
県	24,916	-
その他	-	-
合計	24,916	-

5) 事業の効果 (達成すべき指標)

指標の説明	-		
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指標の目標値	-	-	-
指標の実績値	-	-	-
達成率	0%	0%	0%

## (2) 監査の結果

### ① パソコン教育研修について【意見】

#### 【現状及び問題点】

本件事業において、令和4年6月20日から令和5年3月31日までパソコン教育研修(委託先:株式会社デンサン)を実施している。宮崎県地域防災計画のP40では、「(6) 消防職団員の教育訓練 【県】 消防職員及び消防団員に、防災に関する高度の知識及び技能を習得させるため、県は、県消防学校において、教育訓練を行うとともに、市町村が行う一般教養訓練について指導するものとする。」とされている。本件研修事業については、パソコンの基礎知識取得、操作、ソフト活用法等に関する内容が主であることから、本件事業が消防職員及び消防団員の災害や救急業務、火災予防業務の高度化にも対応できる教育訓練として不十分な側面がある。

#### 【改善提案】

消防学校において実施されるOAに関する教育訓練の内容について、消防業務の高度化に対応した内容を充実していくよう留意されたい。

### ② 給食費について【意見】

#### 【現状及び問題点】

本件事業における事業費に占める割合が大きいのは給食費である。昨今、零細規模の給食事業者の経営的問題から、各種機関等における給食事業が滞る事象が発生している。本件事業においては、現状、こうした事象は発生しておらず、発生した場合の代替的手段も検討はされているが、将来的に給食事業者の経営的困難性から、消防学校における給食事業が滞る可能性があるため、給食事業者への委託費用については、今後よりきめ細やかな積算を反映した内容とする必要性が生じる可能性がある。

#### 【改善提案】

実情に応じたよりきめ細やかな業務内容の予算執行に留意されること。

### ③ 燃料費の単価契約について【意見】

#### 【現状及び問題点】

消防学校にて消費するプロパンガスについては、年度当初に1回3社の平均見積単価による単価契約がなされている。昨今の燃料価格が乱高下している状況では、事業年度中の予算の不足や、過剰な執行がなされる可能性がある。

#### 【改善提案】

プロパンガスの単価について、四半期毎もしくは半期毎の弾力的な単価契約の見直しを実施することが望まれる。

### 13. 災害時健康危機管理・福祉支援体制整備事業(DWAT 分)(福祉保健課)

#### (1)事業概要

##### 1) 概要

(令和4年度実績)

事業名	災害時健康危機管理・福祉支援体制整備事業(DWAT 分)
事業目的	東日本大震災や熊本地震の大規模災害時には、高齢者や障がい者、子どものほか、傷病者等の災害時要配慮者が、避難所等で長期間の避難生活を余儀なくされ、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が発生した。そのため、当該事業は、大規模災害発生時に、一般避難所に避難する地域の要配慮者の避難生活中における生活・福祉ニーズに的確に対応し、必要な福祉支援が適切かつ円滑に行える体制を構築することを目的としている。
根拠法令等	災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン(厚労省通知)
事業概要	宮崎県災害福祉支援ネットワーク事務局の運営や宮崎DWATの研修・訓練、その他保健医療分野との連携体制や広域的な災害に備えた相互支援・受援体制に係る検討・構築等を行う。
開始事業年度	令和2年度
終了事業年度 ※予定含む	—
事業実施主体	宮崎県(県社会福祉士会へ委託)
関連する県の計画・施策等	総合計画(未来みやざき創造プラン(アクションプラン))

##### 2) 事業費の推移

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	3,881	3,673	3,400
最終予算額	3,739	3,450	3,400
決算額	3,187	3,311	3,209
予算実績比率	85.2%	96.0%	94.4%



3) 事業費の内訳（令和4年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	—	
委託料	3,000	事務局委託
使用料及び賃借料	—	
工事請負費	—	
備品購入費	—	
負担金、補助金及び交付金	—	
繰出金	—	
その他	209	傷害保険、旅費
合計	3,209	

4) 事業費の財源（令和4年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
財源区分	—	
国	3,073	
県	136	
その他	—	
合計	3,209	

5) 事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	DWATの登録者数		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指標の目標値	200	200	200
指標の実績値	62	98	109
達成率	31%	49%	55%

## (2) 監査の結果

### ① 災害時健康危機管理・福祉支援体制整備事業(DWAT 分)における指標の設定について

#### 【意見】

#### 【現状及び問題点】

事業概要によれば、この事業の達成すべき指標として、県内における DWAT(災害派遣福祉チーム)の登録者数が掲げられ、令和 4 年度末で 109 名の方が登録されていることから、その達成率が 55%とされている。

しかし、この事業における真に達成すべき指標は、DWAT の方々の熟練度であったり、経験値であったり、災害時において DWAT の方々が如何に活躍できるかであろう。

無論、それらは測定可能性という意味では無理であり、県がとりあえず登録者数を達成すべき指標として置くことも理解できるところであるが、登録者さえ増やせばよい、というわけではない。このため、本事業における達成すべき指標には再考の余地があると考ええる。

令和 5 年度においては、隣県である大分県において豪雨災害があり、その際に DWAT が出動したという情報があるとのことであるため、今後、それら他県における出動の実績や、活躍度、その際に足りなかったもの、不足していたものなどの情報をいち早く DWAT に還元させ、それを研修や訓練に生かすことによって、県内における DWAT のレベルを上げていく施策を取り入れていくことも重要であると考ええる。

#### 【改善提案】

達成すべき指標については、単に登録者数だけではなく、DWAT の方々の研修受講数や訓練参加数など、その熟練度を測定できるような指標の設定も検討することが望ましい。

## 14. 災害拠点病院等人材強化事業(医療政策課)

### (1) 事業概要

#### 1) 概要

(令和 4 年度実績)

事業名	災害拠点病院等人材強化事業
事業目的	新規 DMAT 隊員養成に必要な研修への参加支援や、各災害拠点病院が企画する訓練や研修実施をすることで、災害医療体制の構築に必要な医療従事者の確保を図る。
根拠法令等	災害拠点病院等人材強化事業費補助金交付要綱

事業概要	DMAT等の災害医療を担う人材を養成し確保するため、各二次医療圏における拠点である災害拠点病院が実施する隊員養成及びスキルアップに必要な研修への職員派遣、地域の災害医療関係者が参加する訓練や研修に必要な経費を支援。
開始事業年度	令和3年度
終了事業年度 ※予定含む	令和5年度
事業実施主体	県内12災害拠点病院
関連する県の計画・施策等	第7次宮崎県医療計画

## 2) 事業費の推移

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	6,000	6,000	6,000
最終予算額	6,000	5,160	4,963
決算額	5,173	3,416	4,348
予算実績比率	86.2%	66.2%	87.6%

## 3) 事業費の内訳 (令和4年度決算額ベース)

(単位:千円)

項目	金額	主な内容
需用費	—	
委託料	—	
使用料及び賃借料	—	
工事請負費	—	
備品購入費	—	
負担金、補助金及び交付金	4,348	災害拠点病院に対する補助
繰出金	—	
その他	—	
合計	4,348	

4) 事業費の財源（令和4年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
財源区分	—	
国	—	
県	—	
その他	4,348	地域医療介護総合確保基金
合計	4,348	

5) 事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	県内 DMAT チーム数の増加を目標とする		
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指標の目標値	37	37	37
指標の実績値	34	33	33
達成率	92%	89%	89%

## (2) 監査の結果

### ① 消費税の控除について【意見】

#### 【現状及び問題点】

「災害拠点病院等人材強化事業費補助金交付要綱」の第3条によれば、補助金の交付申請時には、「当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りではない。」とある。

資料によれば、補助金に係る仕入れの請求書上で、明らかに消費税の記載がある請求書も散見されるため、このような場合には、交付申請時に消費税等相当額を減額して申請させることが望ましい。

なお、担当者によれば、仕入れに係る消費税等相当額については、当該補助金に係る様式第10号“年度仕入れに係る消費税等相当額報告書”により返還してもらっている、とのことであったが、返還までには1年以上の期間を要している、とのことであった。

しかし、通常の企業会計では、事業年度終了後2ヶ月もしくは3ヶ月以内に決算は確定することから、1年以上の期間が経過すると、その返還を失念するリスクも高まると考えられる。

### 【改善提案】

資料によれば、補助金に係る仕入れの請求書上で、明らかに消費税の記載がある請求書も散見されるため、このような場合には、交付要綱に則り、交付申請時に消費税等相当額を減額して申請させることが望ましい。

また、仮に、事前に減額して申請することが難しく、様式第 10 号により返還を求める場合であっても、通常の企業会計では、事業年度終了後 2 ヶ月もしくは 3 ヶ月以内に決算は確定することから、少なくとも半年以内の返還を求めることが望ましい。

### ② 備品の確認について【意見】

#### 【現状及び問題点】

当該事業においては、災害時の拠点となる病院において必要となるであろう担架などの備品が購入されているが、それらを事業が始まった令和 3 年度から毎年度購入されている。

しかし、腐敗するようなものでなければ、備品の中には、一度購入してしまえば済むようなものの中にはあると考えられる。

また、以前の年度に購入した備品が、当該病院において継続的に備え付けられているかどうかの確認も行っていない、とのことであったため、少なくとも数年に一度は継続的な確認を行うことが望ましい。

### 【改善提案】

防災事業に必要な備品といえども、毎年、同じように購入するのではなく、従前に購入したものと同一のものであれば、再度、購入する必要があるのかどうかを必ず確認し、定期的に現物の確認をするのが望ましい。

### ③ 達成すべき指標について【意見】

#### 【現状及び問題点】

事業概要によれば、この事業の達成すべき指標として、県名における DMAT のチーム数が掲げられ、令和 4 年度末で 33 チームが登録されていることから、その達成率が 89%とされている。

しかし、この事業における真に達成すべき指標は、「13. 災害時健康危機管理・福祉支援体制整備事業」で記載した通り、DMAT の方々の熟練度であったり、経験値であったり、災害時において DMAT の方々が如何に活躍できるかであろう。

無論、それらは測定可能性という意味では無理であり、県がとりあえず登録者数を達成すべき指標として置くことも理解できるところであるが、登録者さえ増やせばよい、というわけではない。

今後、他県における出動の実績や、活躍度、その際に足りなかったもの、不足していたものなどの情報をいち早く DMAT に還元させ、それを研修や訓練に生かすことによって、県内における DMAT のレベルを上げていく施策を取り入れていくことが望ましい。

### 【改善提案】

達成すべき指標については、単に登録者数だけではなく、DMAT の方々の研修受講数や訓練参加数など、その熟練度を測定できるような何らかの指標も取り入れることが望ましい。

## 15. 災害医療人材育成事業(医療政策課)

### (1)事業概要

#### 1) 概要

(令和4年度実績)

事業名	災害医療人材育成事業
事業目的	大規模災害発生時における膨大な医療ニーズ等と限られた医療資源等との総合調整を行う、保健医療福祉調整本部体制を担う人材を育成する。
根拠法令等	災害医療対策事業等実施要綱
事業概要	災害医療従事者の確保・育成のため、国主催の訓練・研修参加に係る費用の補助や県主催の災害医療コーディネーター研修を実施する。
開始事業年度	令和5年度
終了事業年度 ※予定含む	令和7年度
事業実施主体	宮崎県、国立大学法人宮崎大学、県内12災害拠点病院
関連する県の計画・施策等	第7次宮崎県医療計画

#### 2) 事業費の推移

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	5,689	5,689	5,689
最終予算額	436	571	3,060
決算額	147	94	1,954
予算実績比率	33.7%	16.5%	63.9%

3) 事業費の内訳（令和4年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	—	
委託料	553	宮崎県災害医療コーディネーター研修実施委託
使用料及び賃借料	—	
工事請負費	—	
備品購入費	—	
負担金、補助金及び交付金	1,164	大規模地震時医療活動訓練参加費用補助
繰出金	—	
その他	237	都道府県災害医療コーディネーター研修参加費用
合計	1,954	

4) 事業費の財源（令和4年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
財源区分	—	
国	1,713	医療施設運営費等補助金
県	241	
その他	—	
合計	1,954	

5) 事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	大規模地震時医療活動訓練への県内 DMAT の派遣		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指標の目標値	60	60	60
指標の実績値	0	0	15
達成率	0%	0%	25%

## (2) 監査の結果

### ① 消費税の控除について【意見】

#### 【現状及び問題点】

「DMAT(災害派遣医療チーム)等育成・確保支援事業補助金交付要綱」の第4条によれば、補助金の交付申請時には、「当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りではない。」とある。

補助金に係る仕入れの請求書上で、消費税の記載が明確なものもあるが、担当者によれば仕入れに係る消費税等相当額については、当該補助金に係る様式第6号“年度仕入れに係る消費税等相当額報告書”により返還してもらっている、とのことであった。また、その返還までには1年以上の期間を要している、とのことであった。

しかし、通常の企業会計では、事業年度終了後2ヶ月もしくは3ヶ月以内に決算は確定することから、1年以上の期間が経過すると、その返還を失念するリスクも高まると考えられる。

#### 【改善提案】

資料によれば、補助金に係る仕入れの請求書上で、明らかに消費税の記載がある請求書も散見されるため、このような場合には、交付要綱に則り、交付申請時に消費税等相当額を減額して申請させることが望ましい。

また、仮に、事前に減額して申請することが難しく、様式第6号により返還を求める場合であっても、通常の企業会計では、事業年度終了後2ヶ月もしくは3ヶ月以内に決算は確定することから、少なくとも半年以内の返還を求めることが望ましい。

### ② 達成すべき指標について【意見】

#### 【現状及び問題点】

事業概要によれば、この事業の達成すべき指標として、県名におけるDMATのチーム数が掲げられ、令和4年度末で33チームが登録されていることから、その達成率が89%とされている。

しかし、この事業における真に達成すべき指標は、「13. 災害時健康危機管理・福祉支援体制整備事業」で記載した通り、DMATの方々の熟練度であったり、経験値であったり、災害時においてDMATの方々が如何に活躍できるかであろう。

無論、それらは測定可能性という意味では無理であり、県がとりあえず登録者数を達成すべき指標として置くことも理解できるところであるが、登録者さえ増やせばよい、というわけではない。

今後、他県における出動の実績や、活躍度、その際に足りなかったもの、不足していたものなどの情報をいち早くDMATに還元させ、それを研修や訓練に生かすことによって、県内におけるDMATのレベルを上げていく施策を取り入れていくことが望ましい。



### 【改善提案】

達成すべき指標については、単に登録者数だけではなく、DMAT の方々の研修受講数や訓練参加数など、その熟練度を測定できるような何らかの指標も取り入れることが望ましい。

## 16. 人とペットの防災力パワーアップ事業(衛生管理課)

### (1)事業概要

#### 1) 概要

(令和4年度実績)

事業名	人とペットの防災力パワーアップ事業
事業目的	<ul style="list-style-type: none"><li>● 飼い主が災害に備えた適切な知識を持つことで、災害時の同行避難等が円滑に行われ、飼い主がペットと共に危険な場所にとどまり、被害を受けるなどの二次災害を防止する。</li><li>● マイクロチップリーダーを市町村に配備することで災害時に放浪犬の飼い主への返還を迅速に行うことができる。</li><li>● 飼い主への返還を促進することで、保健所、愛護センターの動物収容施設の過負荷を防止することができる。</li></ul>
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"><li>● 「動物の愛護および管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」</li><li>● 宮崎県地域防災計画</li><li>● 第三次動物愛護管理推進計画</li></ul>
事業概要	災害時の同行避難やその後の避難所でのペットの飼養管理については、飼い主自身が行う平常からの備えが重要となることから、防災講習等で使用できる啓発用動画及びリーフレット等を作成し、HPやSNS等を活用した効果的な啓発を行うなど、飼い主の防災意識を高めるとともに、放浪犬猫の飼い主への返還を促進するため市町村にマイクロチップリーダーを配備する。
開始事業年度	令和4年度
終了事業年度 ※予定含む	令和4年度
事業実施主体	宮崎県
関連する県の計画・施策等	第3次宮崎県動物愛護管理推進計画

2) 事業費の推移

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	—	—	5,636
最終予算額	—	—	5,250
決算額	—	—	5,195
予算実績比率	—	—	99.0%

3) 事業費の内訳 (令和4年度決算額ベース)

(単位:千円)

項目	金額	主な内容
需用費	1,376	<ul style="list-style-type: none"> <li>● リーフレットの作成</li> <li>● マイクロチップリーダー、グローブ、ブルーシート、消毒液の購入</li> </ul>
委託料	3,819	ペット同行避難に関する動画作成業務委託
使用料及び賃借料	—	
工事請負費	—	
備品購入費	—	
負担金、補助金及び交付金	—	
繰出金	—	
その他	—	
合計	5,195	

4) 事業費の財源 (令和4年度決算額ベース)

(単位:千円)

項目	金額	主な内容
財源区分	—	
国	—	
県	5,195	宮崎県大規模災害対策基金
その他	—	
合計	5,195	

## 5) 事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	—		
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—
達成率	—	—	—

## (2) 監査の結果

### ① 達成すべき指標について【意見】

#### 【現状及び問題点】

(1) 事業概要に記載のとおり、当該事業においては達成すべき指標が置かれていない。実際、災害が起きなければ、当該事業の意義があったかどうかを確認することはできず、指標の設定が困難であることは理解できる。

しかし、事業を実施する以上は、有効性、効率性等の観点から、指標の検討は必要と考える。

#### 【改善提案】

担当者によれば、災害を目的とした事業というより、ペットを飼っている世帯に対しての啓発を目的とした事業となっている、とのことであった。このため、県は、例えば、リーフレットの配布枚数、またはホームページに掲載している啓発用動画の再生回数等、県民の目に触れる回数を増やすため諸施策に関する指標の設定を検討することが望ましい。

## 17. 企業の災害対応力強化・ゼロカーボン化促進事業(環境森林課)

### (1) 事業概要

#### 1) 概要

(令和4年度実績)

事業名	企業の災害対応力強化・ゼロカーボン化促進事業
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県内企業におけるBCP策定を促進し、非常用電源にもなる太陽光発電設備の導入により、災害時等に最低限の電力を確保できる体制づくりを促す。</li> <li>● また、温室効果ガス排出量の削減を図り、ゼロカーボン社会づくりの達成に向け、事業者の機運を醸成する。</li> </ul>

根拠法令等	—
事業概要	県内企業のBCP(事業継続計画)策定を促し、非常用電源の確保にも資する太陽光発電設備の導入を支援することにより、災害対応力の強化を図ると共にゼロカーボン社会の達成に向け、事業者の積極的な取組を促進する。
開始事業年度	令和4年度
終了事業年度 ※予定含む	令和4年度
事業実施主体	県内企業
関連する県の計画・施策等	—

## 2) 事業費の推移

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	—	—	25,000
最終予算額	—	—	20,000
決算額	—	—	13,824
予算実績比率	—	—	69.1%

## 3) 事業費の内訳 (令和4年度決算額ベース)

(単位:千円)

項目	金額	主な内容
需用費	—	
委託料	—	
使用料及び賃借料	—	
工事請負費	—	
備品購入費	—	
負担金、補助金及び交付金	13,824	再生可能エネルギー設備の導入を支援
繰出金	—	
その他	—	
合計	13,824	

4) 事業費の財源（令和4年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
財源区分	—	
国	—	
県	—	
その他	13,824	大規模災害対策基金
合計	13,824	

5) 事業費の効果（達成すべき指標）

指標の説明	災害対応力を強化した企業数の増加		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指標の目標値	—	—	12
指標の実績値	—	—	7
達成率	—	—	58%

## (2) 監査の結果

### ① 効果的なBCPの策定について【意見】

#### 【現状及び問題点】

当該事業は、太陽光発電設備を設置する企業にBCPの策定を義務付け、その策定を条件として太陽光発電設備の資金の一部を補助するものである。しかし、当該BCPは、中小企業庁が公開していたテンプレートを用いて、不測の事態が起こった場合の現状の対応の可否や、緊急連絡先等を記載しただけの、非常に簡素なものであった。

本来、BCPとは、災害に代表される不測の事態が発生しても、重要な業務を中断させることなく、また中断が生じても可能な限り短期間で復旧させるため方針、体制及び手順を示すべきものである。しかし、資料を閲覧する限り、各社の作成したBCPがその効果を発揮できるとは考えられない。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症でも分かったとおり、リスクは毎年のように見直されるべきものであり、一度作ってしまっ終わり、というものでもない。

担当者によれば、「策定したBCPが初歩の初歩であることは分かるものの、各社でBCPを考える一歩になってほしい。」ということであった。そうであれば、県は、継続的にBCPのアップデートを把握しフォローアップしていくべきではないかと考える。

## 【改善提案】

様々な非常事態が想定され、惹起される現代において、BCPは各社にとって非常に重要なツールになると考えられる。

このため、単に、形式的にテンプレートを埋めただけの簡素なBCPではなく、各社にとってそれが本当に効果的なものであるのか、各社それぞれの事情に応じたBCPとなっているか、県は検証することが望ましい。また、仮に、策定されたものが効果的なBCP策定のための第一歩であるのであれば、県は、事後的にアップデートを把握できる仕組みをあらかじめ設定するなどの対応を検討することが望ましい。

## 18. 災害時アスベスト飛散防止対策事業(環境管理課)

### (1) 事業概要

#### 1) 概要

(令和4年度実績)

事業名	災害時アスベスト飛散防止対策事業
事業目的	地震等の大規模災害時及び水害や土砂崩れ等の局所的災害時における被災建物等からのアスベストの飛散防止に係る指導を強化するため、現場に持ち込んで建材等のアスベストの含有が確認できる機器を整備し、作業員及び周辺住民へのアスベストの飛散・暴露の未然防止を徹底する。
根拠法令等	大気汚染防止法
事業概要	大規模災害時等における被災建物等からのアスベストの飛散防止に係る指導を強化するため、現場に持ち込んで建材等のアスベストの含有が確認できる機器を整備する。
開始事業年度	令和4年度
終了事業年度 ※予定含む	令和4年度
事業実施主体	宮崎県
関連する県の計画・施策等	宮崎県地域防災計画

#### 2) 事業費の推移

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	—	—	8,085
最終予算額	—	—	7,700
決算額	—	—	7,700
予算実績比率	—	—	100.0%

3) 事業費の内訳 (令和4年度決算額ベース)

(単位:千円)

項目	金額	主な内容
需用費	—	
委託料	—	
使用料及び賃借料	—	
工事請負費	—	
備品購入費	7,700	アスベストアナライザー購入経費
負担金、補助金及び交付金	—	
繰出金	—	
その他	—	
合計	7,700	

4) 事業費の財源 (令和4年度決算額ベース)

(単位:千円)

項目	金額	主な内容
財源区分	—	
国	—	
県	—	
その他	7,700	宮崎県大規模災害対策基金
合計	7,700	

5) 事業の効果 (達成すべき指標)

指標の説明	アスベストアナライザーの整備台数		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指標の目標値	—	—	1
指標の実績値	—	—	1
達成率	—	—	100%

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、特段の指摘事項又は意見は発見されなかった。

## 19. 硫黄山河川白濁対策推進事業(環境管理課)

### (1) 事業概要

#### 1) 概要

(令和4年度実績)

事業名	硫黄山河川白濁対策推進事業
事業目的	硫黄山の火山活動に起因する河川白濁等の水質悪化に対して、水質改善施設(令和元年度から令和3年度までは仮設石灰石中和水路)を運用することにより、水質悪化の下流への影響を防ぐ。
根拠法令等	水質汚濁防止法
事業概要	石灰石による水質改善手法を採用した施設を運用し、水質改善を図るとともに、効果的な運用手法の確立を行う。また、沈殿池に大量に堆積している沈殿物を処理する。
開始事業年度	令和元年度
終了事業年度 ※予定含む	令和6年度
事業実施主体	宮崎県
関連する県の計画・施策等	—

#### 2) 事業費の推移

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	18,386	65,000	65,000
最終予算額	18,386	65,000	65,000
決算額	18,225	5,712	64,981
予算実績比率	99.1%	8.8%	100.0%

※全額、令和元年度からの繰越

※55,000千円は令和4年度へ繰越

※令和3年度からの繰越含む

#### 3) 事業費の内訳 (令和4年度決算額ベース)

(単位:千円)



項目	金額	主な内容
需用費	1,115	水質改善施設の石灰石購入、電気料
委託料	8,866	水質改善施設の運用に係る経費
使用料及び賃借料	—	
工事請負費	55,000	水質改善施設整備に係る沈殿物浚渫・処理業務
備品購入費	—	
負担金、補助金及び交付金	—	
繰出金	—	
その他	—	
合計	64,981	

#### 4) 事業費の財源（令和4年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
財源区分	—	
国	—	
県	64,981	一般財源（うち 41,200 千円起債）
その他	—	
合計	64,981	

#### 5) 事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	えびの市の農業用水取水口の最上流部付近にあたる大原橋のpH(水素イオン濃度)を、5月から10月までの間、3.8超に保持する。		
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指標の目標値	pH 3.8 超	pH 3.8 超	pH 3.8 超
指標の実績値	年間平均 pH 5.3	年間平均 pH 5.3	年間平均 pH 4.8
達成率	100%(指標値以下なし)	100%(指標値以下なし)	100%(指標値以下なし)

## (2) 監査の結果

監査を実施した結果、特段の指摘事項又は意見は発見されなかった。

## 20. 盛土防災総合推進事業(技術企画課、自然環境課)

### (1) 事業概要

#### 1) 概要

(令和4年度実績)

事業名	盛土防災総合推進事業
事業目的	盛土規制法に基づく規制区域を設定し、危険な盛土等を包括的に規制する事により県民の生命・財産を守る。
根拠法令等	宅地造成及び特定盛土等規制法
事業概要	盛土規制法に基づき、規制区域の指定に必要な「基礎調査」等を実施するもの。
開始事業年度	令和4年度(11月補正:追加)
終了事業年度 ※予定含む	令和6年度
事業実施主体	宮崎県
関連する県の計画・施策等	宮崎県国土強靱化地域計画

#### 2) 事業費の推移

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	—	—	—
最終予算額	—	—	58,036
決算額	—	—	11,254
予算実績比率	—	—	19.4%

※令和5年度へ繰越 45,782 千円

3) 事業費の内訳（令和4年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	—	
委託料	11,254	基礎調査
使用料及び賃借料	—	
工事請負費	—	
備品購入費	—	
負担金、補助金及び交付金	—	
繰出金	—	
その他	—	
合計	11,254	

4) 事業費の財源（令和4年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
財源区分	—	
国	—	
県	11,254	
その他	—	
合計	11,254	

5) 事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	基礎調査結果の取りまとめ市町村数 令和5年度目標 26市町村 規制区域の事前公表市町村数 令和6年度目標 26市町村 規制区域の指定を行う市町村数 令和7年度目標 26市町村		
項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
指標の目標値	26	26	26
指標の実績値	—	—	—
達成率	—	—	—

※令和4年度の11月補正で追加された事業であるため、令和5年度以降の指標を記載している。

**(2) 監査の結果**

監査を実施した結果、特段の指摘事項又は意見は発見されなかった。

## 21. 宮崎県森林整備事業(造林)(森林経営課)

### (1)事業概要

#### 1) 概要

(令和4年度実績)

事業名	宮崎県森林整備事業(造林)
事業目的	森林施業の集約化や路網整備を通じた施業の低コスト化、生物多様性の保全等に資する森林整備を計画的に推進する事業を実施し、森林の有する多面的機能の維持増進を図り、もって森林環境の保全に資するものとする。
根拠法令等	林業関係事業補助金等交付要綱(林野庁)
事業概要	主に、森林組合や林業事業体などが実施した、人工造林や間伐、下刈りをはじめとした保育作業に対して、補助金を交付するものである。
開始事業年度	平成23年度
終了事業年度 ※予定含む	未定
事業実施主体	市町村、森林所有者、森林組合等
関連する県の計画・施策等	第八次宮崎県森林・林業長期計画

#### 2) 事業費の推移

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	2,306,508	2,182,832	2,182,832
最終予算額	3,520,716	3,580,971	3,265,899
決算額	1,901,578	1,383,862	1,101,019
予算実績比率	54.0%	38.6%	33.7%

予算実績比率(繰越  
後) 100.0% 100.0%

3) 事業費の内訳（令和4年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	1,643	事務費
委託料	22,347	森林整備委託、事務費
使用料及び賃借料	345	事務費
工事請負費	—	
備品購入費	—	
負担金、補助金及び交付金	1,006,357	森林整備補助金
繰出金	—	
その他	70,327	事務費
合計	1,101,019	

4) 事業費の財源（令和4年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
財源区分	—	
国	781,711	
県	319,308	
その他	—	
合計	1,101,019	

5) 事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	当該事業における特段の指標については無し		
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—
達成率	—	—	—

**(2) 監査の結果**

監査を実施した結果、特段の指摘事項又は意見は発見されなかった。

## 22. 外国人材受入環境整備事業 防災・防犯メールの多言語化(国際・経済交流課)

### (1) 事業概要

#### 1) 概要

(令和4年度実績)

事業名	外国人材受入環境整備事業 防災・防犯メールの多言語化
事業目的	本格的な人口減少社会が到来し、産業人材の確保が喫緊の課題となる中、外国人材の受入環境を充実させることによって、外国人材から働く場所・生活する場所として「宮崎」が選ばれるようにするとともに、多様な主体が外国人を支える体制の構築等を通じて、「国籍にかかわらず誰もが暮らしやすい宮崎づくり」を推進する。
根拠法令等	災害対策基本法
事業概要	県防災・防犯メール(気象情報、避難情報、地震・津波情報、台風情報などを自動配信)について、多言語(英・中・韓・ベトナム語)で配信できるようシステムを改修する。(危機管理課へ予算を分任して実施)
開始事業年度	令和4年度
終了事業年度 ※予定含む	令和4年度
事業実施主体	宮崎県
関連する県の計画・施策等	宮崎県地域防災計画、みやざきグローバルプラン

#### 2) 事業費の推移

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	—	—	3,630
最終予算額	—	—	3,518
決算額	—	—	3,518
予算実績比率	—	—	100.0%

3) 事業費の内訳（令和4年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	—	
委託料	3,518	県防災・防犯情報メールサービス多言語情報配信改修業務委託料
使用料及び賃借料	—	
工事請負費	—	
備品購入費	—	
負担金、補助金及び交付金	—	
繰出金	—	
その他	—	
合計	3,518	

4) 事業費の財源（令和4年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
財源区分	—	
国	—	
県	3,518	大規模災害対策基金
その他	—	
合計	3,518	

5) 事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	特に無し		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
項目			
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—
達成率	—	—	—

## (2) 監査の結果

### ① 外国人材受入環境整備事業 防災・防犯メールの多言語化における指標の設定について【意見】

#### 【現状及び問題点】

上記「(1)事業概要 5) 事業の効果(達成すべき指標)」に記載のとおり、外国人材受入環境整備事業 防災・防犯メールの多言語化において達成すべき指標は設定されていない。

県によれば、「令和5年8月末現在において、この事業における防災・防犯メールの登録者数は全体で40,305人であるが、その中で外国人の登録者数は22名のみ。」とのことであった。つまり、現在のところ、この多言語化による情報を受け取る外国人は県内で22名しかおらず、県内の外国人数8,309人(令和4年12月末現在)のうち0.2%しかいないことになる。

現状を踏まえると、結果として、税金を投入して行う県の事業としての有効性が薄いと言わざるを得ない。

#### 【改善提案】

当該事業においては、達成すべき指標を設定していないとのことであった。しかし、上記の現状を踏まえ、県は、外国人の登録者数を達成すべき指標として設定しその周知活動に力を入れていくことが望ましい。

### ② 宮崎市における防災メールとの重複について【意見】

#### 【現状及び問題点】

県内においては、宮崎市や延岡市等の各自治体においても防災メールのシステムが整備されており、宮崎市においては、英語や中国語など、多言語化の対応も行われている。そのため、県と宮崎市で、同様のサービスが行政で重複した事業が提供されている状態にある。

県によれば、県内の市区町村でそのようなシステムが整備されていないところもある他、防犯情報については、警察機能を有する県独自の情報になることから、県としては、現状のサービスを継続していく方針とのことであるが、現状の行政における重複事業は問題があると考えられる。

#### 【改善提案】

行政における重複事業の無駄を省く観点からは、重複状態にあるものは、いずれかに統一したほうが望ましいと考えられる。

よって、県は、市で重複状態にある行政事業については、行政の無駄を省く観点から、市と協議を行い統一する等を検討することが望ましい。



## 23. 県営ため池等整備事業(国富町加藍尾上下池地区)(農村整備課)

### (1)事業概要

#### 1) 概要

(令和4年度実績)

事業名	県営ため池等整備事業(国富町加藍尾上下池地区)
事業目的	<p>ため池堤体法面の浸食や堤体からの漏水による、堤体決壊の恐れがあるため池に対し、堤体が決壊した場合の受益地や公共施設等への多大な被害を防止するため、改修を行い、堤体の決壊を未然に防ぐことを目的とする。</p> <p>また、水路の脆弱化による漏水や斜面崩落による土砂流入が発生し、それに起因した災害を未然に防止、安定した農業経営を図ることを目的とする。</p>
根拠法令等	土地改良法等
事業概要	<p>ため池工 一式 (国富町 加藍尾上下池地区)</p>
開始事業年度	昭和31年度
終了事業年度 ※予定含む	—
事業実施主体	宮崎県
関連する県の計画・施策等	県国土強靱化地域計画

#### 2) 事業費の推移

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	20,000	50,000	59,850
最終予算額	21,000	5,480	46,334
決算額	21,000	5,480	46,334
予算実績比率	100.0%	100.0%	100.0%

3) 事業費の内訳（令和4年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	—	
委託料	6,530	測量設計
使用料及び賃借料	—	
工事請負費	39,588	ため池工
備品購入費	—	
負担金、補助金及び交付金	—	
繰出金	—	
その他	216	補償費
合計	46,334	

4) 事業費の財源（令和4年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
財源区分	—	
国	23,167	農村地域防災減災事業費補助金
県	16,217	県債、一般財源
その他	6,950	市町村負担金
合計	46,334	

5) 事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	第八次宮崎県農業・農村振興長期計画により、防災重点農業用ため池の補強対策工事を令和7年度までに183箇所（全体422箇所）完了させる。		
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指標の目標値	183	183	183
指標の実績値	142	151	153
達成率	78%	83%	84%

**(2) 監査の結果**

監査を実施した結果、特段の指摘事項又は意見は発見されなかった。

## 24. 県営ため池等整備事業(高千穂町押方地区)(農村整備課)

### (1)事業概要

#### 1) 概要

(令和4年度実績)

事業名	県営ため池等整備事業(高千穂町押方地区)
事業目的	<p>ため池堤体法面の浸食や堤体からの漏水による、堤体決壊の恐れがあるため池に対し、堤体が決壊した場合の受益地や公共施設等への多大な被害を防止するため、改修を行い、堤体の決壊を未然に防ぐことを目的とする。</p> <p>また、水路の脆弱化による漏水や斜面崩落による土砂流入が発生し、それに起因した災害を未然に防止、安定した農業経営を図ることを目的とする。</p>
根拠法令等	土地改良法等
事業概要	水路工 一式 (高千穂町 押方地区)
開始事業年度	昭和31年度
終了事業年度 ※予定含む	—
事業実施主体	宮崎県
関連する県の計画・施策等	県国土強靱化地域計画

#### 2) 事業費の推移

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	68,500	37,000	50,000
最終予算額	45,200	50,200	112,000
決算額	45,200	50,200	112,000
予算実績比率	100.0%	100.0%	100.0%

3) 事業費の内訳（令和4年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	—	
委託料	4,510	測量設計
使用料及び賃借料	—	
工事請負費	107,475	水路工
備品購入費	—	
負担金、補助金及び交付金	—	
繰出金	—	
その他	15	補償費
合計	112,000	

4) 事業費の財源（令和4年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
財源区分	—	
国	61,600	農村地域防災減災事業費補助金
県	44,800	県債、一般財源
その他	5,600	市町村負担金
合計	112,000	

5) 事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	第八次宮崎県農業・農村振興長期計画により、防災重点農業用ため池の補強対策工事を令和7年度までに183箇所（全体422箇所）完了させる。		
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指標の目標値	183	183	183
指標の実績値	142	151	153
達成率	78%	83%	84%

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、特段の指摘事項又は意見は発見されなかった。

## 25. 県営水質保全対策事業(農村整備課)

### (1)事業概要

#### 1) 概要

(令和4年度実績)

事業名	県営水質保全対策事業
事業目的	250年ぶりの硫黄山の噴火により、関係河川の水が白濁し汚染されたため、同河川に水源を依存している水田においては、休耕等を強いられている。今日まで守り続けてきた農用地の荒廃を防ぐためにも、新たな水源を確保し給水するなど、早急な対策を講じる必要がある。 このため、自然災害等対策として、新たな水源からの用水路新設整備を行い、農業経営の安定を図るものである。
根拠法令等	土地改良法等
事業概要	水質保全対策としての用水路整備及び水源確保(えびの市 新田・浜川原地区)
開始事業年度	令和2年度
終了事業年度 ※予定含む	令和5年度
事業実施主体	宮崎県
関連する県の計画・施策等	未来みやざき創造プラン アクションプラン

#### 2) 事業費の推移

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	—	222,000	130,000
最終予算額	—	73,850	87,800
決算額	—	73,850	87,800
予算実績比率	0.0%	100.0%	100.0%

3) 事業費の内訳（令和4年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	—	
委託料	2,914	測量設計
使用料及び賃借料	—	
工事請負費	84,521	用水路工
備品購入費	—	
負担金、補助金及び交付金	—	
繰出金	—	
その他	365	借地料
合計	87,800	

4) 事業費の財源（令和4年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
財源区分	—	
国	48,290	農業水利施設保全管理整備交付金
県	29,852	県債、一般財源
その他	9,658	市町村負担金
合計	87,800	

5) 事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	国庫補助事業「農業水路等長寿命化・防災減災事業」の実施要綱・要領に基づき「長寿命化・防災減災計画」の目標である用水路整備(L=1.2km)を令和5年度までに完成させる。		
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指標の目標値	1.2	1.2	1.2
指標の実績値	—	0.8	0.8
達成率	0%	67%	67%

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、特段の指摘事項又は意見は発見されなかった。

## 26. 水産基盤(漁港)整備事業費(漁港施設機能強化事業・門川漁港) (漁業管理課)

### (1) 事業概要

#### 1) 概要

(令和4年度実績)

事業名	水産基盤(漁港)整備事業費(漁港施設機能強化事業・門川漁港)
事業目的	地震・津波に対する漁港施設の機能強化を図ることにより漁港及び背後集落の安全性を確保するとともに、被災後の水産業の早期回復及び安全・安心な水産物の安定供給を図ることを目的とする。
根拠法令等	漁港漁場整備法
事業概要	門川漁港 岸壁改良工
開始事業年度	平成25年度
終了事業年度 ※予定含む	—
事業実施主体	宮崎県
関連する県の計画・施策等	宮崎県地域防災計画、第6次宮崎県水産業・漁村振興長期計画

#### 2) 事業費の推移

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	135,000	90,000	100,000
最終予算額	135,000	90,000	100,000
決算額	135,000	90,000	100,000
予算実績比率	100.0%	100.0%	100.0%

#### 3) 事業費の内訳 (令和4年度決算額ベース)

(単位:千円)

項目	金額	主な内容
需用費	—	
委託料	—	
使用料及び賃借料	—	
工事請負費	100,000	岸壁改良工
備品購入費	—	

負担金、補助金及び交付金	—	
繰出金	—	
その他	—	
合計	100,000	

4) 事業費の財源（令和4年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
財源区分	—	
国	50,000	水産基盤整備事業補助金
県	40,000	県債、一般財源
その他	10,000	市町負担金
合計	100,000	

5) 事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	第6次宮崎県水産業・漁村振興長期計画により地震・津波対策完了漁港(6漁港)を令和7年度までに完成させる		
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指標の目標値	6	6	6
指標の実績値	1	1	2
達成率	17%	17%	33%

## (2) 監査の結果

① 市町村との連携について【意見】

【現状及び問題点】

本件事業は、県の財源のみならず関連市町村の負担金も併せて事業費として執行されるものである。そのため、関連市町村の予算において本件事業にかかる予算が計上されない場合、本件事業の進捗が遅れる可能性がある。

【改善提案】

本事業は、将来的に発生可能性が高いと想定される南海トラフ地震の発生に伴う大津波への対策としての重要性から、早期の完了が期待される。したがって、本件事業の重要性および進捗の遅れを防止する観点から、関連市町村との連携を強化することに留意されたい。



## 27. 水産基盤(漁港)整備事業費(漁港施設機能強化事業・宮之浦漁港) (漁業管理課)

### (1) 事業概要

#### 1) 概要

(令和4年度実績)

事業名	水産基盤(漁港)整備事業費(漁港施設機能強化事業・宮之浦漁港)
事業目的	地震・津波に対する漁港施設の機能強化を図ることにより漁港及び背後集落の安全性を確保するとともに、被災後の水産業の早期回復及び安全・安心な水産物の安定供給を図ることを目的とする。
根拠法令等	漁港漁場整備法
事業概要	宮之浦漁港 防波堤改良工、落橋防止工
開始事業年度	平成29年度
終了事業年度 ※予定含む	—
事業実施主体	宮崎県
関連する県の計画・施策等	宮崎県地域防災計画、第6次宮崎県水産業・漁村振興長期計画

#### 2) 事業費の推移

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	40,000	142,000	100,000
最終予算額	40,000	142,000	100,000
決算額	40,000	142,000	84,096
予算実績比率	100.0%	100.0%	84.1%

#### 3) 事業費の内訳 (令和4年度決算額ベース)

(単位:千円)

項目	金額	主な内容
需用費	—	
委託料	—	
使用料及び賃借料	—	

工事請負費	84,096	防波堤改良工、落橋防止工
備品購入費	—	
負担金、補助金及び交付金	—	
繰出金	—	
その他	—	
合計	84,096	

4) 事業費の財源（令和4年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
財源区分	—	
国	42,048	水産基盤整備事業補助金
県	33,638	県債、一般財源
その他	8,410	市町負担金
合計	84,096	

5) 事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	第6次宮崎県水産業・漁村振興長期計画により地震・津波対策完了漁港(6漁港)を令和7年度までに完成させる		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指標の目標値	6	6	6
指標の実績値	1	1	2
達成率	17%	17%	33%

(2) 監査の結果

① 事業の履行期間の変更について【意見】

【現状及び問題点】

本件事業は、宮之浦漁港(令和8年度まで)の漁港施設の機能強化を実施している事業であり、施工期間が長期間にわたる事業である。そのなかで、「令和4年12月21日付履行期間変更協議書」にて、令和4年度機能強化第10-4-1号 宮之浦漁港 南防波堤改良工事の履行期間終了期間を、台風の影響により、予定作業船とは別の作業船の手配に日数を要したことを理由に、令和5年1月31日から令和5年3月24日に変更されているが、当該変更が本件事業の事業計画に与える影響の評価がなされておらず、当該変更を加味した修正事業計画策定の必要性の判断もなされていない。

### 【改善提案】

当該履行期間の変更は、自然災害を要因とするものであり、やむを得ない事情であると考えられる。また、本件事業の施工期間が長期間にわたることを鑑みれば、その影響は小さいと考えられる。しかし、履行期間の変更という個別工事の変更があった場合においても、その変更を加味した事業計画の修正の検討を行うことが望ましい。

### ② 市町村との連携について【意見】

#### 【現状及び問題点】

本件事業は、県の財源のみならず関連市町村の負担金も併せて事業費として執行されるものである。そのため、関連市町村の予算において本件事業にかかる予算が計上されない場合、本件事業の進捗が遅れる可能性がある。

#### 【改善提案】

本事業は、将来的に発生可能性が高いと想定される南海トラフ地震の発生に伴う大津波への対策としての重要性から、早期の完了が期待される。したがって、本件事業の重要性および進捗の遅れを防止する観点から、関連市町村との連携を強化することに留意されたい。

## 28. 土砂災害対策道路事業(国道 268 号宮崎市浦之名)(道路保全課)

### (1)事業概要

#### 1) 概要

(令和 4 年度実績)

事業名	土砂災害対策道路事業(国道 268 号宮崎市浦之名)
事業目的	社会経済に大きな影響を与える土砂災害の発生及び道路交通の寸断を防止するため、重要物流道路等において砂防事業と連携して土砂災害対策を実施する。
根拠法令等	土砂災害対策道路事業補助制度要綱
事業概要	法枠工 L=0.3km
開始事業年度	令和 2 年度
終了事業年度 ※予定含む	令和 5 年度(予定)
事業実施主体	宮崎県
関連する県の計画・施策等	宮崎県総合計画アクションプラン 5-2-1 地域に必要な道路等の整備・維持管理

2) 事業費の推移

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	20,000	172,000	128,000
最終予算額	20,000	172,000	328,000
決算額	20,000	172,000	60,457
予算実績比率	100%	100%	18.4%

(残額は令和5年度に繰越)

3) 事業費の内訳 (令和4年度決算額ベース)

(単位:千円)

項目	金額	主な内容
需用費	—	
委託料	2,821	用地測量及び立竹木調査
使用料及び賃借料	—	
工事請負費	54,737	吹付法柵工、仮設防護柵工
備品購入費	—	
負担金、補助金及び交付金	—	
繰出金	—	
その他	2,898	用地補償費
合計	60,457	

4) 事業費の財源 (令和4年度決算額ベース)

(単位:千円)

項目	金額	主な内容
財源区分	—	
国	38,239	国庫補助金
県	2,318	一般財源
その他	19,900	県債
合計	60,457	

5) 事業の効果 (達成すべき指標)

指標の説明	令和2年度:用地測量・詳細設計・立木補償 令和3年度:用地測量・法面工事・防護柵設置工事・用地補償等 令和4年度:用地測量・法面工事・防護柵設置工事・用地補償等		
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指標の目標値	一式	一式	一式
指標の実績値	一式	一式	一式
達成率	100%	100%	100%

## (2) 監査の結果

### ① 現地調査・立会願の押印について【指摘事項】

#### 【現状及び問題点】

土砂災害対策道路事業(国道 268 号宮崎市浦之名)の発注工事において受注者から提出された現地調査・立会願の下部に確認者の押印欄がある。しかし、当該押印欄が空欄となっていた。これは、作成者以外の確認者が現地調査・立会願の記載事項や内容等について確認を行うことにより現地調査・立会願の正確性を担保するという目的がある。しかし、確認者の押印が行われていない場合、必要とされる確認作業が行われていないおそれもあり上記目的を達成することができない可能性もある。また、確認を行い押印するという必要な手続きが行われていないと判断せざるをえない状態であり問題がある。

#### 【指摘事項】

現地調査・立会願の確認者押印欄には必ず押印すべきである。よって、県は受任者に対して当該押印を求めるべきである。

### ② 公文書における不必要な記載について【指摘事項】

#### 【現状及び問題点】

土砂災害対策道路事業(国道 268 号宮崎市浦之名)において総合評価落札方式に関する技術評価点の決定について(伺い)という公文書に鉛筆書きでパスワードが記載されていることを発見した。公文書に当該記載を行う必要性はまったくない。また、パスワードは、特に秘匿性が求められるものでありその管理には細心の注意が払われなければならないセキュリティ上非常に問題がある。

#### 【指摘事項】

公文書には、不必要な記載は行わないようにするとともに、パスワードの管理には細心の注意を払うべきである。

### ③ 電気通信線路移転工事完了報告書の工事完了日記載漏れについて【指摘事項】

#### 【現状及び問題点】

土砂災害対策道路事業(国道 268 号宮崎市浦之名)の補償契約において相手方から電気通信線路移転工事完了報告書が提出されていた。しかし、電気通信線路移転工事完了報告書(様式第 02 号)によると工事完了日を記載する欄が設けられているが、その日付が記載されていなかった。工事完了日は、電気通信線路移転工事完了報告書(様式第 02 号)における絶対的記載事項であり当該記載が無い場合、様式の不備に該当し問題がある。

#### 【指摘事項】

電気通信線路移転工事完了報告書(様式第 02 号)における工事完了日の欄には、日付の記載を行うべきである。よって、県は、受注者に対して当該日付の記載を求めるべきである。

## 29. 土砂災害対策道路事業(国道 265 号西米良村上米良)(道路保全課)

### (1)事業概要

#### 1) 概要

(令和 4 年度実績)

事業名	土砂災害対策道路事業(国道 265 号西米良村上米良)
事業目的	社会経済に大きな影響を与える土砂災害の発生及び道路交通の寸断を防止するため、重要物流道路等において砂防事業と連携して土砂災害対策を実施する。
根拠法令等	土砂災害対策道路事業補助制度要綱
事業概要	法面对策工 L=0.7km
開始事業年度	令和 2 年度
終了事業年度 ※予定含む	令和 5 年度(予定)
事業実施主体	宮崎県
関連する県の計画・施策等	宮崎県総合計画アクションプラン 5-2-1 地域に必要な道路等の整備・維持管理

#### 2) 事業費の推移

(単位:千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額	21,000	127,000	45,000
最終予算額	21,000	127,000	45,000
決算額	21,000	127,000	45,000
予算実績比率	100%	100%	100%

#### 3) 事業費の内訳(令和 4 年度決算額ベース)

(単位:千円)

項目	金額	主な内容
需用費	—	
委託料	—	
使用料及び賃借料	—	
工事請負費	45,000	落石防護網工
備品購入費	—	
負担金、補助金及び交付金	—	

繰出金	—	
その他	—	
合計	45,000	

4) 事業費の財源（令和4年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
財源区分	—	
国	28,462	国庫補助金
県	1,738	一般財源
その他	14,800	県債
合計	45,000	

5) 事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	令和2年度：用地測量・立木調査・詳細設計等 令和3年度：用地測量・立木調査・詳細設計・防護網設置工事・用地補償等 令和4年度：防護網設置工事		
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指標の目標値	一式	一式	一式
指標の実績値	一式	一式	一式
達成率	100%	100%	100%

## (2) 監査の結果

① 工事請負変更契約書における鉛筆書きについて【指摘事項】

【現状及び問題点】

土砂災害対策道路事業(国道265号西米良村上米良)の発注工事において、工事請負変更契約が行われていた。これに関する工事請負変更契約書(様式第1号の2)において鉛筆書きによる記載が行われている箇所があった。鉛筆書きによる記載が行われていても当該工事請負変更契約自体は有効であるが、契約内容の改ざん等が行われる恐れがあり問題である。

【指摘事項】

工事請負変更契約書(様式第1号の2)の記載に鉛筆を使用することは、文書改ざんの疑念を生じさせることとなり、必ずボールペン等の消せない筆記具を使用した適正な事務処理を行うべきである。

### 30. 大規模特定河川事業(広渡川)(河川課)

#### (1) 事業概要

##### 1) 概要

(令和4年度実績)

事業名	大規模特定河川事業(広渡川)
事業目的	風水害や大規模地震による地震・津波被害等の自然災害による被害を未然に防止・軽減するため、治水対策や管理施設の老朽化対策を通じて災害に強い県土づくりの推進を図り、安全で安心な暮らしの確保を図る。
根拠法令等	大規模特定河川事業の実施要領
事業概要	L=5.0km 掘削
開始事業年度	令和2年度
終了事業年度 ※予定含む	令和6年度(予定)
事業実施主体	宮崎県
関連する県の計画・施策等	宮崎県総合計画アクションプラン(5-1-3 災害に強い県土・まちづくりの推進) 広渡川水系河川整備計画

##### 2) 事業費の推移

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	100,000	100,000	150,000
最終予算額	100,000	100,000	150,000
決算額	100,000	100,000	150,000
予算実績比率	100.0%	100.0%	100.0%

##### 3) 事業費の内訳 (令和4年度決算額ベース)

(単位:千円)

項目	金額	主な内容
需用費	-	
委託料	-	



使用料及び賃借料	-	
工事請負費	150,000	河道掘削工事
備品購入費	-	
負担金、補助金及び交付金	-	
繰出金	-	
その他	-	
合計	150,000	

4) 事業費の財源（令和4年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
財源区分	-	
国	75,000	河川整備事業費補助（大規模特定河川事業）
県	7,500	一般財源
その他	67,500	県債
合計	150,000	

5) 事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	-		
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指標の目標値	-	-	-
指標の実績値	-	-	-
達成率	0%	0%	0%

## (2) 監査の結果

① 支出負担行為の時期について【指摘事項】

【現状及び問題点】

本件事業は広渡川の河道掘削工事（具体的には、永年に亘って上流から押し流された土砂が堆積してできた中州部分につき、樹木や雑草を撤去した上で堆積土を掘削して河道における流量を増やす工事）であり、「令和4年度大規模河第5-1号（掘削工 12,299 m<sup>3</sup>）」（以下「第5-1号」という。）と「令和4年度大規模河第5-2号（掘削工 12,924 m<sup>3</sup>）」（以下「第5-1号」という。）に分かれている。

本指摘は、第5-1号に関する部分となる。

実施設計書によれば、当初、掘削工は、表土(深さ0.5m)についてはバックホウによる通常掘削(数量5,413 m<sup>3</sup> 単価225 円/m<sup>3</sup>)を行い、その後、ICT建機による掘削を行う予定とされていた(数量6,886 m<sup>3</sup> 単価302 円/m<sup>3</sup>)。そして、両掘削工の予定工期としては、令和4年9月26日から令和4年11月24日とされていた。

しかし、掘削工は既に終了している令和4年11月28日の段階で契約金額が2,195,941円増加する方向で予算執行伺が作成されており、同日、同金額による工事請負変更契約書が作成されている。変更の理由は、「当初、表土部分については木の根等が多く、ICT建機での施工が困難なことから、通常のバックホウ掘削での施工で行うこととしていたが、当初想定よりも木の根等が少なく、当初からICT建機で施工可能であることから、掘削の通常施工をICT施工に変更したい。」と記載されている(変更理由書より抜粋)。

全てをICT施工で行えることが判明したのは、おそらく工期のかなり早い段階であるはずであり、その数量についても通常掘削部分をそのままICT掘削に移すのみなので、金額は自ずと明らかになる。どのような業務であっても、本契約や変更契約といった支出負担行為がなされてから、業者による職務遂行がなされることが原則であり、特に本件のように、完成後の出来不出来については特段の差が無い一方、単価設定の違いから請負金額の増加が明らかであるような変更については、予算の適正執行の観点から既定どおりの手順に従って慎重に判断されるべきである。

#### 【指摘事項】

県は、軽微な変更を除く、増加金額が明確な工事内容の変更については、適時に予算執行伺を起案し、変更契約を締結したうえで、請負業務の執行に移らせるべきである。

#### ② 支出負担行為の時期について【指摘事項】

##### 【現状及び問題点】

同じ指摘は、第5-2号についても言える。

第5-2号についても、第5-1号と同様に、既に当該工事が終了していると思われる令和4年11月11日に11,543,193円の追加支出を要する予算執行伺が起案され、同日同金額での工事請負変更契約書が締結されている。予算執行伺の変更理由書によれば、増額理由の一つは、「本現場の土が高速道路の盛土に使用可能かどうか確認するため、土質試験(土の密度試験)を実施したい。」と記載されているが、同試験は同年10月11日から10月24日で既に実施済みである。

もう一つの増額理由である軟弱箇所の敷鉄板敷設工や台風の影響による谷之城川・広渡川合流地点付近の掘削工なども、工事打合簿などを見る限り、予算執行伺の時点では既に完成済みか少なくとも着工済みのもとなっている。

工事が終了しない限り工事实績が測れないような特別な事情がある場合を除き、全ての工事は契約(支出負担行為)がなされてから業務が執行されるべきであることは既に述べたとおりであり、業務終了後に変更契約が締結されることは厳に避けるべきである。

### 【指摘事項】

県は、軽微な変更を除く、増額がある程度明確な工事内容の変更については、適時に予算執行伺を起案し、変更契約を締結したうえで、業務の執行に移らせるべきである。

## 31. 広域河川改修事業(広渡川)(河川課)

### (1) 事業概要

#### 1) 概要

(令和4年度実績)

事業名	広域河川改修事業(広渡川)
事業目的	風水害や大規模地震による地震・津波被害等の自然災害による被害を未然に防止・軽減するため、治水対策や管理施設の老朽化対策を通じて災害に強い県土づくりの推進を図り、安全で安心な暮らしの確保を図る。
根拠法令等	社会資本整備総合交付金交付要綱
事業概要	L=15.9km 掘削、築堤、護岸
開始事業年度	令和4年度
終了事業年度 ※予定含む	令和11年度(予定)
事業実施主体	宮崎県
関連する県の計画・施策等	宮崎県総合計画アクションプラン(5-1-3災害に強い県土・まちづくりの推進) 広渡川水系河川整備計画

#### 2) 事業費の推移

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	10,000	128,000	128,000
最終予算額	111,492	146,488	123,500
決算額	111,492	146,488	99,134
予算実績比率	100.0%	100.0%	80.3%

(残額は令和5年度に繰越)

3) 事業費の内訳 (令和4年度決算額ベース)

(単位:千円)

項目	金額	主な内容
需用費	-	
委託料	2,204	工事監督支援、樋管詳細設計
使用料及び賃借料	-	
工事請負費	95,347	河川改修工事(土工・ブロック積)、舗装、水路工
備品購入費	-	
負担金、補助金及び交付金	-	
繰出金	-	
その他	1,583	電柱移転補償費
合計	99,134	

4) 事業費の財源 (令和4年度決算額ベース)

(単位:千円)

項目	金額	主な内容
財源区分	-	
国	49,566	社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)
県	4,968	一般財源
その他	44,600	県債
合計	99,134	

5) 事業の効果 (達成すべき指標)

指標の説明	-		
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指標の目標値	-	-	-
指標の実績値	-	-	-
達成率	0%	0%	0%

## (2) 監査の結果

### ① 河川改修に伴う九電の支障電柱移設補償費について【意見】

#### 【現状及び問題点】

本件事業は、全長 15.9 km に及んで掘削、築堤、護岸などの工事を行う河川改修工事であるが、その工事に伴って既設の電柱を移設する必要が生じた。

宮崎県日南土木事務所は、九州電力配電株式会社日南配電事業所長宛に対象となる支障電柱の移転依頼を行ったところ、令和 4 年 4 月 28 日付けで同所長から 1,113,567 円の配電線路移設工事補償金の見積書が提出された。

これを踏まえて同年 5 月 6 日には同金額にて予算執行何となされ、同月 16 日には両者において同金額での補償契約書が締結されている。

担当部局に対して当該見積金額の精査方法についての質問をしたが、当該工事を担当できる会社は九州電力配電株式会社しか存在しないため、相見積書の徴収などは行っていないということであった。

しかし、かかる理由で提示された見積金額をそのまま契約金額とするのであれば、補償金額は全て相手方の言い値で決まってしまうことになるのであり、予算適正化の観点から問題があると考えられる。

#### 【改善提案】

県は、インフラ関係の補償費においても、一般の電気工事会社や他の電力会社に見積書の精査を依頼するなどして、補償金額の適正化担保を図ることが望ましい。それが困難である場合には、その旨を記録として残し、安易な契約締結ではないことの証拠を残すことが望ましい。

### ② 河川改修に伴う NTT の支障電柱移転補償費について【意見】

#### 【現状及び問題点】

上記と同じことは NTT への補償についても言える。

宮崎県日南土木事務所の支障電柱の移転依頼を受けて、令和 4 年 6 月 21 日には西日本電信電話株式会社宮崎支店から 469,100 円の見積書が提出されているが、その日に同金額にて予算執行何となされ、翌々日には両者において同金額での支障電気通信線路移転工事契約書が締結されている。

確かに、電話線工事となると競合し得る業者を見つけることは難しいと考えられるが、補償金額が全て相手方の言い値で決まってしまうことは、予算適正化の観点から問題があると考えられる。

#### 【改善提案】

県は、インフラ関係の補償費においても、一般の配線工事会社や他の NTT に見積書の精査を依頼するなどして、補償金額の適正化担保を図ることが望ましい。それが困難である場合

には、その旨を記録として残し、安易な契約締結ではないことの証拠を残すことが望ましい。

### ③ 指名競争入札における入札者の指名手続について【意見】

#### 【現状及び問題点】

本件に関連する複数の事業については、業者の選定に際し指名競争入札の手続きが取られている。

「永道浜-4 地区外 工事監督支援業務」もその一つであるが、同業務は予算執行伺による実施設計額が 23,434,400 円(契約金額は 22,000,000 円)とされ、入札参加資格審査会で 10 者の入札参加者が決定されていた。

宮崎県財務規則第 134 条では、指名競争入札は「なるべく 3 人以上の入札者を指名しなければならない。」とされ、更に、「県が発注する建設関連業務の契約に係る指名競争入札参加者の指名基準等に関する要領」第 4 条では、見積額が 500 万円未満の場合は 6 者以上の入札参加者、500 万円以上の場合は 10 者以上の入札参加者を指名することが定められている。

しかし、どの事業を見ても、本件同様に 500 万円を境として、6 者か 10 者という最低限の入札参加者指名がなされているに過ぎず、担当職員に尋ねても、7 者や 11 者といった最低指名数を超える参加者による指名競争入札は見たことがないとのことであった。

本事業の一つである「広渡川樋管詳細設計業務」においては、当初の実実施設計額が 4,681,600 円であり、6 者の指名競争入札で 4,400,000 円にて落札されているが、その後の複数回に亘る計画変更により最終的な請負金額は 5,413,157 円まで膨らみ、仮に当初からこの金額であったとすれば 10 者による指名競争入札とすべき工事となっていた。工事途中で判明した事実により計画変更がなされていたため、やむを得ない事情はあるものの、遡って見れば、6 者という当該入札参加者数が適当であったのか疑問が残るところである。

#### 【改善提案】

指名競争入札の参加者の増加により事務処理の負担が増すことは想定されるが、入札参加者は多ければ多いほど業者の受注機会の公平性が担保されるうえ、競争によって予算減少にも寄与すると思われる。特に 500 万円に僅かに届かない実施設計金額の事業については、予定価格や指名選定者数の決定を慎重に行うことが望ましい。

また、入札参加資格審査会で審議される業者の選定については、請負業者の機会公平の観点からできれば透明性が確保されるべきである。よって、県は、入札参加資格審査会で審査される業者の選定については、後の情報開示に耐えうる程度の選定理由等を決裁文書として保存し、透明性を担保しておくことが肝要である。

## 32. 公共砂防事業費(火山噴火緊急減災対策事業)(砂防課)

### (1)事業概要

#### 1) 概要

(令和4年度実績)

事業名	公共砂防事業費(火山噴火緊急減災対策事業)
事業目的	火山噴火等に起因する火山泥流、火砕流、溶岩流等の突発的かつ大規模で広範囲に及ぶ異常な土砂の流出によって発生する災害に対して、火山地域の住民の警戒避難体制の整備、火山噴火時及び噴火後(以下「火山噴火時等」という。)の迅速な減災対策を実施するための緊急対策用資材の製作・配備を行うことにより、人命の保護と民生の安定を図ることを目的とする。
根拠法令等	地方財政法第16条
事業概要	火山地域における住民の安全確保及び火山噴火時等の緊急的な減災対策を迅速かつ的確に実施するため、異常な土砂の動き等を監視し情報伝達するために必要なワイヤセンサー、雨量計、監視カメラ等の設置や、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づく緊急対策用資材の製作・配備を実施する事業である。
開始事業年度	—
終了事業年度 ※予定含む	—
事業実施主体	宮崎県
関連する県の計画・施策等	宮崎県総合計画、宮崎県国土強靱化地域計画、霧島火山緊急減災対策砂防計画

#### 2) 事業費の推移

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	20,000	100,000	20,000
最終予算額	20,000	100,000	20,000
決算額	20,000	100,000	20,000
予算実績比率	100.0%	100.0%	100.0%

3) 事業費の内訳 (令和4年度決算額ベース)

(単位:千円)

項目	金額	主な内容
需用費	—	
委託料	20,000	霧島火山緊急減災対策砂防施設検討業務
使用料及び賃借料	—	
工事請負費	—	
備品購入費	—	
負担金、補助金及び交付金	—	
繰出金	—	
その他	—	
合計	20,000	

4) 事業費の財源 (令和4年度決算額ベース)

(単位:千円)

項目	金額	主な内容
財源区分	—	
国	10,000	社会資本整備総合交付金
県	10,000	
その他	—	
合計	20,000	

5) 事業の効果 (達成すべき指標)

指標の説明	火山噴火緊急減災対策事業のうち、霧島連山噴火に起因する火山泥流等の突発的かつ大規模で広範囲に及ぶ異常な土砂の流出によって発生する災害から、人命の保護と民生の安定を図るため必要となる減災対策の実施手順書(ドリル)の作成済み溪流数 ◎目標地:29 溪流(令和元年度から作成)		
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指標の目標値	29	29	29
指標の実績値	5	17	21
達成率	17%	59%	72%



## (2) 監査の結果

監査を実施した結果、特段の指摘事項又は意見は発見されなかった。

### 33. 公共砂防事業費(城屋敷川)(砂防課)

#### (1) 事業概要

##### 1) 概要

(令和4年度実績)

事業名	公共砂防事業費(城屋敷川)
事業目的	荒廃の著しい溪流に砂防設備を整備し、土石流による被害を防止する。
根拠法令等	砂防法
事業概要	砂防えん堤工 N=2基、床固工 N=6基、溪流保全工 L=260m
開始事業年度	平成29年度
終了事業年度 ※予定含む	令和7年度(予定)
事業実施主体	宮崎県
関連する県の計画・施策等	宮崎県国土強靱化地域計画

##### 2) 事業費の推移

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	44,000	43,835	114,000
最終予算額	59,985	43,835	114,000
決算額	59,985	43,835	13,529
予算実績比率	100.0%	100.0%	11.9%

3) 事業費の内訳（令和4年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	—	
委託料	13,529	詳細設計、水分調査など
使用料及び賃借料	—	
工事請負費	—	
備品購入費	—	
負担金、補助金及び交付金	—	
繰出金	—	
その他	—	
合計	13,529	

4) 事業費の財源（令和4年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
財源区分	—	
国	6,663	国庫補助金
県	766	一般財源
その他	6,100	県債
合計	13,529	

5) 事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	該当なし		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
項目			
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—
達成率	0%	0%	0%

**(2) 監査の結果**

① 指名競争入札採用の要件明示について【意見】

【現状及び問題点】

本件に関連する事業のうち、調査を行った「城屋敷川水文調査業務」、「城屋敷川函渠・法面詳細設計業務」、及び「神代川総合流域防災事業五ヶ瀬川外 工事監督支援業務」について

ては、指名競争入札による業者の選定がなされている。

ちなみに、地方自治法第 234 条 2 項では、指名競争入札、随意契約、せり売りによる契約締結は、政令で定める場合に限りすることができるとされている。また、地方自治施行令第 167 条では、指名競争入札は、

- 一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- 二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数である契約をするとき。
- 三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

にのみ許されるとされている。

この点、調査を行った上記各事業の予算執行伺には、指名競争入札とした根拠として「地方自治法施行令第 167 条第 1 項第 1 号」としか書かれておらず、何をもって一般競争入札には適しないと判断したのかは不明であった。

指名競争入札は法律上例外的な手続きである以上、要件該当性の具体的明示はなされるべきである。

#### 【改善提案】

県は、指名競争入札を選択した理由については、要件該当性を具体的に明示することが望ましい。

#### ② 指名競争入札における入札者指名の手続きについて【意見】

##### 【現状及び問題点】

地方自治法施行令第 167 条の 12 第 1 項では、地方公共団体の長が入札参加者の指名を行うとされている。

そして、上記各事業においては、その実施設計金額に応じて、6 者又は 10 者の入札参加者が指名されている。

宮崎県財務規則第 134 条では、指名競争入札は「なるべく 3 人以上の入札者を指名しなければならない。」とされ、更に、県が発注する建設関連業務の契約に係る指名競争入札参加者の指名基準等に関する要領(以下、本項において「要領」という。)第 4 条においては、「見積額が 500 万円未満の場合は 6 者以上の入札参加者、500 万円以上の場合は 10 者以上の入札参加者を指名すること」が定められている。

当該業務における「指名業者選定理由書」によれば、入札参加者を絞り込む過程が確認できるが、客観的な要件からある程度絞り込まれ、その後、「業務成績や手持ち業務の状況のほか、県内における同種業務の実施経験が多いことなどから、総合的に契約の相手方として適当であると認められること。」という要件で 6 者ないし 10 者に絞り込まれている。

しかし、最後に外された業者の実績等を見る限り、上記要件で除外される有意な事情は見当たらなかった。

この絞り込みについて、事後的に、情報開示請求等が行われた場合に合理的選考理由の説明が出来ない可能性があるとともに、入札参加者が絞り込まれている以上、事業者の受注機会の公平性等が損なわれている可能性を否定できない。

**【改善提案】**

指名競争入札の参加者は、要領で定める最小の参加者に必ずしも絞り込む必要はない。よって、県は、客観的な要件で入札参加者を絞り込んだ後、その時点で絞り込んだ参加者を指名することが望ましい。なお、最終的な入札参加者を更に絞り込む場合は、絞り込まれる際の具体的な要件や内容等を決裁文書として保存し、透明性を担保しておくことが望ましい。

**34. 公共砂防事業費(桑水流川3)(砂防課)**

**(1)事業概要**

1) 概要

(令和4年度実績)

事業名	公共砂防事業費(桑水流川3)
事業目的	荒廃の著しい溪流に砂防設備を整備し、土石流による被害を防止する。
根拠法令等	砂防法
事業概要	砂防えん堤工 N=1基、溪流保全工 L=37m
開始事業年度	令和元年度
終了事業年度 ※予定含む	令和6年度(予定)
事業実施主体	宮崎県
関連する県の計画・施策等	宮崎県国土強靱化地域計画

2) 事業費の推移

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	20,864	-	32,000
最終予算額	20,864	-	32,000
決算額	20,864	-	11,247
予算実績比率	100.0%	0.0%	35.1%

3) 事業費の内訳（令和4年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	-	
委託料	8,898	工損調査
使用料及び賃借料	-	
工事請負費	-	
備品購入費	-	
負担金、補助金及び交付金	-	
繰出金	-	
その他	2,349	用地補償
合計	11,247	

4) 事業費の財源（令和4年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
財源区分	-	
国	5,539	社会資本整備総合交付金
県	708	一般財源
その他	5,000	県債
合計	11,247	

5) 事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	-		
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指標の目標値	-	-	-
指標の実績値	-	-	-
達成率	0%	0%	0%

## (2) 監査の結果

① 請求書日付の未記入について【意見】

【現状及び問題点】

本件事業の一つに「桑水流川工損調査(事前調査)その1」があるが、同事業終了後に事業者から受領している「業務委託料請求書」には、請求年月日が「令和 年 月 日」と未記入となっている。

請求日は土木設計業務等委託契約書第 32 条 2 項により請求日から 30 日以内に委託料を支払わなければならないとされている。

**【改善提案】**

請求書には、宮崎県西臼杵支庁の令和 4 年 12 月 19 日付受領印があるため、請求は同日以前であることは明らかであるものの、権利性を明確化するために必須であると考え。よって、県は、請負事業者に対して請求書には請求日を明記するよう指導することが望ましい。

**35. 公共砂防事業費(なが迫谷)(砂防課)**

**(1) 事業概要**

1) 概要

(令和 4 年度実績)

事業名	公共砂防事業費(なが迫谷)
事業目的	荒廃の著しい溪流に砂防設備を整備し、土石流による被害を防止する。
根拠法令等	砂防法
事業概要	砂防えん堤工 N=1基
開始事業年度	令和 2 年度
終了事業年度 ※予定含む	令和 8 年度(予定)
事業実施主体	宮崎県
関連する県の計画・施策等	宮崎県国土強靱化地域計画

2) 事業費の推移

(単位:千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額	—	9,195	10,000
最終予算額	25,000	9,195	48,000
決算額	25,000	9,195	5,704
予算実績比率	100.0%	100.0%	11.9%

3) 事業費の内訳（令和4年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	-	
委託料	5,704	用地測量
使用料及び賃借料	-	
工事請負費	-	
備品購入費	-	
負担金、補助金及び交付金	-	
繰出金	-	
その他	-	
合計	5,704	

4) 事業費の財源（令和4年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
財源区分	-	
国	2,809	社会資本整備総合交付金
県	395	一般財源
その他	2,500	県債
合計	5,704	

5) 事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	-		
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指標の目標値	-	-	-
指標の実績値	-	-	-
達成率	0%	0%	0%

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、特段の指摘事項又は意見は発見されなかった。

## 36. 公共砂防事業費(大藪 2 地区)(砂防課)

### (1)事業概要

#### 1) 概要

(令和 4 年度実績)

事業名	公共砂防事業費(大藪 2 地区)
事業目的	土砂崩壊により下流域等に被害が及ぶ恐れのある地すべり地区に、地すべり防止施設を整備し、地すべりによる被害を防止する。
根拠法令等	地すべり等防止法
事業概要	頭部排土工、押え盛土工 横ボーリング、法面工
開始事業年度	平成 24 年度
終了事業年度 ※予定含む	令和 6 年度
事業実施主体	宮崎県
関連する県の計画・施策等	宮崎県国土強靱化地域計画

#### 2) 事業費の推移

(単位:千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額	190,000	10,000	100,000
最終予算額	300,000	10,000	150,000
決算額	300,000	10,000	17,043
予算実績比率	100.0%	100.0%	11.4%

#### 3) 事業費の内訳 (令和 4 年度決算額ベース)

(単位:千円)

項目	金額	主な内容
需用費	-	
委託料	16,930	地すべり動態調査、用地測量など
使用料及び賃借料	-	
工事請負費	-	



備品購入費	-	
負担金、補助金及び交付金	-	
繰出金	-	
その他	113	用地補償
合計	17,043	

4) 事業費の財源（令和4年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
財源区分	-	
国	8,393	国庫補助金
県	950	一般財源
その他	7,700	県債
合計	17,043	

5) 事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	-		
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指標の目標値	-	-	-
指標の実績値	-	-	-
達成率	0%	0%	0%

**(2) 監査の結果**

① 請求書日付の未記入について【意見】

【現状及び問題点】

本件事業の一つに「大藪2地区用地測量業務」があるが、同事業終了後に事業者から受領している「業務委託料請求書」には、請求年月日が「令和4年 月 日」と未記入となっている。

請求日は土木設計業務等委託契約書第32条2項により請求日から30日以内に委託料を支払わなければならないとされている。

同様の問題は、「大藪2地区地すべり観測業務」の業務完了届でも、届出年月日が「令和4年 月 日」と未記入になっていることが確認された。完了年月日についても、土木設計業務等委託契約書第31条1項において、請負事業者の義務とされている。

### 【改善提案】

請求書には、宮崎県西都土木事務所の令和4年8月10日付受領印があるため、請求は同日以前であることは明らかである。しかし、請求書及び業務完了届の日付は、権利性を明確化するために必須であると考えられる。

よって、県は、請負事業者に対して請求書及び業務完了届には、日付を明記することが望ましい。

### ② 随意契約理由について【意見】

#### 【現状と問題点】

本件事業の一つである「大藪 2 地区積算技術業務」については、随意契約によって「公益財団法人宮崎県建設技術推進機構」が受託している。

地方自治法第234条2項は「指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」とされ随意契約は例外とされている。また、同施行令第167条の2第1項2号では、随意契約で行える例外の一つとして「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」と定められている。

随意契約審議書によれば、本件は同施行令同号に該当するものとして随意契約がなされている。しかし、その具体的理由を見ると、当該事業の性質として「土木工事標準積算基準書」及び関連する諸基準等を熟知し、積算の経験が豊富であるなど積算能力が求められるとともに、知り得た情報の機密の保持、中立・公平な立場であることが必要不可欠とされ、当該事業者は、「積算経験豊富な技術者を多数有しておるとともに、積算業務を多数実施した実績があること、さらに、これらの実績において秘密保持が十分確保出来たことから信頼度も十分に備えている。」と記載されている。

しかし、積算業務自体を他の事業者がなし得ないものなのかについては疑問である。

随意契約は例外的な契約方法であるからこそ、地方自治法及び同施行令は限定的な例外を定め、更には県も「令和3年4月会計事務の手引き」において、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」の具体例として、a～rまでの個別事例を掲げているところであるが、本事業がこれのどれに該当するのかが記載がない。

### 【改善提案】

県は、随意契約を締結する際には、上記手引きのどの具体例に該当するのかを決裁文書等に記載し、具体的例に該当しない場合は、詳細な事実を記載した上で厳密に要件該当性を明示すべきである。

### 37. 公共海岸保全港湾事業(防災・安全交付金 外浦港海岸)(港湾課)

#### (1)事業概要

##### 1) 概要

(令和4年度実績)

事業名	公共海岸保全港湾事業 防災・安全交付金(外浦港海岸・日南市外浦)
事業目的	「最大クラスの津波」(L2 津波)に比べて津波高は低いものの、大きな被害をもたらす「比較的発生頻度の高い津波」(L1 津波)への対策が必要な港湾において、防潮堤等の海岸保全施設を整備し、津波に対する防災・減災を図る。
根拠法令等	海岸法、社会資本整備総合交付金交付要綱
事業概要	L=2.9 km防波堤、護岸、胸壁 の整備を行う。
開始事業年度	令和2年度
終了事業年度 ※予定含む	令和11年度(予定)
事業実施主体	宮崎県
関連する県の計画・施策等	宮崎県国土強靱化計画 第6章 国土強靱化を進めるために取り組む事業 8 国土保全 海岸保全施設整備

##### 2) 事業費の推移

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	10,000	60,900	79,000
最終予算額	70,000	102,000	200,000
決算額	70,000	102,000	16,742
予算実績比率	100.0%	100.0%	8.4%

(残額はR5年度へ繰越)

##### 3) 事業費の内訳 (令和4年度決算額ベース)

(単位:千円)

項目	金額	主な内容
需用費	-	
委託料	16,742	防波堤基本設計、地質調査
使用料及び賃借料	-	

工事請負費	—	
備品購入費	—	
負担金、補助金及び交付金	—	
繰出金	—	
その他	—	
合計	16,742	

※金額は前金払含む

4) 事業費の財源（令和4年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
財源区分	—	
国	8,371	防災・安全交付金(外浦港)
県	834	一般財源
その他	7,537	県債、市町村負担金
合計	16,742	

5) 事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	L1 津波から県民の生命や財産を防護するため、海岸堤防の整備によりL1津波の浸水防護区域面積を0ha(平成31年度当初)から419,650ha(令和5年度)にする。		
項目	平成31年度	令和3年度	令和5年度
指標の目標値	—	251,790	419,650
指標の実績値	—	—	—
達成率	0%	0%	0%

## (2) 監査の結果

① 指名競争入札における入札者指名の手続きについて【意見】

【現状及び問題点】

県は、公共海岸保全港湾事業として、令和4年度において防潮堤等の海岸保全施設を整備するため外浦港地質調査業務等を実施している。

外浦港地質調査業務について、県は、事業者へ調査業務を委託しており、事業者の選定に当たって指名競争入札を実施している。

指名競争入札の資料を閲覧したところ、10者の入札参加者が指名されていた。

宮崎県財務規則第134条では、指名競争入札は「なるべく3人以上の入札者を指名しなければならない。」とされ、更に、県が発注する建設関連業務の契約に係る指名競争入札参加

者の指名基準等に関する要領(以下、本項において「要領」という。)第4条では、500万円以上の場合には10者以上の入札参加者を指名することが定められている。

当該業務における「指名業者選定理由書」によれば、入札参加者を絞り込む過程が確認できるが、客観的な要件から14者が絞り込まれ、その後、「業務成績や手持ち業務の状況のほか、県内における同種業務の実施経験が多いことなどから、総合的に契約の相手方として適当であると認められること。」という要件で、最終的に10者に絞り込まれている。

しかし、14者から10者へ絞り込まれた要件の具体的な内容は確認できなかった。

この絞り込みについて、事後的に、情報開示請求等が行われた場合に合理的選考理由の説明が出来ない可能性があるとともに、入札参加者が絞り込まれている以上、事業者の受注機会の公平性等が損なわれている可能性を否定できない。

#### 【改善提案】

指名競争入札の参加者は、要領で定める最小の参加者に必ずしも絞り込む必要はない。

よって、県は、客観的な要件で入札参加者を絞り込んだ後、その時点で絞り込んだ参加者を指名することが望ましい。なお、最終的な入札参加者を更に絞り込む場合は、絞り込まれる際の具体的な要件や内容等を決裁文書として保存し、透明性を担保しておくことが望ましい。

## 38. 公共海岸保全港湾事業(津波対策緊急事業 古江港海岸)(港湾課)

### (1) 事業概要

#### 1) 概要

(令和4年度実績)

事業名	公共海岸保全港湾事業 津波対策緊急事業(古江港海岸・延岡市古江)
事業目的	「最大クラスの津波」(L2 津波)に比べて津波高は低いものの、大きな被害をもたらす「比較的発生頻度の高い津波」(L1 津波)への対策が必要な港湾において、防潮堤等の海岸保全施設を整備し、津波に対する防災・減災を図る。
根拠法令等	海岸法、港湾海岸に係る津波対策緊急事業実施要綱
事業概要	L=2.8 km防波堤、護岸、胸壁 の整備を行う。
開始事業年度	平成31年度
終了事業年度 ※予定含む	令和10年度(予定)
事業実施主体	宮崎県

関連する県の計画・施策等	宮崎県国土強靱化計画 第6章 国土強靱化を進めるために取り組む事業 8 国土保全 海岸保全施設整備
--------------	---

2) 事業費の推移

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	9,950	149,100	121,000
最終予算額	142,000	500,000	500,000
決算額	142,000	500,000	31,500
予算実績比率	100.0%	100.0%	6.3%

(残額はR5年度へ繰越)

3) 事業費の内訳 (令和4年度決算額ベース)

(単位:千円)

項目	金額	主な内容
需用費	-	
委託料	6,000	防波堤設計
使用料及び賃借料	-	
工事請負費	25,500	防波堤改良工事
備品購入費	-	
負担金、補助金及び交付金	-	
繰出金	-	
その他	-	
合計	31,500	

※金額は前金払含む

4) 事業費の財源 (令和4年度決算額ベース)

(単位:千円)

項目	金額	主な内容
財源区分	-	
国	15,750	港湾関係補助金(古江港)
県	1,300	一般財源
その他	14,450	県債、市町村負担金
合計	31,500	

5) 事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	L1 津波から県民の生命や財産を防護する為、海岸堤防の整備によりL1 津波の浸水防護区域面積を0ha(令和2年度当初)から38ha(令和10年度)にする。		
項目	令和2年度	令和5年度	令和10年度
指標の目標値	—	—	38
指標の実績値	—	—	—
達成率	0%	0%	0%

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、特段の指摘事項又は意見は発見されなかった。

39. 木造建築物等地震対策加速化支援事業(建築住宅課)

(1) 事業概要

1) 概要

(令和4年度実績)

事業名	木造建築物等地震対策加速化支援事業
事業目的	旧耐震基準で建築された木造住宅や危険ブロック塀等の所有者等に対して、国及び市町村と連携した耐震対策の支援を行うことにより、発災時における建築物等の地震倒壊による人的被害の軽減や避難経路の確保等を図り、県民の生命と財産を保護することを目的とする。
根拠法令等	建築基準法、建築物の耐震改修の促進に関する法律
事業概要	旧耐震基準で建築された木造住宅や危険ブロック塀等の所有者等に対して、国及び市町村と連携して耐震改修等に要する経費を補助する。
開始事業年度	令和3年度
終了事業年度 ※予定含む	令和5年度
事業実施主体	市町村
関連する県の計画・施策等	宮崎県建築物耐震改修促進計画、宮崎県地震減災計画

2) 事業費の推移

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	19,290	39,855	44,985
最終予算額	22,324	23,379	26,528
決算額	18,465	22,770	26,007
予算実績比率	82.7%	97.4%	98.0%

3) 事業費の内訳 (令和4年度決算額ベース)

(単位:千円)

項目	金額	主な内容
需用費	—	
委託料	722	ローコスト工法の担い手確保 事業運営業務委託料
使用料及び賃借料	—	
工事請負費	—	
備品購入費	—	
負担金、補助金及び交付金	25,285	市町村への補助金
繰出金	—	
その他	—	
合計	26,007	

4) 事業費の財源 (令和4年度決算額ベース)

(単位:千円)

項目	金額	主な内容
財源区分	—	
国	360	社会資本整備総合交付金
県	2,262	
その他	23,385	宮崎県大規模災害対策基金
合計	26,007	

5) 事業の効果 (達成すべき指標)

指標の説明	「宮崎県耐震改修促進計画」において、住宅の耐震化率を令和7年度末までに90%と設定。		
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指標の目標値	90%	90%	90%
指標の実績値	84%	—	—
達成率	93%	0%	0%



## (2) 監査の結果

### ① 木造建築物等地震対策加速化支援事業の啓発について【意見】

#### 【現状及び問題点】

本件事業は、旧耐震基準で建築された木造住宅や危険ブロック塀等の所有者等に対して、国及び市町村と連携した耐震対策の支援を行うものであるが、対象となる木造住宅の居住者や危険ブロック塀等の所有者は、高齢者であるケースが多い。そのため、将来的な耐震対策に対する動機が低く、その必要性を強く感じられていないことが、本件事業推進の阻害要因となっている。

#### 【改善提案】

南海トラフ大地震等、将来的に大規模地震が発生する可能性が高いと想定されるなか、いつ何時大規模地震が発生するかわからないため、県民の命や財産を守るべく、本件耐震対策にかかる啓発活動を、より積極的に行っていく必要があると考える。

### ② 設計費用の取扱いについて【意見】

#### 【現状及び問題点】

本件事業は、耐震対策を実施した個人に補助事業を行う市町村に対して、支援補助金を給付する事業である。そのため、一旦個人で耐震対策費用を負担することとなるため、その大きな負担感が本件事業の推進を阻害する要因となると考えられる。また、耐震対策を実施することとした場合でも、その施工過程で追加費用が発生する可能性もあり、さらに耐震対策にかかる設計費用は支援補助金の算定対象とならず、完全に自己負担となっていることも、本件事業の推進を阻害する要因となっている。

#### 【改善提案】

本件事業をさらに推進する対策として、設計費用を支援補助金の算定対象に含めること及びより経験豊富な建築士を育成、活用することによる耐震対策費用の精緻な見積りの算定を可能にできるような対策を講じることが望まれる。

### ③ 他事業との連携について【意見】

#### 【現状及び問題点】

本件事業の対象となる木造住宅や危険ブロック塀等は、県内山間部においても点在している。これらの木造建築や危険ブロック塀等は、耐震対策のみならず、土砂災害対策の対象となるケースもあるが、耐震対策と土砂災害対策の連携が図られず、耐震化された住宅が土砂災害により被災した場合は、予算執行による効果が限定される。

#### 【改善提案】

予算の効果的、効率的な執行を図る観点から、土砂災害対策等他事業との連携による適切な事業推進が望まれる。

## 40. 学校と地域がつながる安全教育推進事業(人権同和教育課)

### (1) 事業概要

#### 1) 概要

(令和4年度実績)

事業名	学校と地域がつながる安全教育推進事業
事業目的	防災教育を中心とした学校における安全体制の構築や普及について、専門家の活動や地域、関係機関等と連携した実践研究を行うことにより、学校における安全教育や安全管理の充実を図る。
根拠法令等	特になし
事業概要	学校での学校安全の組織的取組、外部専門家の活用、関係機関等の連携を促進し、地域全体での学校安全推進体制を構築するとともに、その取組を県内の学校に周知し、学校安全の取組の推進を図る。
開始事業年度	令和4年度
終了事業年度 ※予定含む	令和6年度
事業実施主体	県、市町村、県立学校
関連する県の計画・施策等	宮崎県教育振興基本計画 施策12 安全・安心な教育環境の整備・充実 (3) 実践的な防災教育等の推進

#### 2) 事業費の推移

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	—	—	3,736
最終予算額	—	—	3,567
決算額	—	—	1,410
予算実績比率	0.0%	0.0%	39.5%

#### 3) 事業費の内訳 (令和4年度決算額ベース)

(単位:千円)

項目	金額	主な内容
需用費	222	事務局及び学校安全教育推進校活動費

委託料	184	学校安全教育モデル地域 (高鍋町)委託料
使用料及び賃借料	237	学校安全実践地域訪問に係 るバス借り上げ料
工事請負費	—	
備品購入費	—	
負担金、補助金及び交付金	—	
繰出金	—	
その他	767	防災士養成に係る旅費、協 議会に係る謝金、旅費等
合計	1,410	

#### 4) 事業費の財源（令和4年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
財源区分	—	
国	1,312	学校安全総合支援事業(文 部科学省委託事業)
県	—	
その他	98	大規模災害対策基金
合計	1,410	

#### 5) 事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	実践的な防災教育及び安全教育の充実・推進を図るため に、地域、関係機関、専門家等と連携して取り組む必要があ る。		
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指標の目標値	100%	100%	100%
指標の実績値	98.0%	97.3%	94.5%
達成率	98%	97%	95%

## (2) 監査の結果

### ① 専門家等との連携について【意見】

#### 【現状及び問題点】

本件事業においては、実践的な防災教育及び安全教育の充実・推進を図る目的から、地  
域、関係機関及び専門家等と連携して取り組む必要があり、特に防災に関する専門家として

の防災士との連携が重要である。現状、宮崎県内の県立学校において、141人(令和4年度)の教職員が防災士の資格を所有しているが、教職員の異動に伴う学校での資格所有者状況について確認する手続きが確立されていない。また、地域の防災士の高齢化が進んでおり、若年世代の防災士資格取得者が少ない状況にある。

**【改善提案】**

教職員の異動等により学校に防災士の資格所有者がいない可能性があることから、教職員の異動等のタイミングにおいて学校における防災士の存否を確認する手続きを検討されたい。また、防災士の高齢化が進んでおり、将来的に防災士が不足する可能性があることから、既存防災士の養成のみならず防災士資格取得のための積極的な支援事業を検討されたい。

## 第5 令和4年度に発生した災害対応に関する監査の結果及び意見

### 1. 令和4年台風第14号による被害の概要

令和4年9月17日から24日までの間の暴風雨及び豪雨による災害は、国の激甚災害に指定されるほどの大規模な災害であった。宮崎県のHPで公開されている令和4年台風第14号に関する被害の状況は、以下のとおりである。

宮崎県災害対策室まとめ

#### 令和4年台風第14号に係る被害状況 (1月27日現在)

(単位：百万円)

	分類	内容	箇所	金額
1	土木関係	道路関係被害	1,050	23,412
		橋梁関係被害	5	212
		河川関係被害	400	12,668
		砂防関係被害	6	702
		港湾関係被害	7	940
		公園関係被害	5	112
		下水道関係被害	3	408
		小計	1,476	38,454
2	農業関係	農作物等被害	－ (注)	5,038
		農地・農業用施設等被害	2,672	10,653
		小計	2,672	15,690
3	水産関係	養殖物・漁業用施設・漁港等被害	－ (注)	1,230
4	森林関係	林地・林道施設等被害	740	12,215
5	商工関係	商業・工業関係被害	870	2,569
6	文教関係	文教施設等被害	352	863
7	福祉関係	医療・社会福祉施設被害	230	367
8	公共施設	交通安全施設、県有施設等被害、 発電・工業用水道施設等被害	150	795
合計			6,490	72,182

※端数処理の関係で合計が一致しない箇所があります。

※国所管分は除く。

(注) 農作物等被害、養殖物・漁業用施設・漁港等被害の箇所数については、面積・頭羽数、件数等での把握となるため「－」としている。

【住家被害】

2,048棟（内訳：全壊9棟、半壊212棟、一部破損707棟、床上浸水580棟、床下浸水540棟）

【参考】

過去の台風被害額の例（災害の記録より）

平成30年台風24号	20,625 (百万円)	平成9年台風19号	44,310 (百万円)
平成17年台風14号	128,854 (百万円)	平成5年台風13号	45,121 (百万円)
平成16年台風16号	46,949 (百万円)		

※出所：宮崎県ホームページ

## 2. 令和4年台風第14号に関する災害応急対策

### (1) 概要

防災事業は、災害を時系列で考えたときにまず、災害が発生する前の段階として災害予防・事前対策、次に災害発生時の段階として災害応急対策、さらに災害発生後の段階として災害復旧・復興対策に区分することができる。ここで、令和4年度に発生した災害対応のうち、令和4年9月17日から24日にかけての台風第14号においては、災害応急対策及び災害復旧・復興対策が実施されていることから、これらに対して監査を実施した。

なお、ここでは災害応急対策に対する監査結果について述べ、災害復旧・復興対策に係る個別事業に対する監査結果については後述する。

### (2) 令和4年台風第14号に関する災害応急対策に対する監査結果

#### ① 災害対策本部の設置

##### (ア) 概要

令和4年台風第14号に関して県では、災害対策基本法第23条及び宮崎県地域防災計画に基づき防災庁舎3階の災害対策本部総合対策部室に災害対策本部及び総合対策部を設置している。風水害による災害の場合、設置される体制等については以下のとおりである。

情報連絡本部の設置	次の場合は、危機管理局長を本部長とする情報連絡本部を設置する。 (1) 大雨警報又は洪水警報が発表されたとき (2) その他危機管理局長が必要と認めたとき
災害警戒本部の設置	次の場合は、危機管理統括監を本部長とする災害警戒本部を設置する。 (1) 大雨警報、洪水警報又は暴風警報発表時で被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 (2) 大雨警報、洪水警報又は暴風警報の発表が見込まれ、被害の発生が予想されるとき。 (3) その他危機管理統括監が必要と認めたとき。
災害対策本部の設置	次の場合は、知事を本部長とする災害対策本部を設置する。 (1) 大雨警報、洪水警報又は暴風警報発表時で相当の被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 (2) 大雨警報、洪水警報又は暴風警報の発表が見込まれ、相当の被害の発生が予想されるとき。 (3) その他知事が必要と認めたとき。

※出所:宮崎県地域防災計画

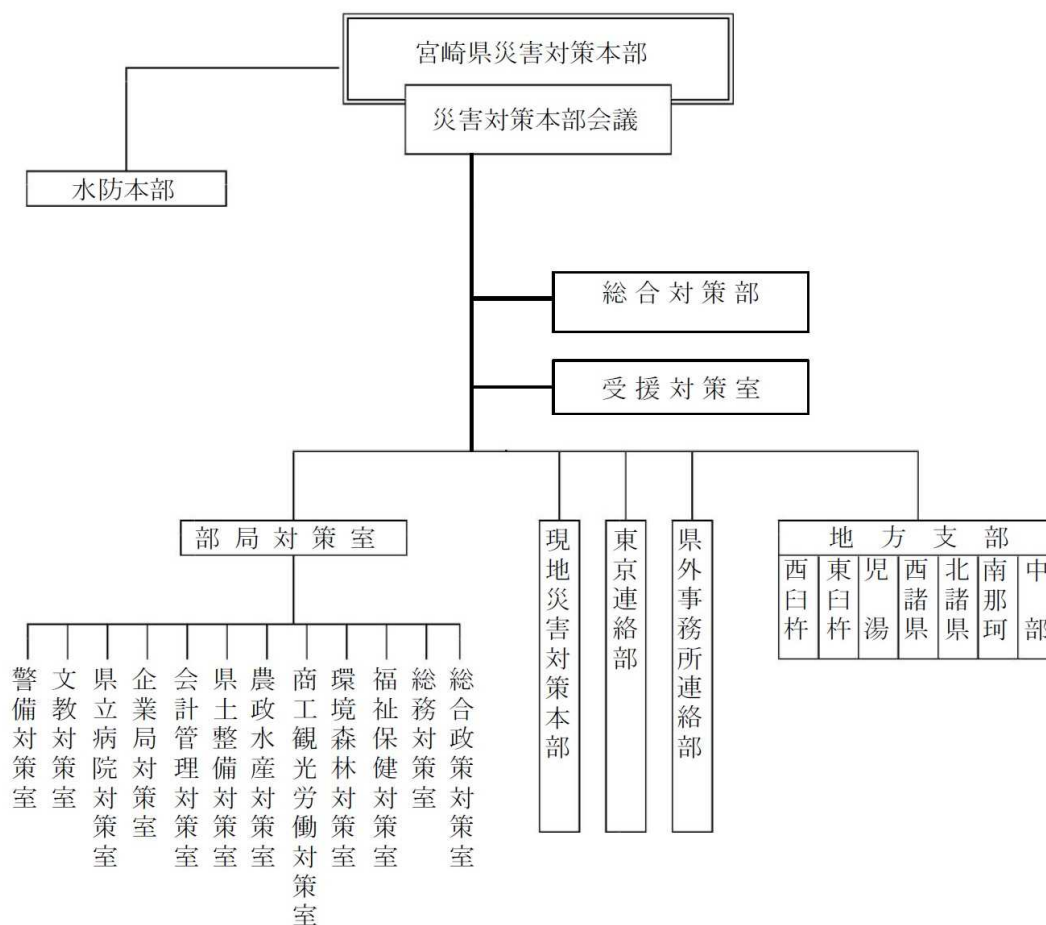
##### (イ) 監査の結果

上表に照らすと令和4年台風第14号に関して災害対策本部を設置したことは、当該設置基準を満たしている。したがって、指摘事項又は意見はない。

## ② 災害対策本部の組織等

災害対策本部の組織については、災害応急対策の万全を期すため、任務の遂行に必要な全庁をあげた編成を行うものとしてとされている。なお、災害対策本部の構成については、以下のとおりである。

<宮崎県災害対策本部組織図>



※出所:宮崎県地域防災計画

## ③ 職員の参集及び動員

### (ア) 概要

宮崎県において知事は、災害が特に大規模で職員参集・配備基準により難いと認めるとき、又は災害応急対策の体制を確立するうえで必要があると認めるときは、職員の動員を指示するものとしてとされている。また、知事は、職員参集・配備基準に基づいて体制が執られている場合においても、災害応急対策の万全を期すため必要があると認めるときは、状況に応じて動員の指示を発して体制の強化を行うものとしてとされている。風水害時の職員の参集及び動員については、以下のとおりである。

<風水害時の職員参集・配備基準>

大雨時の職員の配備については次表のとおりとする。

本部体制	危機管理局	本 課	地方支部事務局 及び構成出先機関
災害対策本部	全局員は、登庁して 配置につく	各連絡調整課、災害警戒本部構成課及び都市計画課の緊急要員は登庁して配置につく	警報発表管内の地方支部事務局及び構成出先機関の緊急要員は、登庁して配置につく
災害警戒本部		災害警戒本部構成課及び都市計画課の緊急要員は、登庁して配置につく	警報発表管内の地方支部事務局の緊急要員は、登庁して配置につく（その他の構成出先機関は、本課及び所属長の判断による）
情報連絡本部	待機1個班登庁	大雨・洪水対策関係課の緊急要員は、登庁して配置につく	—
※1 各課等の緊急要員については、各所属においてあらかじめ選定しておくものとする。 ※2 上記基準により難い状況にある場合あるいは事態の推移により、配備する職員の増減については、所属長の判断による。 ※3 大雨・洪水対策関係課 道路保全課、河川課、砂防課、都市計画課（宮崎市又は西都市に発表されたときに限る。）、 企業局工務管理課			

※出所:宮崎県地域防災計画

(イ) 監査の結果

これに関して危機管理課へのヒアリング及び「令和4年度災害対策本部（総合対策部の編成 9月18日）、「9月21日（水）以降の待機体制について」及び「9/23～25 被災状況報告 各部署担当者」という資料を査閲した。監査の結果、職員の参集及び動員について上表のとおり適切に行われており指摘事項又は意見はない。

④ 市町村の活動体制の確立

(ア) 概要

宮崎県地域防災計画において、市町村は、当該市町村の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的防災機関として、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、その有する全機能を発揮して、災害応急対策を実施することとされている。

市町村は、市町村災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、県(県災害対策本部設置前にあつては危機管理局、県災害対策本部設置後にあつては総合対策部連絡調整班)にその旨を報告することとされている。

(イ) 監査の結果

これに関して、「令和4年度 台風14号に伴う第1回総合対策部会議」議事録を査閲した。以下の表は、当該議事録の添付資料である。



(別紙 2)

## 市町村の警戒体制

9月18日

15:00 現在

地域	市町村	行政区分	体制			設置		廃止(移行)	
			災害対策本部	災害警戒本部	情報連絡本部	日	時	日	時
中部	宮崎市	市			×	9月17日	12:00	9月17日	15:00
	宮崎市	市		×		9月17日	15:00	9月18日	11:00
	宮崎市	市	○			9月18日	11:00		
	国富町	町	○			9月17日	14:00		
	綾町	町		×		9月17日	15:00	9月18日	8:00
	綾町	町	○			9月18日	8:00		
南那阿	日南市	市			×	9月17日	16:00	9月18日	6:00
	日南市	市		×		9月18日	6:00	9月18日	10:00
	日南市	市	○			9月18日	10:00		
	串間市	市			×	9月17日	12:30	9月17日	13:00
	串間市	市		○		9月17日	13:00		
北諸県	都城市	市			×	9月17日	13:00	9月17日	16:00
	都城市	市	○			9月17日	16:00		
	三股町	町		×		9月17日	15:00	9月18日	7:00
	三股町	町	○			9月18日	7:00		
西諸県	小林市	市			×	9月17日	15:00	9月18日	3:08
	小林市	市		×		9月18日	3:08	9月18日	8:00
	小林市	市	○			9月18日	8:00		
	えびの市	市		○		9月18日	8:00		
	高原町	町			×	9月17日	16:00	9月18日	8:00
	高原町	町	○			9月18日	8:00		
児湯	西都市	市			×	9月17日	9:00	9月17日	16:00
	西都市	市		○		9月17日	16:00		
	高鍋町	町			×	9月17日	13:30	9月17日	17:00
	高鍋町	町		×		9月17日	17:00	9月18日	7:00
	高鍋町	町	○			9月18日	7:00		
	新富町	町		○		9月17日	10:00		
	西米良村	村			×	9月17日	18:00	9月18日	7:30
	西米良村	村		○		9月18日	7:30		
木城町	町			×	9月17日	13:00	9月18日	8:00	

	木城町	町		○		9月18日	8:00		
	川南町	町			×	9月17日	15:00	9月18日	14:24
	川南町	町	○			9月18日	14:24		
	都農町	町			×	9月17日	13:00	9月18日	9:00
	都農町	町		○		9月18日	9:00		
東白杵	延岡市	市			×	9月17日	15:00	9月17日	17:00
	延岡市	市			×	9月17日	17:00	9月18日	8:00
	延岡市	市	○			9月18日	8:00		
	日向市	市			×	9月17日	10:00	9月18日	8:00
	日向市	市			×	9月18日	8:00	9月18日	13:00
	日向市	市	○			9月18日	13:00		
	門川町	町			×	9月17日	16:00	9月17日	18:00
	門川町	町		○		9月17日	18:00		
	諸塚村	村			×	9月17日	13:00	9月18日	9:00
	諸塚村	村		○		9月18日	9:00		
	椎葉村	村			×	9月18日	3:07	9月18日	7:00
	椎葉村	村			×	9月18日	7:00	9月18日	9:45
	椎葉村	村	○			9月18日	9:45		
	美郷町	町			×	9月17日	15:00	9月18日	9:00
美郷町	町		○		9月18日	9:00			
西白杵	高千穂町	町			×	9月17日	14:00	9月18日	6:30
	高千穂町	町		○		9月18日	6:30		
	日之影町	町			×	9月17日	13:00	9月18日	6:15
	日之影町	町			×	9月18日	6:15	9月18日	14:30
	日之影町	町	○			9月18日	14:30		
	五ヶ瀬町	町			×	9月18日	5:45	9月18日	8:00
五ヶ瀬町	町		○		9月18日	8:00			
合計			14	12	0				
現在の体制	市	6	3	0					
	町	7	7	0					
	村	1	2	0					

凡例

- :現在の体制  
×:廃止(移行を含む)

※出所:宮崎県作成資料

市町村における市町村災害対策本部の設置及び廃止については、宮崎県地域防災計画に準拠し適切に県に報告されているものと判断する。したがって、指摘事項又は意見はない。

## ⑤ 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

### (ア) 概要

災害発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な被害情報、応急対策活動情報を防災関係機関が共有することが極めて重要であり、これらの情報を迅速かつ的確に収集・伝達するものとするとしている。災害発生時点における県が行うべき業務は、以下のとおりである。

- ・上空からの概況把握
- ・各機関の報告に基づく概況把握
- ・情報連絡員及び被災市町村支援チームの派遣
- ・その他の手段による情報の収集
- ・人的被害の集約・調整
- ・孤立集落の被害状況の把握

### (イ) 監査の結果

#### ① 情報連絡・処置票の記載箇所に空欄があることについて【指摘事項】

##### 【現状及び問題点】

情報収集が適切に行われているかを確かめるため「情報連絡・処置票」を査閲した。当該情報連絡・処置票では、受信者記入欄及び班長等記入欄が設けられている。受信者記入欄には、入手日時、発信者、受信者及び情報の内容等の項目については書き込めるように空欄がまた、入手手段の項目についてはチェックボックスが設けられている。一方、班長等記入欄には、対応部署及び対応事項については、記載できるよう空欄が設けられているとともに、情報種別、緊急度、対応の要否等についてはチェックボックスが設けられている。しかし、記入すべき箇所が空欄のものが散見された。当該情報連絡・処置票は、県に台風による被害が報告され、県では報告された情報を把握分析しこれに基づき適時適切な処置を決定し伝達する書類である。空欄がある場合、これらの目的が達成できないおそれがある。

##### 【指摘事項】

情報連絡・処置票に記載を行う受信者及び班長等は、記載すべきすべての箇所に適切な記載を行うべきである。

### 3. 令和4年台風第14号に関する災害復旧・復興対策に係る個別事業に対する監査の結果及び意見

#### 台1. 県有施設災害復旧費(財産総合管理課、農業普及技術課)

##### (1) 事業概要

##### 1) 概要

(令和4年度実績)

事業名	県有施設災害復旧費
事業目的	災害にかかった公共施設及び公用施設を原形に復旧することを目的とする。
根拠法令等	公有財産取扱規則
事業概要	令和4年度の落雷及び台風14号で被害を受けた県有施設の復旧を行う。
開始事業年度	令和4年度
終了事業年度 ※予定含む	令和5年度
事業実施主体	宮崎県
関連する県の計画・施策等	—

##### 2) 事業費の推移

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	92,700	92,700	92,700
最終予算額	92,500	92,500	92,700
決算額	34,985	15,516	55,658
予算実績比率	37.8%	16.8%	60.0%

3) 事業費の内訳 (令和4年度決算額ベース)

(単位:千円)

項目	金額	主な内容
需用費	55,130	台風14号で被害を受けた県有施設の復旧
委託料	528	同上
使用料及び賃借料	—	
工事請負費	—	
備品購入費	—	
負担金、補助金及び交付金	—	
繰出金	—	
その他	—	
合計	55,658	

4) 事業費の財源 (令和4年度決算額ベース)

(単位:千円)

項目	金額	主な内容
財源区分	—	
国	—	
県	55,658	県債 55,600 千円、一財 58 千円
その他	—	
合計	55,658	

5) 事業の効果 (達成すべき指標)

指標の説明	—		
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—
達成率	0%	0%	0%

## (2) 監査の結果

### ① 県有施設の復旧に係る災害復旧事業計画の作成について【意見】

#### 【現状及び問題点】

県の地域防災計画によれば、次のとおり、災害復旧に関する事業計画を策定するように記載されている。

＜災害復旧事業計画の作成＞

災害復旧に当たっては、各施設の原形復旧に併せ再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画とし、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を検討して計画するものとする。

この場合、関係各機関は、災害復旧の効果が十分に発揮できるよう事前協議を行い、その調整を図るものとする。

※出所:「県地域防災計画」

県に対して、台風 14 号で被害を受けた県有施設の復旧について具体的な災害復旧事業計画を作成しているか質問したところ、特段の計画は作成していないとのことであった。

#### 【改善提案】

災害の規模や内容によって、必ずしも計画が必要というわけではないと考える。しかし、令和 4 年度の台風 14 号で受けた災害を踏まえると、施設ごとの「将来の災害」に備えた災害復旧の内容、復旧のスケジュール及び復旧に係る財源等を検討した災害復旧事業計画の作成が望ましかったのではないかと考える。

よって、県は、今後、台風等によって県有施設に被害が生じた場合、被害状況に応じて、具体的な災害復旧事業計画を作成することが望ましい。

### ② 復旧事業に係る業者の選定について【意見】

#### 【現状及び問題点】

本監査では、台風 14 号で被害を受けた県有施設の復旧事業のうち、農業試験場の復旧事業をサンプルとして抽出し検討を行った。

農業試験場における被害の内容は、ビニールハウスの倒壊や被覆材の破れ、ビニールハウスに関する機器の故障及び防鳥ネットの破損等であるため、これら被害に関しては修繕が実施されている。

当該修繕に関し、県は、合計 35 本の修繕工事を業者へ発注している。修繕工事の発注に伴う業者の選定手続きに関する書類を閲覧したところ、各工事において、複数の業者から相見積書が徴取される等、競争性を担保した適切な選定が行われているように見受けられた。

しかし、選定された業者を確認すると、35 本の修繕工事のうち、19 本は特定の業者への発

注となっていた。確かに、競争性を担保した業者の選定がされているものの、相見積書を徴取する相手方に偏りが無かったのか等について、課題があると考えられる。

県によれば、ビニールハウスの修繕を行える業者は県内でも限られており、結果的に特定の業者が多くの修繕工事を請け負ったとのことであった。

しかし、閲覧した文書を見る限り、相見積書を徴取した業者の選定方法及びビニールハウスの修繕を行える業者は県内でも限られていること等の記載はなかった。

#### 【改善提案】

県は、相見積書を徴取する相手方に偏りが無かったのか等について改めて検証するとともに、今後、同様の修繕工事を発注する場合には、相見積書を徴取する業者の選定方法及びビニールハウスの修繕を行える業者が限られる場合はその旨等の記載を決裁文書に記載することが望ましい。

#### ③ 県有施設災害復旧費における指標の設定について【意見】

##### 【現状及び問題点】

上記「(1)事業概要 5) 事業の効果(達成すべき指標)」に記載のとおり、県有施設災害復旧費については、事業の効果を把握するための特段の指標は設定されていない。

県によれば、本事業については指標の設定は馴染まないため、設定していないとのことである。

しかし、事業を実施する以上、事業の効果を把握するとともに、有効性及び効率性等の観点から、指標の検討は必要と考える。

##### 【改善提案】

確かに、防災事業においては、成果指標(アウトカム指標)の設定は難しいケースは想定される。その場合は、活動指標(アウトプット指標)の設定を検討することも考えられる。

よって、県は、成果指標(アウトカム指標)だけでなく、活動指標(アウトプット指標)も踏まえて、指標の設定を検討することが望ましい。

県有施設災害復旧費については、「災害にかかった公共施設及び公用施設を原形に復旧すること」を行っていることを踏まえると、次のような指標が考えられる。

<考えられる指標(例)>

・復旧すべき各施設等の内容に対する復旧状況(復旧の割合)等
-------------------------------

※出所「監査人作成」

## 台 2. 災害弔慰金(福祉保健課)

### (1)事業概要

#### 1) 概要

(令和4年度実績)

事業名	災害弔慰金
事業目的	令和4年台風第14号により被災し、亡くなった方の遺族に対し、市町村が条例の定めるところにより弔慰金を支給する場合に、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいてその経費の一部を負担する。
根拠法令等	(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号) (2) 災害弔慰金等国庫負担金交付要綱 (3) 宮崎県災害弔慰金等負担金交付要綱(平成4年3月19日)
事業概要	令和4年台風第14号でお亡くなりになった方の遺族に対し、3市が条例に基づいて支給する弔慰金の国県負担分の拠出を行う。  ※弔慰金法の対象とならなかった災害の場合には、地方独自で弔慰金を支給している。(R2度実績分 県1/2、市町村1/2)
開始事業年度	昭和48年度
終了事業年度 ※予定含む	—
事業実施主体	市町村(今回について、都城市、延岡市、西都市の3市)
関連する県の計画・施策等	—

#### 2) 事業費の推移

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	—	—	—
最終予算額	8,750	—	11,250
決算額	8,750	—	11,250
予算実績比率	100.0%	0.0%	100.0%



3) 事業費の内訳（令和4年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	—	
委託料	—	
使用料及び賃借料	—	
工事請負費	—	
備品購入費	—	
負担金、補助金及び交付金	11,250	市に対する負担金
繰出金	—	
その他	—	
合計	11,250	

4) 事業費の財源（令和4年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
財源区分	—	
国	7,500	
県	3,750	
その他		
合計	11,250	

5) 事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	—		
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—
達成率	0%	0%	0%

**(2) 監査の結果**

監査を実施した結果、特段の指摘事項又は意見は発見されなかった。

### 台 3. 商工業者再建支援補助金(商工政策課)

#### (1)事業概要

##### 1) 概要

(令和4年度実績)

事業名	商工業者再建支援補助金
事業目的	令和4年台風第14号による災害により被災した中小企業・小規模の商工業者の事業再建及び事業継続を促進し、地域経済の復旧・復興を図る。
根拠法令等	商工業者再建支援補助金交付要綱
事業概要	被災した中小企業・小規模の商工業者に対して補助金を交付する。 補助額=(復旧等費用-保険活用額)×1/2 又は 2/3 ※補助上限額 200 万円
開始事業年度	令和4年度
終了事業年度 ※予定含む	令和5年度
事業実施主体	宮崎県
関連する県の計画・施策等	—

##### 2) 事業費の推移

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	—	—	173,452
最終予算額	—	—	173,452
決算額	—	—	21,213
予算実績比率	0.0%	0.0%	12.2%

3) 事業費の内訳 (令和4年度決算額ベース)

(単位:千円)

項目	金額	主な内容
需用費	—	
委託料	1,900	受付・審査業務委託
使用料及び賃借料	—	
工事請負費	—	
備品購入費	—	
負担金、補助金及び交付金	17,383	被災した中小・小規模事業者に対する補助金
繰出金	—	
その他	1,930	新聞広告
合計	21,213	

4) 事業費の財源 (令和4年度決算額ベース)

(単位:千円)

項目	金額	主な内容
財源区分	—	
国	10,153	地方公共団体による小規模事業者支援推進事業費補助金
県	11,060	
その他	0	
合計	21,213	

5) 事業の効果 (達成すべき指標)

指標の説明	本事業で復旧すべき内容に対する復旧の割合		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指標の目標値	—	—	100%
指標の実績値	—	—	100%
達成率	0%	0%	100%

## (2) 監査の結果

### ① 事業継続計画(BCP)又は事業継続力強化計画の提出状況について【意見】

#### 【現状及び問題点】

商工業者再建支援補助金交付要綱によれば、本補助金の交付対象者の条件として、事業継続計画(BCP)又は事業継続力強化計画を策定予定又は策定済みであることが規定されている。

各交付対象者の書類を閲覧したところ、県は、事業継続計画(BCP)又は事業継続力強化計画を策定予定の事業者から、「事業継続計画(BCP)又は事業継続力強化計画策定誓約(証明)書」を入手している。なお、事業者の中には当該誓約(証明)書の文中において、「令和5年6月30日までに策定し、提出することを誓約します。」のように、本監査実施時点において、既に期日到来しているものも複数見受けられた。

このため、県に対して、事業継続計画(BCP)又は事業継続力強化計画の提出状況に係る追跡調査等を実施しているか質問したところ、現時点は行っていないが、調査等実施予定である旨の回答を得た。

#### 【改善提案】

前述のとおり、県は、事業継続計画(BCP)又は事業継続力強化計画の提出状況に係る追跡調査等を実施予定とのことであるが、本監査実施時点では未了であった。

県は、事業継続計画(BCP)又は事業継続力強化計画の提出状況に係る追跡調査等を着実に実施することが望ましい。

## 台 4. 農林水産業共同利用施設災害復旧事業(農政企画課)

### (1) 事業概要

#### 1) 概要

(令和4年度実績)

事業名	農林水産業共同利用施設災害復旧事業
事業目的	台風等、自然災害により被災した農業協同組合の共同利用施設の復旧に要する経費の一部を補助することにより、速やかな施設の復旧を図る。
根拠法令等	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 農林水産業共同利用施設災害復旧事業事務取扱要綱 補助金等の交付に関する規則 宮崎県農林水産業共同利用施設災害復旧事業補助金交付要綱(関連法令) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令

事業概要	浸水被害により故障した家畜市場のキュービクル式高圧受電設備及びセリシステムの復旧を行う。
開始事業年度	令和4年度
終了事業年度 ※予定含む	令和4年度
事業実施主体	宮崎中央農業協同組合
関連する県の計画・施策等	該当なし

## 2) 事業費の推移

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	—	—	—
最終予算額	—	—	57,413
決算額	—	—	26,588
予算実績比率	0.0%	0.0%	46.3%

## 3) 事業費の内訳 (令和4年度決算額ベース)

(単位:千円)

項目	金額	主な内容
需用費	—	
委託料	—	
使用料及び賃借料	—	
工事請負費	—	
備品購入費	—	
負担金、補助金及び交付金	26,588	農業協同組合の共同利用施設の復旧に要する経費の補助
繰出金	—	
その他	—	
合計	26,588	

4) 事業費の財源（令和4年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
財源区分	—	
国	26,588	令和4年度農林水産業共同 利用施設災害復旧事業費 補助金
県		
その他		
合計	26,588	

5) 事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	被災前の施設の効能を発揮できるよう民間事業者（農業協 同組合）から原形復旧に係る事業申請があり、国の査定を 経て事業費の決定を受けた共同利用施設数：5 施設		
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指標の目標値	—	—	5
指標の実績値	—	—	5
達成率	0%	0%	100%

**(2) 監査の結果**

監査を実施した結果、特段の指摘事項又は意見は発見されなかった。

## 台 5. 災害復旧予算(国費)(農村整備課)

### (1)事業概要

#### 1) 概要

(令和4年度実績)

事業名	災害復旧予算(国費)
事業目的	激甚であると認める災害又は農林水産省農村振興局長が特に適当と認める場合に該当する災害に係る復旧工事を促進することを目的とする。
根拠法令等	農地・農業用施設・海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱
事業概要	査定設計書作成
開始事業年度	昭和 52 年度
終了事業年度 ※予定含む	—
事業実施主体	五ヶ瀬町
関連する県の計画・施策等	該当なし

#### 2) 事業費の推移

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	—	—	33,951
最終予算額	—	—	33,951
決算額	—	—	33,951
予算実績比率	0.0%	0.0%	100.0%

#### 3) 事業費の内訳 (令和4年度決算額ベース)

(単位:千円)

項目	金額	主な内容
需用費	—	
委託料	—	
使用料及び賃借料	—	
工事請負費	—	

備品購入費	—	
負担金、補助金及び交付金	33,951	査定設計書作成
繰出金	—	
その他	—	
合計	33,951	

4) 事業費の財源（令和4年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
財源区分	—	
国	33,951	農地農業用施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金
県	—	
その他	—	
合計	33,951	

5) 事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	該当なし		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
項目			
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—
達成率	0%	0%	0%

**(2) 監査の結果**

監査を実施した結果、特段の指摘事項又は意見は発見されなかった。



## 台 6. 被災産地営農継続緊急支援事業(農産園芸課)

### (1)事業概要

#### 1) 概要

(令和4年度実績)

事業名	被災産地営農継続緊急支援事業
事業目的	令和4年台風第14号により甚大な被害を受けた産地に対し、種苗等の生産資材の導入など栽培再開や作物転換等に必要な取組を支援することにより、速やかな回復と営農継続を図る。
根拠法令等	宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱 補助金等の交付に関する規則
事業概要	① 営農継続支援事業(定額)188,200千円 被災した作物の栽培再開や被災を機に作物転換を図る際に必要な種苗等生産資材の導入を支援 ② 被災施設等復旧支援事業(1/2以内)17,500千円 被災により機能が低下した共同利用施設等の補修・修繕を支援
開始事業年度	令和4年度
終了事業年度 ※予定含む	令和4年度
事業実施主体	営農集団、農業団体、市町村 等
関連する県の計画・施策等	該当なし

#### 2) 事業費の推移

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	—	—	—
最終予算額	—	—	255,700
決算額	—	—	145,012
予算実績比率	0.0%	0.0%	70.5%

#### 3) 事業費の内訳 (令和4年度決算額ベース)

単位:千円)

項目	金額	主な内容
需用費	—	
委託料	—	

使用料及び賃借料	—	
工事請負費	—	
備品購入費	—	
負担金、補助金及び交付金	145,012	① 営農継続支援事業 135,337 千円 ② 被災施設等復旧支援事業 9,675 千円
繰出金	—	
その他	—	
合計	145,012	

4) 事業費の財源（令和4年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
財源区分	—	
国	—	
県	145,012	① 営農継続支援事業 135,337 千円 ② 被災施設等復旧支援事業 9,675 千円
その他	—	
合計	145,012	

5) 事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	施設野菜の作付面積 現状(R3) → 目標(R4) → 実績(R4) 1,238 ha → 1,229 ha (▲9 ha) → 1,133 ha (▲105 ha)  露地野菜の作付面積 現状(R3) → 目標(R4) → 実績(R4) 5,426 ha → 5,481 ha (+55 ha) → 5,572 ha (+146 ha) 計 6,664 ha → 6,710 ha (+46 ha) → 6,705 ha (+41 ha)		
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指標の目標値	—	—	—
指標の実績値	—	—	—
達成率	0%	0%	0%

## (2) 監査の結果

- ① 令和 4 年度被災産地営農継続緊急支援事業実績報告書における記載事項の不備について【指摘事項】

### 【現状及び問題点】

被災産地営農継続緊急支援事業において交付された補助金等に対する実績報告書の提出が求められている。宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱においては、補助事業実績報告書の添付書類として「(実績報告)第 9 条(1)実績報告書(別記様式第 1 号)」と規定されている。しかし、当該実績報告書の添付書類の欄には「(1)事業計画書」と記載されているものが散見された。これは当該要綱に違反した記載であり問題である。

### 【指摘事項】

令和 4 年度被災産地営農継続緊急支援事業実績報告書の添付書類の記載事項は、宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱で規定されている記載にしなければならない。よって、県は添付書類について適切に記載された実績報告書の提出を求めるべきである。

## 台 7. 漁業経営継続緊急支援事業(水産政策課)

### (1) 事業概要

#### 1) 概要

(令和 4 年度実績)

事業名	漁業経営継続緊急支援事業
事業目的	台風 14 号により施設の損壊や養殖物の斃死といった被害を受けた漁業者に対し、次期生産や資金融資の円滑化とともに、被災施設の復旧に対する補助を行う。
根拠法令等	漁業経営継続緊急支援事業費補助金交付要綱
事業概要	台風 14 号で養殖業施設の損壊や養殖魚等の斃死等により被災した漁業者に対し、経営継続に必要な次期種苗導入経費の支援や金融資金の円滑化を図るとともに、損害を受けた養殖業施設の復旧に対する支援を行う。
開始事業年度	令和 4 年度
終了事業年度 ※予定含む	令和 4 年度
事業実施主体	宮崎県
関連する県の計画・施策等	該当なし

2) 事業費の推移

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	—	—	—
最終予算額	—	—	62,793
決算額	—	—	58,907
予算実績比率	0.0%	0.0%	93.8%

3) 事業費の内訳 (令和4年度決算額ベース)

(単位:千円)

項目	金額	主な内容
需用費	—	
委託料	—	
使用料及び賃借料	—	
工事請負費	—	
備品購入費	—	
負担金、補助金及び交付金	58,907	<b>【種苗導入支援事業】</b> 支援経営体数:16 経営体、 補助額:46,627 千円 <b>【施設復旧支援事業】</b> 支援経営体数:8 経営体、補 助額:12,280 千円
繰出金	—	
その他	—	
合計	58,907	

4) 事業費の財源 (令和4年度決算額ベース)

(単位:千円)

項目	金額	主な内容
財源区分	—	
国	—	
県	58,907	一般財源
その他	—	
合計	58,907	

## 5) 事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	養殖経営体の維持を目標として、現状の令和4年度の海面養殖経営体数:29		
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指標の目標値	—	—	29
指標の実績値	—	—	29
達成率	0%	0%	100%

### (2) 監査の結果

#### ① 実績報告書の添付資料について【指摘事項】

##### 【現状及び問題点】

漁業経営継続緊急支援事業は、補助金事業であり補助事業者から実績報告書の提出を義務付けている。漁業経営継続緊急支援事業費補助金交付要綱において、「(実績報告)第11条で(1)事業実績書(別記様式第1号)、(2)収支決算書(別記様式第2号)、(3)種苗導入支援事業にあっては、受領証や領収書等の当該種苗等の導入を証明する書類、(4)施設復旧支援事業にあっては、当該施設等の契約書や領収書等復旧を証明する書類及び完成写真」と規定されている。しかし、実績報告の添付資料として請求書のみのもものが散見された。請求書のみでは、当該要綱が規定する種苗等の導入を証明する書類としては不十分である。

##### 【指摘事項】

補助事業実績報告書の添付書類として、補助事業者に受領書や領収書等の提出を求めるか、通帳の写し等の支払いの事実がわかる資料の提出を求める必要がある。

#### ② 補助金等交付申請書とその添付書類の提出先の不一致について【意見】

##### 【現状及び問題点】

漁業経営継続緊急支援事業費補助金交付要綱の第11条第2項(5)によると「補助対象者が市町村であって、この補助金を財源に補助を受ける事業主体がある場合、事業主体が市町村に提出した補助金等交付申請に係る事業計画書及び収支予算書等の添付書類を県に提出することになっている。しかし、補助事業者が市町村に提出した補助金等交付申請書の添付書類の提出先が市町村長宛てではなく、県知事宛てになっているものが散見された。これは、当該要綱を遵守していないことになり問題である。

##### 【改善提案】

補助対象者の市町村に対して、当該要綱に遵守した補助金等交付申請書及び添付書類の提出をもとめるべきである。

## 台 8. 畜産経営再開緊急支援事業(畜産振興課)

### (1)事業概要

#### 1) 概要

(令和4年度実績)

事業名	畜産経営再開緊急支援事業
事業目的	台風第14号により被災した畜産農家に対し、経営の復旧に必要な掛かり増し経費を支援することで、速やかな経営再開を図る。
根拠法令等	畜産経営再開緊急支援事業補助金交付要綱
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死産した家畜等の搬出、輸送、焼却・化製処理等に要する費用に対する支援</li> <li>・死産した家きんの再導入に要する費用に対する支援</li> <li>・被害を受けた自給飼料の代替となる粗飼料等を共同購入し、畜産経営体に供給する取組に対する支援</li> </ul>
開始事業年度	令和4年度
終了事業年度 ※予定含む	令和4年度
事業実施主体	農業団体
関連する県の計画・施策等	—

#### 2) 事業費の推移

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	—	—	95,586
最終予算額	—	—	78,586
決算額	—	—	73,890
予算実績比率	0.0%	0.0%	94.0%

3) 事業費の内訳（令和4年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	—	
委託料	—	
使用料及び賃借料	—	
工事請負費	—	
備品購入費	—	
負担金、補助金及び交付金	73,890	経営復旧に必要な掛かり増し経費に対する支援
繰出金	—	
その他	—	
合計	73,890	

4) 事業費の財源（令和4年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
財源区分	—	
国	—	
県	73,890	経営復旧に必要な掛かり増し経費に対する支援
その他		
合計	73,890	

5) 事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	全ての被災対策要望農業者を支援することを目標として、令和4年度の事業で支援した農業者数		
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指標の目標値	—	—	184戸
指標の実績値	—	—	184戸
達成率	0%	0%	100%

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、特段の指摘事項又は意見は発見されなかった。

## 台 9. 海岸保全事業(海岸漂着物等地域対策推進事業)【延岡港 東海海岸】(河川課)

### (1)事業概要

#### 1) 概要

(令和4年度実績)

事業名	海岸保全事業(海岸漂着物等地域対策推進事業)【延岡港 東海海岸】
事業目的	漂着物処理等の海岸維持について、迅速に対応することによる適正な海岸管理を図る。
根拠法令等	海岸漂着物処理推進法
事業概要	海岸維持管理事業
開始事業年度	平成27年度
終了事業年度 ※予定含む	—
事業実施主体	宮崎県
関連する県の計画・施策等	宮崎県海岸漂着物対策推進地域計画

#### 2) 事業費の推移

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	—	—	—
最終予算額	—	—	30,750
決算額	—	—	30,521
予算実績比率	0.0%	0.0%	99.3%



3) 事業費の内訳 (令和4年度決算額ベース)

(単位:千円)

項目	金額	主な内容
需用費	—	
委託料	30,521	海岸へ漂着した流木等の撤去・処分費用
使用料及び賃借料	—	
工事請負費	—	
備品購入費	—	
負担金、補助金及び交付金	—	
繰出金	—	
その他	—	
合計	30,521	

4) 事業費の財源 (令和4年度決算額ベース)

(単位:千円)

項目	金額	主な内容
財源区分	—	
国	20,475	海岸漂着物地域対策推進事業補助
県	—	
その他	10,046	一般財源
合計	30,521	

5) 事業の効果 (達成すべき指標)

指標の説明	個別事業での設定はないが、全体事業を通して進捗管理を実施。海岸漂着物の撤去が必要な一般公共海岸数:7海岸		
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指標の目標値	—	—	7
指標の実績値	—	—	4
達成率	0%	0%	57.1%

## (2) 監査の結果

### ① 工事打合簿の不備について【指摘事項】

#### 【現状及び問題点】

工事請負契約に基づき請負工事を行う場合、工事打合せを事前に実施し、「工事打合簿」を作成することとなっているのが通例である。当該工事打合簿の中央部には協議事項に対する処理事項等を記載する欄があり、その下部に日付欄及び査閲者等の押印欄が設けられている。しかし、協議事項に対する処理事項等を記載する欄は何も記載されておらず空欄で、また日付欄には日付が記載されておらず、さらに査閲者等の押印欄押印されておらず空欄となっているものが散見された。これでは、協議事項に対応したか否か、またいつどのような対応が行われたのか不明であり問題がある。

#### 【指摘事項】

工事打合簿の協議事項に対する処理事項等を記載する欄及び日付欄には適切な記載を行うとともに、査閲者等の押印欄に押印を行うべきである。

### ② 工事履行報告書の不備について【意見】

#### 【現状及び問題点】

「工事履行報告書」は工事関係書類の一つである。受注者が、設計図書に定められたとおりに契約が履行されていることを、発注者に報告する義務がある。工事履行報告書は発注者が工事履行状況や施工方法、工程管理状況などを把握して、必要な指示を行うための書類である。当該工事履行報告書の下部には査閲者の押印欄が設けられているが空欄となっている。これでは、工事履行報告書の内容が査閲者の査閲を受けておらずその適正性に疑義があり問題となる。

#### 【改善提案】

工事履行報告書の査閲者押印欄には、査閲者が査閲した場合には必ず押印する必要がある。

### ③ 海岸保全事業(海岸漂着物等地域対策推進事業)【延岡港 東海海岸】に係る業務委託契約の入札について【意見】

#### 【現状及び問題点】

海岸保全事業(海岸漂着物等地域対策推進事業)【延岡港 東海海岸】は、委託事業であり委託事業者の選定については指名競争入札が採用されている。「入札参加者選定理由書」における選定理由によると、入札参加者については、道路施設等行政財産の維持・管理等に関する業務委託契約に関する要領に基づき、「県が発注する建設工事等の契約に係る入札

参加者の資格等に関する要綱第 7 条に規定する建設業者等有資格者名簿に記載された者から設計金額が 2,000 万円以上であるため選定業者数を 10 者とした。」とされている。しかし、入札状況及び結果を見ると、10 者のうち 4 者は辞退し 2 者は入札書比較価格超過で失格となっており実質的には残りの 4 者での競争となっている。この結果を見ると競争原理が働いているとは言い難い状況である。

**【改善提案】**

地方自治法 234 条では、一般競争入札が原則とされていること及び実質的な競争原理を働かせるためにも一般競争入札の採用も検討されたい。

## 台 10. 令和 4 年度 4 河川災第 518-1 号石氷川河川災害復旧工事(河川課)

### (1)事業概要

#### 1) 概要

(令和 4 年度)

事業名	令和 4 年度 4 河川災第 518-1 号 石氷川 河川災害復旧工事
事業目的	公共土木施設災害の早期復旧を図り、もって公共の福祉を確保する。
根拠法令等	公共土木施設災害復旧事業国庫負担法
事業概要	復旧延長 21.1m 左岸 21.1m 大型ブロック積 159.00m <sup>2</sup> 小口止工 2.00 基
開始事業年度	令和 4 年度
終了事業年度 ※予定含む	令和 4 年度
事業実施主体	宮崎県
関連する県の計画・施策等	—

#### 2) 事業費の推移

(単位:千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額	—	—	—
最終予算額	—	—	23,654
決算額	—	—	11,830
予算実績比率	0.0%	0.0%	50.0%

3) 事業費の内訳（令和4年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	—	
委託料	—	
使用料及び賃借料	—	
工事請負費	11,830	公共土木施設災害復旧工事
備品購入費	—	
負担金、補助金及び交付金	—	
繰出金	—	
その他	—	
合計	11,830	

4) 事業費の財源（令和4年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
財源区分	—	
国	7,890	公共土木施設災害復旧事業補助(66.7%)
県	3,940	一般財源(33.3%)
その他	—	
合計	11,830	

5) 事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	被災箇所毎の設定はないが、年災別に着手率及び完了率の進捗管理を実施(令和4年災の被災箇所数:462箇所)。		
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指標の目標値	—	—	462
指標の実績値	—	—	15
達成率	0%	0%	3.2%

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、特段の指摘事項又は意見は発見されなかった。

## 第6 備蓄倉庫に関する監査の結果及び意見

### 1. 備蓄倉庫の概況

#### (1) 概要

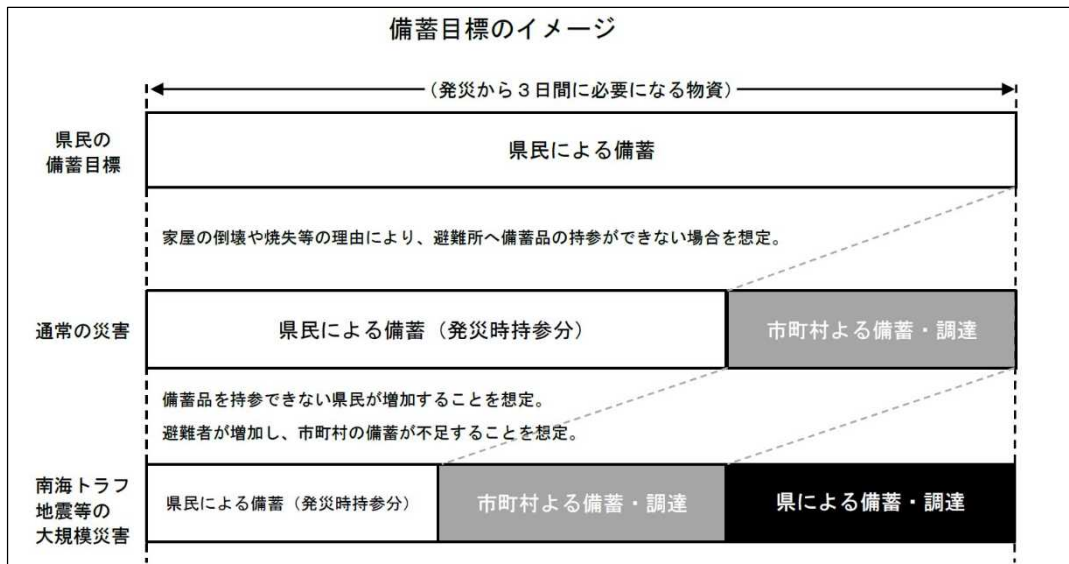
県では、大規模災害に備えた備蓄体制については、宮崎県備蓄基本指針を策定しており、当該指針に基づき、県が行うべき備蓄を行っている。

当該指針の策定にあたり県では、平成 27 年 3 月 30 日に国が策定した「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」の中で、国が行う支援は「遅くとも 3 日目までに被災県の広域物資輸送拠点に届くよう調整する」とされており、国等からの支援が本格化するのは、発災から 4 日目以降になるものと想定している。以上のことから、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合は、少なくとも発災から 3 日間は県内で県民、市町村、県それぞれの各主体が備蓄等を行った物資を活用し、連携・協力して対処する必要があるとの判断のもと、避難所避難者数及び減災効果を加味し個別物資の必要量を定めている。

なお、個別物資品目については、発災初期の生命維持や生活に最低限必要な物資を対象として備蓄目標を定めている。

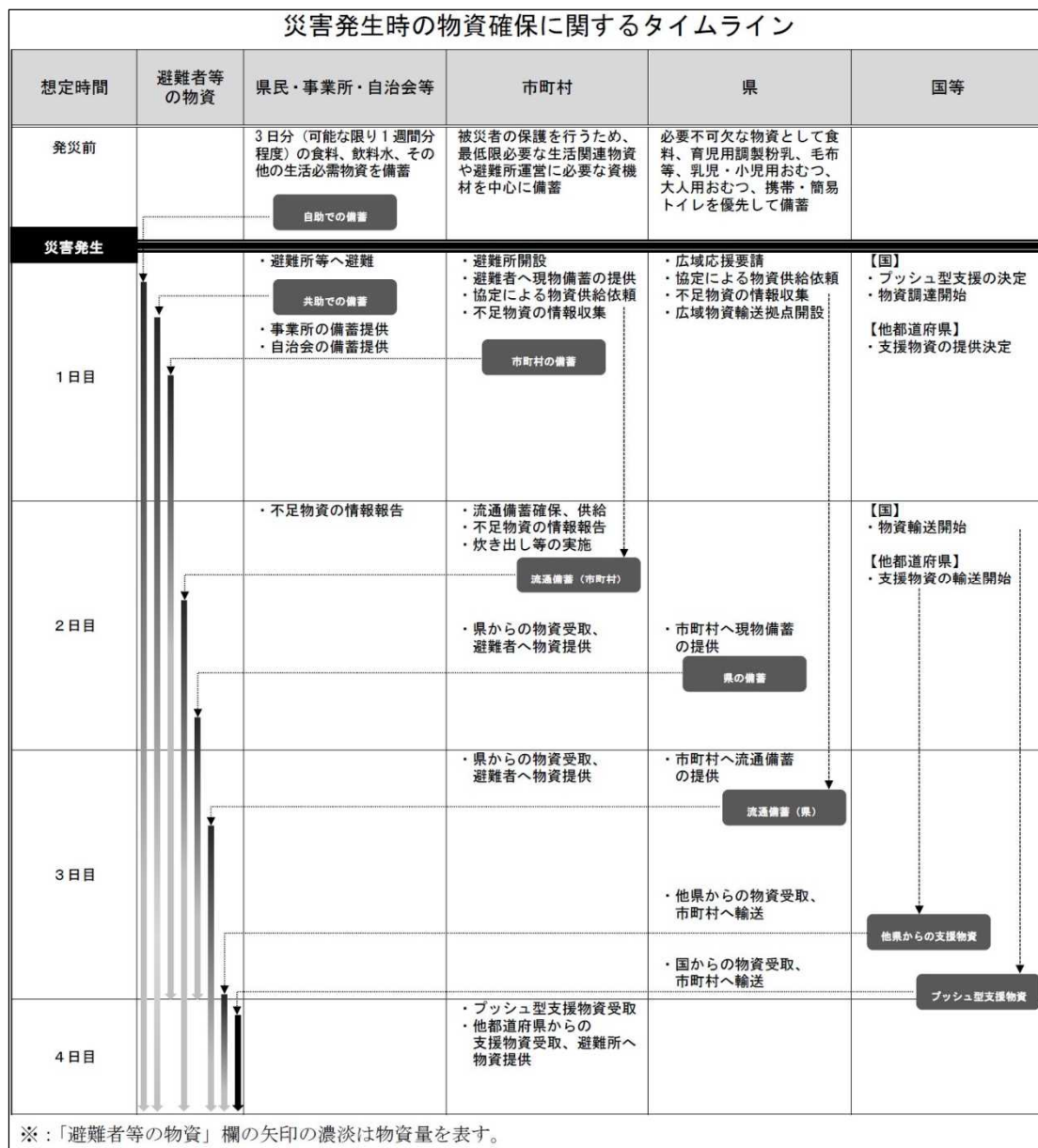
次に、県は南海トラフ地震の発災から 3 日目までの必要量のうち、3 分の 1 の物資を現物備蓄及び流通備蓄により調達するよう定めている。これは、当該物資の必要量について避難者等、市町村及び県それぞれ 3 分の 1 ずつ分担するという方針に基づくものである。

#### <備蓄目標>



※出所:宮崎県備蓄基本指針

<災害発生時の物資確保>



※出所:宮崎県備蓄基本指針

## (2) 備蓄物資の状況

県における備蓄物資の状況は下表のとおりである。

< 備蓄物資の状況(令和5年9月末現在) >

1 災害救助法対応備蓄物資の状況(宮崎県)				R5. 9月末								
物資種類	物資名	仕様	総計	保管場所								
				①日本赤十字社倉庫	②県消防学校	③延岡総合庁舎	④小林総合庁舎	⑤都城総合庁舎	⑥小林市八幡原市民総合センター	⑦都農高校	⑧防災庁舎	
寝具等	組立式トイレ	基	20		15	5						
	毛布	枚	44,000			300	300	300	23,300	19,800		
	タオルケット	枚	400			200		200				
	ゴザ	枚	137	37		100						
	アルミロールマット	枚	300	300								
	ブルーシート	枚	1,650	750		300	300	300				
	アルミシートブランケット	枚	27,000									27,000
衣類	ジャージ	上下セット	733	733								
	Tシャツ	枚	1,000	1,000								
	コンパクト肌着セット	(男女用)	2,557	2,557								
	雨カッパ	枚	1,300	1,100		200						
衛生用品	生理用品	枚	53,312							18,144	35,168	
	トイレトペーパー	巻	12,852							4,284	8,568	
	ほ乳瓶	個	50	50								
	紙おむつ(幼児用)	S~L枚	30,760						6,152	12,304	12,304	
	紙おむつ(大人用)	枚	102						102			
	ボックストイレ	---*****	25	25								
	サニタクリーン便袋	枚	8,080	4,080		2,000		2,000				
	サニタクリーン便袋(和式セット)	枚	80	80								
	スケットイレ(凝固剤)	個	15	15								
	携帯・簡易トイレ	枚	610,000						122,000	244,000	244,000	
	尿とりパット	個	0									
不織布マスク	枚	240,000									240,000	
手指消毒液	L	4,000									4,000	
日用品	バスタオル	枚	200			200						
	液状歯磨き剤	個	250	250								
	義歯洗浄剤	個	57	57								
	歯ブラシ	本	200	200								
	日用品セット	---***	800			200	200	400				
食料・水	アルファ米(アレルギー対応)	食分	55,800	0					0	27,000	28,800	
	アルファ米(梅がゆ)	食分	5,600	0					0	2,700	2,900	
	米(レトルト)	食分										
	保存パン(缶詰)	食分	0	0								
	保存パン(袋)	食分	900							900		
	保存用ビスコ	食分	0	0								
	保存飲料水	2L	0	0					0			
	粉ミルク(スティック)	12g×10本	1,820							0	1,820	
粉ミルク(缶)	800g	40							0	40		
台所用品等	携帯用浄水器	本	1,000	1,000								
	紙コップ	個	29,000	19,000				10,000				
	食器(紙ボウル)	枚	26,000	16,000				10,000				
	食器(紙皿)	枚	18,000	18,000								
	食器(発砲どんぶり)	枚	10,000					10,000				
	割り箸	本	10,000					10,000				
	スプーンセット着付き	セット	1,000					1,000				
	カラスプーン	本	12,000	12,000								
	カラーフォーク	本	12,000	12,000								
	折り畳み式ポリタンク	10L	1,020	620				200	200			

※出所:宮崎県作成資料



### (3) 現地調査の対象とした保管場所

本監査では、備蓄物資の総量、内容等を踏まえ、次の 4 つの保管場所を備蓄倉庫の監査対象として選定し、現地調査を行った。

< 監査対象備蓄倉庫 >

No	保管場所名称	現地調査実施日
1	日本赤十字社宮崎県支部倉庫	令和 5 年 10 月 17 日
2	小林市八幡原市民総合センター	令和 5 年 10 月 3 日
3	都農高校	令和 5 年 10 月 13 日
4	防災庁舎	令和 5 年 10 月 17 日

## 2. 監査の結果

### (1) 日本赤十字社宮崎県支部倉庫

< 日本赤十字社宮崎県支部倉庫における備蓄物資の状況写真 >



※出所: 監査人撮影

#### ① 備蓄品の配置図について【指摘事項】

##### 【現状及び問題点】

県は、備蓄物資の一部を日本赤十字社宮崎県支部で保管している。当該備蓄物資の管理については、県の担当職員が年に一度棚卸を行っているとのことである。日本赤十

宇社宮崎県支部における備蓄倉庫の視察を行ったところ備蓄物資の配置図(ロケーションマップ)が作成されていなかった。配置図が無い場合、大規模災害時に必要なものを迅速に取り出す際に支障が出るおそれがある。

**【指摘事項】**

日本赤十字社宮崎県支部の備蓄倉庫の配置図を早急に作成すべきである。

② 備蓄物資の受払簿について**【指摘事項】**

**【現状及び問題点】**

県は、日本赤十字社宮崎県支部で保管している備蓄物資の受け入れ払い出しに関して受払簿を作成していなかった。これでは、備蓄物資の受け入れ払い出しが行われた場合、正確な備蓄物資の数量を把握することができなくなるおそれがある。

**【指摘事項】**

日本赤十字社宮崎県支部で保管している備蓄物資の受払簿を作成すべきである。

**(2) 小林市八幡原市民総合センター**

① 備蓄品受払簿の備置について**【指摘事項】**

**【現状及び問題点】**

災害用備蓄品については、各種イベント等において使用されるケースも想定されるが、現状、このようなケースで備蓄品を使用する場合、その使用時期や使用数量等を把握するための使用届や備蓄品の受払簿が備置されていない。

**【指摘事項】**

常時、適切な備蓄数量を備置するため、備蓄品を使用する際の使用申請手続の明確化や備蓄品の受払簿の備置が必要であると考え

② 備蓄品の使用期限等について**【意見】**

**【現状及び問題点】**

小林市八幡原市民総合センターにおける備蓄品については、毛布、紙おむつ、簡易トイレ等であり特段の使用期限が付されているものではないが、将来的に経年劣化等により、非常時に使用困難な状況となる可能性がある。

**【改善提案】**

本倉庫における備蓄品について、定期的に備蓄品の状態をサンプルチェックにより調査する手続きを講じられたい。

### ③ 備蓄品の保管状況について【意見】

#### 【現状及び問題点】

小林市八幡原市民総合センターにおける備蓄品の保管場所においては、県保管の備蓄品と小林市所管の備蓄品とが混在して保管されている状況にある。

#### 【改善提案】

非常時の備蓄品搬出等をよりスムーズに実施するため、県所管の備蓄品と小林市所管の備蓄品の保管場所を明確に区分することを検討されたい。

## (3) 都農高校

< 備蓄物資の状況写真 >



※出所: 監査人撮影

### ① 在庫数について【指摘事項】

#### 【現状及び問題点】

監査人は事前に令和5年9月現在における在庫数の一覧である「災害救助法対応備蓄物資の状況」を入手した上で、現物の在庫数のチェックを行った。その結果、携帯・簡易トイレやアルファ米などの在庫数が、一覧表の数量と現物数量が若干一致しなかった。

この点、県へ質問したところ、「令和5年5月に行われた防災フェアで備蓄物資の一部が使われたものの、その数が上記の一览に反映されていなかった。」とのことであった。

また、県によれば、「年に数度は在庫の状況を確認し、賞味期限が切れたものがないかどうかの確認は行っているが、在庫数の確認までは行っていない。」とのことであった。

### 【指摘事項】

災害はいつ発生するか分からないものであるため、県は、在庫数について在庫を使用した場合はもちろんのこと、必要と考えられる数が常に備蓄されているかについて、定期的に確認しておくべきである。

### ② 運搬のしやすさについて【意見】

#### 【現状及び問題点】

都農高校は令和 3 年 3 月に近隣の少子化等の影響により閉校となっている。都農高校に備蓄されている物資については、平成 28 年の閉校の決定後、平成 31 年 3 月から令和 3 年 3 月に閉校されるまでの間に、空き始めた教室に置いたことが発端となっている。その際、空いた教室が校舎の 3 階であったことから、現在も、校舎の 3 階を中心に置かれている（一部、令和 5 年度県総合防災訓練で使用する物資が 1 階にも置かれている。）。

しかしながら、実際の災害の際に物資の運搬を迅速に行うことを考えれば、3 階に物資が置かれていることは、運搬のしやすさという点において検討の余地があると考えられる。

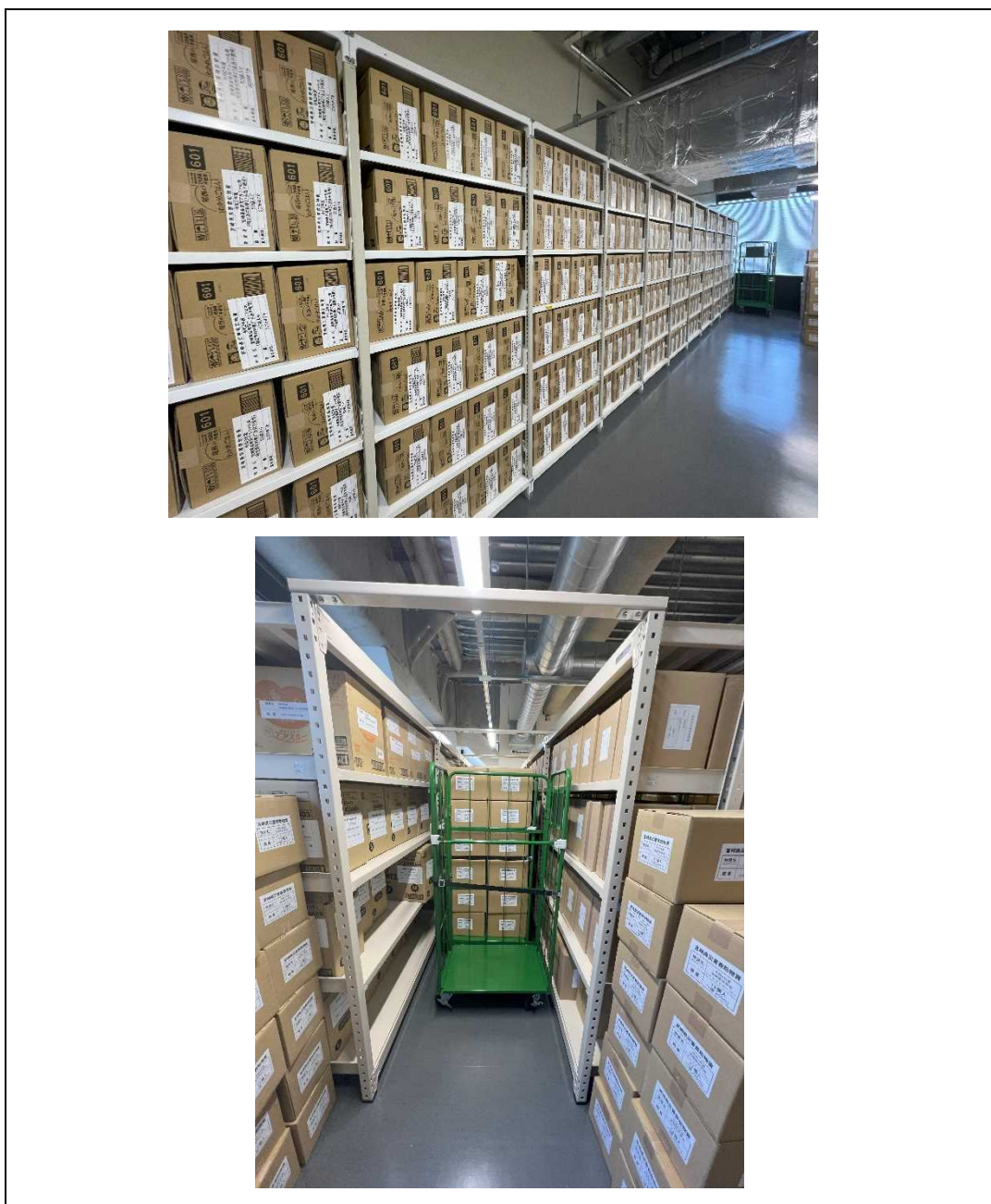
なお、令和 6 年度には高鍋町の宮崎県立農業大学校の敷地内に、災害支援物資の備蓄及び国からの支援物資の搬入・搬出を行う物資拠点施設を建設予定とのことであり、現在、都農高校に置かれている物資についても、上記物資拠点施設の建設後に、そちらに移動させる予定とのことであった。

#### 【改善提案】

都農高校の所在地は、都農町が公開している津波のハザードマップにおいても浸水のリスクもない場所に位置している。そのようなリスクもない所在地であれば、県は、都農高校の校舎内で少しでも運搬のしやすい場所に置いておくことが望ましい。

#### (4) 防災庁舎

<防災庁舎における備蓄物資の状況写真>



※出所:監査人撮影

#### ① 備蓄倉庫における物資の保管場所の明確化について【意見】

##### 【現状及び問題点】

防災庁舎における物資の備蓄状況について、県から入手した令和5年9月末時点の備蓄物資状況の一覧表及び備蓄倉庫の図面に基づき、現物の実在性及び保管体制等を検証した。

防災庁舎の備蓄倉庫においては、衛生用品、食料及び水等が保管されていた。備蓄物資状況の一覧表に記載されている各品目の数量と現物の数量を照らし合わせたところ、同一の物資について同じ倉庫内であるが保管場所が離れていたため、数量を直ちに把握できない物資があった。

結果として、物資の保管場所が明確になっているとは言えず、緊急時における払い出しを想定すると適切な数量の払い出しが困難になる可能性を否定できない。

#### 【改善提案】

県は、緊急時における払い出しを想定し、備蓄倉庫内を整理整頓した上で物資の保管場所を明確化することが望ましい。

#### ② 備蓄倉庫における定期的な棚卸の実施について【意見】

##### 【現状及び問題点】

県に対して、防災庁舎の備蓄倉庫内に保管されている物資について定期的な棚卸を実施し、数量や消費期限に問題が無いか確認しているか質問したところ、定期的な棚卸は実施していないとのことであった。

なお、県によれば、令和5年度には棚卸を実施予定とのことであった。

棚卸を実施しない限り、物資の実在性、数量や消費期限の適切性等を把握できず、緊急時に支障をきたす可能性を否定できない。

##### 【改善提案】

県は、備蓄倉庫内の物資について、物資の実在性、数量や消費期限の適切性等を担保するために、定期的に棚卸を実施することが望ましい。

なお、令和5年度に実施予定とのことであるが、監査時点では未実施であったため、適切に実施されることを期待する。

## 第7 防災庁舎に関する監査の結果及び意見

### 1. 防災庁舎の概要

県では、平成 29 年度に建設工事に着手し令和 2 年 7 月に防災庁舎が完成している。

県庁舎は大規模地震等の災害時に、防災の拠点としての役割を担うが、宮崎県では庁舎が、12 棟（本館、附属棟、1～10 号館）に分散しており、災害応急対策を行う上で、県災害対策本部の総合対策部と部局対策室（県庁各部局）の連携が図りにくく、また、各庁舎とも狭く、関係機関が一堂に会して活動するための広いスペースを確保することができなかった。さらに、いずれの庁舎も防災拠点としての機能を維持するために必要な耐震性能を満たしておらず、震度 6 強以上の大地震が発生した場合には、建物にひび割れ等が生じ、使用が困難となる事態が懸念される等の課題を抱えていた。

このため、県は、県民の生命と財産を守る災害応急対策の司令塔としての機能や、国・市町村等の関係機関との連絡調整等、重要な役割を果たす庁舎が必要との認識のもと、平成 24 年から検討を行い、平成 26 年度から事業を進めてきた。

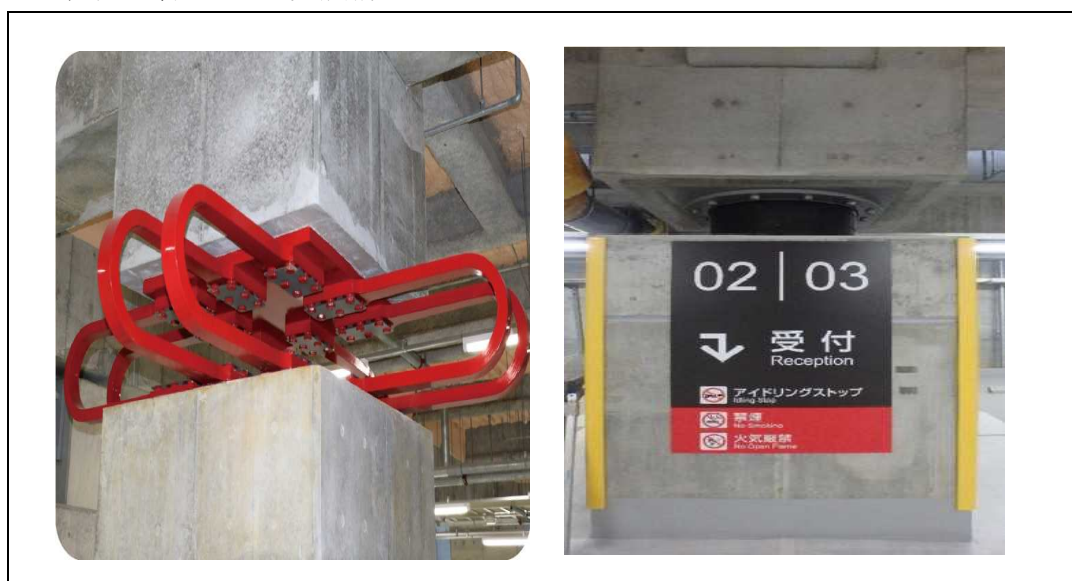
### 2. 防災庁舎の防災上の機能及び設備

#### (1) 耐震性及び対浸水性の確保

##### ① 免震構造の採用

大地震後も構造体の補修等を行うことなく、また、書類やパソコン等の散乱等を抑制しながら災害応急対策業務及び通常業務を継続して遂行できるよう免震構造が採用されている。

< 防災庁舎における免震構造 >



※出所: 宮崎県ホームページ

## ② 対浸水性の確保

1 階床面のかさ上げ、止水壁・止水板の設置及び非常用発電機等の設備機器を上層階に設置することにより対浸水性が確保されている。



※出所:宮崎県ホームページ

## (2) 十分な災害応急対策活動の場の確保

### ① 十分な活動スペースの確保

大規模災害時に災害応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう、県災害対策本部をはじめ、国、自衛隊、消防及び警察等の関係機関の十分な活動スペースが確保されている。

### ② 防災広場の確保

災害時の自衛隊及び消防等の大型車両スペースとして、緊急輸送道路である楠並木通りから近い位置に「防災広場」が確保されている。

### ③ ヘリポートの設置

防災庁舎の屋上には、県防災救急ヘリコプター「あおぞら」や自衛隊の救難ヘリコプターが発着できるヘリポートが設置されている。



※出所:宮崎県ホームページ



### (3) ライフライン途絶時の機能維持

#### ① 電力の2回線受電

電力は異なる変電所から受電し、1系統からの電力供給ができない場合でも他系統からの電力供給が可能である。

#### ② 非常用発電機の設置

停電した場合に、複数燃料(液体燃料・都市ガス)で最大14日間の連続運転が可能な非常用発電機が設置され、また72時間の連続運転が可能な重油量が地下タンクに貯蔵されている。

#### ③ 浄水設備の設置

平常時にはトイレ洗浄水等として使用している貯留雨水及び井水を断水時に飲料水としても利用可能とする浄水設備が屋上に設置されている。

#### ④ 地下排水槽の設置

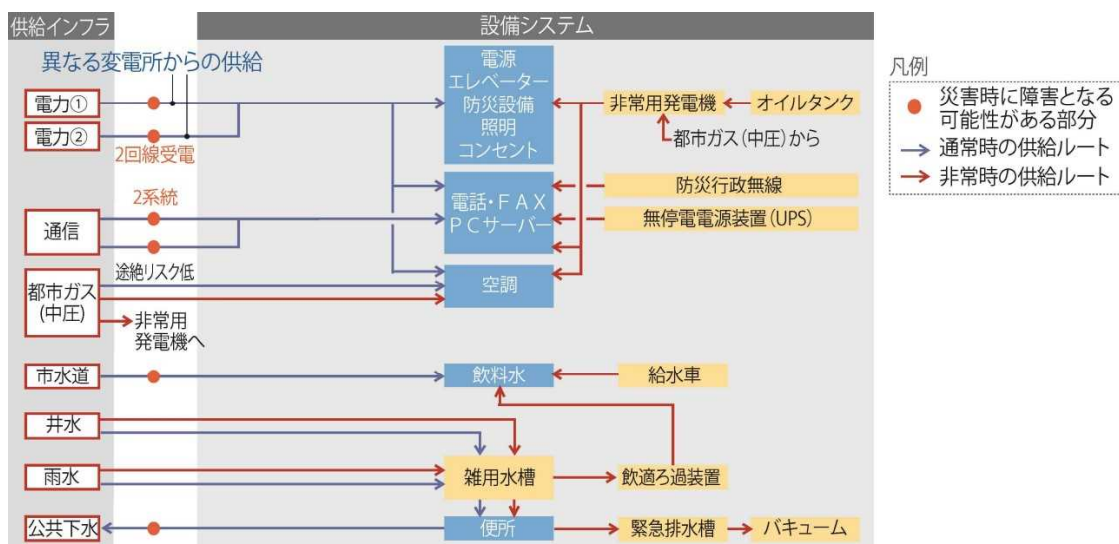
下水道が機能停止した場合に汚水を7日分程度貯留できるよう地下排水槽が設置されている。

#### ⑤ 耐震性の高い中圧ガスの採用

都市ガスは、一般の都市ガス配管(低圧)より耐震性の高い中圧導管で敷設された既設本管から受給されている。

#### ⑥ 電話回線の複数ルート確保

電話回線は、複数事業者から各2ルートで接続されるとともに、サーバー室に無停電電源装置や予備空調機が設置され、災害時の通信機能が確保されている。



※出所:宮崎県ホームページ

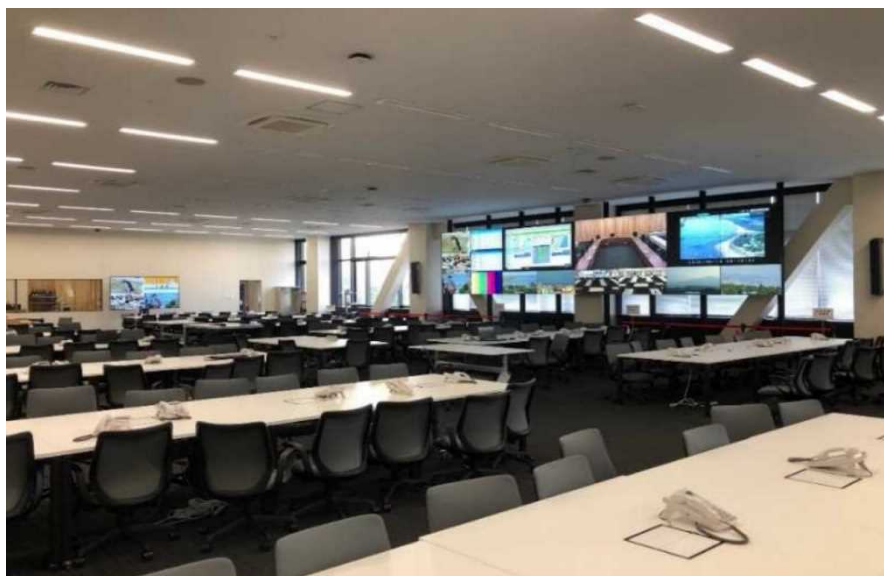
### 3. 総合対策部室

#### (1) 概要

防災庁舎3階には、広さ約560㎡、席数約250席の総合対策部室が常設されている。

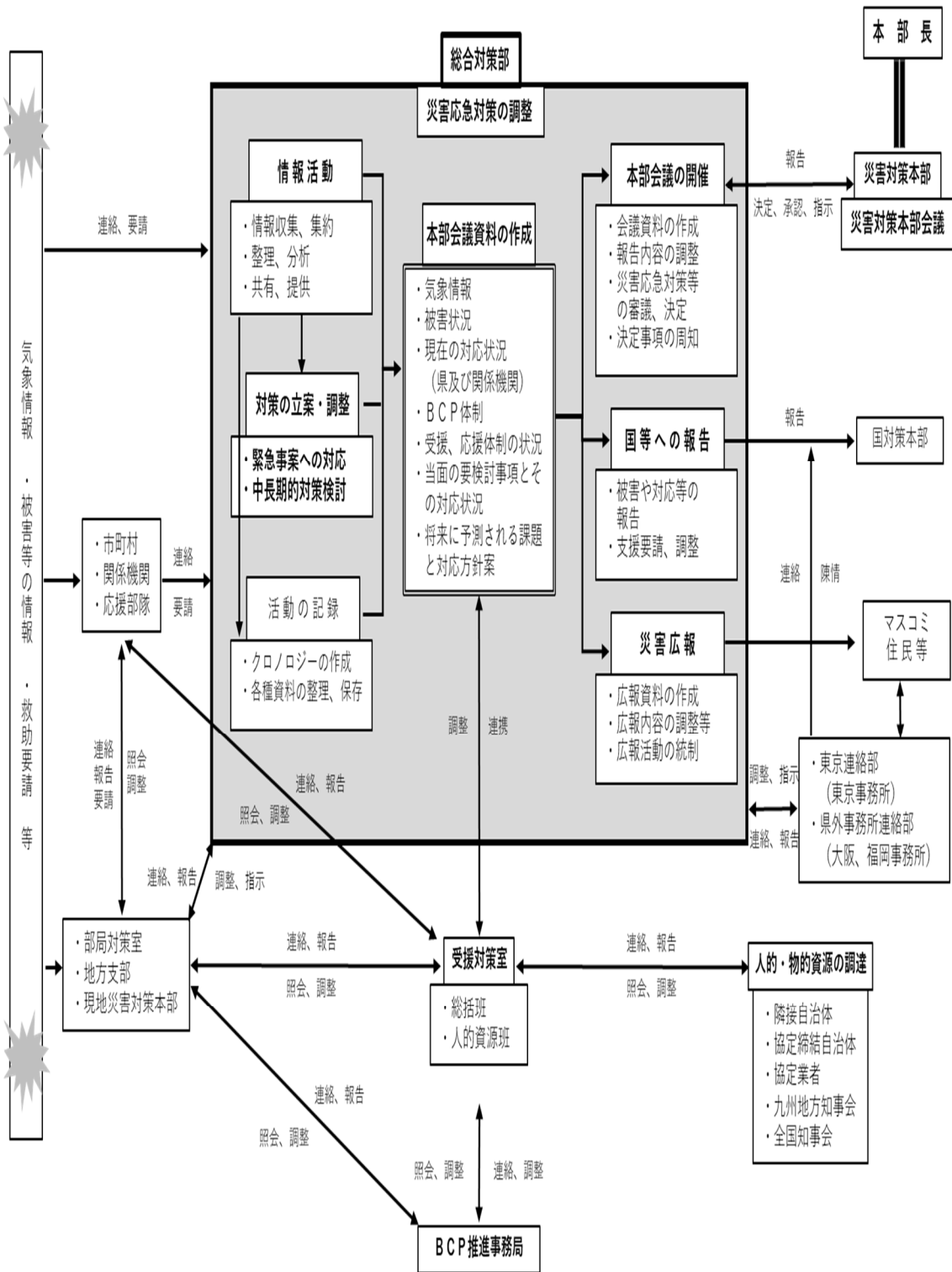
令和4年度の台風第14号発生時には災害対策本部として使用されていた。総合対策部室の中央部分には大型モニターが配置され、被災状況等の情報を瞬時に把握することが可能である。また、座席数を十分に確保することで多数の職員の収容が可能となり情報伝達の迅速化及び災害応急対策業務を効果的かつ効率的に実施することが可能である。

総合対策部室は、災害時のコントロールタワーとしての機能を十分に発揮している。



※出所:宮崎県ホームページ

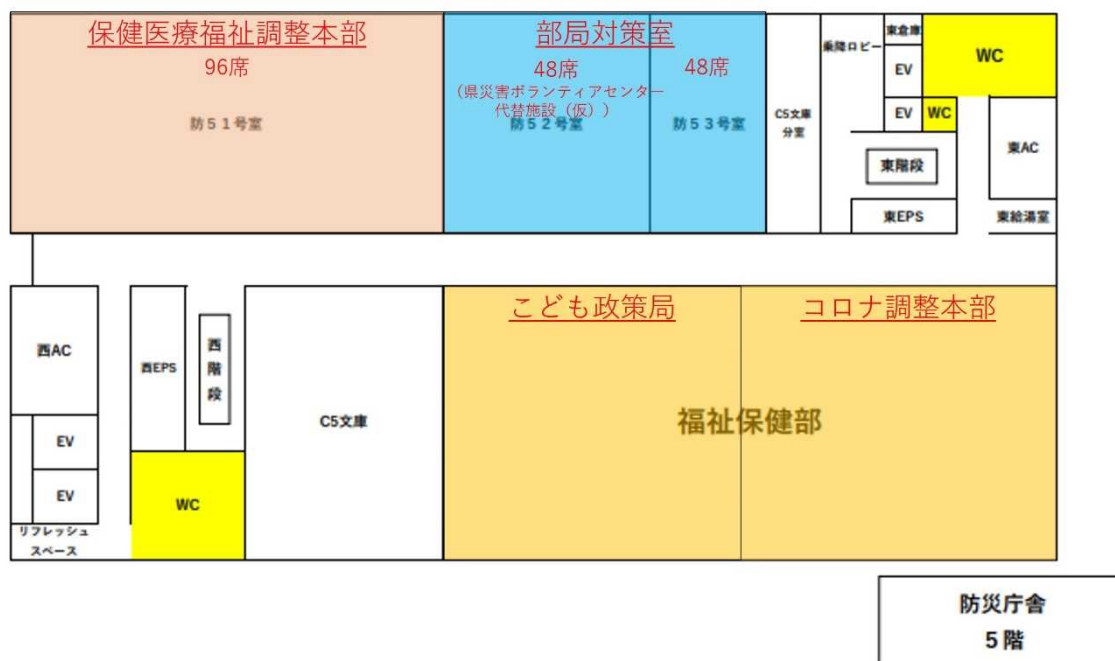
# 宮崎県災害対策本部総合対策部活動の主なイメージ

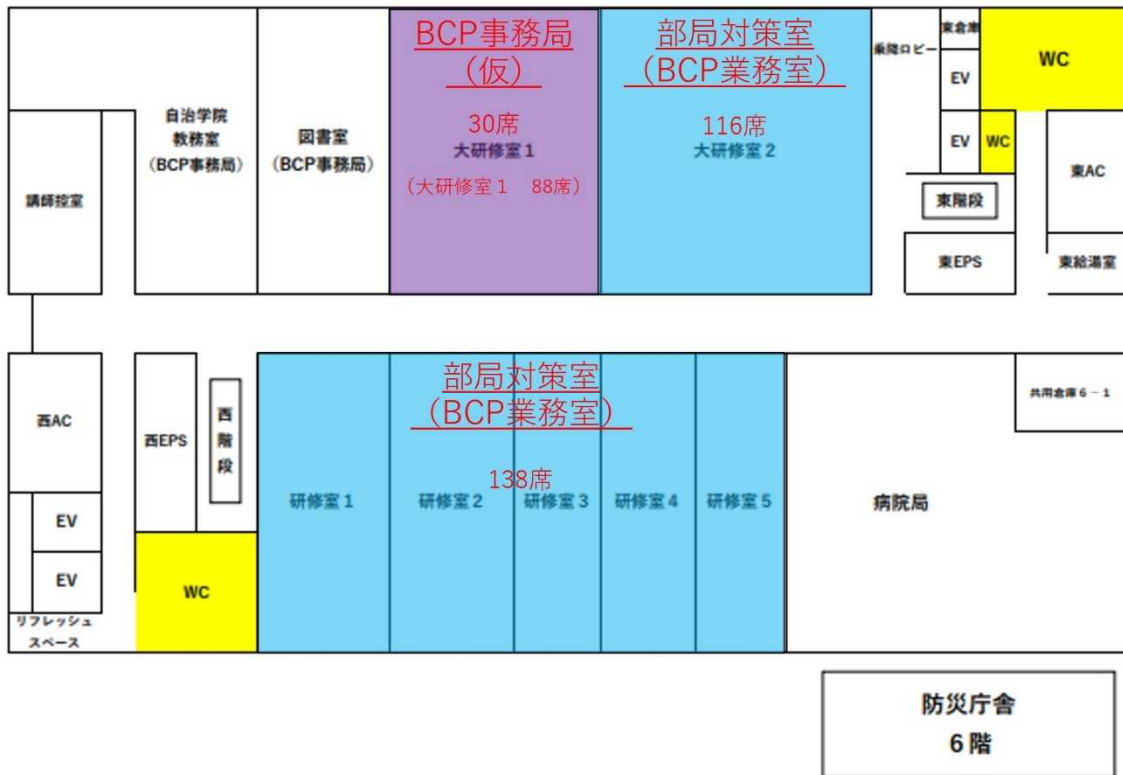


※出所: 宮崎県災害対策本部各班行動要領【資料編】

## (2) 災害応急対策

県では災害が発生するおそれ、または発生した場合、宮崎県地域防災計画に規定されているそれぞれの設置基準に準拠して、災害対策本部、災害警戒本部又は情報連絡本部が防災庁舎内に設置される。また、大規模災害が発生した場合に国や自衛隊等の関係機関が活動できるスペースも防災庁舎に確保されている。





※出所:宮崎県作成資料

#### 4. 監査の結果

防災庁舎への視察、関係書類等の閲覧及び危機管理課への質問を行った。その結果、防災庁舎は、災害応急対策業務等を行うにあたり必要な設備等を具備しているものと判断する。したがって、指摘事項又は意見はない。

## 第8 宮崎県大規模災害対策基金に関する監査の結果及び意見

### 1. 宮崎県大規模災害対策基金の概要

県では、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の規定に基づき、宮崎県大規模災害対策基金を設置している。

目的	県内で予想される大規模災害に対して被害を最小限とするために必要な対策及び県外で発生した大規模災害により重大な影響を受けた被災者の支援並びに、被災地の早期の復興及び再建を図るための措置等を実施する。
経緯	<p>平成25年度の東日本大震災や、南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえ、当時実施していた「東日本大震災被災者等の支援」のみならず、県内における大規模災害に対する対策の充実・強化するため、「東日本大震災被災者等支援基金」を廃止して当該基金を設置した。</p> <p>当初、5億円を基金を造成し、平成27年度に「災害等の際に的確に行動できる人材の育成」や「広域連携体制の整備」等を前倒しで実施し、防災・減災対策のさらなる強化を図っていくため、27億円を追加造成した。</p>
概要	<p>(1) 大規模災害に備え、県内で必要となる諸対策の推進に関する事業(県内対策)</p> <p>防災・減災対策を強化するため、「4つの柱」で取り組む</p> <p>① 危機に対して的確に行動できる人づくり(～令和2年度)</p> <p>→ ① 地域防災を支える人づくり(令和3年度～)</p> <p>② 避難の確保(～令和2年度)</p> <p>→ ② 避難対策・被災者支援対策の強化(令和3年度～)</p> <p>③ 災害対応能力の強化(～令和2年度)</p> <p>→ ③ 災害対応能力の強化(令和3年度～)</p> <p>④ 広域連携体制の充実・強化(～令和2年度)</p> <p>→ ④ 広域連携体制の強化(令和3年度～)</p> <p>(2) 東日本大震災等、県外で発生した大規模災害の復旧復興支援等に関する事業(県外対策)</p> <p>被災地への県職員やボランティア等の派遣、被災者の本県への受入などに関する事業</p>

積立・取崩	年度	積立額 (円)	一般財源	特財(前基金)	寄附金	運用利息
	25年度	500,860,733	150,214,418	349,785,582	408,349	452,384
	26年度	819,843			698,727	121,116
	27年度	2,700,978,466	2,700,000,000		392,998	585,468
	28年度	5,782,575			100,000	5,682,575
	29年度	752,624				752,624
	30年度	701,053				701,053
	元年度	432,561				432,561
	2年度	128,739				128,739
	3年度	35,000				35,000
	4年度	12,000				12,000
	計	3,210,503,594	2,850,214,418	349,785,582	1,600,074	8,903,520

年度	取崩額 (円)	基金充当事業数						基金残額
		(1) 県内対策					(2) 県外 対策	
		①	②	③	④	計		
25年度	95,063,828	1	1	1	2	5	3	405,796,905
26年度	98,896,871	3	1	2	3	9	3	307,719,877
27年度	108,576,610	4	4	3	3	14	3	2,900,121,733
28年度	537,952,244	5	4	4	7	20	3	2,367,952,064
29年度	480,377,325	5	3	5	7	20	2	1,888,327,363
30年度	421,196,684	5	3	4	6	18	2	1,467,831,732
元年度	415,090,313	4	3	9	6	22	1	1,053,173,980
2年度	193,536,568	4	3	4	6	17	1	859,766,151
3年度	247,859,279	3	6	5	5	19	1	611,941,872
4年度	178,594,291	3	4	6	5	18	0	433,359,581
計	2,777,144,013	37	32	43	50	162	19	

※出所:宮崎県作成資料を監査人が一部加工

## 2. 宮崎県大規模災害対策基金振替一覧(令和4年度)及び監査対象

令和4年度における宮崎県大規模災害対策基金を原資とする事業は下表のとおりである。  
その中から金額的及び質的に重要と判断した事業に関して監査対象に選定した。

### 宮崎県大規模災害対策基金振替一覧（令和4年度）

(単位:  
千円)

部局名	課名	事業名	当初予算額		最終予算額(2月補正後)		決算額		監査対象
			予算額	うち 基金充 当額	予算額	うち 基金充 当額	決算額	うち 基金充 当額	
総務部	危機管理課	自助・共助・公助で命を守ろう！防災力強化事業	36,234	36,234	34,234	34,234	32,764	32,764	○
		災害対策本部運用体整備事業	15,682	10,472	15,682	10,472	15,522	10,312	○
		県庁BCP推進事業	4,321	2,884	4,321	2,884	3,660	2,884	○
		大規模災害に備えた減災・応急体制強化支援事業	18,751	18,751	15,751	15,751	12,718	12,718	○



		大規模災害に備えた燃料備蓄・供給体制整備事業	52,059	984	48,059	884	47,845	870	○
		防災情報システムのデジタル強化事業	24,107	2,007	21,607	7	21,139	39	○
		災害対応車両整備事業	52,598	5,298	49,098	5,598	49,068	5,568	○
		防災対策費計	203,752	76,630	188,752	69,830	182,717	65,156	
		火山対策費(霧島山警戒避難体制整備事業)	9,961	9,961	9,961	9,961	5,151	5,151	○
	消防保安課	防災救急ヘリコプター機体更新調査事業	1,295	1,295	195	195	173	173	
		みやぎき消防力強化・支援事業	34,650	26,000	34,650	26,000	33,392	25,101	○
		危機管理局計	249,658	113,886	233,558	105,986	221,434	95,581	
総務部	人事課	被災地職員派遣事業	2,316	2,316	0	0	0	0	

福祉保健部	長寿介護課	介護施設等 防災・減災 対策強化事業	123,406	41,135	123,406	41,135	82,312	27,437	
	衛生管理課	人とペットの 防災力パワ ーアップ事 業	5,636	5,636	5,250	5,250	5,195	5,195	○
環境森林部	環境森林課	企業の災害 対応力強 化・ゼロカー ボン化促進 事業	20,000	20,000	16,000	16,000	13,824	13,824	○
	環境管理課	災害時アス ベスト飛散 防止対策事 業	8,085	8,085	7,700	7,700	7,700	7,700	○
商工観光労働部	オールみやざき営業課	外国人材受 入環境整備 事業(防災 防犯メー ル多言語化 事業)	45,571	3,630	31,377	3,518	29,070	3,518	○
県土整備部	砂防課	土砂災害防 止啓発促進 事業	1,857	1,857	1,857	1,857	1,857	1,857	
	建築住宅課	木造建築物 等地震対策 加速化支援 事業(県単 補助)	44,985	23,490	26,528	23,385	26,257	23,385	○
教育庁	人権同和教育課	学校と地域 がつながる 安全教育推 進事業	3,736	122	3,567	98	3,567	98	○

他部局計	255,592	106,271	215,685	98,943	169,781	83,013	
合計	505,250	220,157	449,243	204,929	391,215	178,594	

※出所:宮崎県作成資料

なお、上表の監査対象については、「第4 個別防災事業に関する監査の結果及び意見」において各個別事業の中で検討している。

### 3. 監査の結果

#### ① 宮崎県大規模災害対策基金の運用に関する計画の開示について【意見】

##### 【現状及び問題点】

宮崎県大規模災害対策基金に関するヒアリングを所管課に行った。その中で上表「積立・取崩」に記載のとおり宮崎県大規模災害対策基金の残高が設定当初の 5 億円を下回っている状況である。そこで今後の宮崎県大規模災害対策基金の積立方針についてヒアリングしたところ積立を行う方針があるとの回答であった。しかし、宮崎県大規模災害対策基金の積立を行う場合、積立金額(見積金額)の基礎となる各防災対策事業の情報を開示していないとのことであった。

##### 【改善提案】

宮崎県大規模災害対策基金を原資とする今後の事業を計画する上で、積立金額(見積金額)の基礎となる各防災対策事業の情報を開示することが有用であると考えられる。したがって今後は、宮崎県大規模災害対策基金の積立を行った場合、参考情報ではあるが開示する方向で検討されたい。

## 第9 監査の総括

### 1. 指摘事項及び意見の全体像

監査の結果、全体では指摘事項 27 件、意見 59 件であった。

目次	NO.	監査の対象	指摘事項	意見
第3	総1	宮崎県地域防災計画	0	4
第4	1	防災情報システムのデジタル強靱化事業	0	2
	2	災害対応車両整備事業	2	1
	3	県庁 BCP 推進事業	1	1
	4	大規模災害に備えた減災・応急体制強化支援事業	0	0
	5	大規模災害に備えた燃料備蓄・供給体制整備事業	0	1
	6	霧島山警戒避難体制整備事業	1	2
	7	減災力強化推進事業	2	0
	8	自助・共助・公助で命を守ろう！防災力強化事業	5	2
	9	災害対策本部運用体制整備事業	0	2
	10	総合防災訓練強化事業	2	1
	11	みやざき消防力強化・支援事業	0	1
	12	消防学校運営費	0	3
	13	災害時健康危機管理・福祉支援体制整備事業 (DWAT 分)	0	1
	14	災害拠点病院等人材強化事業	0	3
	15	災害医療人材育成事業	0	2
	16	人とペットの防災力パワーアップ事業	0	1
	17	企業の災害対応力強化・ゼロカーボン化促進事業	0	1
	18	災害時アスベスト飛散防止対策事業	0	0
	19	硫黄山河川白濁対策推進事業	0	0
	20	盛土防災総合推進事業	0	0
	21	宮崎県森林整備事業(造林)	0	0
	22	外国人材受入環境整備事業 防災・防犯メールの多 言語化	0	2
	23	県営ため池等整備事業(国富町加藍尾上下池地区)	0	0
	24	県営ため池等整備事業(高千穂町押方地区)	0	0
	25	県営水質保全対策事業	0	0

	26	水産基盤(漁港)整備事業費(漁港施設機能強化事業・門川漁港)	0	1
	27	水産基盤(漁港)整備事業費(漁港施設機能強化事業・宮之浦漁港)	0	2
	28	土砂災害対策道路事業(国道 268 号宮崎市浦之名)	3	0
	29	土砂災害対策道路事業(国道 265 号西米良村上米良)	1	0
	30	大規模特定河川事業(広渡川)	2	0
	31	広域河川改修事業(広渡川)	0	3
	32	公共砂防事業費(火山噴火緊急減災対策事業)	0	0
	33	公共砂防事業費(城屋敷川)	0	2
	34	公共砂防事業費(桑水流川3)	0	1
	35	公共砂防事業費(なが迫谷)	0	0
	36	公共砂防事業費(大藪2地区)	0	2
	37	公共海岸保全港湾事業(防災・安全交付金 外浦港海岸)	0	1
	38	公共海岸保全港湾事業(津波対策緊急事業 古江港海岸)	0	0
	39	木造建築物等地震対策加速化支援事業	0	3
	40	学校と地域がつながる安全教育推進事業	0	1
第5	総2	令和4年度に発生した災害対応	1	0
第5	台 1	県有施設災害復旧費	0	3
	台 2	災害弔慰金	0	0
	台 3	商工業者再建支援補助金	0	1
	台 4	農林水産業共同利用施設災害復旧事業	0	0
	台 5	災害復旧予算(国費)	0	0
	台 6	被災産地営農継続緊急支援事業	1	0
	台 7	漁業経営継続緊急支援事業	1	1
	台 8	畜産経営再開緊急支援事業	0	0
	台 9	海岸保全事業費(海岸漂着物等地域対策推進事業) 【延岡港 東海海岸】	1	2
	台 10	令和4年度4河川災第518-1号石氷川河川災害復旧工事	0	0
第6	総 3	備蓄倉庫・日本赤十字社宮崎県支部倉庫	2	0
	総 4	備蓄倉庫・小林八幡原市民総合センター	1	2
	総 5	備蓄倉庫・都農高校	1	1

	総 6	備蓄倉庫・防災庁舎	0	2
第7	総 7	防災庁舎	0	0
第8	総 8	宮崎県大規模災害対策基金	0	1
<b>合 計</b>			27	59

## 2. 指摘事項及び意見一覧

各監査対象部署における事業毎の指摘事項又は意見の一覧は以下のとおりである。

### (1) 総務部危機管理課

<b>1</b>	<b>防災情報システムのデジタル強靱化事業</b>
<b>意見①</b>	<b>業務委託契約書における契約の解除に関する記載について</b>
<p><b>【現状及び問題点】</b></p> <p>防災情報システムのデジタル強靱化事業では、委託事業であり県と受託者とは業務委託契約を締結している。宮崎県は、契約書の記載内容等に関して「契約書作成の手引」を作成しており当該手引において契約相手方が個人または民間団体等の場合、契約の解除に関する条項について、「宮崎県暴力団排除条例(平成 23 年宮崎県条例第 18 号)に基づき、県の締結する契約において暴力団を利することとならないようにするために必要な措置として、契約の解除に関する規定を設ける場合」の文例が記載されている。具体的な契約書の作成及びその記載すべき条項等に関しては、担当の所管課が当該手引きに基づき作成することとなっている。しかし、当該業務委託契約を閲覧したところ、反社会的勢力の排除に関する条項等の記載が無かった。</p> <p><b>【改善提案】</b></p> <p>県を含む自治体においてもコンプライアンスが求められている。今後、契約の相手方が個人または民間団体である場合には、上記「契約書作成の手引」に基づき「宮崎県暴力団排除条例(平成 23 年宮崎県条例第 18 号)に基づき、県の締結する契約において暴力団を利することとならないようにするために必要な措置として、契約の解除に関する規定」を契約書に記載することを検討されたい。</p>	
<b>意見②</b>	<b>防災情報システムのデジタル強靱化事業における指標の設定について</b>
<p><b>【現状及び問題点】</b></p> <p>防災情報システムのデジタル強靱化事業については、事業の効果を把握するための特段の指標は設定されていない。県によれば、本事業については指標の設定は馴染まないため、設定していないとのことである。しかし、事業を実施する以上、事業の効果を把握するとともに、有効性、効率性等の観点から、指標の検討は必要と考える。</p>	

**【改善提案】**

確かに、防災事業においては、成果指標(アウトカム指標)の設定は難しいケースは想定される。その場合は、活動指標(アウトプット指標)の設定を検討することも考えられる。

よって、県は、成果指標(アウトカム指標)だけでなく、活動指標(アウトプット指標)も踏まえて、指標の設定を検討することが望ましい。

防災情報システムのデジタル強靱化事業については、「令和4年度から令和6年度にかけて行う事業」を行っていることを踏まえると、次のような指標が考えられる。

<考えられる指標(例)>

・各事業年度の当該事業全体に対する進捗状況(完了部分の割合)等
---------------------------------

※出所「監査人作成」

<b>2</b>	<b>災害対応車両整備事業</b>
----------	-------------------

<b>指摘事項①</b>	<b>物品購入要求書の誤記入に対する訂正方法等について</b>
--------------	---------------------------------

**【現状及び問題点】**

物品購入要求書における納入期限及び購入理由等の訂正等が行われていた。この訂正方法について、誤った記載部分を鉛筆により二重線を引き、その右側に正しい日付が鉛筆書きで記載されていた。また、購入理由について鉛筆書きにより加筆されている箇所があった。これらの事象は、他の書類においても散見された。

本来、公文書の訂正方法としては、ボールペンや万年筆等で訂正箇所に二重線を引き、正しい文言等を記載し、訂正印を押すのが一般的である。また、鉛筆による加筆部分等については、訂正印を押し何文字加入等と記載することが一般的である。

**【指摘事項】**

公文書の訂正方法として、上記の方法により適正に行うべきである。

<b>指摘事項②</b>	<b>「車両仕様条件書」、「公用車(災害対応車両:土木事務所)特記仕様書」、及び「車両納車時の確認表」それぞれの記載事項の不整合について</b>
--------------	--

**【現状及び問題点】**

「車両仕様条件書」のオプション装備の欄には「ETC」と、「公用車(災害対応車両:土木事務所)特記仕様書」の「2 車両装備 (3) 装備等」の欄では「④ETC2.0」と、「車両納車時の確認表」のオプション装備の欄には「ETC(2.0 でないもの)」とそれぞれ記載されており不整合な状況にある。

**【指摘事項】**

ETCとETC2.0では購入価格が異なるため、誤って購入装着した場合、経済性の観点から問題があることから「車両仕様条件書」、「公用車(災害対応車両:土木事務所)特記仕様書」及び「車両納車時の確認表」で整合性がとれた記載の修正を行うべきである。

<b>意見</b>	<b>災害対応車両整備事業における指標の設定について</b>
-----------	--------------------------------

<b>【現状及び問題点】</b>	
<p>災害対応車両整備事業については、事業の効果を把握するための特段の指標は設定されていない。県によれば、本事業については指標の設定は馴染まないため、設定していないとのことである。しかし、事業を実施する以上、事業の効果を把握するとともに、有効性、効率性等の観点から、指標の検討は必要と考える。</p>	
<b>【改善提案】</b>	
<p>確かに、防災事業においては、成果指標(アウトカム指標)の設定は難しいケースは想定される。その場合は、活動指標(アウトプット指標)の設定を検討することも考えられる。</p> <p>よって、県は、成果指標(アウトカム指標)だけでなく、活動指標(アウトプット指標)も踏まえて、指標の設定を検討することが望ましい。</p> <p>災害対応車両整備事業については、「災害対応車両を各拠点等に購入し配備すること」を行っていることを踏まえると、次のような指標が考えられる。</p> <p>&lt;考えられる指標(例)&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応車両を購入配備すべき各拠点等の内容に対する状況(購入配備済み拠点等の割合)等</li> </ul> </div> <p style="text-align: right;">※出所「監査人作成」</p>	

<b>3</b>	<b>県庁 BCP 推進事業</b>
----------	--------------------

<b>指摘事項</b>	<b>県庁 BCP 推進事業における決算額の相違について</b>
-------------	----------------------------------

<b>【現状及び問題点】</b>	
<p>「事業概要」の(2)事業費の推移、(3)事業費の内容(令和4年度決算額ベース)及び(4)事業費の財源(令和4年度決算額ベース)には、令和4年度の決算額として3,660千円と記載されている。当該決算額の根拠資料である「BCP 予算執行状況(令和4年度)」によると危機管理課が各担当部署からの要求を取りまとめて令達予算を決定し各担当部署に配分している。「BCP 予算執行状況(令和4年度)」における危機管理課令達予算額は3,660千円であるが各担当部署の決算額合計は、3,670千円となっており相違が発見された。しかし、当該差額についての理由等の記載がなく管理上問題がある。</p>	
<b>【指摘事項】</b>	
<p>根拠資料である「BCP 予算執行状況(令和4年度)」における危機管理課令達予算額と各担当部署の決算額に相違がある場合には、その理由等の記載を行うべきである。</p>	

<b>意見</b>	<b>県庁 BCP 推進事業における指標の設定について</b>
-----------	---------------------------------

<b>【現状及び問題点】</b>	
<p>県庁 BCP 推進事業については、事業の効果を把握するための特段の指標は設定されていない。県によれば、本事業については指標の設定は馴染まないため、設定していないとのことである。しかし、事業を実施する以上、事業の効果を把握するとともに、有効性、効率</p>	



性等の観点から、指標の検討は必要と考える。

**【改善提案】**

確かに、防災事業においては、成果指標(アウトカム指標)の設定は難しいケースは想定される。その場合は、活動指標(アウトプット指標)の設定を検討することも考えられる。

よって、県は、成果指標(アウトカム指標)だけでなく、活動指標(アウトプット指標)も踏まえて、指標の設定を検討することが望ましい。

県庁 BCP 推進事業については、「令和 3 年度から令和 5 年度にかけて行う事業」を行っていることを踏まえると、次のような指標が考えられる。

<考えられる指標(例)>

・各事業年度の当該事業全体に対する進捗状況(完了部分の割合)等

※出所「監査人作成」

<b>4</b>	<b>大規模災害に備えた減災・応急体制強化支援事業</b>
該当なし。	
<b>5</b>	<b>大規模災害に備えた燃料備蓄・供給体制整備事業</b>
<b>意見</b>	<b>事業者選定の方法について</b>

**【現状及び問題点】**

県は、本事業の一つである「災害時専用臨時設置給油設備保管庫設置工事」(複数の市町村で実施されている。)では、事業者の選定について、各市町村に所在する事業者 3 者から参考見積書を徴収し、それを参考に設計書を作成していた。その上で、県は、実施設計金額が 250 万円を下回ったことから随意契約とすることとし、再度同じ事業者 3 者から見積書を徴収、最低価格を提出した業者を選定するという手続きを取っていた。

しかし、ある事案では、当初の参考見積を取った際に、ある事業者がかなり低額で参考見積単価を提出していたことから、県は予定価格を 932,800 円と低額に設定しており、県が正式な見積書を徴収した際には当該事業者は参考見積の時より高い単価で金額を出してきたため、結果として予定価格を上回る事態となり、契約には至らず、不調判断となった。

その後、県は、3 者の平均値を工事単価として予定価格を 1,369,500 円に再設定した。その上で、県は、再々度 3 者から見積書を提出させて事業者の決定に至っており、結局、参考時も含めると 3 事業者は 4 回もの見積書提出を強いられている。

この手続きにより、本来の納期は令和 5 年 1 月 26 日となっていたところ、1 月半遅れの同年 3 月 10 日に完成となっていた。

より公平な手続きで事業者を決定しようとする姿勢は評価できるし、結果的には 2 回目 3 回目の見積徴収時より低額での契約とすることができているものの、一方で、何度も見積書の提出を強いられた事業者の負担や予定された納期を大きく徒過した点は無視できない。

**【改善提案】**

本件は、1 回目に 3 者から参考見積を徴収した段階での予定価格の設定に問題があったと考えられる。

よって、県は、公平性を重視するあまり予定された納期を遅れるようなことがないよう配慮することも重要であるため、適切な予定価格の設定について慎重に検討することが望ましい。

<b>6</b>	<b>霧島山警戒避難体制整備事業</b>
----------	----------------------

<b>指摘事項</b>	えびの高原硫黄山周辺の硫化水素ガス自動測定機保守業務委託における仕様書について
-------------	---

**【現状及び問題点】**

県は、霧島山警戒避難体制整備事業として、えびの高原(硫黄山周辺)の火山ガスの測定を行うために、えびの高原硫黄山周辺の硫化水素ガス自動測定機保守業務を事業者へ委託している。

委託内容等は、県が定めた仕様書によれば、次のとおり明示されている。

<委託内容等>

- |   |
|---|
| <p>1 目的</p> <p>この仕様書は、えびの高原硫黄山周辺の硫化水素ガス・自動測定機保守業務の委託について、その細則を定める。</p> <p>2 委託期間</p> <p>令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。</p> <p>3 測定地点</p> <p>えびの市のえびの高原(硫黄山)周辺とし、詳細については県が別途指示する。</p> <p>4 委託内容</p> <p>自動測定機は、地表から100cm高さで硫化水素濃度を24時間測定し、測定値をサーバー上にデータ転送し、関係者が常時確認できるようにすること。</p> <p>また、県が指定する測定値を超えて観測された場合には、県が指定する連絡先にメールが自動送信されるよう設定すること。</p> |
|---|

※出所「本業務委託仕様書」

これに対して、受託業者から提出された実績報告書には、次の記載がある。

<業者が実施した業務実績>

- |  |
|--|
| <p>1 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで</p> <p>2 委託内容</p> <p>えびの高原硫黄山周辺の硫化水素ガス自動測定機保守業務</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)保守業務</p> <p>下記の通りに定期メンテナンス(点検、センサー校正)を実施しました。</p> <p>① 4月14日～15日</p> |
|--|

定期メンテナンス 1 回目  
異常はございませんでした。

② 7 月 7 日～8 日

定期メンテナンス 2 回目  
M23 OdaLog (S/N: 02701561) が動作不良のため、代替機(S/N: 07501273)  
を設置しました。  
データサーバーを海外から国内に移管しました。

③ 10 月 13 日～14 日

定期メンテナンス 3 回目  
異常はございませんでした。

④ 12 月 22 日～23 日

定期メンテナンス 4 回目  
M23 代替機 (S/N: 07501273) を引き上げ、OdaLog (S/N: 02701561)  
を復旧しました。

※出所「実績報告書」

上記のとおり、仕様書では硫化水素濃度の測定とその測定値のデータ転送及び県が指定する測定値を超えた場合にはメールを自動転送することが記載されているが、実績報告書では定期メンテナンスの実施結果が記載されている。このため、仕様書に記載された内容と実績報告書に記載された内容が整合していない。

その結果、県が仕様書で求めた委託内容が適切に実施されたのか、実績報告書を閲覧する限り把握できなかった。

【指摘事項】

業務委託は、仕様書に記載された内容が適切に実施されるべきである。

よって、県は、仕様書記載内容の業務が実施されたのか適切に把握するとともに、実績報告書に仕様書に沿った記載を受託業者へ求めるべきである。

意見①

えびの高原硫黄山周辺の硫化水素ガス自動測定機保守業務委託における参考見積書の徴取について

【現状及び問題点】

えびの高原硫黄山周辺の硫化水素ガス自動測定機保守業務委託について、受託業者の選定に当たっては、1 者随意契約が実施されている。契約額について、県は、相手方から事前に参考見積書入手しており、この参考見積額を前提として予定価格を策定し、その後、相手方から正式見積書入手した上で契約に至っている。参考見積価格、予定価格及び契約額は全て同額の 3,080 千円となっている。県へ、参考見積書の内訳明細を把握しているか、参考見積書の内容について金額の妥当性を把握しているか質問したところ、特段の把握は行っていないとのことである。

本契約は1者随意契約であることから、参考見積額の内訳明細の把握、内容に係る金額の妥当性を検討しない場合、結果的に、業者の言い値で契約してしまうことになり、契約額の妥当性、経済性等に疑義が生じかねない。

**【改善提案】**

1者随意契約は、競争性が働かない業者の選定方法であることから、契約額の妥当性及び経済性等には特に留意が必要である。

このため、県は、参考見積書を徴取した場合は、その内訳明細を把握し、見積り内容に係る金額の妥当性及び経済性等を検討することが望ましい。

**意見② 霧島山警戒避難体制整備事業における指標の設定について**

**【現状及び問題点】**

霧島山警戒避難体制整備事業については、事業の効果を把握するための特段の指標は設定されていない。県によれば、火山災害の予防に関する事業であり、指標の設定にはなじまないとのことである。しかし、事業を実施する以上、事業の効果を把握するとともに、有効性及び効率性等の観点から、指標の検討は必要と考える。

**【改善提案】**

確かに、防災事業においては、成果指標(アウトカム指標)の設定は難しいケースは想定される。その場合は、活動指標(アウトプット指標)の設定を検討することも考えられる。

よって、県は、成果指標(アウトカム指標)だけでなく、活動指標(アウトプット指標)も踏まえて、指標の設定を検討することが望ましい。

霧島山警戒避難体制整備事業については、「①霧島山火山防災協議会の運営等、②えびの高原(硫黄山周辺)の火山ガスの測定」を行っていることを踏まえると、次のような指標が考えられる。

<考えられる指標(例)>

- ① 霧島山火山防災協議会の運営等
  - ・霧島山火山防災協議会の開催回数
- ② えびの高原(硫黄山周辺)の火山ガスの測定
  - ・火山ガスの測定の測定回数、測定地点数

※出所「監査人作成」

**7 減災力強化推進事業**

**指摘事項① 公文書の記載内容の訂正について**

**【現状及び問題点】**

同事業における川南町の事業費補助については、県作成の決裁伺書の施行日欄につき「令和4年11月8日」とされ、その上部に「10」と「28」の記載があった。

このような訂正方法を認めると、事後の記載内容変更が自由になされうるし、決裁権者の

承認を得たものかの判別が困難となる。	
<b>【指摘事項】</b>	
県は、公文書につき記載内容に訂正がある場合は、決裁権者の訂正印を押印する等、適切な対応を検討すべきである。	
<b>指摘事項②</b>	<b>補助事業実績報告書の添付資料漏れについて</b>
<b>【現状及び問題点】</b>	
<p>同事業における日向市の事業費補助については、提出を受けた実績報告書では添付資料として「検収調書の写し」が記載されているものの、同調書は添付されていなかった。また、日南市の事業費補助についても、実績報告書では添付資料として「納品書」「検収調書の写し」が記載されているものの、同資料は見当たらなかった。</p> <p>「減災力強化推進事業費補助金交付要綱」第8条では、補助事業実績報告書の添付資料として上記資料の添付することが義務づけられている。</p>	
<b>【指摘事項】</b>	
県は、市町村が提出する実績報告書の添付資料について、全て揃っているか確認の上、添付資料に漏れがある場合は適切に提出するよう指示すべきである。	
<b>8</b>	<b>自助・共助・公助で命を守ろう！防災力強化事業</b>
<b>意見①</b>	<b>特定の事業者との契約に係る統制の強化について</b>
<b>【現状及び問題点】</b>	
<p>県は、自助・共助・公助で命を守ろう！防災力強化事業の実施について、特定非営利活動法人宮崎県防災士ネットワークと複数の契約を締結し、業務を委託している。しかし、次項以降に示すとおり、契約方法は1者随意契約であり、契約額の決定プロセスや事業実施後の収支報告書の検査について、多数の問題点がある。</p> <p>これは、県は、自助・共助・公助で命を守ろう！防災力強化事業の実施に当たり特定非営利活動法人宮崎県防災士ネットワークに対する依存度が高く、結果として、当該事業者との契約手続や検査手続に関する統制が弱くなっているためではないかと思料される。</p>	
<b>【改善提案】</b>	
各種事業を業務委託に則って実施する場合は、契約手続や検査手続を適切に実施すべきことは言うまでもない。このため、県は、特定非営利活動法人宮崎県防災士ネットワークとの業務委託契約については、特に、統制を強化し、適切に各種手続を実施することが望ましい。	
<b>指摘事項①</b>	<b>地域の防災セミナーにおける契約額決定プロセスについて</b>
<b>【現状及び問題点】</b>	
県は、自助・共助・公助で命を守ろう！防災力強化事業として、地域の防災力向上を目	

的に地域の防災力向上セミナーを開催している。令和4年度における同セミナーの概要は次のとおりである。

<地域の防災力向上セミナーの概要>

- 1 委託先 特定非営利活動法人宮崎県防災士ネットワーク
- 2 契約方法 1者随意契約
- 3 委託額 607,000円
- 4 契約日 令和4年12月1日
- 5 セミナー開催地 都城市
- 6 セミナー開催日程 令和5年2月24日

※出所「県資料」から監査人作成

契約額の決定について、資料を閲覧したところ、県の予算額、事業者からの見積額及び契約額は全て同額の607,000円であった。

事業者は、仕様書の内容に基づき見積額を積算したと考えられるが、仕様書の内容は次のとおりであり、業務内容は簡素な指示事項で、見積額の積算に必要と考えられる詳細かつ具体的な実施事項(講師の内容、開催地、必要なチラシ等の枚数、会場の規模等)は不明瞭である。

また、NPO法人からの見積書にも詳細な記載は無い。

<委託仕様書の内容>

1. 委託事業名  
令和4年度宮崎県地域の防災セミナー事業
2. 委託内容  
自主防災組織長や自治会長等を対象として、県内外から講師を招聘した研修会を県内1箇所で開催する。
  - ①研修会開催周知及び参加者募集・取りまとめ(チラシ等の作成含む)
  - ②市町村担当者、自主防災組織長等との連絡調整
  - ③講師との連絡調整、謝金及び旅費の支払い
  - ④研修会場との連絡調整、会場使用料の支払い
  - ⑤研修資料、必要機材・用品等の準備
  - ⑥研修会場の運営(受付、司会進行、会場設営等)
  - ⑦年1回、県内1会場で開催すること。
3. 委託期間  
契約の締結の日から令和5年3月31日まで
4. 成果報告等  
具体的な事業実施の内容がわかる資料(実績報告書・写真等)を提出すること。
5. その他

上記の委託仕様書に定めのない事項については、県と受託者で協議の上、決定するものとする。

※出所「委託仕様書」

また、県が事業者へ見積書提出を依頼した文書は保存されていない。さらに、事業者から提出された見積書には日付が記載されていない。

以上から、事業者は、県の予算額を前提に見積額を積算し、県はそのまま契約していると考えられる。結果として、契約時点において、事業者による具体的な積算が実施され、適切な金額で契約されているのか契約額決定のプロセスが不明瞭である。

#### 【指摘事項】

1 者随意契約は、競争性が働かない業者の選定方法であることから、契約額の妥当性及び経済性等には特に留意が必要である。

このため、県は、本業務委託については、防災セミナー実施に係る具体的な内容を仕様書に記載した上で、事業者へ見積書の作成を依頼すべきである。また、事業者から提出のあった見積書の内容について金額の妥当性等を検討した上で、契約手続きを実施すべきである。

#### 指摘事項② 地域の防災セミナーにおける決算書の妥当性について

##### 【現状及び問題点】

前述の地域の防災力向上セミナーについて、県は、事業実施前に概算払で契約額を事業者へ支払っている。また、事業実施後に、事業者から事業に係る収支報告書を入手して、当該内容を検査した上で、委託料の額を確定している。

収支報告書を閲覧したところ、本業務委託の契約日は12月1日であるにもかかわらず、4月からの賃借料や給与手当が計上されている。

結果として、収支報告書に計上されている支出額には、本事業実施には直接関係がないと考えられる不適切な金額が計上されており、支出額が過大であると考えられる。

##### 【指摘事項】

本業務委託のように概算払で委託料を支出した場合、特に、収支報告書の内容の適切性の検査は重要であり、不適切な支出があれば契約額の変更等を検討する必要がある。

このため、県は、収支報告書の検査をより詳細に実施すべきである。また、本業務委託については、支出額が過大であることを踏まえ、収支報告書について再算定し、実績額より契約額が過多であれば委託料を返還することを検討すべきである。

#### 指摘事項③ 防災士出前講座事業における契約額決定プロセスについて

##### 【現状及び問題点】

県は、自助・共助・公助で命を守ろう！防災力強化事業として、防災士の活動を支援して

地域における防災力向上を目的に防災士出前講座事業を実施している。令和4年度における同事業の概要は次のとおりである。

<防災士出前講座事業の概要>

- 1 委託先 特定非営利活動法人宮崎県防災士ネットワーク
- 2 契約方法 1者随意契約
- 3 委託額 3,440,000円
- 4 契約日 令和4年4月1日
- 5 出前講座実施回数 120回程度(仕様書上の記載)
- 6 委託期間 契約締結日から令和5年3月31日まで

※出所「県資料」から監査人作成

契約額の決定について、資料を閲覧したところ、県の予算額、事業者からの見積額及び契約額は全て同額の3,440,000円であった。

事業者は、仕様書の内容に基づき見積額を積算したと考えられるが、仕様書の内容は次のとおりであり、業務内容は簡素な指示事項で、見積額の積算に必要と考えられる詳細かつ具体的な実施事項(講師の謝金及び旅費の単価、開催地、必要なチラシ等の枚数等)は不明瞭である。

また、NPO法人からの見積書にも詳細な記載は無い。

<委託仕様書の内容>

1.委託事業名

令和4年度宮崎県防災士出前講座事業

2.委託内容

以下の業務について委託する。

- ①事業の周知広報(チラシ等の作成含む)
- ②講師候補者の募集・名簿作成
- ③出前講座申込受付及び派遣する講師の選定・調整  
(出前講座実施回数:120回程度)
- ④申込者との連絡調整
- ⑤講師との連絡調整、謝金及び旅費の支払い
- ⑥研修資料、必要機材・用品等の準備

3.委託期間

契約の締結の日から令和5年3月31日まで

4.成果報告等

具体的な事業実施の内容がわかる資料(実績報告書・写真等)を提出すること。

5.その他

上記の委託内容が受託者の責めによらない事由により、業務を履行できない場



合や、当該仕様書に定めのない事項については、県と受託者で協議の上、変更を行うものとする。

※出所「委託仕様書」

また、県が事業者へ見積書提出を依頼した文書は保存されていない。さらに、事業者から提出された見積書には日付が記載されていない。

以上から、事業者は、県の予算額を前提に見積額を積算し、県はそのまま契約していると考えられる。結果として、契約時点において、事業者による具体的な積算が実施され、適切な金額で契約されているのか契約額決定のプロセスが不明瞭である。

#### 【指摘事項】

1 者随意契約は、競争性が働かない業者の選定方法であることから、契約額の妥当性及び経済性等には特に留意が必要である。

このため、県は、本業務委託については、防災士出前講座事業の実施に係る具体的な内容を仕様書に記載した上で、事業者へ見積書の作成を依頼すべきである。また、事業者から提出のあった見積書の内容について金額の妥当性等を検討した上で、契約手続きを実施すべきである。

#### 指摘事項④ 防災士養成研修事業における契約額決定プロセスについて

##### 【現状及び問題点】

県は、自助・共助・公助で命を守ろう！防災力強化事業として、防災士養成研修事業を実施している。令和4年度における同事業の概要は次のとおりである。

<防災士養成研修事業の概要>

- 1 委託先 特定非営利活動法人宮崎県防災士ネットワーク
- 2 契約方法 1 者随意契約
- 3 委託額 12,000,000 円
- 4 契約日 令和4年4月1日
- 5 委託内容 下記仕様書のとおり
- 6 委託期間 契約締結日から令和5年3月31日まで

※出所「県資料」から監査人作成

契約額の決定について、資料を閲覧したところ、県の予算額は12,009,000円、事業者からの見積額及び契約額は12,000,000円であり、全ての金額は近似していた。

事業者は、仕様書の内容に基づき見積額を積算したと考えられるが、仕様書の内容は次のとおりであり、業務内容は簡素な指示事項で、見積額の積算に必要と考えられる詳細かつ具体的な実施事項(規模、講義の内容、講師の内容、講師へ支払う謝金額等)は不明瞭である。

また、NPO 法人からの見積書にも詳細な記載は無い。

<委託仕様書の内容>

1.委託事業名

令和4年度宮崎県防災士養成研修事業

2.委託内容

特定非営利活動法人日本防災士機構が定める防災士養成研修ガイドラインに沿って、防災士養成研修に係る以下の業務について委託する。

(1) 防災士養成研修募集事務

ア チラシの作成

イ 市町村、自治会、関係機関等への配付

(2) 防災士養成研修(基礎コース)(13回程度)

ア 市町村担当者、基礎コース会場との連絡調整(研修を実施する市町村は別途指示する。)

イ 講師の選定、講師との連絡調整並びに謝金及び旅費の支払い

ウ 研修会場での研修運営(受付、司会進行等)

エ 講義資料の準備

カ DIG で使用する地図作成、その他必要な物品の準備

(3) 課題レポート

ア 防災教本の購入・配付

イ 課題レポートの作成・配付

ウ 課題レポートの回答に対する添削及び送付

(4) 救急救命講習(10回程度)

ア 救急救命講習開催会場との連絡調整(講習を実施する市町村は別途指示する。)

イ 各消防本部等との講習に係る連絡調整

ウ 受講者のとりまとめ、連絡調整

(5) 防災士養成研修(専門コース)(4回程度)

ア 専門コース会場との連絡調整

イ 受講者との連絡調整

ウ 講師の選定、講師との連絡調整並びに謝金及び旅費の支払い

エ 研修会場での研修運営(受付、司会進行、受験料受付及び納付等)

オ 講義資料の準備

(6) 認証状交付式(防災士活動事例発表会含む)

ア 出席者のとりまとめ(出欠確認、名簿作成、認証状交付準備等)

イ 式典会場の準備・運営(設営、受付、進行補助等)

ウ 活動事例発表者の選定、連絡調整並びに謝金及び旅費の支払い

3.委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

4.成果報告等

活動の実態の状況及び効果がわかる資料(実績報告書・写真等)を提出すること。

5. その他

上記の委託仕様書に定めのない事項については、県と受託者で協議の上、決定するものとする。

※出所「委託仕様書」

また、県が事業者へ見積書提出を依頼した文書は保存されていない。さらに、事業者から提出された見積書には日付が記載されていない。

以上から、事業者は、県の予算額を前提に見積額を積算し、県はそのまま契約していると考えられる。結果として、契約時点において、事業者による具体的な積算が実施され、適切な金額で契約されているのか契約額決定のプロセスが不明瞭である。

【指摘事項】

1 者随意契約は、競争性が働かない業者の選定方法であることから、契約額の妥当性及び経済性等には特に留意が必要である。

このため、県は、本業務委託については、防災士養成研修事業の実施に係る具体的な内容を仕様書に記載した上で、事業者へ見積書の作成を依頼すべきである。また、事業者から提出のあった見積書の内容について金額の妥当性等を検討した上で、契約手続きを実施すべきである。

意見②

防災士養成研修事業における決算書の妥当性について

【現状及び問題点】

前述の地域の防災士養成研修事業について、県は、事業実施前に概算払で契約額を事業者へ支払っている。また、事業実施後に、事業者から事業に係る収支報告書を入手して、当該内容を検査した上で、委託料の額を確定している。

収支報告書を閲覧したところ、人件費、賃借料及びリース料等様々な費目が計上されている。県に対して、各支出内容の確認状況を質問したところ、収支報告書について現地調査は行っておらず、支出内容は当該事業のみに関するものか貸金台帳及び領収書等まで遡及した確認は実施していないとのことであった。

結果として、収支報告書に計上されている支出額には、本事業実施に直接関連のある内容のみが適切に計上されているか、不明瞭である。

【改善提案】

本業務委託のように概算払で委託料を支出した場合、特に、収支報告書の内容の適切性の検査は重要である。

このため、県は、収支報告書の検査をより詳細に実施すべきである。また、本業務委託については、契約額が大きいことから現地調査等を行い、貸金台帳や領収書等を閲覧する等により、本業務委託に直接関連した支出内容のみが計上されているか具体的に検査することが望ましい。

**指摘事項⑤** 地域防災力向上事業における契約額決定プロセスについて

**【現状及び問題点】**

県は、自助・共助・公助で命を守ろう！防災力強化事業として、地域防災力向上事業を実施している。令和4年度における同事業の概要は次のとおりである。

<地域防災力向上事業の概要>

- 1 委託先 特定非営利活動法人宮崎県防災士ネットワーク
- 2 契約方法 1者随意契約
- 3 委託額 1,770,000円
- 4 契約日 令和4年5月20日
- 5 委託内容 下記仕様書のとおり
- 6 委託期間 契約締結日から令和5年3月31日まで

※出所「県資料」から監査人作成

契約額の決定について、資料を閲覧したところ、県の予算額は1,774,000円、事業者からの見積額及び契約額は1,770,000円であり、全ての金額は近似していた。

事業者は、仕様書の内容に基づき見積額を積算したと考えられるが、仕様書の内容は次のとおりであり、業務内容は簡素な指示事項で、見積額の積算に必要と考えられる詳細かつ具体的な実施事項(市町村等との調整の内容、規模、防災士へ支払う金額等)は不明瞭である。また、【任意】との記載もあり、実施するか否かを定めていない曖昧な記載もある。

また、NPO法人からの見積書にも詳細な記載は無い。

<委託仕様書の内容>

- 1.委託事業名  
令和4年度地域防災力向上事業(防災士・市町村連携促進事業)
- 2.委託内容  
以下の業務について委託する。
  - (1) 当該事業に係る市町村との調整
  - (2) 当該事業に係る地域(自治会・自主防災組織等)との調整
  - (3) 派遣する防災士の募集・名簿作成・選定・調整
  - (4) 派遣する防災士への事務作業料・旅費の支払い
  - (5) 事業実施に必要な地域向け講習会の開催【任意】  
(会場確保、講師選定・連絡調整、謝金・旅費の支払い、参加案内、参加申込者との連絡調整を含む。)
  - (6) 当該事業を実施するための防災士向けスキルアップ研修会の開催

(会場確保、講師選定・連絡調整、謝金・旅費の支払い、参加案内、参加申込者との連絡調整を含む。)

(7) 講習会・研修会資料、地域向け資料、必要機材・用品等の準備

### 3.委託期間

契約の締結の日から令和5年3月31日まで

### 4.成果報告等

具体的な事業実施の内容がわかる資料(実績報告書・作成した計画やマニュアル(作成途中を含む。))・写真等)を提出すること。

### 5.その他

(1) 上記の委託内容が受託者の責めによらない事由により、業務を履行できない場合や、当該仕様書に定めのない事項については、県と受託者で協議の上、変更を行うものとする。

(2) 事業の執行に当たっては、当該事業に係る地域が存する市町村における防災行政の方向性を確認するなど、市町村と連携しながら進めること。

※出所「委託仕様書」

また、県が事業者へ見積書提出を依頼した文書は保存されていない。さらに、事業者から提出された見積書には日付が記載されていない。

以上から、事業者は、県の予算額を前提に見積額を積算し、県はそのまま契約していると考えられる。結果として、契約時点において、事業者による具体的な積算が実施され、適切な金額で契約されているのか契約額決定のプロセスが不明瞭である。

#### 【指摘事項】

1 者随意契約は、競争性が働かない業者の選定方法であることから、契約額の妥当性及び経済性等には特に留意が必要である。

このため、県は、本業務委託については、地域防災力向上事業の実施に係る具体的な内容を仕様書に記載した上で、事業者へ見積書の作成を依頼すべきである。また、事業者から提出のあった見積書の内容について金額の妥当性等を検討した上で、契約手続きを実施すべきである。

9	災害対策本部運用体制整備事業
意見①	宮崎県防災情報共有システム保守・運用支援業務委託における要望対応一覧表の記載について

#### 【現状及び問題点】

県は、災害対策本部運用体制整備事業として、宮崎県防災情報共有システムを正常に運用するために、当該システムの保守業務、問い合わせ対応業務及び情報共有システムの最適化業務を事業者へ委託している。

業務が実施されたのち、事業者から業務報告書が提出されており、当該業務報告書に

は宮崎県防災情報共有システムに係る要望対応一覧表が添付されている。

要望対応一覧表には、県から事業者へ依頼した要望事項とそれに対する対応日や対応内容が記載されている。要望対応一覧表を閲覧したところ、複数の要望事項について、対応日や対応内容が未記載の箇所がある。また、要望対応一覧表に記載されている内容は番号が採番されているが、連番になっていない箇所がある。

結果として、県から事業者へ提出した要望事項が適切に対応されているか及び県から事業者へ提出した要望事項が網羅的に把握されているかが不明瞭である。

#### 【改善提案】

情報システムに関する業務委託については、種々の問題に対応するために、上記のとおり要望対応一覧表が作成されることがある。業務委託の内容は仕様書で定められるため、要望事項に対してすべて実施する必要がある訳ではない。しかし、要望事項の中には、情報システムを運用する上で重要な事項も含まれる可能性もある。したがって、要望対応一覧表については全ての要望を網羅的に記載するとともに、対応内容を適切に記載することが重要である。

よって、県は、事業者から提出のあった要望対応一覧表については、網羅的かつ適切に記載されているかを受領時に審査するとともに、不明瞭な箇所があれば、事業者へ修正を求めることが望ましい。

#### 意見②

#### 災害対策本部運用体制整備事業における指標の設定について

#### 【現状及び問題点】

災害対策本部運用体制整備事業については、事業の効果を把握するための特段の指標は設定されていない。県によれば、本事業については、指標の設定にはなじまないとのことである。

しかし、事業を実施する以上、事業の効果を把握するとともに、有効性及び効率性等の観点から、指標の検討は必要と考える。

#### 【改善提案】

確かに、防災事業においては、成果指標(アウトカム指標)の設定は難しいケースは想定される。その場合は、活動指標(アウトプット指標)の設定を検討することも考えられる。

よって、県は、成果指標(アウトカム指標)だけでなく、活動指標(アウトプット指標)も踏まえて、指標の設定を検討することが望ましい。

災害対策本部運用体制整備事業については、「装備品・食糧の備蓄、防災情報共有システムの運用保守」を行っていることを踏まえると、次のような指標が考えられる。

<考えられる指標(例)>

装備品・食糧の備蓄

・装備品・食糧の計画値に対する充足状況や充足割合

<p>防災情報共有システムの運用保守</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム保守に関する計画に対する実施状況、正常稼働チェックの回数、問合せ対応業務の満足度</li> </ul>	
※出所「監査人作成」	
<b>10</b>	<b>総合防災訓練強化事業</b>
<b>指摘事項①</b>	<b>契約書の未作成について</b>
<p><b>【現状及び問題点】</b></p> <p>本事業は南海トラフにおける地震津波対策図上訓練が含まれているところ、同訓練においては、企画コンペ方式によって1事業者が選定された後、契約書の締結が未了のまま事業が実施されて完了し、支出事務をしようとした際に契約書未作成が発覚した。</p> <p>未作成となった理由については、契約書を準備し財務会計システムに支出負担行為を入力後、委託業者に契約書の修正を指示してその返送を受けていたものの、図上訓練の準備時期と重なってしまったため、支出負担行為の決裁を怠ってしまったというものであった。</p> <p>なお、システムには入力済みであったため、その他の課職員も気づくことができなかったということである。</p> <p><b>【指摘事項】</b></p> <p>明らかな違法行為であるため、県は、今後、契約書の未作成というだけでなく、支出負担行為という基本事務についても、二重三重のチェックを行い、漏れが無いよう対応されたい。</p> <p>ただし、本件については、後付けで作成された契約書とともに「宮崎県防災訓練(地震津波対策図上訓練)企画運營業務委託契約書の未作成について」と題する顛末報告書が添付されており、未作成となった原因や再発防止への意欲が記されていた。この点は、評価できると考える。</p>	
<b>意見</b>	<b>事業者の選定及び評価について</b>
<p><b>【現状及び問題点】</b></p> <p>地震津波対策図上訓練では、事業者の選定について企画コンペ方式が採用されたものの、1事業者のみの応募しかなく、そのまま同事業者が選定されている。なお、同事業者は3年連続で本事業を担当している。</p> <p>同事業者による当該事業が質の高いものであれば何ら問題はないが、事業者選定を行う審査委員会における企画書段階の評価では、ある委員は100点満点中60点という最低基準点ぎりぎりの点数をつけている。</p> <p>このため、1事業者のみによる応募状況や事業者の質について、問題があるのではないかとの疑念が生じかねない。</p>	

**【改善提案】**  
 災害訓練という性質上、マンネリ化を防止する観点から、委託事業者の質にもこだわるべきである。  
 このため、県は、単に県ホームページで募集するだけでなく、独自に情報収集も行うなどして同業の事業者を発掘し、コンペへの参加を促すことが望ましい。また、事業者の質については、事業の実施後等の機会を捉え、県としても事業者の評価を実施し、評価結果を文書として保存しておき、次年度以降の事業者選定時に役立てること等を検討することが望ましい。

**指摘事項② 入札公告の時期について**

**【現状及び問題点】**  
 「総合防災訓練に係る会場設営及び撤去業務委託」においては、事業者の選定につき一般競争入札が取られたものの、当該入札期日は、令和4年10月25日午後1時30分を予定され、その入札公告については同月17日に実施されている。  
 しかし、宮崎県財務規則第120条第1項では、「一般競争入札に付しようとするときは、入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に、掲示その他の方法で公告しなければならない。ただし、工事の請負については、入札期日の前日から起算して建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第6条に定める期間前にしなければならない。」とされており、当該事業は「工事の請負」ではないことから、同項に違反している。

**【指摘事項】**  
 県は、入札公告の実施時期について、宮崎県財務規則に遵守すべきである。

**総1 宮崎県地域防災計画**

**意見① 市町村等が実施すべき事項について**

**【現状及び問題点】**  
 宮崎県地域防災計画の各編には、県、市町村、指定地方行政機関等が実施すべき内容や責任が明確に記載されている  
 例えば、第2編共通対策編 第2章災害予防計画において、消防力の充実強化について市町村が実施すべき事項として次のような記載がある等、市町村等が実施すべき事項が多岐にわたって記載されている。

<市町村の実施事項の例>

(3) 常備消防力の充実・強化  
**【市町村】**  
 市町村は、火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助、災害応急対策その他の消防に関する事務を確実に遂行し、当該市町村の区域における消防の責任を十分に果たすため、「消防力の整備指針」(平成12年消防庁告示第1号)に基づき消防力の充実強化を図るものとする。  
 ア 市街地には、人口、地勢、道路事情等に応じて、消防署所を設置するものとする。



イ 消防署所の庁舎は、十分な耐震性を有し、かつ、浸水による被害に耐え得るよう整備し、災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、非常用電源設備等を設置するものとする。

ウ 消防署所には消防ポンプ自動車、救急自動車等の車両を配置し、地域の実情に応じて、はしご自動車、化学消防車等を配置するものとする。

エ 災害時の活動体制を確保するため、無線情報通信システム及び装備、活動資機材の整備並びに性能点検を実施し、即応体制の確立を期すものとする。

#### (4) 消防団員の充実強化

##### 【市町村】

ア 消防団は地域防災力の中核であるため、市町村は消防団員の加入促進に努めるとともに、団員の処遇・教育訓練の改善など、消防団活動の充実強化を図るものとする。

イ 消防団の車両及び防災資機材の格納庫、可搬式動力ポンプ等の施設、装備及び活動資機材の充実を図るものとする。

#### (5) 総合的な消防計画の策定

##### 【市町村】

市町村は、「市町村消防計画の基準」(昭和 41 年消防庁告示第 1 号)に基づき、災害に対応した消防計画を策定し、毎年検討を加え、必要に応じ修正するものとする。

#### (6) 消防職団員の教育訓練

(中略)

##### 【市町村】

市町村は、消防職員及び消防団員の知識及び技能の向上を図るため、県消防学校及び消防大学校に必要な応じ派遣するほか、一般教養訓練の計画を策定し、実施するものとする。

出所:宮崎県地域防災計画

県に対して、宮崎県地域防災計画に記載されている市町村等が実施すべき事項について、県内の各市町村等における実際の対応状況を質問したところ、各市町村等が各自で実施しているとの認識であり、対応状況の把握までには至っていないとのことである。

宮崎県地域防災計画で市町村等が実施すべき事項が記載されていても実際に市町村等が対応していない限り、防災に対する備えにはならないと考える。

#### 【改善提案】

宮崎県地域防災計画に記載されている内容は多岐にわたっており、そのすべてについて市町村等の対応状況を把握するのは現実的ではない。また、県が実施する各種の防災訓練等において市町村等の対応状況はある程度把握されていると考える。

しかし、市町村等の対応状況について、把握すべき事項や具体的内容が整理されていない訳ではない。よって、県は、宮崎県地域防災計画に記載されている市町村等が実施すべき事項について、重要性等を踏まえ、対応状況の把握を定期的に行うことが望ましい。

意見②	宮崎県地域防災計画と県事業との紐づけ、及び同計画と予算との関連について
-----	-------------------------------------

**【現状及び問題点】**

宮崎県地域防災計画には、第1編総論において県が処理すべき事務及び業務の大綱が記載されているとともに、第2編以降で各項目において県が実施すべき事項が記載されている。

また、本監査を実施するに当たり、県に対して県が実施する防災事業が分かる資料を依頼したところ、防災事業という観点からは事業を整理していないため、当該内容に相当する資料は無い旨の回答を得た。

しかし、前述のとおり、宮崎県地域防災計画には県が実施すべき事項が記載されており、県の各部署は原則として各種の事業の実施を通じて当該事項を実施しているはずである。

このため、県に対して、宮崎県地域防災計画における県が実施すべき事項について、実際に県が実施する事業と紐づけは実施されているか及び同事項と県の事業予算の関連の把握はされているか、を質問したところ、特段の紐づけは行っておらず、地域防災計画に基づき実施される防災事業の予算額も把握していないとのことである。

宮崎県地域防災計画における県が実施すべき事項と実際に県が実施する事業との紐づけが実施されていないため、同事項は適切に実施されているのか、どの部署のどのような事業を通じて実施されているのかが不明瞭であるとともに、宮崎県地域防災計画の有効性にも影響が出かねない。

また、宮崎県地域防災計画における県が実施すべき事項と県の事業予算の関連の把握がなされていないため、同事項に係る金額的規模が不明瞭となり、宮崎県地域防災計画における県事業の実施に係る効率性や経済性の検証が出来ないと考えられる。

**【改善提案】**

県は、宮崎県地域防災計画の有効性、効率性及び経済性を高めるため、宮崎県地域防災計画における県が実施すべき事項と県が実施する事業との紐づけ及び同事項と県の事業予算の関連の把握を行うとともに、これらの内容を整理し、県ホームページで公表する等により、県の防災事業実施に係る透明性を担保することが望ましい。

意見③	宮崎県防災会議の開催結果の公表について
-----	---------------------

**【現状及び問題点】**

県は、災害対策基本法第 14 条に基づき宮崎県防災会議を設置し、地域防災計画の策定及びその実施促進等を行っている。

過去の宮崎県防災会議の開催状況を県ホームページで確認したところ、平成 30 年度、令和 3 年度及び令和 4 年度の開催結果は公表されていた。

県に対して、令和元年度及び令和 2 年度の宮崎県防災会議の開催結果が県ホームペ

ージで公表されていない旨を質問したところ、掲載漏れとのことである。

**【改善提案】**

宮崎県防災会議は、宮崎県地域防災計画の策定等を行う重要な会議体である。よって、県は、宮崎県防災会議の開催結果を適切に県ホームページで公表し、透明性を担保することが望ましい。

**意見④ 宮崎県防災会議の出席状況について**

**【現状及び問題点】**

県が令和4年度に実施した宮崎県防災会議の資料を閲覧したところ、委員の出席状況は次のとおりであった。委員総数55名に対して、欠席9名、代理出席16名であり、本人出席は30名となっており、委員総数に対する本人出席の割合は、54.5%である。

宮崎県防災会議は、宮崎県地域防災計画の策定を行うとともに、国、県、市町村等の防災関係機関により防災に関する重要事項を審議するものであり、重要性が高い。しかし、本人出席の割合は十分とは言えないと考えられる。

**【改善提案】**

県は、宮崎県防災会議の重要性に鑑み、可能な限り本人による出席を促すとともに、出席率を上げるように各防災関係機関に一層働きかけることが望ましい。

**総2 令和4年度に発生した災害対応**

**指摘事項 情報連絡・処置票の記載箇所に空欄があることについて**

**【現状及び問題点】**

情報収集が適切に行われているかを確かめるため「情報連絡・処置票」を査閲した。当該情報連絡・処置票では、受信者記入欄及び班長等記入欄が設けられている。受信者記入欄には、入手日時、発信者、受信者及び情報の内容等の項目については書き込めるように空欄がまた、入手手段の項目についてはチェックボックスが設けられている。一方、班長等記入欄には、対応部署及び対応事項については、記載できるよう空欄が設けられているとともに、情報種別、緊急度、対応の要否等についてはチェックボックスが設けられている。しかし、記入すべき箇所が空欄のものが散見された。当該情報連絡・処置票は、県に台風による被害が報告され、県では報告された情報を把握分析しこれに基づき適時適切な処置を決定し伝達する書類である。空欄がある場合、これらの目的が達成できないおそれがある。

**【指摘事項】**

情報連絡・処置票に記載を行う受信者及び班長等は、記載すべきすべての箇所に適切な記載を行うべきである。

**総3 備蓄倉庫・日本赤十字社宮崎県支部倉庫**

**指摘事項① 備蓄品の配置図について**

<b>【現状及び問題点】</b>	
宮崎県は、備蓄物資の一部を日本赤十字社宮崎県支部で保管している。当該備蓄物資の管理については、県の担当職員が年に一度棚卸を行っているとのことである。日本赤十字社宮崎県支部における備蓄倉庫の視察を行ったところ備蓄物資の配置図(ロケーションマップ)が作成されていなかった。配置図が無い場合、大規模災害時に必要なものを迅速に取り出す際に支障が出るおそれがある。	
<b>【指摘事項】</b>	
日本赤十字社宮崎県支部の備蓄倉庫の配置図を早急に作成すべきである。	
<b>指摘事項②</b>	<b>備蓄物資の受払簿について</b>
<b>【現状及び問題点】</b>	
宮崎県は、日本赤十字社宮崎県支部で保管している備蓄物資の受け入れ払い出しに関して受払簿を作成していなかった。これでは、備蓄物資の受け入れ払い出しが行われた場合、正確な備蓄物資の数量を把握することができなくなるおそれがある。	
<b>【指摘事項】</b>	
日本赤十字社宮崎県支部で保管している備蓄物資の受払簿を作成すべきである。	
<b>総 4</b>	<b>備蓄倉庫・小林市八幡原市民総合センター</b>
<b>指摘事項</b>	<b>備蓄品受払簿の備置について</b>
<b>【現状及び問題点】</b>	
災害用備蓄品については、各種イベント等において使用されるケースも想定されるが、現状、このようなケースで備蓄品を使用する場合、その使用時期や使用数量等を把握するための使用届や備蓄品の受払簿が備置されていない。	
<b>【指摘事項】</b>	
常時、適切な備蓄数量を備置するため、備蓄品を使用する際の使用申請手続の明確化や備蓄品の受払簿の備置が必要であると考え	
<b>意見①</b>	<b>備蓄品の使用期限等について</b>
<b>【現状及び問題点】</b>	
小林市八幡原市民総合センターにおける備蓄品については、毛布、紙おむつ、簡易トイレ等であり特段の使用期限が付されているものではないが、将来的に経年劣化等により、非常時に使用困難な状況となる可能性がある。	
<b>【改善提案】</b>	
本倉庫における備蓄品について、定期的に備蓄品の状態をサンプルチェックにより調査する手続きを講じられたい。	

意見②	備蓄品の保管状況について
<p><b>【現状及び問題点】</b></p> <p>小林市八幡原市民総合センターにおける備蓄品の保管場所においては、県保管の備蓄品と小林市所管の備蓄品とが混在して保管されている状況にある。</p> <p><b>【改善提案】</b></p> <p>非常時の備蓄品搬出等をよりスムーズに実施するため、県所管の備蓄品と小林市所管の備蓄品の保管場所を明確に区分することを検討されたい。</p>	
総 5	備蓄倉庫・都農高校
指摘事項	在庫数について
<p><b>【現状及び問題点】</b></p> <p>監査人は事前に令和 5 年 9 月現在における在庫数の一覧である「災害救助法対応備蓄物資の状況」を入手した上で、現物の在庫数のチェックを行った。その結果、携帯・簡易トイレやアルファ米などの在庫数が、一覧表の数量と現物数量が若干一致しなかった。</p> <p>この点、県へ質問したところ、「令和 5 年 5 月に行われた防災フェアで備蓄物資の一部が使われたものの、その数が上記の一覧に反映されていなかった。」とのことであった。</p> <p>また、県によれば、「年に数度は在庫の状況を確認し、賞味期限が切れたものがないかどうかの確認は行っているが、在庫数の確認までは行っていない。」とのことであった。</p> <p><b>【指摘事項】</b></p> <p>災害はいつ発生するか分からないものであるため、県は、在庫数について在庫を使用した場合はもちろんのこと、必要と考えられる数が常に備蓄されているかについて、定期的に確認しておくべきである。</p>	
意見	運搬のしやすさについて
<p><b>【現状及び問題点】</b></p> <p>都農高校は令和 3 年 3 月に近隣の少子化等の影響により閉校となっている。都農高校に備蓄されている物資については、平成 28 年の閉校の決定後、平成 31 年 3 月から令和 3 年 3 月に閉校されるまでの間に、空き始めた教室に置いたことが発端となっている。その際、空いた教室が校舎の 3 階であったことから、現在も、校舎の 3 階を中心に置かれている（一部、令和 5 年度県総合防災訓練で使用する物資が 1 階にも置かれている。）。</p> <p>しかしながら、実際の災害の際に物資の運搬を迅速に行うことを考えれば、3 階に物資が置かれていることは、運搬のしやすさという点において検討の余地があると考えられる。</p> <p>なお、令和 6 年度には高鍋町の宮崎県立農業大学の敷地内に、災害支援物資の備蓄及び国からの支援物資の搬入・搬出を行う物資拠点施設を建設予定とのことであり、現在、都農高校に置かれている物資についても、上記物資拠点施設の建設後に、そちらに移動させる予定とのことであった。</p>	

<b>【改善提案】</b>	
都農高校の所在地は、都農町が公開している津波のハザードマップにおいても浸水のリスクもない場所に位置している。そのようなリスクもない所在地であれば、県は、都農高校の校舎内で少しでも運搬のしやすい場所に置いておくことが望ましい。	
<b>総 6</b>	<b>備蓄倉庫・防災庁舎</b>
<b>意見①</b>	<b>備蓄倉庫における物資の保管場所の明確化について</b>
<b>【現状及び問題点】</b>	
<p>防災庁舎における物資の備蓄状況について、県から入手した令和 5 年 9 月末時点の備蓄物資状況の一覧表及び備蓄倉庫の図面にに基づき、現物の実在性及び保管体制等を検証した。</p> <p>防災庁舎の備蓄倉庫においては、衛生用品、食料及び水等が保管されていた。備蓄物資状況の一覧表に記載されている各品目の数量と現物の数量を照らし合わせたところ、同一の物資について同じ倉庫内であるが保管場所が離れていたため、数量を直ちに把握できない物資があった。</p> <p>結果として、物資の保管場所が明確になっているとは言えず、緊急時における払い出しを想定すると適切な数量の払い出しが困難になる可能性を否定できない。</p>	
<b>【改善提案】</b>	
県は、緊急時における払い出しを想定し、備蓄倉庫内を整理整頓した上で物資の保管場所を明確化することが望ましい。	
<b>意見②</b>	<b>備蓄倉庫における定期的な棚卸の実施について</b>
<b>【現状及び問題点】</b>	
<p>県に対して、防災庁舎の備蓄倉庫内に保管されている物資について定期的な棚卸を実施し、数量や消費期限に問題が無いか確認しているか質問したところ、定期的な棚卸は実施していないとのことであった。</p> <p>なお、県によれば、令和 5 年度には棚卸を実施予定とのことであった。</p> <p>棚卸を実施しない限り、物資の実在性、数量や消費期限の適切性等を把握できず、緊急時に支障をきたす可能性を否定できない。</p>	
<b>【改善提案】</b>	
<p>県は、備蓄倉庫内の物資について、物資の実在性、数量や消費期限の適切性等を担保するために、定期的に棚卸を実施することが望ましい。</p> <p>なお、令和 5 年度に実施予定とのことであるが、監査時点では未実施であったため、適切に実施されることを期待する。</p>	
<b>総 7</b>	<b>防災庁舎</b>
該当なし。	

<b>総 8</b>	<b>宮崎県大規模災害対策基金</b>
<b>意見</b>	<b>宮崎県大規模災害対策基金の運用に関する計画の開示について</b>
<p><b>【現状及び問題点】</b></p> <p>宮崎県大規模災害対策基金に関するヒアリングを所管課に行った。その中で上表「積立・取崩」に記載のとおり宮崎県大規模災害対策基金の残高が設定当初の 5 億円を下回っている状況である。そこで今後の宮崎県大規模災害対策基金の積立方針についてヒアリングしたところ積立を行う方針があるとの回答であった。しかし、宮崎県大規模災害対策基金の積立を行う場合、積立金額(見積金額)の基礎となる各防災対策事業の情報を開示していないとのことであった。</p> <p><b>【改善提案】</b></p> <p>宮崎県大規模災害対策基金を原資とする今後の事業を計画する上で、積立金額(見積金額)の基礎となる各防災対策事業の情報を開示することが有用であると考えられる。したがって今後は、宮崎県大規模災害対策基金の積立を行った場合、参考情報ではあるが開示する方向で検討されたい。</p>	

(2) 総務部消防保安課

<b>11</b>	<b>みやざき消防力強化・支援事業</b>
<b>意見</b>	<b>消防活動資機材整備事業について</b>
<p><b>【現状及び問題点】</b></p> <p>本件事業は、消防職団員が使用する、災害現場での消防活動に必要となる資機材整備への支援事業であり、市町村からの申請に基づき地域消防防災活動支援事業費補助金として給付するものである。しかし、市町村の資機材の充足状況について一部しか確認が行われていない。</p> <p><b>【改善提案】</b></p> <p>各市町村における補助の対象となる資機材の充足状況について確認することを検討されたい。</p>	
<b>12</b>	<b>消防学校運営費</b>
<b>意見①</b>	<b>パソコン教育研修について</b>
<p><b>【現状及び問題点】</b></p> <p>本件事業において、令和 4 年 6 月 20 日から令和 5 年 3 月 31 日までパソコン教育研修(委託先:株式会社デンサン)を実施している。宮崎県地域防災計画の P40 では、「(6) 消防職団員の教育訓練 【県】 消防職員及び消防団員に、防災に関する高度の知識及び技能を習得させるため、県は、県消防学校において、教育訓練を行うとともに、市町村が行う一般教養訓練について指導するものとする。」とされている。本件研修事業については、</p>	

パソコンの基礎知識取得、操作、ソフト活用法等に関する内容が主であることから、本件事業が消防職員及び消防団員の災害や救急業務、火災予防業務の高度化にも対応できる教育訓練として不十分な側面がある。

**【改善提案】**

消防学校において実施される OA に関する教育訓練の内容について、消防業務の高度化に対応した内容を充実していくよう留意されたい。

**意見②**

**給食費について**

**【現状及び問題点】**

本件事業における事業費に占める割合が大きいのは給食費である。昨今、零細規模の給食事業者の経営的問題から、各種機関等における給食事業が滞る事象が発生している。本件事業においては、現状、こうした事象は発生しておらず、発生した場合の代替的手段も検討はされているが、将来的に給食事業者の経営的困難性から、消防学校における給食事業が滞る可能性があるため、給食事業者への委託費用については、今後よりきめ細やかな積算を反映した内容とする必要性が生じる可能性がある。

**【改善提案】**

実情に応じたよりきめ細やかな業務内容の予算執行に留意されること。

**意見③**

**燃料費の単価契約について**

**【現状及び問題点】**

消防学校にて消費するプロパンガスについては、年度当初に1回 3 社の平均見積単価による単価契約がなされている。昨今の燃料価格が乱高下している状況では、事業年度中の予算の不足や、過剰な執行がなされる可能性がある。

**【改善提案】**

プロパンガスの単価について、四半期毎もしくは半期毎の弾力的な単価契約の見直しを実施することが望まれる。

(3) 福祉保健部福祉保健課

<b>13</b>	<b>災害時健康危機管理・福祉支援体制整備事業(DWAT 分)</b>
<b>意見</b>	<b>災害時健康危機管理・福祉支援体制整備事業(DWAT 分)における指標の設定について</b>
<b>【現状及び問題点】</b>	
<p>事業概要によれば、この事業の達成すべき指標として、県内における DWAT(災害派遣福祉チーム)の登録者数が掲げられ、令和 4 年度末で 109 名の方が登録されていることから、その達成率が 55%とされている。</p>	



しかし、この事業における真に達成すべき指標は、DWAT の方々の熟練度であったり、経験値であったり、災害時において DWAT の方々が如何に活躍できるかであろう。無論、それらは測定可能性という意味では無理であり、県がとりあえず登録者数を達成すべき指標として置くことも理解できるところであるが、登録者さえ増やせばよい、というわけではない。このため、本事業における達成すべき指標には再考の余地があると考え。

令和 5 年度においては、隣県である大分県において豪雨災害があり、その際に DWAT が出動したという情報があるとのことであるため、今後、それら他県における出動の実績や、活躍度、その際に足りなかったもの、不足していたものなどの情報をいち早く DWAT に還元させ、それを研修や訓練に生かすことによって、県内における DWAT のレベルを上げていく施策を取り入れていくことも重要であると考え。

**【改善提案】**

達成すべき指標については、単に登録者数だけではなく、DWAT の方々の研修受講数や訓練参加数など、その熟練度を測定できるような指標の設定も検討することが望ましい。

(4) 福祉保健部医療政策課

<b>14</b>	<b>災害拠点病院等人材強化事業</b>
<b>意見①</b>	<b>消費税の控除について</b>
<p><b>【現状及び問題点】</b></p> <p>「災害拠点病院等人材強化事業費補助金交付要綱」の第 3 条によれば、補助金の交付申請時には、「当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りではない。」とある。</p> <p>資料によれば、補助金に係る仕入れの請求書上で、明らかに消費税の記載がある請求書も散見されるため、このような場合には、交付申請時に消費税等相当額を減額して申請させることが望ましい。</p> <p>なお、担当者によれば、仕入れに係る消費税等相当額については、当該補助金に係る様式第 10 号“年度仕入れに係る消費税等相当額報告書”により返還してもらっている、とのことであったが、返還までには 1 年以上の期間を要している、とのことであった。</p> <p>しかし、通常の企業会計では、事業年度終了後 2 ヶ月もしくは 3 ヶ月以内に決算は確定することから、1 年以上の期間が経過すると、その返還を失念するリスクも高まると考えられる。</p> <p><b>【改善提案】</b></p> <p>資料によれば、補助金に係る仕入れの請求書上で、明らかに消費税の記載がある請求書も散見されるため、このような場合には、交付要綱に則り、交付申請時に消費税等相当額</p>	

<p>を減額して申請させることが望ましい。</p> <p>また、仮に、事前に減額して申請することが難しく、様式第 10 号により返還を求める場合であっても、通常の企業会計では、事業年度終了後 2 ヶ月もしくは 3 ヶ月以内に決算は確定することから、少なくとも半年以内の返還を求めることが望ましい。</p>	
<b>意見②</b>	<b>備品の確認について</b>
<p><b>【現状及び問題点】</b></p> <p>当該事業においては、災害時の拠点となる病院において必要となるであろう担架などの備品が購入されているが、それらを事業が始まった令和 3 年度から毎年度購入されている。しかし、腐敗するようなものでなければ、備品の中には、一度購入してしまえば済むようなものの中にはあると考えられる。また、以前の年度に購入した備品が、当該病院において継続的に備え付けられているかどうかの確認も行っていない、とのことであったため、少なくとも数年に一度は継続的な確認を行うことが望ましい。</p> <p><b>【改善提案】</b></p> <p>防災事業に必要な備品といえども、毎年、同じように購入するのではなく、従前に購入したものと同じものであれば、再度、購入する必要があるのかどうかを必ず確認し、定期的に現物の確認をするのが望ましい。</p>	
<b>意見③</b>	<b>達成すべき指標について</b>
<p><b>【現状及び問題点】</b></p> <p>事業概要によれば、この事業の達成すべき指標として、県名における DMAT のチーム数が掲げられ、令和 4 年度末で 33 チームが登録されていることから、その達成率が 89%とされている。しかし、この事業における真に達成すべき指標は、「13. 災害時健康危機管理・福祉支援体制整備事業」で記載した通り、DMAT の方々の熟練度であったり、経験値であったり、災害時において DMAT の方々が如何に活躍できるかであろう。無論、それらは測定可能性という意味では無理であり、県がとりあえず登録者数を達成すべき指標として置くことも理解できる場所であるが、登録者さえ増やせばよい、というわけではない。</p> <p>今後、他県における出動の実績や、活躍度、その際に足りなかったもの、不足していたものなどの情報をいち早く DMAT に還元させ、それを研修や訓練に生かすことによって、県内における DMAT のレベルを上げていく施策を取り入れていくことが望ましい。</p> <p><b>【改善提案】</b></p> <p>達成すべき指標については、単に登録者数だけではなく、DMAT の方々の研修受講数や訓練参加数など、その熟練度を測定できるような何らかの指標も取り入れることが望ましい。</p>	
<b>15</b>	<b>災害医療人材育成事業</b>
<b>意見①</b>	<b>消費税の控除について</b>

**【現状及び問題点】**

「DMAT(災害派遣医療チーム)等育成・確保支援事業補助金交付要綱」の第4条によれば、補助金の交付申請時には、「当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りではない。」とある。

補助金に係る仕入れの請求書上で、消費税の記載が明確なものもあるが、担当者によれば仕入れに係る消費税等相当額については、当該補助金に係る様式第6号“年度仕入れに係る消費税等相当額報告書”により返還してもらっている、とのことであった。また、その返還までには1年以上の期間を要している、とのことであった。

しかし、通常の企業会計では、事業年度終了後2ヶ月もしくは3ヶ月以内に決算は確定することから、1年以上の期間が経過すると、その返還を失念するリスクも高まると考えられる。

**【改善提案】**

資料によれば、補助金に係る仕入れの請求書上で、明らかに消費税の記載がある請求書も散見されるため、このような場合には、交付要綱に則り、交付申請時に消費税等相当額を減額して申請させることが望ましい。

また、仮に、事前に減額して申請することが難しく、様式第6号により返還を求める場合であっても、通常の企業会計では、事業年度終了後2ヶ月もしくは3ヶ月以内に決算は確定することから、少なくとも半年以内の返還を求めることが望ましい。

**意見②**

**達成すべき指標について**

**【現状及び問題点】**

事業概要によれば、この事業の達成すべき指標として、県名におけるDMATのチーム数が掲げられ、令和4年度末で33チームが登録されていることから、その達成率が89%とされている。しかし、この事業における真に達成すべき指標は、「13. 災害時健康危機管理・福祉支援体制整備事業」で記載した通り、DMATの方々の熟練度であったり、経験値であったり、災害時においてDMATの方々が如何に活躍できるかであろう。

無論、それらは測定可能性という意味では無理であり、県がとりあえず登録者数を達成すべき指標として置くことも理解できるところであるが、登録者さえ増やせばよい、というわけではない。

今後、他県における出動の実績や、活躍度、その際に足りなかったもの、不足していたものなどの情報をいち早くDMATに還元させ、それを研修や訓練に生かすことによって、県内におけるDMATのレベルを上げていく施策を取り入れていくことが望ましい。

**【改善提案】**

達成すべき指標については、単に登録者数だけではなく、DMATの方々の研修受講数や訓練参加数など、その熟練度を測定できるような何らかの指標も取り入れることが望ましい。

(5) 福祉保健部衛生管理課

<b>16</b>	<b>人とペットの防災力パワーアップ事業</b>
<b>意見</b>	<b>達成すべき指標について</b>
<p><b>【現状及び問題点】</b></p> <p>(1) 事業概要に記載のとおり、当該事業においては達成すべき指標が置かれていない。実際、災害が起きなければ、当該事業の意義があったかどうかを確認することはできず、指標の設定が困難であることは理解できる。しかし、事業を実施する以上は、有効性、効率性等の観点から、指標の検討は必要と考える。</p> <p><b>【改善提案】</b></p> <p>担当者によれば、災害を目的とした事業というより、ペットを飼っている世帯に対しての啓発を目的とした事業となっている、とのことであった。このため、県は、例えば、リーフレットの配布枚数、またはホームページに掲載している啓発用動画の再生回数等、県民の目に触れる回数を増やすため諸施策に関する指標の設定を検討することが望ましい。</p>	

(6) 環境森林部環境森林課

<b>17</b>	<b>企業の災害対応力強化・ゼロカーボン化促進事業</b>
<b>意見</b>	<b>効果的なBCPの策定について</b>
<p><b>【現状及び問題点】</b></p> <p>当該事業は、太陽光発電設備を設置する企業にBCPの策定を義務付け、その策定を条件として太陽光発電設備の資金の一部を補助するものである。しかし、当該BCPは、中小企業庁が公開していたテンプレートを用いて、不測の事態が起こった場合の現状の対応の可否や、緊急連絡先等を記載しただけの、非常に簡素なものであった。</p> <p>本来、BCPとは、災害に代表される不測の事態が発生しても、重要な業務を中断させることなく、また中断が生じても可能な限り短期間で復旧させるため方針、体制及び手順を示すべきものである。しかし、資料を閲覧する限り、各社の作成したBCPがその効果を発揮できるとは考えられない。</p> <p>また、昨今の新型コロナウイルス感染症でも分かったとおり、リスクは毎年のように見直されるべきものであり、一度作ってしまっても終わり、というものでもない。</p> <p>担当者によれば、「策定したBCPが初歩の初歩であることは分かるものの、各社でBCPを考える一歩になってほしい。」ということであった。そうであれば、県は、継続的にBCPのアップデートを把握しフォローアップしていくべきではないかと考える。</p>	

**【改善提案】**

様々な非常事態が想定され、惹起される現代において、BCPは各社にとって非常に重要なツールになると考えられる。

このため、単に、形式的にテンプレートを埋めただけの簡素なBCPではなく、各社にとってそれが本当に効果的なものであるのか、各社それぞれの事情に応じたBCPとなっているか、県は検証することが望ましい。また、仮に、策定されたものが効果的なBCP策定のための第一歩であるのであれば、県は、事後的にアップデートを把握できる仕組みをあらかじめ設定するなどの対応を検討することが望ましい。

(7) 環境森林部環境管理課

<b>18</b>	<b>災害時アスベスト飛散防止対策事業</b>
該当なし。	
<b>19</b>	<b>硫黄山河川白濁対策推進事業</b>
該当なし。	

(8) 県土整備部技術企画課及び環境森林部自然環境課

<b>20</b>	<b>盛土防災総合推進事業</b>
該当なし。	

(9) 環境森林部森林経営課

<b>21</b>	<b>宮崎県森林整備事業(造林)</b>
該当なし。	

(10) 商工観光労働部国際・経済交流課

<b>22</b>	<b>外国人材受入環境整備事業 防災・防犯メールの多言語化</b>
<b>意見①</b>	<b>外国人材受入環境整備事業 防災・防犯メールの多言語化における指標の設定について</b>
<b>【現状及び問題点】</b> 外国人材受入環境整備事業 防災・防犯メールの多言語化において達成すべき指標は設定されていない。 県によれば、「令和5年8月末現在において、この事業における防災・防犯メールの登録者数は全体で40,305人であるが、その中で外国人の登録者数は22名のみ。」とのことであった。つまり、現在のところ、この多言語化による情報を受け取る外国人は県内で22名しかおらず、県内の外国人数8,309人(令和4年12月末現在)のうち0.2%しかいないことになる。	

<p>現状を踏まえると、結果として、税金を投入して行う県の事業としての有効性が薄いと言わざるを得ない。</p> <p><b>【改善提案】</b></p> <p>当該事業においては、達成すべき指標を設定していないとのことであった。しかし、上記の現状を踏まえ、県は、外国人の登録者数を達成すべき指標として設定しその周知活動に力を入れていくことが望ましい。</p>	
<b>意見②</b>	<b>宮崎市における防災メールとの重複について</b>
<p><b>【現状及び問題点】</b></p> <p>県内においては、宮崎市や延岡市等の各自治体においても防災メールのシステムが整備されており、宮崎市においては、英語や中国語など、多言語化の対応も行われている。そのため、県と宮崎市で、同様のサービスが行政で重複した事業が提供されている状態にある。県によれば、県内の市区町村でそのようなシステムが整備されていないところもある。他、防犯情報については、警察機能を有する県独自の情報になることから、県としては、現状のサービスを継続していく方針とのことであるが、現状の行政における重複事業は問題があると考えられる。</p> <p><b>【改善提案】</b></p> <p>行政における重複事業の無駄を省く観点からは、重複状態にあるものは、いずれかに統一したほうが望ましいと考えられる。</p> <p>よって、県は、市で重複状態にある行政事業については、行政の無駄を省く観点から、市と協議を行い統一する等を検討することが望ましい。</p>	

(11)農政水産部農村整備課

<b>23</b>	<b>県営ため池等整備事業(国富町加藍尾上下池地区)</b>
該当なし。	
<b>24</b>	<b>県営ため池等整備事業(高千穂町押方地区)</b>
該当なし。	
<b>25</b>	<b>県営水質保全対策事業</b>
該当なし。	

(12)農政水産部漁業管理課

<b>26</b>	<b>水産基盤(漁港)整備事業費(漁港施設機能強化事業・門川漁港)</b>
<b>意見</b>	<b>市町村との連携について</b>
<p><b>【現状及び問題点】</b></p> <p>本件事業は、県の財源のみならず関連市町村の負担金も併せて事業費として執行され</p>	

るものである。そのため、関連市町村の予算において本件事業にかかる予算が計上されない場合、本件事業の進捗が遅れる可能性がある。

**【改善提案】**

本事業は、将来的に発生可能性が高いと想定される南海トラフ地震の発生に伴う大津波への対策としての重要性から、早期の完了が期待される。したがって、本件事業の重要性および進捗の遅れを防止する観点から、関連市町村との連携を強化することに留意されたい。

<b>27</b>	<b>水産基盤(漁港)整備事業費(漁港施設機能強化事業・宮之浦漁港)</b>
-----------	--

<b>意見①</b>	<b>事業の履行期間の変更について</b>
------------	-----------------------

**【現状及び問題点】**

本事業は門川漁港(令和5年度まで)、宮之浦漁港(令和8年度まで)の漁港施設の機能強化を実施している事業であり、施工期間が長期間にわたる事業である。そのなかで、「令和4年12月21日付履行期間変更協議書」にて、令和4年度機能強化第10-4-1号宮之浦漁港南防波堤改良工事の履行期間終了期間を、台風の影響により、予定作業船とは別の作業船の手配に日数を要したことを理由に、令和5年1月31日から令和5年3月24日に変更されているが、当該変更が本件事業の事業計画に与える影響の評価がなされておらず、当該変更を加味した修正事業計画策定の必要性の判断もなされていない。

**【改善提案】**

当該履行期間の変更は、自然災害を要因とするものであり、やむを得ない事情であると考えられる。また、本事業の施工期間が長期間にわたることを鑑みれば、その影響は小さいと考えられる。しかし、履行期間の変更という個別工事の変更があった場合においても、その変更を加味した事業計画の修正の検討を行うことが望ましい。

<b>意見②</b>	<b>市町村との連携について</b>
------------	--------------------

**【現状及び問題点】**

本事業は、県の財源のみならず関連市町村の負担金も併せて事業費として執行されるものである。そのため、関連市町村の予算において本件事業にかかる予算が計上されない場合、本件事業の進捗が遅れる可能性がある。

**【改善提案】**

本事業は、将来的に発生可能性が高いと想定される南海トラフ地震の発生に伴う大津波への対策としての重要性から、早期の完了が期待される。したがって、本件事業の重要性および進捗の遅れを防止する観点から、関連市町村との連携を強化することに留意されたい。

(13) 県土整備部道路保全課

28	土砂災害対策道路事業(国道 268 号宮崎市浦之名)
指摘事項①	現地調査・立会願の押印について
<b>【現状及び問題点】</b> 土砂災害対策道路事業(国道 268 号宮崎市浦之名)の発注工事において受注者から提出された現地調査・立会願の下部に確認者の押印欄がある。しかし、当該押印欄が空欄となっていた。これは、作成者以外の確認者が現地調査・立会願の記載事項や内容等について確認を行うことにより現地調査・立会願の正確性を担保するという目的がある。しかし、確認者の押印が行われていない場合、必要とされる確認作業が行われていないおそれもあり上記目的を達成することができない可能性もある。また、確認を行い押印するという必要な手続きが行われていないと判断せざるをえない状態であり問題がある。  <b>【指摘事項】</b> 現地調査・立会願の確認者押印欄には必ず押印すべきである。よって、県は受任者に対して当該押印を求めるべきである。	
指摘事項②	公文書における不必要な記載について
<b>【現状及び問題点】</b> 土砂災害対策道路事業(国道 268 号宮崎市浦之名)において総合評価落札方式に関する技術評価点の決定について(伺い)という公文書に鉛筆書きでパスワードが記載されていることを発見した。公文書に当該記載を行う必要性はまったくない。また、パスワードは、特に秘匿性が求められるものでありその管理には細心の注意が払われなければならないセキュリティ上非常に問題がある。  <b>【指摘事項】</b> 公文書には、不必要な記載は行わないようにするとともに、パスワードの管理には細心の注意を払うべきである。	
指摘事項③	電気通信線路移転工事完了報告書の工事完了日記載漏れについて
<b>【現状及び問題点】</b> 土砂災害対策道路事業(国道 268 号宮崎市浦之名)の補償契約において相手方から電気通信線路移転工事完了報告書が提出されていた。しかし、電気通信線路移転工事完了報告書(様式第 02 号)によると工事完了日を記載する欄が設けられているが、その日付が記載されていなかった。工事完了日は、電気通信線路移転工事完了報告書(様式第 02 号)における絶対的記載事項であり当該記載が無い場合、様式の不備に該当し問題がある。	



<b>【指摘事項】</b>	
電気通信線路移転工事完了報告書(様式第 02 号)における工事完了日の欄には、日付の記載を行うべきである。よって、県は、受注者に対して当該日付の記載を求めるべきである。	
<b>29</b>	<b>土砂災害対策道路事業(国道 265 号西米良村上米良)</b>
<b>指摘事項</b>	<b>工事請負変更契約書における鉛筆書きについて</b>
<b>【現状及び問題点】</b>	
土砂災害対策道路事業(国道 265 号西米良村上米良)の発注工事において、工事請負変更契約が行われていた。これに関する工事請負変更契約書(様式第 1 号の 2)において鉛筆書きによる記載が行われている箇所があった。鉛筆書きによる記載が行われていても当該工事請負変更契約自体は有効であるが、契約内容の改ざん等が行われる恐れがあり問題である。	
<b>【指摘事項】</b>	
工事請負変更契約書(様式第 1 号の 2)の記載に鉛筆を使用することは、文書改ざんの疑念を生じさせることとなり、必ずボールペン等の消せない筆記具を使用した適正な事務処理を行うべきである。	

(14)県土整備部河川課

<b>30</b>	<b>大規模特定河川事業(広渡川)</b>
<b>指摘事項①</b>	<b>支出負担行為の時期について</b>
<b>【現状及び問題点】</b>	
本件事業は広渡川の川道掘削工事(具体的には、永年に亘って上流から押し流された土砂が堆積してできた中州部分につき、樹木や雑草を撤去した上で堆積土を掘削して川道における流量を増やす工事)であり、「令和 4 年度大規模河第 5-1 号(掘削工 12, 299 m <sup>3</sup> )」(以下「第 5-1 号」という。 )と「令和 4 年度大規模河第 5-2 号(掘削工 12, 924 m <sup>3</sup> )」(以下「第 5-1 号」という。 )に分かれている。	
本指摘は、第 5-1 号に関する部分となる。	
実施設計書によれば、当初、掘削工は、表土(深さ 0. 5m)についてはバックホウによる通常掘削(数量 5, 413 m <sup>3</sup> 単価 225 円/m <sup>3</sup> )を行い、その後、ICT建機による掘削を行う予定とされていた(数量 6, 886 m <sup>3</sup> 単価 302 円/m <sup>3</sup> )。そして、両掘削工の予定工期としては、令和 4 年 9 月 26 日から令和 4 年 11 月 24 日とされていた。	
しかし、掘削工は既に終了している令和 4 年 11 月 28 日の段階で契約金額が 2, 195, 941 円増加する方向で予算執行何かが作成されており、同日、同金額による工事請負変更契約書が作成されている。変更の理由は、「当初、表土部分については木の根等が多く、ICT建機での施工が困難なことから、通常のバックホウ掘削での施工で行うこととしていたが、当	

初想定よりも木の根等が少なく、当初からICT建機で施工可能であることから、掘削の通常施工をICT施工に変更したい。」と記載されている(変更理由書より抜粋)。

全てをICT施工で行えることが判明したのは、おそらく工期のかなり早い段階であるはずであり、その数量についても通常掘削部分をそのままICT掘削に移すのみなので、金額は自ずと明らかになる。どのような業務であっても、本契約や変更契約といった支出負担行為がなされてから、業者による職務遂行がなされることが原則であり、特に本件のように、完成後の出来不出来については特段の差が無い一方、単価設定の違いから請負金額の増加が明らかであるような変更については、予算の適正執行の観点から既定どおりの手順に従って慎重に判断されるべきである。

**【指摘事項】**

県は、軽微な変更を除く、増加金額が明確な工事内容の変更については、適時に予算執行伺を起案し、変更契約を締結したうえで、請負業務の執行に移らせるべきである。

**指摘事項② 支出負担行為の時期について**

**【現状及び問題点】**

同じ指摘は、第5-2号についても言える。  
 第5-2号についても、第5-1号と同様に、既に当該工事が終了していると思われる令和4年11月11日に11,543,193円の追加支出を要する予算執行伺が起案され、同日同金額での工事請負変更契約書が締結されている。予算執行伺の変更理由書によれば、増額理由の一つは、「本現場の土が高速道路の盛土に使用可能かどうか確認するため、土質試験(土の密度試験)を実施したい。」と記載されているが、同試験は同年10月11日から10月24日で既に実施済みである。

もう一つの増額理由である軟弱箇所の敷鉄板敷設工や台風の影響による谷之城川・広渡川合流地点付近の掘削工なども、工事打合簿などを見る限り、予算執行伺の時点では既に完成済みか少なくとも着工済みのものとなっている。

工事が終了しない限り工事实績が測れないような特別な事情がある場合を除き、全ての工事は契約(支出負担行為)がなされてから業務が執行されるべきであることは既に述べたとおりであり、業務終了後に変更契約が締結されることは厳に避けるべきである。

**【指摘事項】**

県は、軽微な変更を除く、増額がある程度明確な工事内容の変更については、適時に予算執行伺を起案し、変更契約を締結したうえで、業務の執行に移らせるべきである。

**31 広域河川改修事業(広渡川)**

**意見① 河川改修に伴う九電の支障電柱移設補償費について**

**【現状及び問題点】**

本件事業は、全長15.9kmに及んで掘削、築堤、護岸などの工事を行う河川改修工事で

あるが、その工事に伴って既設の電柱を移設する必要が生じた。

宮崎県日南土木事務所は、九州電力配電株式会社日南配電事業所長宛に対象となる支障電柱の移転依頼を行ったところ、令和4年4月28日付けで同所長から1,113,567円の配電線路移設工事補償金の見積書が提出された。

これを踏まえて同年5月6日には同金額にて予算執行伺がなされ、同月16日には両者において同金額での補償契約書が締結されている。

担当部局に対して当該見積金額の精査方法についての質問をしたが、当該工事を担当できる会社は九州電力配電株式会社しか存在しないため、相見積書の徴収などは行っていないということであった。

しかし、かかる理由で提示された見積金額をそのまま契約金額とするのであれば、補償金額は全て相手方の言い値で決まってしまうことになるのであり、予算適正化の観点から問題があると考ええる。

#### 【改善提案】

県は、インフラ関係の補償費においても、一般の電気工事会社や他の電力会社に見積書の精査を依頼するなどして、補償金額の適正化担保を図ることが望ましい。それが困難である場合には、その旨を記録として残し、安易な契約締結ではないことの証拠を残すことが望ましい。

#### 意見② 河川改修に伴うNTTの支障電柱移転補償費について

##### 【現状及び問題点】

上記と同じことはNTTへの補償についても言える。

宮崎県日南土木事務所の支障電柱の移転依頼を受けて、令和4年6月21日には西日本電信電話株式会社宮崎支店から469,100円の見積書が提出されているが、その日に同金額にて予算執行伺がなされ、翌々日には両者において同金額での支障電気通信線路移転工事契約書が締結されている。

確かに、電話線工事となると競合し得る業者を見つけることは難しいと考えられるが、補償金額が全て相手方の言い値で決まってしまうことは、予算適正化の観点から問題があると考ええる。

##### 【改善提案】

県は、インフラ関係の補償費においても、一般の配線工事会社や他のNTTに見積書の精査を依頼するなどして、補償金額の適正化担保を図ることが望ましい。それが困難である場合には、その旨を記録として残し、安易な契約締結ではないことの証拠を残すことが望ましい。

#### 意見③ 指名競争入札における入札者の指名手続について

##### 【現状及び問題点】

本件に関連する複数の事業については、業者の選定に際し指名競争入札の手続きが取られている。

「永道浜-4 地区外 工事監督支援業務」もその一つであるが、同業務は予算執行伺による実施設計額が 23,434,400 円(契約金額は 22,000,000 円)とされ、入札参加資格審査会で 10 者の入札参加者が決定されていた。

宮崎県財務規則第 134 条では、指名競争入札は「なるべく 3 人以上の入札者を指名しなければならない。」とされ、更に、「県が発注する建設関連業務の契約に係る指名競争入札参加者の指名基準等に関する要領」第 4 条では、見積額が 500 万円未満の場合は 6 者以上の入札参加者、500 万円以上の場合は 10 者以上の入札参加者を指名することが定められている。

しかし、どの事業を見ても、本件同様に 500 万円を境として、6 者か 10 者という最低限の入札参加者指名がなされているに過ぎず、担当職員に尋ねても、7 者や 11 者といった最低指名数を超える参加者による指名競争入札は見たことがないとのことであった。

本事業の一つである「広渡川樋管詳細設計業務」においては、当初の実実施設計額が 4,681,600 円であり、6 者の指名競争入札で 4,400,000 円にて落札されているが、その後の複数回に亘る計画変更により最終的な請負金額は 5,413,157 円まで膨らみ、仮に当初からこの金額であったとすれば 10 者による指名競争入札とすべき工事となっていた。工事途中で判明した事実により計画変更がなされていたため、やむを得ない事情はあるものの、遡って見れば、6 者という当該入札参加者数が適当であったのか疑問が残るところである。

#### 【改善提案】

指名競争入札の参加者の増加により事務処理の負担が増すことは想定されるが、入札参加者は多ければ多いほど業者の受注機会の公平性が担保されるうえ、競争によって予算減少にも寄与すると思われる。特に 500 万円に僅かに届かない実施設計金額の事業については、予定価格や指名選定者数の決定を慎重に行うことが望ましい。

また、入札参加資格審査会で審議される業者の選定については、請負業者の機会公平の観点からできれば透明性が確保されるべきである。よって、県は、入札参加資格審査会で審査される業者の選定については、後の情報開示に耐えうる程度の選定理由等を決裁文書として保存し、透明性を担保しておくことが肝要である。

#### (15)県土整備部砂防課

32	公共砂防事業費(火山噴火緊急減災対策事業)
該当なし。	
33	公共砂防事業費(城屋敷川)
意見①	指名競争入札採用の要件明示について
【現状及び問題点】	

本件に関連する事業のうち、調査を行った「城屋敷川水文調査業務」、「城屋敷川函渠・法面詳細設計業務」及び「神代川総合流域防災事業五ヶ瀬川外 工事監督支援業務」については、指名競争入札による業者の選定がなされている。

ちなみに、地方自治法第 234 条 2 項では、指名競争入札、随意契約、せり売りによる契約締結は、政令で定める場合に限りすることができるとされている。また、地方自治施行令第 167 条では、指名競争入札は、

- 一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
  - 二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
  - 三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。
- にのみ許されるとされている。

この点、調査を行った上記各事業の予算執行伺には、指名競争入札とした根拠として「地方自治法施行令第 167 条第 1 項第 1 号」としか書かれておらず、何をもって一般競争入札には適しないと判断したのかは不明であった。

指名競争入札は法律上例外的な手続きである以上、要件該当性の具体的明示はなされるべきである。

#### 【改善提案】

県は、指名競争入札を選択した理由については、要件該当性を具体的に明示することが望ましい。

<b>意見②</b>	<b>指名競争入札における入札者指名の手続きについて</b>
------------	--------------------------------

#### 【現状及び問題点】

地方自治法施行令第 167 条の 12 第 1 項では、地方公共団体の長が入札参加者の指名を行うとされている。

そして、上記各事業においては、その実施設計金額に応じて、6 者又は 10 者の入札参加者が指名されている。

宮崎県財務規則第 134 条では、指名競争入札は「なるべく 3 人以上の入札者を指名しなければならない。」とされ、更に、県が発注する建設関連業務の契約に係る指名競争入札参加者の指名基準等に関する要領(以下、本項において「要領」という。)第 4 条においては、「見積額が 500 万円未満の場合は 6 者以上の入札参加者、500 万円以上の場合は 10 者以上の入札参加者を指名すること」が定められている。

当該業務における「指名業者選定理由書」によれば、入札参加者を絞り込む過程が確認できるが、客観的な要件からある程度絞り込まれ、その後、「業務成績や手持ち業務の状況のほか、県内における同種業務の実施経験が多いことなどから、総合的に契約の相手方として適当であると認められること。」という要件で 6 者ないし 10 者に絞り込まれている。

しかし、最後に外された業者の実績等を見る限り、上記要件で除外される有意な事情は見当たらなかった。

この絞り込みについて、事後的に、情報開示請求等が行われた場合に合理的選考理由の説明が出来ない可能性があるとともに、入札参加者が絞り込まれている以上、事業者の受注機会の公平性等が損なわれている可能性を否定できない。

**【改善提案】**

指名競争入札の参加者は、要領で定める最小の参加者に必ずしも絞り込む必要はない。よって、県は、客観的な要件で入札参加者を絞り込んだ後、その時点で絞り込んだ参加者を指名することが望ましい。なお、最終的な入札参加者を更に絞り込む場合は、絞り込まれる際の具体的な要件や内容等を決裁文書として保存し、透明性を担保しておくことが望ましい。

<b>34</b>	<b>公共砂防事業費(桑水流川 3)</b>
-----------	------------------------

<b>意見</b>	<b>請求書日付の未記入について</b>
-----------	----------------------

**【現状及び問題点】**

本件事業の一つに「桑水流川工損調査(事前調査)その1」があるが、同事業終了後に事業者から受領している「業務委託料請求書」には、請求年月日が「令和 年 月 日」と未記入となっている。

請求日は土木設計業務等委託契約書第 32 条 2 項により請求日から 30 日以内に委託料を支払わなければならないとされている。

**【改善提案】**

請求書には、宮崎県西臼杵支庁の令和 4 年 12 月 19 日付受領印があるため、請求は同日以前であることは明らかであるものの、権利性を明確化するために必須であると考え。よって、県は、請負事業者に対して請求書には請求日を明記するよう指導することが望ましい。

<b>35</b>	<b>公共砂防事業費(なが迫谷)</b>
-----------	----------------------

該当なし。

<b>36</b>	<b>公共砂防事業費(大藪 2 地区)</b>
-----------	-------------------------

<b>意見①</b>	<b>請求書日付の未記入について</b>
------------	----------------------

**【現状及び問題点】**

本件事業の一つに「大藪 2 地区用地測量業務」があるが、同事業終了後に事業者から受領している「業務委託料請求書」には、請求年月日が「令和 4 年 月 日」と未記入となっている。

請求日は土木設計業務等委託契約書第 32 条 2 項により請求日から 30 日以内に委託料を支払わなければならないとされている。

同様の問題は、「大藪 2 地区地すべり観測業務」の業務完了届でも、届出年月日が「令和 年 月 日」と未記入になっていることが確認された。完了年月日についても、土木設計業務等委託契約書第 31 条 1 項において、請負事業者の義務とされている。

#### 【改善提案】

請求書には、宮崎県西都土木事務所の令和 4 年 8 月 10 日付受領印があるため、請求は同日以前であることは明らかである。しかし、請求書及び業務完了届の日付は、権利性を明確化するために必須であると考ええる。

よって、県は、請負事業者に対して請求書及び業務完了届には、日付を明記することが望ましい。

#### 意見②

#### 随意契約理由について

#### 【現状と問題点】

本件事業の一つである「大藪 2 地区積算技術業務」については、随意契約によって「公益財団法人宮崎県建設技術推進機構」が受託している。

地方自治法第 234 条 2 項は「指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」とされ随意契約は例外とされている。また、同施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号では、随意契約で行える例外の一つとして「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」と定められている。

随意契約審議書によれば、本件は同施行令同号に該当するものとして随意契約がなされている。しかし、その具体的理由を見ると、当該事業の性質として「土木工事標準積算基準書」及び関連する諸基準等を熟知し、積算の経験が豊富であるなど積算能力が求められるとともに、知り得た情報の機密の保持、中立・公平な立場であることが必要不可欠」とされ、当該事業者は、「積算経験豊富な技術者を多数有しておるとともに、積算業務を多数実施した実績があること、さらに、これらの実績において秘密保持が十分確保出来たことから信頼度も十分に備えている。」と記載されている。

しかし、積算業務自体を他の事業者がなし得ないものなのかについては疑問である。随意契約は例外的な契約方法であるからこそ、地方自治法及び同施行令は限定的な例外を定め、更には県も「令和 3 年 4 月会計事務の手引き」において、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」の具体例として、a～rまでの個別事例を掲げているところであるが、本事業がこれのどれに該当するのかが記載がない。

#### 【改善提案】

県は、随意契約を締結する際には、上記手引きのどの具体例に該当するのかを決裁文書等に記載し、具体的例に該当しない場合は、詳細な事実を記載した上で厳密に要件該

当性を明示すべきである。

(16) 県土整備部港湾課

<b>37</b>	<b>公共海岸保全港湾事業(防災・安全交付金 外浦港海岸)</b>
<b>意見</b>	<b>指名競争入札における入札者指名の手続きについて</b>
<p><b>【現状及び問題点】</b></p> <p>県は、公共海岸保全港湾事業として、令和 4 年度において防潮堤等の海岸保全施設を整備するため外浦港地質調査業務等を実施している。</p> <p>外浦港地質調査業務について、県は、事業者へ調査業務を委託しており、事業者の選定に当たって指名競争入札を実施している。</p> <p>指名競争入札の資料を閲覧したところ、10 者の入札参加者が指名されていた。</p> <p>宮崎県財務規則第 134 条では、指名競争入札は「なるべく 3 人以上の入札者を指名しなければならない。」とされ、更に、県が発注する建設関連業務の契約に係る指名競争入札参加者の指名基準等に関する要領(以下、本項において「要領」という。)第 4 条では、500 万円以上の場合は 10 者以上の入札参加者を指名することが定められている。</p> <p>当該業務における「指名業者選定理由書」によれば、入札参加者を絞り込む過程が確認できるが、客観的な要件から 14 者が絞り込まれ、その後、「業務成績や手持ち業務の状況のほか、県内における同種業務の実施経験が多いことなどから、総合的に契約の相手方として適当であると認められること。」という要件で、最終的に 10 者に絞り込まれている。</p> <p>しかし、14 者から 10 者へ絞り込まれた要件の具体的な内容は確認できなかった。</p> <p>この絞り込みについて、事後的に、情報開示請求等が行われた場合に合理的選考理由の説明が出来ない可能性があるとともに、入札参加者が絞り込まれている以上、事業者の受注機会の公平性等が損なわれている可能性を否定できない。</p> <p><b>【改善提案】</b></p> <p>指名競争入札の参加者は、要領で定める最小の参加者に必ずしも絞り込む必要はない。よって、県は、客観的な要件で入札参加者を絞り込んだ後、その時点で絞り込んだ参加者を指名することが望ましい。なお、最終的な入札参加者を更に絞り込む場合は、絞り込まれる際の具体的な要件や内容等を決裁文書として保存し、透明性を担保しておくことが望ましい。</p>	
<b>38</b>	<b>公共海岸保全港湾事業(津波対策緊急事業 古江港海岸)</b>
該当なし。	

(17) 県土整備部建築住宅課

<b>39</b>	<b>木造建築物等地震対策加速化支援事業</b>
<b>意見①</b>	<b>木造建築物等地震対策加速化支援事業の啓発について</b>



**【現状及び問題点】**

本件事業は、旧耐震基準で建築された木造住宅や危険ブロック塀等の所有者等に対して、国及び市町村と連携した耐震対策の支援を行うものであるが、対象となる木造住宅の居住者や危険ブロック塀等の所有者は、高齢者であるケースが多い。そのため、将来的な耐震対策に対する動機が低く、その必要性を強く感じられていないことが、本件事業推進の阻害要因となっている。

**【改善提案】**

南海トラフ大地震等、将来的に大規模地震が発生する可能性が高いと想定されるなか、いつ何時大規模地震が発生するかわからないため、県民の命や財産を守るべく、本件耐震対策にかかる啓発活動を、より積極的に行っていく必要があると考える。

**意見②**

**設計費用の取扱いについて**

**【現状及び問題点】**

本件事業は、耐震対策を実施した個人に補助事業を行う市町村に対して、支援補助金を給付する事業である。そのため、一旦個人で耐震対策費用を負担することとなるため、その大きな負担感が本件事業の推進を阻害する要因となると考えられる。また、耐震対策を実施することとした場合でも、その施工過程で追加費用が発生する可能性もあり、さらに耐震対策にかかる設計費用は支援補助金の算定対象とならず、完全に自己負担となっていることも、本件事業の推進を阻害する要因となっている。

**【改善提案】**

本件事業をさらに推進する対策として、設計費用を支援補助金の算定対象に含めること及びより経験豊富な建築士を育成、活用することによる耐震対策費用の精緻な見積もりの算定を可能にできるような対策を講じることが望まれる。

**意見③**

**他事業との連携について**

**【現状及び問題点】**

本件事業の対象となる木造住宅や危険ブロック塀等は、県内山間部においても点在している。これらの木造建築や危険ブロック塀等は、耐震対策のみならず、土砂災害対策の対象となるケースもあるが、耐震対策と土砂災害対策の連携が図られず、耐震化された住宅が土砂災害により被災した場合は、予算執行による効果が限定される。

**【改善提案】**

予算の効果的、効率的な執行を図る観点から、土砂災害対策等他事業との連携による適切な事業推進が望まれる。

(18)教育庁人権同和教育課

40	<b>学校と地域がつながる安全教育推進事業</b>
意見	<b>専門家等との連携について</b>
<b>【現状及び問題点】</b> 本件事業においては、実践的な防災教育及び安全教育の充実・推進を図る目的から、地域、関係機関及び専門家等と連携して取り組む必要があり、特に防災に関する専門家としての防災士との連携が重要である。現状、宮崎県内の県立学校において、141人(令和4年度)の教職員が防災士の資格を所有しているが、教職員の異動に伴う学校での資格所有者状況について確認する手続きが確立されていない。また、地域の防災士の高齢化が進んでおり、若年世代の防災士資格取得者が少ない状況にある。  <b>【改善提案】</b> 教職員の異動等により学校に防災士の資格所有者がいない可能性があることから、教職員の異動等のタイミングにおいて学校における防災士の存否を確認する手続きを検討されたい。また、防災士の高齢化が進んでおり、将来的に防災士が不足する可能性があることから、既存防災士の養成のみならず防災士資格取得のための積極的な支援事業を検討されたい。	

(19)総務部財産総合管理課及び農政水産部農業普及技術課

台1	<b>県有施設災害復旧費</b>	
意見①	<b>県有施設の復旧に係る災害復旧事業計画の作成について</b>	
<b>【現状及び問題点】</b> 県の地域防災計画によれば、次のとおり、災害復旧に関する事業計画を策定するように記載されている。 ＜災害復旧事業計画の作成＞ <table border="1" data-bbox="272 1518 1353 1760"><tr><td>災害復旧に当たっては、各施設の原形復旧に併せ再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画とし、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を検討して計画するものとする。 この場合、関係各機関は、災害復旧の効果が十分に発揮できるよう事前協議を行い、その調整を図るものとする。</td></tr></table> <p style="text-align: right;">※出所:「県地域防災計画」</p> 県に対して、台風14号で被害を受けた県有施設の復旧について具体的な災害復旧事業計画を作成しているか質問したところ、特段の計画は作成していないとのことであった。		災害復旧に当たっては、各施設の原形復旧に併せ再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画とし、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を検討して計画するものとする。 この場合、関係各機関は、災害復旧の効果が十分に発揮できるよう事前協議を行い、その調整を図るものとする。
災害復旧に当たっては、各施設の原形復旧に併せ再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画とし、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を検討して計画するものとする。 この場合、関係各機関は、災害復旧の効果が十分に発揮できるよう事前協議を行い、その調整を図るものとする。		

**【改善提案】**

災害の規模や内容によって、必ずしも計画が必要というわけではないと考える。しかし、令和4年度の台風14号で受けた災害を踏まえると、施設ごとの「将来の災害」に備えた災害復旧の内容、復旧のスケジュール及び復旧に係る財源等を検討した災害復旧事業計画の作成が望ましかったのではないかと考える。

よって、県は、今後、台風等によって県有施設に被害が生じた場合、被害状況に応じて、具体的な災害復旧事業計画を作成することが望ましい。

**意見②**

**復旧事業に係る業者の選定について**

**【現状及び問題点】**

本監査では、台風14号で被害を受けた県有施設の復旧事業のうち、農業試験場の復旧事業をサンプルとして抽出し検討を行った。

農業試験場における被害の内容は、ビニールハウスの倒壊や被覆材の破れ、ビニールハウスに関する機器の故障及び防鳥ネットの破損等であるため、これら被害に関しては修繕が実施されている。

当該修繕に関し、県は、合計35本の修繕工事を業者へ発注している。修繕工事的発注に伴う業者の選定手続きに関する書類を閲覧したところ、各工事において、複数の業者から相見積書が徴取される等、競争性を担保した適切な選定が行われているように見受けられた。

しかし、選定された業者を確認すると、35本の修繕工事のうち、19本は特定の業者への発注となっていた。確かに、競争性を担保した業者の選定がされているものの、相見積書を徴取する相手方に偏りが無かったのか等について、課題があると考えられる。

県によれば、ビニールハウスの修繕を行える業者は県内でも限られており、結果的に特定の業者が多くの修繕工事を請け負ったとのことであった。

しかし、閲覧した文書を見る限り、相見積書を徴取した業者の選定方法及びビニールハウスの修繕を行える業者は県内でも限られていること等の記載はなかった。

**【改善提案】**

県は、相見積書を徴取する相手方に偏りが無かったのか等について改めて検証するとともに、今後、同様の修繕工事を発注する場合には、相見積書を徴取する業者の選定方法及びビニールハウスの修繕を行える業者が限られる場合はその旨等の記載を決裁文書に記載することが望ましい。

**意見③**

**県有施設災害復旧費における指標の設定について**

**【現状及び問題点】**

県有施設災害復旧費については、事業の効果を把握するための特段の指標は設定されていない。県によれば、本事業については指標の設定は馴染まないため、設定していないとのことである。

しかし、事業を実施する以上、事業の効果を把握するとともに、有効性及び効率性等の観点から、指標の検討は必要と考える。

**【改善提案】**

確かに、防災事業においては、成果指標(アウトカム指標)の設定は難しいケースは想定される。その場合は、活動指標(アウトプット指標)の設定を検討することも考えられる。よって、県は、成果指標(アウトカム指標)だけでなく、活動指標(アウトプット指標)も踏まえて、指標の設定を検討することが望ましい。

県有施設災害復旧費については、「災害にかかった公共施設及び公用施設を原形に復旧すること」を行っていることを踏まえると、次のような指標が考えられる。

<考えられる指標(例)>

・復旧すべき各施設等の内容に対する復旧状況(復旧の割合)等

※出所「監査人作成」

(20)福祉保健部福祉保健課

<b>台 2</b>	<b>災害弔慰金</b>
該当なし。	

(21)商工観光労働部商工政策課

<b>台 3</b>	<b>商工業者再建支援補助金</b>
<b>意見</b>	<b>事業継続計画(BCP)又は事業継続力強化計画の提出状況について</b>
<b>【現状及び問題点】</b> 商工業者再建支援補助金交付要綱によれば、本補助金の交付対象者の条件として、事業継続計画(BCP)又は事業継続力強化計画を策定予定又は策定済みであることが規定されている。 各交付対象者の書類を閲覧したところ、県は、事業継続計画(BCP)又は事業継続力強化計画を策定予定の事業者から、「事業継続計画(BCP)又は事業継続力強化計画策定誓約(証明書)を入手している。なお、事業者の中には当該誓約(証明書)の文中において、「令和5年6月30日までに策定し、提出することを誓約します。」のように、本監査実施時点において、既に期日到来しているものも複数見受けられた。 このため、県に対して、事業継続計画(BCP)又は事業継続力強化計画の提出状況に係る追跡調査等を実施しているか質問したところ、現時点には行っていないが、調査等実施予定である旨の回答を得た。  <b>【改善提案】</b> 前述のとおり、県は、事業継続計画(BCP)又は事業継続力強化計画の提出状況に係る	

追跡調査等を実施予定とのことであるが、本監査実施時点では未了であった。  
 県は、事業継続計画(BCP)又は事業継続力強化計画の提出状況に係る追跡調査等を着実に実施することが望ましい。

(22)農政水産部農政企画課

<b>台 4</b>	<b>農林水産業共同利用施設災害復旧事業</b>
該当なし。	

(23)農政水産部農村整備課

<b>台 5</b>	<b>災害復旧予算(国費)</b>
該当なし。	

(24)農政水産部農産園芸課

<b>台 6</b>	<b>被災産地営農継続緊急支援事業</b>
<b>指摘事項</b>	令和 4 年度被災産地営農継続緊急支援事業実績報告書における記載事項の不備について
<p><b>【現状及び問題点】</b></p> <p>被災産地営農継続緊急支援事業において交付された補助金等に対する実績報告書の提出が求められている。宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱においては、補助事業実績報告書の添付書類として「(実績報告)第9条(1)実績報告書(別記様式第1号)」と規定されている。しかし、当該実績報告書の添付書類の欄には「(1)事業計画書」と記載されているものが散見された。これは当該要綱に違反した記載であり問題である。</p> <p><b>【指摘事項】</b></p> <p>令和 4 年度被災産地営農継続緊急支援事業実績報告書の添付書類の記載事項は、宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱で規定されている記載にしなければならない。よって、県は添付書類について適切に記載された実績報告書の提出を求めるべきである。</p>	

(25)農政水産部水産政策課

<b>台 7</b>	<b>漁業経営継続緊急支援事業</b>
<b>指摘事項</b>	実績報告書の添付資料について
<p><b>【現状及び問題点】</b></p> <p>漁業経営継続緊急支援事業は、補助金事業であり補助事業者から実績報告書の提出を義務付けている。漁業経営継続緊急支援事業費補助金交付要綱において、「(実績報告)第11条で(1)事業実績書(別記様式第1号)、(2)収支決算書(別記様式第2号)、(3)種苗導入支援事業にあつては、受領証や領収書等の当該種苗等の導入を証明する書類、</p>	

(4)施設復旧支援事業にあつては、当該施設等の契約書や領収書等復旧を証明する書類及び完成写真」と規定されている。しかし、実績報告の添付資料として請求書のみのものが散見された。請求書のみでは、当該要綱が規定する種苗等の導入を証明する書類としては不十分である。

**【指摘事項】**

補助事業実績報告書の添付書類として、補助事業者に受領書や領収書等の提出を求め、通帳の写し等の支払いの事実がわかる資料の提出を求める必要がある。

<b>意見</b>	<b>補助金等交付申請書とその添付書類の提出先の不一致について</b>
-----------	-------------------------------------

**【現状及び問題点】**

漁業経営継続緊急支援事業費補助金交付要綱の第11条第2項(5)によると「補助対象者が市町村であつて、この補助金を財源に補助を受ける事業主体がある場合、事業主体が市町村に提出した補助金等交付申請に係る事業計画書及び収支予算書等の添付書類を県に提出することになっている。しかし、補助事業者が市町村に提出した補助金等交付申請書の添付書類の提出先が市町村長宛てではなく、県知事宛てになっているものが散見された。これは、当該要綱を遵守していないことになり問題である。

**【改善提案】**

補助対象者の市町村に対して、当該要綱に遵守した補助金等交付申請書及び添付書類の提出をもとめるべきである。

(26)農政水産部畜産振興課

<b>台 8</b>	<b>畜産経営再開緊急支援事業</b>
該当なし。	

(27)県土整備部河川課

<b>台 9</b>	<b>海岸保全事業(海岸漂着物等地域対策推進事業)【延岡港 東海海岸】</b>
<b>指摘事項</b>	<b>工事打合簿の不備について</b>
<b>【現状及び問題点】</b>	
<p>工事請負契約に基づき請負工事を行う場合、工事打合せを事前に実施し、「工事打合簿」を作成することとなっているのが通例である。当該工事打合簿の中央部には協議事項に対する処理事項等を記載する欄があり、その下部に日付欄及び査閲者等の押印欄が設けられている。しかし、協議事項に対する処理事項等を記載する欄は何も記載されておらず空欄で、また日付欄には日付が記載されておらず、さらに査閲者等の押印欄押印されておらず空欄となっているものが散見された。これでは、協議事項に対応したか否か、またいつどのような対応が行われたのか不明であり問題がある。</p>	

<b>【指摘事項】</b>	
工事打合簿の協議事項に対する処理事項等を記載する欄及び日付欄には適切な記載を行うとともに、査閲者等の押印欄に押印を行うべきである。	
<b>意見①</b>	<b>工事履行報告書の不備について</b>
<b>【現状及び問題点】</b>	
「工事履行報告書」は工事関係書類の一つである。受注者が、設計図書に定められたとおりに契約が履行されていることを、発注者に報告する義務がある。工事履行報告書は発注者が工事履行状況や施工方法、工程管理状況などを把握して、必要な指示を行うための書類である。当該工事履行報告書の下部には査閲者の押印欄が設けられているが空欄となっている。これでは、工事履行報告書の内容が査閲者の査閲を受けておらずその適正性に疑義があり問題となる。	
<b>【改善提案】</b>	
工事履行報告書の査閲者押印欄には、査閲者が査閲した場合には必ず押印する必要がある。	
<b>意見②</b>	<b>海岸保全事業(海岸漂着物等地域対策推進事業)【延岡港 東海海岸】に係る業務委託契約の入札について</b>
<b>【現状及び問題点】</b>	
海岸保全事業(海岸漂着物等地域対策推進事業)【延岡港 東海海岸】は、委託事業であり委託事業者の選定については指名競争入札が採用されている。「入札参加者選定理由書」における選定理由によると、入札参加者については、道路施設等行政財産の維持・管理等に関する業務委託契約に関する要領に基づき、「県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱第 7 条に規定する建設業者等有資格者名簿に記載された者から設計金額が 2,000 万円以上であるため選定業者数を 10 者とした。」とされている。しかし、入札状況及び結果を見ると、10 者のうち 4 者は辞退し 2 者は入札書比較価格超過で失格となっており実質的には残りの 4 者での競争となっている。この結果を見ると競争原理が働いているとは言い難い状況である。	
<b>【改善提案】</b>	
地方自治法 234 条では、一般競争入札が原則とされていること及び実質的な競争原理を働かせるためにも一般競争入札の採用も検討されたい。	
<b>台 10</b>	<b>令和 4 年度 4 河川災第 518-1 号 石氷川 河川災害復旧工事</b>
該当なし。	